資料2－2

令和8年9月9日
事務局：副首都推進局

広域と基礎の事務分担について （資料編）

・この事務分担案は、副首都・大阪にふさわしい大都市制度を設計するにあたり、『大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）』第5条第1項第5号の規定に基づく特別区設置協定書の事務分担を作成するための基礎資料となるものである。
・事務分担案については、今後、副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会での議論を踏まえ変更されることがあるが、最終的に確定した内容をもって本資料を修正し同協定書にも反映していくこととなる。

《目次》

１．まちづくり ・・・

凡　　例

■　R8年度に実施している3，046事務（市3，039事務、府7事務）について、各事務の概要及び事務分担案を、12「分野」別に記載。

■　制度移行に伴い終了することが想定される32事務については、「13　終了事務」に、まとめて記載。

【凡例】

○「事務の名称」
：局と区が役割分担をしながらも一体的となって実施している事務については、事務の名称が局と区で同一となっているが、その場合、区の事務名称の末尾に（区）と記載。

○「所属」
：現在当該事務を実施している所属を記載。なお、府の所属については、冒頭に「府」を記載の上、所属名を記載。

○「事務の種別」
：R8年5月1日時点の状況を記載。
「法令」　＝　法令（法律、政令、府省令）の具体的条項に基づき、行政庁や行政主体（以下、「行政庁等」）に具体的な行為が義務付けられているもの、あるいは、行政庁等に具体的な権限が付与されているもの等
「要綱等」＝　国の要綱･通知に基づいて行政庁等が実施している事務
「任意」　＝　上記のいずれにも該当しない事務（大阪市条例に基づく事務、市の単独事務等含む）

○「大都市特例等」
：「法令」事務及び「要綱等」事務について、実施する行政庁等の権限を「政令市」「中核市」「一般市」「都道府県」等に分けて記載。
根拠法令で別途定められているものなどは、その内容を記載。

○「東京の状況」
：東京都の権限、もしくは実施状況を記載。
「都」　＝　東京都の権限、もしくは東京都が実施しているもの
「都・区」＝　東京都および特別区の権限、もしくは東京都および特別区が実施しているもの
「区」　＝　特別区の権限もしくは特別区が実施しているもの

○「事務分担案」
：新たな大都市制度移行時に当該事務を担う主体に「●」を記載。特例条例による権限移譲などにより実施する事務については、元の法令権限等における主体に「○」を記載。
「広域」　＝　新たな広域自治体で実施。
「特別区」＝　特別区で実施。それぞれの特別区で当該事務を実施する場合は「各区」へ記載し、複数の特別区が連携して実施する場合は「連携」へ記載。
なお、「連携」については、広域連合とする場合（「連合」と付記）、機関等の共同設置とする場合（「共同」と付記）について記載。

≪1. まちづくり≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	都市計画（都市再生特別地区・用途地域等）	1	都市計画決定等に関する事務（都道府県権限）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。また、都市計画決定を行ったことにより、区域に生ずる許認可などに関する事務を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等 （下線の都市計画にかかる事務（許認可を除く）は大阪府へ事務委託中）	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		2	都市計画決定等に関する事務（都の特例権限）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。また、都市計画決定を行ったことにより、区域に生ずる許認可などに関する事務を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	計画調整局	法令	一般市		都				法定協議会協議中
		3	都市計画決定に関する事務（大阪府へ事務委託）	「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」に基づき府市一体で広域的なまちづくり及び交通基盤の整備等を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務を大阪府へ事務委託している。 事務委託案件の都市計画決定にかかる大阪府との連絡調整を行う。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再生特別地区、道路（一般国道、自動車専用道路）、都市高速鉄道等 （大阪府へ事務委託中）	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		4	都市計画審議会に関する事務（都道府県権限）	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等 （下線の都市計画に係る事務は大阪府へ事務委託中）	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		5	都市計画審議会に関する事務（都の特例権限）	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営 （都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	計画調整局	法令	一般市		都				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		6	都市計画審議会に関する事務 （大阪府へ事務委託）	「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」に基づき府市一体で広域的なまちづくり及び交通基盤の整備等を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画事務に係る都市計画審議会の運営に関する事務を大阪府へ事務委託している。 事務委託案件の意見聴取にかかる審議会運営を行う。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再生特別地区、道路（一般国道、自動車専用道路）、都市高速鉄道等 （大阪府へ事務委託中）	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		7	都市再開発方針等関係業務	都市再開発方針等は、都市計画法における「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中に含まれていたが、平成12年5月の同法改正に伴い、独立した都市計画として定めることとなった。都市再開発方針等の変更に向け、関係局や大阪府と調整を行う。	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		8	都市再生特別地区の寄付金活用	都市再生特別地区の制度（公共貢献）を活用し、本市が行う高質な公共空間の整備等への協力として拠出された寄付金の歳入歳出事務及び予算編成時の各局事業の集約及び予算化事務	計画調整局	任意			都				法定協議会協議中
		9	流通業務市街地の都市計画に関する事務	流通業務市街地の整備及び必要な都市施設に係る都市計画の策定	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		10	都市計画アセス関連事務 【法】（都道府県権限）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価法に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		11	都市計画アセス関連事務 【法】（都の特例権限）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価法に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （特区制度の場合、都の特例制限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（3ha超）、沿道地区計画（3ha超）等	計画調整局	法令	一般市		都				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		12	都市計画アセス関連事務【任意】(都道府県権限に附随)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの) 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園(10ha以上)、河川等	計画調整局	任意			都				法定協議会協議中
		13	都市計画アセス関連事務【任意】(都の特例権限に附随)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの) 用途地域、特定街区(1ha超)、公共下水道、市場、地区計画(3ha超)、沿道地区計画(3ha超)等	計画調整局	任意			都				法定協議会協議中
2	都市計画(地区計画等)	14	都市計画決定等に関する事務(特別区権限)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。また、都市計画決定を行ったことにより、区域に生ずる許認可などに関する事務を行う。 (都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの) 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園(国、都道府県設置以外)、地区計画(3ha以下)、沿道地区計画(3ha以下)等	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		15	都市計画審議会に関する事務(特別区権限)	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営 (都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの) 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園(国、都道府県設置以外)、地区計画(3ha以下)、沿道地区計画(3ha以下)等	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		16	都市計画アセス関連事務【法】(特別区権限)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価法に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの) 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園(国、都道府県設置以外、地区計画(3ha以下)、沿道地区計画(3ha以下)等	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		17	都市計画アセス関連事務【任意】(特別区権限に附随)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 (都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの) 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園(国、都道府県設置以外、地区計画(3ha以下)、沿道地区計画(3ha以下)等	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
3	都市計画企画立案支援	18	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。 地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図(1／2,500)、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図(A2判)を出力し、市民の閲覧に供するものである。 都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えるとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。	計画調整局	任意			区		●		
		19	3D都市モデルによるまちづくりに関するデータの可視化・活用推進事業	3D都市モデルに係るユースケース開発・活用の基礎となるプラットフォーム(大阪PLATEU VIEW)を提供するとともに、3D都市モデルデータについて定期的な更新を実施	計画調整局	任意			区		●		
		20	都市開発プロモーションに関する事務	国内外の不動産投資家や都市開発事業者等に対して重点的に都市の開発や再生を推進する都市再生緊急整備地域を中心に、国内外へ各地区の魅力のPRを官民連携して行い、海外での知名度向上に努め、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図る。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		21	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	計画調整局	任意			区		●		
		22	統合型GIS運用管理事務	統合型GISにかかるシステムの運用管理。	計画調整局	任意			区		●		
		23	都市計画基礎調査(任意)	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行なっている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	計画調整局	任意			区		●		
		24	大阪PLATEU VIEWにかかる運用管理事務	大阪PLATEU VIEW(庁内)にかかる運用管理	計画調整局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		25	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	統合型GISは、全庁的な地図活用業務基盤データを整備し連携することにより、総合的に地図活用業務のプロセスを改善し、行政事務の総コストを縮減する。また、市民向けとして、電子地図上に分かりやすく行政情報を掲載し、市民の来庁負担を軽減するなどの市民サービスの向上並びにアカウンタビリティの向上を図り、市民参加のまちづくりの活性化に繋げる。	計画調整局	任意			区		●		
4	住宅市街地の整備	26	マメまちづくり(小規模で柔らかい土地区画整理事業)に関する推進事務	土地区画整理事業の特長である換地手法の活用が有効と考えられるエリアにおいて、土地区画整理事業のノウハウと経験を活かし、本市施策や課題の整理、解決を図るために、区や局と連携してマメまちづくりを実施する。 また、民間事業者によるマメまちづくりの普及・推進を図るために、情報発信に取り組む。	都市整備局	任意			都・区		●		
		27	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	計画調整局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		28	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務	「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく防災街区整備地区計画等に係る勧告・公告等、防災都市施設の整備のための特別の措置に係る許可等及び防災街区整備推進機構に係る指定・公示等の事務	計画調整局	法令	中核市		都	○	●		
		29	独立行政法人都市再生機構施行に係る土地区画整理事業の認可関連事務	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づいて処理する。 独立行政法人都市再生機構施行の土地区画整理事業の認可業務など (換地計画の認可、換地計画の変更の認可、換地処分の届出の受理、換地処分の公告)	都市整備局	法令	都道府県		都	●			
		30	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			
		31	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の補助事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から補助を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			
		32	組合等の土地区画整理事業の施行に係る技術的助言等事務	組合等の施行する土地区画整理事業にかかる次の事務。 ・経由、縦覧、公告などの事務 ・事業を円滑に推進するための指導、監督、技術的助言業務	都市整備局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		33	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（住宅街区整備事業）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業や都心共同住宅供給事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。 ・縦覧に供した事業計画に関する意見書の受理 ・都道府県都市計画審議会への意見書の付議　等	都市整備局	法令	政令市		都	●			
		34	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	本事業は、天王寺・阿倍野ターミナルの南西に位置する約28haの区域（権利者数3,000人以上）において、公共施設と再開発ビルを総合的に整備して、土地の高度利用、都市機能の更新及び防災性の向上を図り、安全で住みよいまち、賑いと魅力のあるまちづくりを行うことを目的に、昭和51年度から進めている第二種市街地再開発事業である。	都市整備局	法令	地方公共団体		都		●		
		35	ブロック塀等撤去促進事業に係る事務	地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、道路等に面した一定の高さ以上の民間ブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設をする場合に、当該撤去等に要する費用の一部に対して補助を実施し、市民の安全・安心の確保を図る。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		36	三国東地区土地区画整理事業	三国東地区土地区画整理事業の施行事務	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		37	淡路駅周辺地区土地区画整理事業	淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行事務	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		38	市街地再開発事業に係る認可関連事務（権限移譲）	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づいて実施する再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業に係る認可等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	都道府県		都	●			
		39	土地区画整理事業に係る意見書の処理等に関する事務（指定都市権限）	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議等。	都市整備局	法令	政令市		都	●			
		40	土地区画整理事業に係る事務・事業管理事務	本市の施行する土地区画整理事業の実施にかかる次の事務。 ・進行管理事務 ・予算調整事務 ・法令審査事務 ・移転建築物等の補償審査事務 ・各種懸案問題の処理事務	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		41	土地区画整理事業に係る事業計画の縦覧等に関する事務（一般市権限）	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る縦覧及び公告等 組合施行の賦課金等の滞納処分事務 本市施行以外の事業に伴う書類の送付にかかる公告事務	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		42	土地区画整理事業に係る換地処分済地区の清算事務	本市施行の土地区画整理事業の換地処分後にかかる次の事務 ・清算金の徴収交付事務 ・所管用地の管理及び処分事務 ・道路・公園等の工事及び維持管理事務 ・公共施設・所管用地等の測量事務 ・移転補償事務	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		43	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理等事務	土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス、大正地区文化交流プラザ（アゼリア大正）、マリンテニスパーク北村の管理運営事務 上記3施設の効率的な施設運営手法の検討事務	都市整備局	任意			都・区		●		
		44	土地区画整理事業基金積立金	土地区画整理事業基金への積み立て	都市整備局	任意			都・区		●		
		45	生野区南部地区整備事業（住宅市街地総合整備事業関係）に係る事務	平成6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		46	生野区南部地区整備事業（住宅地区改良事業関係）に係る事務	住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集し保安衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区（改良地区）において、不良住宅をすべて除却し、生活道路・児童遊園・集会所等を整備するとともに、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設する事業である。現在、生野区南部地区（6.15ha）において事業を実施している。	都市整備局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		47	住宅地区改良事業	【住宅地区改良事業】 住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集し、住環境や防災面で問題を抱えている地区（改良地区）において、不良住宅をすべて除却し、生活道路・児童遊園・集会所等を整備するとともに、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設する事業である。現在、老朽住宅が建て詰まり、狭あい道路も多い西成地区のうち、特に老朽住宅が集中する長橋地区（1.6ha）・旭地区（1.2ha）において事業を実施している。 【未利用地の管理・活用業務】 事業収束済の改良地区において、未利用地の管理、暫定利用・処分などの活用業務を行っている。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		48	防災街区計画整備組合に関する認可関連事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区計画整備組合の設立や解散等の認可、監督等に関する事務	都市整備局	法令	中核市		都	○	●		
		49	防災街区整備事業等に関する事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく居住安定計画の認定等に関する事務	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		50	防災街区整備事業に係る認可関連事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業に係る認可、承認、届出受理、公告等	都市整備局	法令	政令市		都	○	●		
		51	防災街区整備事業等に関する事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業を施行する場合における都道府県への認可に関する事務	都市整備局	法令	地方公共団体		区		●		
		52	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	令和3年3月策定の「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、「対策地区（約3,800ha）」において、密集市街地の不燃化とあわせて、地域の防災力の向上を図るため、地域住民と連携・協働し、下記の各事業等を実施する。 ・狭あい道路拡幅促進整備事業 ・主要生活道路不燃化促進整備事業 ・まちかど広場整備事業 ・感震ブレーカー設置促進事業	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		53	都市再開発融資制度に係る事務	本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買入れる者に必要な資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実により平成19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行っている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		54	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（都心共同住宅供給事業の認定等）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業や都心共同住宅供給事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。 ・個人施行者や組合が実施する住宅街区整備事業の認可 ・民間事業者等が実施する都心共同住宅事業の認定　等	都市整備局	法令	中核市		都	○	●		
		55	市街地再開発事業に係る事務（一般市権限）	都市再開発法に基づき、一般市町村の権限の範囲内で、民間施行による市街地再開発事業の申請の受理等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		56	市街地再開発事業に係る認可関連事務（指定都市権限（中核市権限のものを除く））	都市再開発法に基づき、指定都市の権限の範囲内で、民間施行による市街地再開発事業の認可等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	政令市		都	●			
		57	再開発事業計画に係る認定関連事務（中核市権限）	都市再開発法に基づき、中核市の権限の範囲内で、民間施行による再開発事業計画の認定等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	中核市		都	●			
		58	民間施行の土地区画整理事業に係る認可関連事務	個人、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の許認可関係業務	都市整備局	法令	中核市		都	●			
		59	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		60	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	既成市街地において、都市機能の更新、密集住宅市街地の整備改善等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業について国が助成を行う「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、「大阪市対策地区（約3,800ha）」で事業を実施している。 また、事業化に至らなかった用地について、維持・管理を行うとともに、当該用地の売却を進めている。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		61	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	令和3年3月策定の「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、面的な災害の可能性の高い市街地である「対策地区（約3,800ha）」において、密集市街地の不燃化を図るため、下記の各制度等を実施する。 ・狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度 ・建替建設費補助制度（戸建住宅隣接取得） ・建替アドバイザー派遣制度 また、最低限の安全性の確保が必要な防災街区を「重点対策地区」（10街区・約640ha）として位置付け、延焼危険性と避難困難性の改善を早期に図るため、下記の各制度等を実施する。 ・狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度 ・防災空地活用型除却費補助制度 ・建替建設費補助制度（集合住宅）	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		62	工事積算システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業の道路・公園等の工事に伴う設計業務に使用する、工事積算システムの運用管理。	都市整備局	任意			都・区		●		
		63	補償金算定システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴い移転等を要する建物その他工作物等の調査及び補償金の算定に使用する、補償金算定システムの運用管理	都市整備局	任意			都・区		●		
		64	測量計算CADシステム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴う測量事務に使用する、測量CADシステムの運用管理	都市整備局	任意			都・区		●		
5	景観行政	65	大阪市景観計画関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準（建築美観誘導基準）を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受付ける。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		66	景観形成方策の推進	都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい都市景観の形成に向け、本市景観施策の推進・見直しに向けた調査・検討を行う。 本市景観施策について、市民や事業者等へ広く周知し、良好な景観の形成を図るために必要な協議・説明を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		67	景観重要公共施設の指定関連事務	景観法第８条第２項第４号ロ及びハの規定に基づき、良好な景観の形成のために必要な公共施設（道路・公園・河川等）を指定し、当該公共施設を整備する際の事項又は占用等する際の基準を設ける	計画調整局	法令	その他	景観行政団体である市町村または都道府県	都・区				法定協議会協議中
		68	景観重要公共施設に関する協議関係事務	上記で指定した景観重要公共施設を整備又は占用等する際に、整備主体又は占用者等との事前協議により、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		69	景観計画に基づく外観変更等に関する事務	重点届出区域等において、デザイン性の高いメディアファサードの設置若しくは広告を含まないプロジェクションマッピングの掲出又は建築物のラッピングの掲出に係る協議を行い、大阪を代表するようなにぎわいの形成やまちの魅力向上を促進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		70	景観協定の認可関連事務	景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により定められた協定について景観行政団体（大阪市）の長が認可を行う。	計画調整局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中
		71	景観整備機構の指定関連事務	民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人について、その申請により景観行政団体（大阪市）が景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける。	計画調整局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中
		72	御堂筋デザインガイドライン協議事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間において、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみの創造を図るため、御堂筋デザインガイドラインに従った誘導を行っている。 令和３年４月には御堂筋デザインガイドライン区間においてもデジタルサイネージの設置協議が可能となるよう「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱」を制定している。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		73	御堂筋デザインガイドライン運用関係事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間においては、地区計画の改定とあわせて「御堂筋デザインガイドライン」(大阪市H26.1)を制定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が協議を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		74	デジタルサイネージ及び一時広告等関連事務	重点届出区域において、デジタルサイネージを設置する場合又は一時広告物の表示若しくは一時広告物を掲出する物件の設置を行う場合に協議を行い、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い屋外広告物の配置を促進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		75	御堂筋彫刻ストリートの推進	御堂筋を市民や外部からの来訪者に親しまれるアメニティ豊かな芸術文化軸としていくため、世界的にも一級品である彫刻29体(沿道企業等の寄付により道路上に設置)について、適切な維持管理を行うとともに、彫刻ガイドツアーを情報発信ツールとして活用し、御堂筋の魅力を高めていく。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		76	都市景観委員会	都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		77	わがまちナイススポットの発見(都市景観資源の発掘・活用)(制度管理)	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。 制度管理は、登録にかかる審査を行う都市景観委員会への意見聴取手続きや、登録景観資源の専門的な助言を行う事務。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		78	わがまちナイススポットの発見(都市景観資源の発掘・活用)(募集・登録等)	上記事務のうち、景観資源の募集・登録、登録された景観資源の活用等に関する事務。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		79	大阪都市景観建築賞	大阪市、大阪府、公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会近畿支部、一般社団法人日本建築協会の6者主催により、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建物やまちなみを広く一般から推薦していただき、その中で特に優れたものを表彰する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		80	屋外広告物の許可に関する事務【景観行政団体】(制度管理)	本市における良好な景観の形成、風致の維持および公衆に対する危害防止の観点から、屋外広告物法並びに同条例で定めた広告物の表示等の制限及び方法等の基準に基づき、個々の申請内容を審査し、許可行為を行う。また、違反した広告物等に対し停止命令や相当の期限を定め改修、移転、除却など処分を行う。 また、法および条例に基づき、指定した広告物景観形成地区における基本計画の策定を行うとともに、その内容をふまえ、地域の特性に応じた規制・誘導を図ることで、良好な都市景観を形成し、修景を向上させていていく。 ・警察、道路部、都市計画局(景観担当)との協議・調整を要し、本市として一括して行う必要がある許可(地下街・地下道広告、駅・バス停広告等)に関する事務 国、他都市、業界団体等との連絡・調整に関する事務 屋外広告業の登録に関する事務 条例・規則(屋外広告物条例、規則)の改正・運用や、審議会(屋外広告物審議会)の制度管理事務	建設局	法令	その他	景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中
		81	屋外広告物の許可に関する事務【中核市】	屋外広告業の登録について、条例制定を行うとともに、屋外広告業を営むものへの指導・助言・勧告を行う。	建設局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		82	景観計画の策定及び景観計画に基づく行為の規制等関連事務	良好な景観の形成を図るため、対象区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定の方針などを定めた景観計画を策定及び変更する。 一定規模を超える建築物等の建築、重点届出区域における屋外広告物を表示等する場合、景観計画に定める形態・意匠等について、景観計画に基づき届出を受付ける。	計画調整局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中
		83	違反広告物対策事務【工営所】	道路の保全及び適正な利用を確保するため、屋外広告物法に基づき道路上の違反広告物(道路上のはり紙や管理されずに放置されているはり札・広告旗・立看板等)の解消を行っている。 現場に関わる業務を工営所が担っている。 ・違反者への是正指導、直営による除却 ・管理道路条例違反簡易広告物除却業務委託の監督 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度(ボランティア制度「かたづけ・たい」)の日常的な窓口(除却物の回収、従事者の事故遭遇時の緊急連絡先等) ・違反広告物を掲出している店舗等へ広告物を配付しているメーカーやフランチャイズ本部等の広告主に対する指導勧告の前後の現地調査	建設局	法令	その他	景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		84	違反広告物対策事務【本課】	道路の保全及び適正な利用を確保するため、屋外広告物法に基づき道路上の違反広告物（道路上のはり紙や管理されずに放置されているはり札・広告旗・立看板等）の解消を行っている。 事務的な部分を本課が担っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定 ・全市に及ぶ案件への対応（複数区に存在するチェーン店の違反広告物等に関する広告主への指導等） ・管理道路条例違反簡易広告物除却業務委託の設計・発注 ・大阪市路上違反簡易違反広告物撤去活動員制度（ボランティア制度「かたづけ・たい」）の事務局 ・違反広告物を掲出している店舗等へ広告物を配付しているメーカーやフランチャイズ本部等の広告主に対する文書による指導勧告	建設局	法令	その他	景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中
		85	景観重要建造物等の指定関連事務	景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な建造物（建築物や工作物）を景観重要建造物として指定する。 景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定する。	計画調整局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	都・区				法定協議会協議中
		86	地域景観づくりに関する事務	地域景観づくり推進団体の認定、地域景観づくり協定の認定及び当該団体又は協定に対する補助金の交付やアドバイザーの派遣により、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
6	建築基準法関係	87	建築基準法関連業務（地方公共団体権限）	建築基準法に基づく条例の制定・改正（地区計画条例・建築協定条例を除く）	計画調整局	法令	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
		88	建築基準法関連業務（市町村権限）	地区計画条例の制定・改正 建築協定条例の制定・改正 建築協定関係事務	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		89	建築基準法関連業務	建築確認申請及び計画通知の審査及び専門相談 建築物の許可及び認定 指定確認検査機関への調査報告書の交付 建築物に関する中間検査及び完了検査 違反建築物に対する措置 指定確認検査機関への立入り検査 建築物、建築設備、防火設備に関する定期報告業務 建築統計の作成 建築計画概要書の閲覧業務 道路判定、道路位置指定及び道路台帳の整備 建築審査会運営及び審査請求審理手続き	計画調整局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中
		90	建築基準法に関する任意事務	建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 建築相談 「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		91	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動をおこなう。	計画調整局	要綱等	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
		92	道路工事等による建設副産物のリサイクル促進事務	道路工事等による建設発生土や建設廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用を促進するために関係機関と調査検討、協議や情報交換を行い、建設リサイクルの推進に努めている。また、建設発生土を工事間流用し、港湾地区の埋立に活用するために、港湾局と港湾地区への埋立に関する業務協定を毎年度締結し、搬入土量の調整、管理を行っている。同時に道路内工事で発生又は利用する特定建設資材に関する届出、通知についての受付・審査・受領書等の交付を行っている。	建設局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中
		93	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく許可事務	認定長期優良住宅の建築を促進するとともに、認定長期優良住宅における公開空地等を確保する建築計画で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資するものについて、容積率制限の緩和許可を行う。	計画調整局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		94	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく建替計画の認定等に関する業務	都市整備局	法令	その他	所管行政庁	都・区				法定協議会協議中
		95	市民用建築情報検索システム運用管理事務	市民用建築情報検索システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務、システム改修業務	計画調整局	任意			都・区		●		
		96	都市再生特別措置法に基づく認定事務	特定都市再生緊急整備地区内において、都市再生特別地区に関する都市計画に重複利用区域及び当該区域内の建築限界が定められた場合に、申請に基づいて道路上空利用の認定を行う。	計画調整局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中
		97	マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく許可事務	耐震性不足等として認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンション等で、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、容積率制限及び高さ制限の緩和許可を行う。	計画調整局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中
		98	建設リサイクル法関係業務	一定規模以上の建築物の解体工事等を行う際に義務付けられる、建設資材の分別解体等に関する届出等。(認定道路工事は建設局へ届出)	計画調整局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中
		99	建築物省エネ法関係業務	原則全ての住宅・建築物の新築・増改築等を行う際に義務付けられる、省エネ基準適合に係る適合性判定業務及び任意で申請される省エネ性能向上計画に係る認定業務等を行う。	計画調整局	法令	その他	所管行政庁	都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		100	優良宅地・優良住宅の認定事務	土地の投機的取引を抑制するために、法人等の土地の譲渡益に対しては重課の措置が採られているが、昭和48年に公布された租税特別措置法により、優良な宅地及び住宅の供給を阻害しないように、一定の基準に適合する優良宅地・優良住宅の譲渡益に係る課税の一部が免除される。その優良宅地・優良住宅の基準に適合しているかどうかの認定を行っている。 （租税特別措置法に基づき市町村長又は特別区の区長の事務とされた認定事務のみ）	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		101	「大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づく優良宅地・優良住宅の認定事務	土地の投機的取引を抑制するために、法人等の土地の譲渡益に対しては重課の措置が採られているが、昭和48年に公布された租税特別措置法により、優良な宅地及び住宅の供給を阻害しないように、一定の基準に適合する優良宅地・優良住宅の譲渡益に係る課税の一部が免除される。その優良宅地・優良住宅の基準に適合しているかどうかの認定を行っている。 （租税特別措置法に基づき都道府県知事の事務とされた認定事務のみ）	計画調整局	法令	都道府県		都				法定協議会協議中
		102	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定等に係る事務	要安全計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告に係る命令、結果の公表等を行う。 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の促進のために必要な指導、助言、指示等を行う。 建築物の耐震改修をしようとする者が耐震改修計画の認定を受けようとするときに、その認定を行う。 建築物の所有者が、所有建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けようとするときに、その認定を行う。 耐震診断が行われた区分所有建築物が存する建築物の管理者等が、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けようとするときに、その認定を行い、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をする。	都市整備局	法令	その他	所管行政庁	都・区				法定協議会協議中
		103	長期優良住宅認定制度に係る事務	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、長期優良住宅建築等計画の認定を実施する。	都市整備局	法令	その他	所管行政庁	都・区				法定協議会協議中
		104	マンション除却等の必要性に係る認定に係る事務	マンションの再生等の円滑化に関する法律をふまえ、分譲マンションの円滑な再生を促進するため、法令に基づき、マンション除却等の必要性に係る認定事務を実施している。	都市整備局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		105	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務	建築物の計画について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合する場合の認定事務。「大阪府福祉のまちづくり条例」における制限の緩和についての認定事務。	計画調整局	法令	その他	所管行政庁	都・区				法定協議会協議中
		106	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」別表第1((2)ケを除く)に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査，勧告、公表に係る事務。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		107	民間開発に伴う手続き(大規模・地下街)	＜民間開発に伴う交通処理計画の調整＞ 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。 ＜大規模小売店舗立地法関連＞ 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。 ＜地下街連絡協議会＞ 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛星、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		108	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく特定施設に係る事前協議等に関する事務	大阪府福祉のまちづくり条例第41条に基づく都市施設に係る事前協議、完了届出、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		109	浄化槽法関係業務	浄化槽の設置等の際に設置者に義務付けられる届出。	計画調整局	法令	その他	特定行政庁	都・区				法定協議会協議中
		110	都市の低炭素化の促進に関する法律関係業務	低炭素化のための建築物の新築等の計画が、エネルギーの使用の効率性等に関する法令の基準に適合している場合に、申請に基づいて認定を行う。 都市の低炭素化の促進に関する法律：平成24年12月4日施行	計画調整局	法令	その他	所管行政庁	都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		111	建築行政支援システム運用管理事務	建築行政支援システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	計画調整局	任意			都・区		●		
		112	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
7	開発指導	113	独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に関する建築行為等の許可	独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある建築行為等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	計画調整局	法令	都道府県		都				法定協議会協議中
		114	開発審査会に関する事務	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決等 ・審査請求の受付、文書送達等 ・審査会運営	計画調整局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		115	土地区画整理法による建築物等の規制	事業者が土地区画整理事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある建築行為等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	計画調整局	法令	一般市		都				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		116	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	開発指導行政に係る調査・立案事務 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務（一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。） 「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務（敷地面積500㎡以上1000㎡未満で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。） 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務（ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。） 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務（一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出） 住宅附置誘導関係事務（JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。） 建築誘導行政の企画・調整事務	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		117	都市再開発法による建築物等の規制	都市再開発事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、増築等、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	計画調整局	法令	一般市		都				法定協議会協議中
		118	開発許可等に関する事務	都市計画法第29条及び同施行令第19条により、大阪市おいては開発区域面積が500㎡以上の開発行為（建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定められている。 法に定める開発許可要件に適合する開発許可申請に対する開発許可のほか、関連事務を行っている。 （主な関連事務） ①開発許可を行った開発工事の検査、検査済証の発行、告示 ②敷地面積.500㎡以上の建築確認申請前に、開発許可申請の有無に関わらず開発許可の対象となる開発行為を伴うか、開発許可が必要な開発行為か否かの判定 ③都市計画法第46条等に基づき開発登録簿の調整、閲覧、交付	計画調整局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		119	宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事務	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可事務等	計画調整局	法令	中核市		都				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		120	宅地事業開発計画の認定に関する事務	宅地事業開発計画の認定に伴う国に対する意見提出 計画の認定をした旨の国土交通大臣の通知の受理	計画調整局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		121	駐車場法に関する事務(任意事務)	「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。	計画調整局	任意			区		●		
		122	府条例に係る緑地等の協議	大阪府自然環境保全条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 (建築物の敷地等における緑化を促進する制度)	建設局	任意			都				法定協議会協議中
		123	大規模開発等に係る緑地等の協議	・大阪市みどりのまちづくり条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 ・建築物に付属する緑化等に関する指導要綱の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。	建設局	任意			都				法定協議会協議中
		124	都市計画法に係る緑地等の協議	都市計画法第32条の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際の緑化指導・同意協議	建設局	法令	その他	公園管理者	都・区				法定協議会協議中
8	広域計画	125	国土利用計画広域計画関連事務	国土利用計画(都道府県計画)の策定過程において、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		126	近畿ブロック社会資本重点整備計画関連事務	地方ブロック社会資本重点整備計画に関して、本市として意見を述べる等により本市の主要施策の推進を図る。	計画調整局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
9	地価監視 （国土利用計画法等）	127	地方拠点都市施設の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に係る指定地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		128	土地利用審査会に関する事務	国土利用計画法第39条及び第44条の規定により、都道府県及び政令市に土地利用審査会を設置する。 委員7人で組織することとされており、議会の同意を得て任命を行う。 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		129	被災市街地復興特別措置法に基づく監視区域の指定に関する事務	被災市街地復興特別措置法に被災地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		130	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく監視区域の指定に関する事務	大阪湾臨海地域及び関連整備地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		131	租税特別措置法に基づく審査証明事務	土地譲渡益重課税制度の適用除外要件のひとつである価格審査を行うもの。 ただし、重課税制度そのものが、令和11年3月31日まで停止されているため、その間は実務が発生しない。	計画調整局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		132	国会等の移転に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務	国会等の移転に関する法律第19条第2項に規定する現地調査を行う区域又は候補地の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するものとされている。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		133	土地取引の事後届出等に関する事務(勧告に関する事務)	国土利用計画法第23条の第1項の規定に基づく、土地取引に係る事後届出に係る勧告 上記届出後、2年を経過したものに係る利用状況を調査し、遊休土地と認められるものについての勧告	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		134	土地取引の事後届出等に関する事務	国土利用計画法第23条の第1項の規定に基づく、土地取引に係る事後届出に係る届出書や意見書の受付	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		135	国土利用計画法に基づく注視区域・監視区域に関する事務	地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域にかかる注視区域・監視区域の指定及び解除。 注視区域又は監視区域を指定した場合の区域内の届出にかかる土地利用目的及び予定対価にかかる審査、通知、助言、勧告等。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		136	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく監視区域の指定に関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条の2において、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区等において、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	計画調整局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		137	国土利用計画法に基づく規制区域に関する事務	土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ又は行われる恐れがあり、地価が急激に上昇し又は上昇するおそれがあると認められる国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域にかかる規制区域の指定及び解除。 規制区域を指定した場合の区域内の届出にかかる土地利用目的及び予定対価、取引状況にかかる許可等。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		138	多極分散型国土形成促進法に基づく監視区域の指定に関する事務	多極分散型国土形成促進法に係る振興拠点区域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するようつとめるものとされている。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
10	地価監視 （届出受理・情報提供）	139	国土利用計画法の施行に関する事務（一般市）	国土利用計画法（国土法）に基づく2000㎡以上の土地取引についての届出にかかる府への経由事務。（当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出ることとされている。）	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		140	土地情報の提供に関する事務	地価公示（国土交通省）、地価調査（都道府県）等の公的地価評価の結果について、GIS（マップナビおおさか）を利用して、市内の情報を提供。 地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	計画調整局	任意			都・区		●		
11	用地買取申し出対応	141	公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務	公拡法に基づき、都市計画施設等の区域内にかかる200平米以上の土地又は市街化区域内の5,000平米以上の土地を有償譲渡しようとする場合の届出や、都市計画区域内の200平米以上の土地の買取申出を受理し、当該土地についての買取の有無を決定し、3週間以内に届出（申出）者にその旨を通知する。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		142	生産緑地法による照会及び回答に関する事務	生産緑地について、都市計画法の規定による告示日から30年を経過した際、あるいは主たる従事者が死亡または故障した際、その所有者が市長に対し買い取り申出を行った場合、経済戦略局からの依頼に基づき事業主管局に照会を行い、買い取りの有無を決定し、1ヶ月以内に申出者にその旨を通知するとともに、経済戦略局へ結果を通知する。	計画調整局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
12	広域的な交通基盤の整備	143	淀川左岸線延伸部の事業推進に関する事務	政府の都市再生プロジェクトに位置付けられた「大阪圏の新たな環状道路（大阪都市再生環状道路）」の一部を構成する自動車専用道路であり、平成29年4月に事業化され、直轄負担金を支払っている。早期の事業効果の発現を目指し、事業者（国土交通省・阪神高速道路（株）・西日本高速道路（株）や共に道路法第61条（受益者負担）により費用負担を行っている大阪府と連携し事業推進を図るための調整等を行う。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		144	民間開発に伴う手続き（鉄道）（広域）	鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」（鉄道事業法第61条第1項）とされている。 許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。（鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令第2条） 当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。 （都区制度における広域自治体の事務） 都道府県知事が民間開発事業者からの申請を受け、道路管理者（府道・区道）に意見を聴取する。 道路管理者（府道）としての知事が意見を提出する。	計画調整局	法令	その他	道路管理者窓口	都	●			
		145	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会（現、経営監視会議）に諮りながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	計画調整局	任意			都・区	●			
		146	大阪外環状鉄道（株）関連事業	おおさか東線の整備を行う大阪外環状鉄道（株）に対し、建設資金等の出資・補助・貸付を行っていたことから会社の経営業況を把握し、必要に応じて連絡等を行う。	計画調整局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			
		147	なにわ筋線事業の促進	なにわ筋線の整備について、関係機関との連携して事業推進を図るとともに、整備主体の関西高速鉄道株式会社に対して出資・補助を行う。	計画調整局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			
		148	北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大阪までの早期全線開業に向け関係機関と連携し、国等関係先への要望活動を行う。	計画調整局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		149	近畿地方交通審議会関連事務	近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等、および新たな答申に向けた関係先との連絡調整事務	計画調整局	任意			都	●			
		150	阪神高速道路関係事務	阪神高速道路株式会社が大阪地区で行う道路建設等に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資。 阪神高速道路株式会社の株主総会等への出席等を通じて同社の経営を監視。	計画調整局	法令	その他	国及び政令に規定する地方公共団体	都	●			
		151	鉄道整備連絡事務(法)	交通結節機能高度化構想の作成、国土交通大臣への協議、その同意 同意を得た交通結節機能高度化構想の変更しようとするときの国土交通大臣の同意 協議会を組織しようとするときの公表 交通結節機能高度化構想の提案受付、受付時の協議をするか否かについて、遅滞ない公表	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		152	鉄道整備連絡事務(任意)	新規鉄道整備にかかる路線計画や事業スキーム等に関する事業者など関係者との連絡調整、及び鉄道整備と連携した地域のまちづくりや交通政策にかかる検討。	計画調整局	任意			都・区	●			
		153	高速道路に関する事務	高速道路の新設又は改築に係る同意等 道路整備特別措置法第3条第1項の許可後の高速道路の路線名、新設又は改築に係る工事の内容、料金の額及びその徴収期間を変更にかかる道路管理者の同意、及び、道路管理者である地方公共団体の議会の議決。 高速道路の新設又は改築に係る通知の受理 会社の行う工事の廃止に係る通知の受理	計画調整局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		154	阪神高速道路(株)派遣事務	阪神高速道路株式会社では淀川左岸線延伸部の事業計画にかかる関係者との協議・調整など、本市の都市政策に大きく影響する事業を実施しており、政策レベルでの協議・調整を円滑に進める上で大阪市の関与が必要であることから、阪神高速道路の整備推進に関する業務の総括を行うため、阪神高速道路株式会社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	計画調整局	任意			都	●			
		155	本州四国連絡高速道路関係事務	本州四国連絡高速道路株式会社の株主総会等への出席等を通じて同社の経営を監視。	計画調整局	法令	その他	国及び政令に規定する地方公共団体	都	●			
		156	軌道法に基づく認可等	軌道法に基づく処分権限のうち、政令市内で完結する路線に関して、軌道経営者からの認可申請や届出等を受付け、審査・処理等を行う。	計画調整局	法令	政令市		都	●			
		157	関西高速鉄道(株)派遣事務	関西高速鉄道株式会社は、「なにわ筋線事業」の整備主体であり、政策レベルでの協議・調整を円滑に進める上で大阪市の関与が必要であることから、なにわ筋線の整備推進に関する業務を行うため、関西高速鉄道株式会社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	計画調整局	任意			都	●			
		158	自動運転バス実装に関する事務	国際競争力強化につながる移動サービスの提供等を目的に、高速道路での自動運転の社会実装をめざし、運行事業者や阪神高速道路株式会社等の関係事業者等との協議・調整を実施する。	計画調整局	任意			該当なし	●			
		159	関西国際空港関連事業(法定)	関西国際空港の整備を行う会社に対し、建設資金等の出資・貸付を行っていたことから会社の経営業況を把握し、必要に応じて連絡等を行う。	計画調整局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		160	新モビリティ（自動運転タクシー、ライドシェア、空飛ぶクルマ、MaaS及び自動運転バス実装協議会）に関する調整事務	2025年大阪・関西万博を契機とした新モビリティの社会的実装に向けて、関係行政機関等との協議・調整を行う。	計画調整局	任意			都・区		●		
		161	総合交通対策関係事務	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務。 交通政策業務に関する関係団体との連絡調整用資料作成等事務。	計画調整局	任意			都・区	●			
		162	鉄道整備連絡事務（大阪市高速電気軌道株式会社）	新規鉄道整備にかかる路線計画や事業スキーム等に関する関係者との連絡調整、及び鉄道整備と連携した地域のまちづくりや交通政策にかかる検討。	都市交通局	任意			都・区	●			
		163	BRT社会実験事業	大阪市鉄道ネットワーク審議会からの提言を踏まえ、地下鉄今里筋線延伸部における需要の喚起・創出及び鉄道代替の可能性を検証するため、BRTの運行による社会実験を、大阪市高速電気軌道株式会社とともに実施する。	都市交通局	任意			該当なし	●			
		164	路線バスに係る自動運転の実装推進	大阪市高速電気軌道株式会社が路線バスに係る自動運転を実装できるよう、国の補助制度に基づく実証実験費用の一部負担等の支援を行う。	都市交通局	任意			都・区	●			
		165	特別債・補正予算債元金償還に係る分担金	交通局民営化にあたり繰上償還された特別債及び補正予算債の元利償還に係る経費のうち、総務省自治財政局通知「地方公営企業操出金について（通知）」等に基づく本市の負担分のうち未交付の元金部分について、繰上償還前の償還計画に基づく額を負担する。	都市交通局	任意			該当なし	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
13	地域交通政策	166	民間開発に伴う手続き（鉄道）（基礎）	鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」（鉄道事業法第61条第1項）とされている。 許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。（鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令第2条） 当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。 （都区制度における基礎自治体の事務） 都道府県知事の意見聴取に対し、道路管理者（区道）としての区長が意見を提出する。	計画調整局	法令	その他	道路管理者窓口	区		●		
		167	駐車場法に関する事務（法令事務）	高齢化社会の到来やEVの普及など、車を取り巻く環境が大きく変化し、大都市大阪の将来像「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」を目指す中で、総合的な駐車施策の立案に関する検討調査を行う。 「駐車場法」に基づく路外駐車場の届出協議を行う。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		168	モビリティ・マネジメントの推進（港区）	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施してきた。 同検討会は、平成28年3月をもって解散したが、引き続き各種モビリティ・マネジメント施策を実施していく。	計画調整局	任意			区		●		
		169	シェアサイクルの推進	公共用地をシェアサイクルポートに活用できるよう、関係局区と連携し、市全体への普及促進に向けた取組を実施	計画調整局	任意			都・区		●		
		170	交通バリアフリーマップの作成	重点整備地区において、高齢者、障がい者等が利用可能な施設が所在する場所等を示したバリアフリーマップを作成し、移動等円滑化に関する情報提供に努める。	計画調整局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		171	バリアフリー基本構想による移動等円滑化の推進（区）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、法）第25条に基づき、移動等円滑化基本構想を策定し重点整備地区の設定を行い、鉄道駅舎、駅前広場、主要な経路となる道路及び信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を図っており、令和5年度から令和8年度にかけて法第25条の2に基づき、基本構想の変更を行っている。 上記にかかる事務のうち、各地区ワークショップの当事者意見の聴取にかかるメンバー選定や会場確保、ワークショップの進行に関する事務。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		172	バリアフリー基本構想による移動等円滑化の推進	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、法）第25条に基づき、移動等円滑化基本構想を策定し重点整備地区の設定を行い、鉄道駅舎、駅前広場、主要な経路となる道路及び信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を図っており、令和5年度から令和8年度にかけて法第25条の2に基づき、基本構想の変更を行っている。 上記にかかる事務のうち、事業者・関係部局との調整や基本構想変更（案）の作成、当事者意見の取りまとめ等、区役所が実施する事務以外の事務。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		173	交通バリアフリー化の推進	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。	計画調整局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		174	駐車対策推進基金積立金	大阪市内のめいわく駐車の防止に役立てることを目的とした駐車対策関連寄附金及び駐車対策推進基金の運用から生じる収益を積み立てる。	計画調整局	任意			都・区		●		
		175	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進	UDタクシーの普及を促進し、子育て世帯や高齢者、障がいのある方、大きな荷物を持つ旅行者など、誰もが安全・安心かつ快適に利用できる交通環境の整備を図るため、UDタクシーを導入するタクシー事業者に対し、車両本体の購入等に要する費用の一部の補助を行う。	計画調整局	任意			都・区		●		
		176	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策（TDM）などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。	計画調整局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		177	駐車対策促進事務	迷惑駐車の防止に関する施策を推進するため策定した「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者に駐車場情報を提供し、区と連携しながら広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。	計画調整局	任意			区		●		
		178	鉄道駅舎可動式ホーム柵設置補助	鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することによってプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する。	計画調整局	任意			都・区		●		
		179	鉄道の安全性向上	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業及び浸水対策事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	計画調整局	任意			都・区		●		
		180	AIオンデマンド交通に係る協議調整	きめ細かい移動サービスの提供、更なる利用サービスの向上に資するAIオンデマンド交通の導入に向け、区役所、地域住民、関係団体との協議や調整を行う。	都市交通局	任意			区		●		
		181	AIオンデマンド交通検討会議	地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、道路運送法の規定に基づき、AIオンデマンド交通の導入及び運行に係る検討会議を運営する。	都市交通局	法令	地方公共団体		区		●		
		182	交通バリアフリー化の推進（大阪市高速電気軌道株式会社）	大阪市高速電気軌道株式会社が鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、エレベーター等の整備を計画的に進められるよう協議・調整する。	都市交通局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			
		183	鉄道の安全性の向上（大阪市高速電気軌道株式会社）	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業及び浸水対策事業について、大阪市高速電気軌道株式会社と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策を推進する。	都市交通局	任意			都・区		●		
		184	バス路線に係る協議調整（大阪シティバス株式会社）	社会情勢及び環境の変化の中でも必要なバス路線の維持と、需要に応じた移動サービスの提供をめざし、大阪シティバス株式会社と協議・調整を行う。	都市交通局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		185	バス路線に係る協議調整	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業計画と都市基盤整備との整合性を図るとともに、地域住民の性格上の便益を確保する観点から、本市に係る一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について、本市意見を述べる。	都市交通局	法令	その他	関係地方公共団体	区		●		
		186	バスネットワーク維持改善補助	大阪シティバス株式会社が市バス事業から引き継いだ一般乗合バス路線（86系統）のうち公共交通として欠かせない地域サービス系路線（29系統）の運行の維持に必要な経費の一部を補助する。	都市交通局	任意			該当なし		●		
		187	株主権限・外郭団体監理の観点からの団体監理事務（大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社）	大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社の株主総会への出席等を通じて両社の経営を監視する。	都市交通局	任意			都		●		
		188	市会連絡会議への参加	大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社の両社による「大阪市会・Osaka Metro・シティバス連絡会議」へオブザーバーとして参画する。	都市交通局	任意			該当なし		●		
14	成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	189	都市再生緊急整備地域に関する業務	都市再生緊急整備地域にかかる施策・事業の取りまとめや進捗管理を行う。また、国から特定都市再生緊急整備地域として指定を受けた「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」について着実な都市再生と都市魅力の向上に向け、協議を行うとともに、規制の特定措置等を活用した事業の着実な実施を図る。 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備協議会（国、府、市、民間事業者等、経済団体、学識経験者で構成）を組織し、整備計画の作成、公表及び関係機関との調整を行う。	計画調整局	法令	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
		190	うめきた地区開発関連事務	うめきた地区については、大阪駅周辺地区の中核エリアとして、大阪・関西の発展を牽引する新しい拠点の形成に向けて取り組んでいる。 先行開発区域では、新しい産業やビジネス等を創出するナレッジキャピタルを中核とした高水準の都市機能の集積や、緑・水を豊かに配した空間整備等、魅力あるまちづくりを実現している。引き続き、都市再生特別措置法や国家戦略特区制度等を適切に活用するとともに、総合特別区域法に基づくイノベーション関連施策との連携を図りながら、さらなる魅力あるまちづくりを推進する。 うめきた2期区域において、『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』の形成に向け、土地区画整理事業及び防災公園街区整備事業等により、道路や公園等の基盤整備を推進していく。	大阪都市計画局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		191	大阪城東部地区まちづくりの推進	大規模な低未利用地が多い大阪城東部地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。 多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまちの実現に向け、1.5期開発の推進や大阪城公園接続デッキの整備を推進。	大阪都市計画局	任意			都	●			
		192	大阪駅北大深西地区土地区画整理事業に関する補助金交付等に伴う事務	うめきた2期区域の基盤整備となる大阪駅北大深西地区土地区画整理事業（施行者：UR）について、大阪都市計画局と連携した、補助金交付要綱を所管する当局における、施行者URへの補助金交付等の手続事務	都市整備局	任意			都	●			
		193	新大阪駅周辺地域のまちづくりの検討	リニア中央新幹線の全線開業等による日本中央回廊の形成などの新たなインパクトや社会状況の変化に備え、広域交通の一大ハブ拠点となり大きくポテンシャルが向上する新大阪駅エリアを中心に、近接する十三駅エリアや淡路駅エリアを一体としてとらえ、都市再生緊急整備地域であることも活用して、20年から30年先を見据えたまちづくりを進めていく。	大阪都市計画局	任意			都	●			
		194	万博開催後の速やかな跡地利用	万博の理念を継承し、国際観光拠点の形成を通じて未来社会を実現するまちづくりに向け、夢洲第2期区域において開発事業者募集や記念公園ゾーンの整備を推進していく。併せて、大阪ヘルスケアパビリオンでの取組をレガシーとして後世に継承するため、大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンについても、開発事業者募集を進める。	大阪都市計画局	任意			都	●			
		195	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務(総合特別区域法)	成長著しい南・東アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有する大阪湾岸部の中心に位置する「夢洲・咲洲」にて、地域そして国の発展を牽引する拠点形成をめざしている。 この実現に向け、総合特別区域法を活用して、大阪市・大阪府・経済団体で協働して企業誘致に取り組むとともに、咲洲コスモスクエア地区に立地する企業・大学等との連携強化を図りながら、公民協働で地区の活性化及び魅力向上に取り組んでいる。 また、これらに加えて、環境・エネルギー分野の更なる企業集積や国際会議、展示会、ビジネス・ツアーの実施等のMICE機能の強化に向け、取組みを進めている。	大阪都市計画局	法令	地方公共団体		都	●			
		196	・大阪のまちづくりグランドデザインの推進 ・民間事業者のワンストップ窓口	・2050年に向けた大阪全体のまちづくりの方向性を示す『大阪のまちづくりグランドデザイン（令和4年12月策定／大阪府・大阪市・堺市）』の実現に向け、まちづくりの主体的な役割を担う市町村と緊密に連携し、「戦略的な情報発信によるまちづくりの機運醸成」や「市町村等の自律的なまちづくりの支援」を展開。 ・また、万博後の大阪のまちづくりのさらなる推進方策やBeyondEXPO2025の施策方向性にもあるベイエリアの活性化について継続的に検討を実施。 ・民間事業者の負担軽減・利便性向上を目的に、都市再生特別地区等の活用を希望する民間事業者のまちづくりの『ワンストップ窓口』を設置し、関係者との協議・調整を実施。	大阪都市計画局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		197	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務（都市再生特別措置法）	成長著しい南・東アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有する大阪湾岸部の中心に位置する「夢洲・咲洲」にて、地域そして国の発展を牽引する拠点形成をめざしている。 この実現に向け、都市再生特別措置法を活用して、大阪市・大阪府・経済団体で協働して企業誘致に取り組むとともに、咲洲コスモスクエア地区に立地する企業・大学等との連携強化を図りながら、公民協働で地区の活性化及び魅力向上に取り組んでいる。 また、これらに加えて、環境・エネルギー分野の更なる企業集積や国際会議、展示会、ビジネス・ツアーの実施等のMICE機能の強化に向け、取組みを進めている。 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備協議会（国、府、市、民間事業者等で構成）を組織し、整備計画の作成、公表及び関係機関との調整を行う。	大阪都市計画局	法令	地方公共団体		都	●			
		198	大手前地区まちづくりの検討	万博後を見据えた「Beyond EXPO 2025」において、大阪城公園周辺地域を東西軸の新たなヒガシの拠点と位置づけ、エリア全体での拠点性の向上に取組むと記載されている。 大阪城公園周辺地域に位置する大手前地区は、国際的な観光拠点の大阪城に隣接する重要なエリアであり、強固な上町台地の地盤を有する高いポテンシャルを持ちながら、官公庁街としての都市機能に偏重し、にぎわい、交流、滞在を生む都市機能や高い防災機能を持つ施設が不足している。 これらの課題を解決するため、官公庁街としての機能や特性を活かしつつ、非常時を見据えた拠点機能の強靭化、歴史・文化発信機能の強化、都市機能・空間機能の高度化に向けたまちづくりの検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		199	常盤地区まちづくりの検討	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発（あべのand）に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		200	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の都市計画局所管用地について、契約の履行監理を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		201	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能アメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		202	湊町地区開発の推進（技術的支援）	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		203	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		204	大阪駅周辺のエリアマネジメントの推進	大阪駅周辺において、民間施設内のオープンスペースと公共空間の一体的な管理運営や賑わいの創出等、民間によるエリアマネジメントが促進されるよう、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		205	大阪駅周辺開発の推進	大阪駅周辺において、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい都市機能・都市基盤を備えた良好な民間開発が促進されるよう、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。 ・芝田1丁目地区 ・梅田1丁目中央地区（マルビル建替え） ・堂島浜1丁目地区、他	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		206	阿倍野東口の開発の推進	阿倍野東口における民間開発の具体化による都市再生緊急整備地域の区域拡大を検討	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		207	大阪城公園周辺地域まちづくりの検討	都市再生緊急整備地域に指定されている「大阪城公園周辺地域」については、東西都市軸の新たなヒガシの拠点と位置づけ、更なる国際競争力の向上に向け、まちづくりを進めている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		208	大阪駅北口広場用地貸付事務	局所管用地（大阪北口広場）について、開発事業者と事業用定期借地権設定契約を締結（～R45.3末）	計画調整局	任意			都・区	●			
		209	市道南北線（なんば広場）の空間再編・エリアマネジメントの実現	令和７年３月末に道路空間再編事業全体が完了したなんば広場については、世界をひきつける観光拠点として、上質で居心地の良い空間の創出をめざし、より歩行者にとって安全で安心な空間となるよう、持続的なエリアマネジメント活動の実現に向け、管理運営団体の支援を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		210	梅田1丁目地区エリアマネジメント業務	梅田１丁目において広告板等を設置して収益活動業務を行い、その収益を用いて、当地区の道路空間を良好に維持するための道路維持管理業務や道路管理の適正化業務、利便性の向上やにぎわい創出などの都市再生に資する業務を行う民間事業者を公募により決定し、民間事業者の各種協議業務を行う。	建設局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		211	道路空間再編に係る企画、設計及びこれに係る調整（国道【指定区間外】）	人中心のみちへと空間再編をめざす御堂筋、なんば広場周辺、中之島通周辺において、道路空間再編の取り組みを進めるとともに、道路空間の持続的な維持・運営を可能とする官民連携した仕組みの構築を進める	建設局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		212	新大阪連絡線（新大阪～淡路間）跡地活用	阪急電鉄の新大阪連絡線（新大阪～淡路間）鉄道免許の廃止（平成15年3月）に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		213	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。 また、地区全体の地権者企業から成る「中之島まちみらい協議会」と連携し、都市再生緊急整備協議会中之島地域部会において作成を行った整備計画や都市再生安全確保計画に基づく事業の推進などにより、中之島地区の公民一体となったまちづくりを推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		214	新大阪駅周辺地域（十三・淡路駅エリア）のまちづくりに関する事務	新大阪駅周辺地域のサブ拠点であるとともに、それぞれの地域のまちづくりの中心的な拠点として、来訪者や地域住民にとって魅力あるまちづくりの実現をめざし、民間事業者や関係機関等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		215	（独）都市再生機構派遣事務	うめきた地区先行開発に引き続き、当該団体は、2期開発においても土地区画整理事業の事業主体となっている。同地区の土地区画整理事業の計画・実施にあたっては、「大阪駅北地区まちづくり基本計画」はもとより大阪市の都市計画の内容を十分反映し同地区周辺の大規模開発との整合を図るとともに、JR、道路管理者、地権者、開発事業者等との多岐にわたる調整を円滑に進める必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	計画調整局	任意			都	●			
		216	独立行政法人都市再生機構への職員派遣事務	市街地の整備改善（都市機能の更新、都市整備、居住環境整備、土地有効利用、防災公園街区整備、受託業務等）を本市の施策に沿って当局と緊密に連携しながら効率的に実施する必要があるため、当該団体からの職員派遣要請に基づき、本市から職員１名を派遣している。	都市整備局	任意			都	●			
		217	独立行政法人都市再生機構への派遣事務	独立行政法人都市再生機構へ職員の派遣	建設局	任意			都・区	●			
		218	CITEさろんの活動支援	CITEさろんは魅力ある大阪のまちづくりを推進するために、民間団体で構成された組織で、独自の調査・研究によるまちづくり提言や大阪市との意見交換・シンポジウム等の開催などの活動を実施。 平成25年1月31日に締結された覚書に基づき、大阪市計画調整局は本団体の活動を支援することとなっている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
15	地域まちづくり	219	加美駅周辺地区まちづくりの検討	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線（大阪東線）新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		220	淀川連絡線跡地活用の検討	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10～30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		221	JR大阪臨港線跡地活用の検討	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		222	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海電気鉄道株式会社が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		223	平林地区まちづくりの検討	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		224	淀川区役所跡地活用の検討	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		225	あいりん地域における総合的生活環境の整備	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。 平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエリアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		226	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金））、個別補助等の活用	大阪の都市再生に資するため、都市再生整備計画事業について、国への予算要望・申請等の窓口業務を行うとともに、事業を活用して、各地区におけるまちづくりを効果的に推進するための連絡調整を行う。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		227	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪市で組織する検討会で、検討協議を行っている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		228	淀川駅周辺開発の推進	淀川駅周辺において、下水道用地遊休地の暫定利用や大規模民有地の土地利用転換を見据え、今後のまちづくりの方向性について検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		229	築港地区開発の推進	大阪みなと中央病院跡地において、地域の活性化に資する土地利用が図られるよう、土地所有者である独立行政法人地域医療推進機構（JCHO）と連携調整しながら、跡地活用の方向性について検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		230	神崎川駅周辺まちづくりの検討	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市・大阪府・阪急電鉄・大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		231	ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）に係る大阪市相談窓口業務	地域振興に資する民間事業を支援するため都道府県又は市区町村が長期の無利子資金を融資する「ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）」に関する大阪市の相談窓口業務 ・民間事業者及び関係所属との調整	計画調整局	要綱等	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
		232	神崎川駅前地区の開発調整	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		233	矢田南部地区まちづくりの検討	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		234	長吉東部地区まちづくりの検討	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「『（仮称）平野区まちづくり地域ビジョン（案）』策定及び実施に向けたプロジェクトチーム」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		235	此花西部臨海地区の開発調整	此花西部臨海地区において、優れた交通アクセス条件やウォーターフロントの立地特性を生かし、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		236	天王寺区未利用地にかかるまちづくりの検討	天王寺区では近年、子育て世帯が増加しており、学校敷地の狭隘化が課題となっている。また、市営住宅の建替えが進む中、区内の未利用地の面積が拡大している。未利用地は市民の貴重な財産であるため、市に必要な事業や、区が現在抱える課題の解決に資する活用方針を定めるべく検討を行っている。 上記に係る事務のうち、技術的支援に関する事務を行っている。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		237	北鶴橋小学校跡地活用の検討	令和7年度に生野区長をリーダーとする「北鶴橋小学校跡地活用プロジェクトチーム」が設置され、小学校跡地の整備・管理の在り方等の検討を進め、活用スキーム等の方向性をとりまとめる。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		238	中心市街地の活性化に関する事務	政府の定める基本方針に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の作成、国への申請を行う。 中心市街地の整備改善業務に関して、情報の提供、相談その他の援助を行う中心市街地整備推進機構の指定を行う。 等	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		239	都市再生推進法人指定事務	都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの推進を図ることを目的に、要件に該当する法人を、その申請により都市再生推進法人として指定する。 ・推進法人の指定 ・推進法人の監督等 ・推進法人への情報の提供等	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		240	都市利便増進協定認定事務	都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの推進を図ることを目的に、土地所有者等又は都市再生推進法人により締結された都市利便増進協定を、その申請に基づき認定する。 ・都市利便増進協定の認定等 ・都市利便増進協定締結者への情報の提供等	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		241	エリアマネジメント活動促進制度関係事務	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、都市の魅力の向上に資することを目的として、エリアマネジメント活動に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等を行う。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		242	まちづくり活動支援事業に関する事務	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。 また、ホームページ等を通じて地域の自発的なまちづくり活動の情報発信を行っている。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		243	まちづくり活動支援事業に関する事務（区）	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と都市計画局が連携しながらまちづくり活動を支援している。 区役所では、まちづくり活動の支援について、団体等との相談や各種申請の受付を行っている。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		244	大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度	エリアマネジメントの活動の適正かつ持続的な実施及びエリアマネジメント団体の自立性の向上を図り、もってエリア価値向上を通じたエリアブランド形成に資することを目的として制度を運用すべく、エリアマネジメント活動計画の認定、当該計画の認定に係る有識者会議を設置し会議運営を行う。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		245	地域再生エリアマネジメント負担金制度関係事務	地域再生法に基づき、地域再生計画の申請関係事務、地域来訪者等利便増進計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等を行う。	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		246	エリアマネジメント活動支援事業	大阪の資産価値向上と経済活性化のため、実現性の高いしくみづくりによる官民協働の都市経営を目的として、大阪エリアマネジメント活性会議を設置し会議運営を行い、行政と民間エリアマネジメント団体によるエリアブランド・公共空間利活用・観光地域まちづくりなどのガイドラインの検討等を実施する。 また、市内におけるエリアマネジメント団体からの問合せや団体への情報提供等を実施する。	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		247	都市再生推進法人準備団体認定事務	都市再生推進法人の指定に向けた自発的な取組みの促進を図ることを目的として、要件に該当する法人を、その申請により都市再生推進法人準備団体として認定する。 ・準備団体の認定 ・準備団体の監督 ・技術的支援等	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		248	JR阪和貨物線跡地活用事業に関する事務	JR阪和貨物線が平成21に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にわたり新たな空間がうまれることから、道路や公園などの公共利用として廃線跡地を活用するためにJRから土地を収受し、収受後は事業局と連携し整備を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		249	一級河川淀川改修事業に伴う阪神なんば線淀川橋梁改築工事に伴う跡地活用検討に関する事務	一級河川淀川改修事業に伴う阪神なんば線淀川橋梁改築工事に伴い、此花区（阪神伝法駅周辺）に新たな空間がうまれることから、事業者である国土交通省・阪神電気鉄道株式会社と協力して、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	計画調整局	任意			都・区				法定協議会協議中
		250	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 （中心市街地活性化法：人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現）	計画調整局	任意			区				法定協議会協議中
		251	市有地の有効活用（技術的支援）	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	計画調整局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		252	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら（淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等）、淀川や大和川の治水計画と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	計画調整局	要綱等	その他	沿川自治体	区				法定協議会協議中
		253	大阪市生きた建築ミュージアム事業に係る事務	大阪のまちを1つの大きなミュージアムと捉え、そこに存在する‘生きた建築’※を通して見えてくる、多様で豊かな都市の物語性を大阪の新しい魅力として創造・発信する。 ※‘生きた建築’とは、「大阪の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等」をいう新しい概念。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		254	HOPEゾーン事業	歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進するもの。 上記事務のうち、各区域の「まちなみガイドライン」の周知等に関する事務を除き、H29年度に補助事業等は終了。 現在は地元協議会活動支援として、引き続き地区ごとに定めた「まちなみガイドライン」の周知・普及啓発や地区の魅力の発信を実施している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		255	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。 上記事務のうち、各区域の「まちなみガイドライン」の周知等に関する事務を除き、H29年度に補助事業等は終了。 現在は、まちづくり団体等により新たに設置される実行委員会によって、「オープン台地 in OSAKA」が引続き実施されることとなっており、この活動と連携しながら、上町台地の居住地魅力の発信に取り組んでいる。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		256	地域魅力創出建築物修景事業に係る事務	伝統的な様式の町家や長屋、近代建築などを対象に、「修景相談」や「修景補助」を実施するとともに、 所有者や関係団体等と連携し、修景補助を行った建築物の魅力発信を行う。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
16	港湾事業	257	港湾管理業務(計画作成、ポートセールス、施設管理・施設整備、戦略港湾等)【一般会計】	港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的として、一般会計上次の事務を実施。 ・港湾計画の作成、ﾎﾟｰﾄｾｰﾙｽ、統計資料の作成 ・港湾区域や港湾隣接地域、臨港地区内の行為の届け出の許認可(公有水面埋立に関するもの含む。) ・臨港地区の分区規制 ・防波堤、航路、岸壁、上屋、荷捌き地等の港湾施設の計画・整備 ・上記施設の維持補修、管理、使用許可に関する事務など ・国際コンテナ戦略港湾の施策に関すること ・国際港湾施設の保安に関すること ・環境整備負担金の賦課・徴収に関すること　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		258	港湾管理業務(計画作成、ポートセールス、施設管理・施設整備、戦略港湾等)【港営事業会計】	港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的として、港営事業会計上次の事務を実施。 ・港湾計画の作成、ﾎﾟｰﾄｾｰﾙｽ、統計資料の作成 ・港湾区域や港湾隣接地域、臨港地区内の行為の届け出の許認可(公有水面埋立に関するもの含む。) ・臨港地区の分区規制 ・防波堤、航路、岸壁、上屋、荷捌き地等の港湾施設の計画・整備 ・上記施設の維持補修、管理、使用許可に関する事務など ・国際コンテナ戦略港湾の施策に関すること ・国際港湾施設の保安に関すること ・環境整備負担金の賦課・徴収に関すること　　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		259	港湾管理業務(公害防止対策事業)【一般会計】	水底の有害汚泥の除去等を実施し、大阪港の水環境保全を図るため、大阪港内(木津川等7区域[河川港湾重複区域を含む])における底質ダイオキシン類浄化対策などを実施。	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		260	港湾管理業務(フェニックス)【一般会計】	近畿2府4県169市町村から発生する廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び港湾の秩序ある整備による港湾機能の再編・拡充を図ることを目的として、次の事務を実施。 ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理の委託 ・廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成の委託 ・基本計画及び実施計画の協議 ・大阪市港湾施設条例に規定する廃棄物埋立護岸使用料の徴収　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		261	港湾管理業務（埋立事業）【一般会計】	市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分のための埋立てを行いつつ、地盤改良・盛土などの土地造成や道路・ライフライン等の基盤整備を進め、新たな市民ニーズへの対応や大阪市の発展に寄与する用地として活用していくため、一般会計上次の事務を行う。 ・北港処分地の管理運営 ・道路の位置指定手続き ・まちづくり要綱地区内の建築に係る規制 ・まちづくりに伴う連絡調整　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		262	港湾管理業務（埋立事業）【港営事業会計】	市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分のための埋立てを行いつつ、地盤改良・盛土などの土地造成や道路・ライフライン等の基盤整備を進め、新たな市民ニーズへの対応や大阪市の発展に寄与する用地として活用していくため、港営事業会計上次の事務を行う。 ・埋立造成（護岸、埋立） ・道路・埋設等の基盤整備の実施 ・埋立地の分譲、分譲地の管理 ・まちづくりに伴う連絡調整　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		263	港湾管理業務（環境保護施策）【一般会計】	・臨海部に集積する産業等と連携した脱炭素化の取組を進めるため、官民関係者が一体となったCNPの形成を推進する仕組みを港湾法に追加（令和4年） ・港湾脱炭素化推進計画を策定（令和6年3月）し、様々な取り組みを着実に実施することにより、荷主・船会社等の利用者から選ばれ続ける港をめざす。	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		264	港湾管理業務（臨港鉄道）【一般会計】	臨海部における交通需要に対応するため、都心部と臨海部、埋立地（咲州、舞洲、夢洲）間を結ぶ鉄道を整備し、次の事務を実施。 ・地下鉄中央線（大阪港駅～コスモスクエア駅、供用中）・ニュートラム南港ポートタウン線（コスモスクエア駅～フェリーターミナルの一部区間、供用中）のインフラ（高架、駅舎等）の所有・管理 ・北港テクノポート線（コスモスクエア駅～新桜島駅、事業休止中）のインフラ（トンネル）部の所有・管理・整備	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		265	港湾管理業務(臨港緑地管理)【一般会計】	臨海部における良好な環境の保全に資するとともに、市民への健康的な憩いの場の提供、市民の健康の増進に寄与するため、臨港緑地に関する次の事務を実施。 ・計画、整備 ・維持補修、管理 ・行為許可、占用許可に関する事務　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		266	海岸管理の業務【一般会計】	津波、高潮等の被害から海岸を防護するとともに、将来の気候変動に対応した海岸環境の整備と保全等を図るため、次の事務を実施。 ・防潮施設(防潮堤、水門、防潮扉および集中監視システム(防災センター)の維持管理 ・防潮施設の改良 ・防潮施設(水門、防潮扉)の閉鎖体制の確保 ・防潮施設(防潮堤、防潮堤敷地)の目的外使用に係る許可 ・海岸保全区域の管理(占用・行為許可・監督処分など) ・東日本大震災を教訓とした地震・津波対策計画の立案、推進 ・大阪港地震・津波対策アクションプランの充実、推進 ・大阪港BCPの推進 ・港湾防災センターにおける防災対策の推進 ・協働防護計画の策定、推進　など	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		267	浸水対策業務【一般会計】	・平成30年の台風第21号による高波などの影響により、埋立地(咲洲・舞洲・夢洲)では一部で浸水被害が発生した。これを受けて、過去最大規模の台風(伊勢湾台風級)を想定した浸水区域を選定し、胸壁や護岸のかさ上げなど、浸水対策工事を実施。	大阪港湾局	任意			都	●			
		268	大阪府営港湾・海岸に関する業務【一般会計・特別会計】	・府営港湾(堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港、深日港)の港湾管理・海岸管理の業務 ・海岸管理の業務	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			
		269	港湾管理業務(臨港道路管理)【一般会計】	臨海部における都市活動に資する交通輸送路、幹線道路交通網を供するため、臨港道路・橋梁・トンネル等に関する次の事務を実施。 ・計画・整備 ・維持補修・管理 ・行為許可、占有許可等	大阪港湾局	法令	その他	港湾管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		270	南港ポートタウンに関する業務(道路管理)【一般会計】	・南港ポートタウン内道路の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内道路における行為許可、占用許可に関する事務　など	大阪港湾局	任意			都	●			
		271	南港ポートタウンに関する業務(緑地管理)【一般会計】	・南港ポートタウン内緑地の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内緑地における行為許可、目的外使用許可　など	大阪港湾局	任意			都	●			
		272	南港ポートタウンに関する業務【港営事業会計】	南港ポートタウンの住環境の確保のため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・ノーカーゾン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整　など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営　など	大阪港湾局	任意			都	●			
		273	港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務	・港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務。 ・大阪港湾局との協定に基づき、建設局が大阪港湾局所管の臨港道路、橋梁、渡船、緑地の維持管理業務の一部を受託している。	建設局	任意			都・区	●			
		274	システム運用管理事務(道路橋梁総合管理システム)【一般会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用(一般会計負担分) ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報	大阪港湾局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		275	システム運用管理事務（道路橋梁総合管理システム）【港営事業会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用（港営事業会計負担分） ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報。	大阪港湾局	任意			都	●			
		276	システム運用管理事務（準公営企業事務会計システム（仮想統合基盤））【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	大阪港湾局	任意			都	●			
		277	システム運用管理事務（準公営企業財務会計システム（港湾業務情報システム（財務管理システム）））【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	大阪港湾局	任意			都	●			
		278	システム運用管理事務（大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム）【一般会計】	大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、ウエブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。（一般会計負担分）	大阪港湾局	任意			都	●			
		279	システム運用管理事務（港湾業務情報システム基盤関連）【港営事業会計】	・庁内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。（港営事業会計負担分）	大阪港湾局	任意			都	●			
		280	システム運用管理事務（海上測位システム）【一般会計】	港内の海上測量業務において、GPS位置情報と音響測深機の水深データをパソコンに取り込み、水深成果図を作成するシステムの運用	大阪港湾局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		281	システム運用管理事務(港湾業務情報システム基盤関連)【一般会計】	・庁内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。(一般会計負担分)	大阪港湾局	任意			都	●			
		282	システム運用管理事務(設計積算システム)【港営事業会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用(港営事業会計負担分)	大阪港湾局	任意			都	●			
		283	システム運用管理事務(船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム)【一般会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務(一般会計負担分) ・船舶の係留施設への着岸申請を受付。 ・船席決定し登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。 ・特定区域間内における特定総トン数以上の船舶入出港の管理。	大阪港湾局	任意			都	●			
		284	システム運用管理事務(港湾統計管理システム)【一般会計】	港湾統計調査データ作成処理業務及び港湾統計資料等作成業務を行うためのシステムの運用(一般会計負担分)。	大阪港湾局	任意			都	●			
		285	システム運用管理事務(設計積算システム)【一般会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用(一般会計負担分)	大阪港湾局	任意			都	●			
		286	システム運用管理事務(船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム)【港営事業会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務(港営事業会計負担分) ・上屋、荷さばき地等の使用申請を受け付け。 ・使用面積、使用期間を登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。	大阪港湾局	任意			都	●			
		287	システム運用管理事務(工事台帳管理システム)【一般会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行うシステムの運用(一般会計負担分)	大阪港湾局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		288	システム運用管理事務（風向風速観測システム）【一般会計】	風水風向風速計で得られたデータを解析し、関係諸所や港湾利用者に提供をするためのもの	大阪港湾局	任意			都	●			
		289	システム運用管理事務（営繕積算システム）【港営事業会計】	公共建築工事の積算業務を行うシステム運用	大阪港湾局	任意			都	●			
		290	システム運用管理事務（風向風速観測システム）【港営事業会計】	風水風向風速計で得られたデータを解析し、関係諸所や港湾利用者に提供をするためのもの	大阪港湾局	任意			都	●			
		291	システム運用管理事務（測量業務システム）【一般会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行うシステムの運用（一般会計負担分）	大阪港湾局	任意			都	●			
		292	システム運用管理事務（工事台帳管理システム）【港営事業会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行うシステムの運用（港営事業会計負担分）	大阪港湾局	任意			都	●			
		293	システム運用管理事務（測量業務システム）【港営事業会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行うシステムの運用（港営事業会計負担分）	大阪港湾局	任意			都	●			
		294	システム運用管理事務（営繕積算システム）【一般会計】	公共建築工事の積算業務を行うシステム運用	大阪港湾局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		295	システム運用管理事務（道路管理システム（公益事業者用））【一般会計】	道路管理システムは、一般財団法人道路管理センターと道路管理者及び関係公益事業者により運営されるシステムで、道路管理者と公益事業者は、サーバー端末を道路管理センターのサーバーに接続することで、占用物件の現況データ入手と道路占用の許認可に利用している。	大阪港湾局	任意			都	●			
		296	㈱大阪トランスポートシステムへの派遣業務【一般会計】	㈱大阪港トランスポートシステムにおける鉄道事業の安定化及び整備の方向性の検討において本市の意向に沿って事業を進捗させていくために、強力な指導力を発揮し、責任をもって高度な経営判断を行うなど、同団体の鉄道事業に直接関与する必要があるため、職員を派遣。	大阪港湾局	任意			該当なし	●			
		297	阪神国際港湾㈱への派遣業務【一般会計】	阪神国際港湾㈱は、外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するため、必要な施設の建設、賃貸及び管理運営や、港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	大阪港湾局	任意			該当なし	●			
17	公営住宅（特定公共賃貸住宅等含む）	298	公営住宅（特定公共賃貸住宅等を含む）	公営住宅（特定公共賃貸住宅等を含む）の施行に係る事務	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		299	市営住宅管理システム運用管理事務	本市が施行する公営住宅等維持管理業務に係るシステムの運用管理 システム開発・改修の企画及び実施	都市整備局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
18	公社住宅事業	300	公社住宅事業に係る事務（特定優良賃貸住宅関連）	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、特定優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助や住宅金融支援機構融資に対する利子補給を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		301	公社住宅事業に係る事務（地域優良賃貸住宅関連）	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅についても、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
19	多様な世帯に対する居住支援	302	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務（補助等）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業や都心共同住宅供給事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。 ・住宅街区整備事業に係る分担金 ・都心共同住宅供給事業に係る費用の補助　等	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		303	住宅転用支援事業にかかる事務	建築ストックの有効活用を図るとともに、多様な都市居住ニーズに対応していくうえで、空きオフィス等の住宅転用（コンバージョン）を支援し、SOHO等の住宅供給を促進することは有効な手法の一つである。そのため、住宅転用に関する知識・経験を有する建築士事務所をコーディネーターとして登録している情報を提供する「住宅転用コーディネーター制度」を実施するとともに、転用に関するガイドブックを配布するなど、住宅転用を支援する情報提供や普及啓発事業を実施している。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		304	大阪市子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		305	大阪市優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、平成19年度をもって新規採択を停止し、平成21年度で全ての補助事業を完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行っている。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		306	地域住宅計画の作成等に係る事務	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、地域住宅計画を策定するとともに、事業に必要な交付金の交付等の特別措置を講じる。	都市整備局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		307	住宅政策の企画立案に係る事務	住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整、大阪市住宅審議会の開催に向けた調整、住生活基本計画の策定等を実施する。	都市整備局	任意			都・区		●		
		308	住まい情報センター事業に係る事務	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築・法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 （所在地）　住まい情報センター（北区） 住まいのミュージアム（北区）	都市整備局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		309	住まい情報センター管理運営システム運用管理事務	住まい情報センター管理運営システムは、住まい情報センターにおいて住まいに関する相談への対応や情報提供を実施していくうえで、必要な情報をデータ化し、業務効率の向上を図るものであり、相談対応サブシステム、図書管理システムから構成されている。 相談対応サブシステムは、住まいに関する電話相談、窓口相談の内容をデータベース化し、相談員が相談対応時に同種の相談を参照するなど、業務効率の向上を図るとともに相談内容のデータ抽出や分析を効率的に行い、より市民ニーズに沿った住宅政策の企画等に活用するものである。 図書システムは、住まい情報センターのライブラリー蔵書約12,000冊の管理や、利用者の登録、予約、資料の検索などに使用し、市民の利便性並びに職員の業務効率の向上を図るものである。 これらとあわせて、ホームページ「おおさか・あんじゅネット」により、住宅関連情報や住まい情報センターが開催するセミナー等の情報発信を実施している。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		310	マンション管理支援事業に係る事務	マンションの管理の適正化の推進に関する法律をふまえ、分譲マンションの適正な維持・管理を促進するため、専門家団体や民間事業者団体と連携して「大阪市マンション管理支援機構」を設立し、各種セミナーの実施や情報誌の発行、ホームページ運営等による情報提供や普及啓発など、様々な支援を実施している。また、建替えや計画的な大規模修繕、省エネルギー改修に関するアドバイスを行うため建築士等の専門家を無料で派遣する「分譲マンション勉強会支援アドバイザー派遣」や「分譲マンション管理適正化支援アドバイザー派遣」、長期修繕計画の作成や見直しにかかる費用の一部を補助する「分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度」及び法令に基づく事務を実施している。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		311	マンション再生支援事業に係る事務	マンションの再生等の円滑化に関する法律をふまえ、分譲マンションの円滑な再生を促進するため、マンションの再生（建替え、敷地売却、耐震改修等）に向けた検討費用の一部を補助する「分譲マンション再生検討費助成制度」及び法令に基づく事務を実施している。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		312	住宅省エネ改修促進事業	民間の既存住宅（戸建・共同住宅）を改修する建物所有者を対象に、開口部（外気に接する窓又はドア）、躯体等（外壁・屋根・天井・床）、設備等の省エネ改修工事に要する費用の一部を補助する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		313	マンション購入資金融資制度に係る事務	大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪市が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は既融資分の返済期間（平成43年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		314	子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て世帯の市内居住を促進する。 要件を満たす既存住宅ストックについて、オーナーが子育て世帯等の入居に資する改修工事等を行う場合、改修費の一部を補助する。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		315	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高（2,000万円限度）に対し、年0.5%以内（融資利率を上限）の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		316	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給システム開発及びサービス提供・運用保守業務に係る事務	「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」において、受給者情報の入力・管理・通知書などの帳票出力、統計処理、各種照会用資料の作成及び補助事業の適正な執行を図るため、本システムによる業務を実施。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		317	高齢者居住安定確保計画及び賃貸住宅供給促進計画の作成に係る事務	高齢者の居住の安定確保関する法律に基づき、市町村の区域内において、高齢者の居住の安定の確保に関する計画（市町村高齢者居住安定確保計画）を定めることができる。 また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、市町村の区域内において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（市町村賃貸住宅供給促進計画）を作成することができる。 市町村計画を定めるようとするときは、パブリックコメントを実施し、都道府県に協議を行う。 また、市町村計画を定めたときは、遅滞なく公表し、国並びに都道府県にその写しを送付する。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		318	終身建物賃貸借事業認可制度	高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みとして、高齢者（60歳以上の方）が終身にわたって賃貸住宅を賃借する契約（終身建物賃貸借契約）を結ぶことができる「終身建物賃貸借事業」の認可を行っている。	都市整備局	法令	中核市		都	○	●		
		319	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 公募による推薦住宅について書類・現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		320	サービス付き高齢者向け住宅登録事業	高齢者が安心して暮らせる住宅を提供するため、各住戸の広さやバリアフリーなどの建物のハード面のほか、生活相談や安否確認といったサービスの提供など、法律で定める基準を満たした住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として登録等を行っている。	都市整備局	法令	中核市		都	○	●		
		321	セーフティーネット住宅の登録	高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅で、一定の登録基準を満たしたものを「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」として登録を行っている。	都市整備局	法令	中核市		都	○	●		
		322	居住支援協議会	地域・区レベルでの居住支援体制をサポートするため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅部局と福祉部局が連携して大阪市居住支援協議会を設置し、居住の安定に関する情報の提供や協議を行う。	都市整備局	法令	地方公共団体		区		●		
		323	居住サポート住宅認定制度	誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等）を行う「居住サポート住宅（居住安定援助賃貸住宅）」の登録を行っている。	都市整備局	法令	その他	一般市	区		●		
		324	居住支援に関する事務	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定される住宅確保要配慮者の住まいの確保や居住支援を総合的かつ効果的に推進するため、大阪市住宅セーフティネット連絡会議を設置し、情報共有及び住宅確保要配慮者居住支援法人の確認等を行っている。	都市整備局	任意			区		●		
20	建築物の安全確保（耐震化促進等）	325	大阪市既存建築物火災安全対策改修支援事業	既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、2方向避難の確保や直通階段の防火・防煙対策などの改修を行う建物所有者等に対して、国の事業を活用し、改修に係る工事費や設計費について補助を行う。	計画調整局	任意			該当なし				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		326	エレベーター防災対策改修補助事業	建築基準法施行令においてエレベーターに関する安全基準が改正された平成26年3月31日以前に設置されたエレベーターのうち、共同住宅に設置されているものについて、市民の安全確保を図るため、新基準に適合する改修が促進されるよう、その改修費用に対して補助する	計画調整局	要綱等	その他	三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域	都・区				法定協議会協議中
		327	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の策定、通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に係る補助制度及び特例の承認等に係る事務	地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定する。 大阪市耐震改修促進計画において通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を記載した場合には、当該建物所有者等に対する耐震診断に要する費用の補助などを行う。 都道府県耐震改修促進計画において特定入居者（認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者）に対する特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項が記載されている場合には、特定優良賃貸住宅の入居者を3か月以上確保できないことを条件として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は都道府県知事（市の区域内にあっては、指定都市又は中核市の長）の承認を受けて、当該特定入居者にその全部又は一部を賃貸することができるため、その承認に関する事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		328	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく補助制度、普及啓発	民間建築物の耐震化を促進するため、民間建築物の建物所有者等に対する耐震診断、耐震改修及び耐震除却に要する費用の補助などを行う。 民間建築物の耐震化を促進するため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発などを行う。	都市整備局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		329	建築物の耐震化促進に関する普及啓発等に係る事務（大阪市耐震改修支援機構関連）	大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、平成20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。 大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、イベントへの出展、耐震出前講座等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の情報提供等を行っている。	都市整備局	任意			区		●		
		330	防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意			都・区		●		
21	放置自転車対策	331	放置自転車の削減に向けた啓発事務【本課】	区、工営所と連携し放置自転車対策協議会の運営及び各合同啓発の実施に関して支援を行っている。また、無償サイクルサポーター（市民ボランティア）を募集し、市民協働の取組を進めている。 【制度管理】 ・制度に関すること。 【工営所支援】 ・各合同啓発実施にかかる区、工営所支援 ・無償サイクルサポーターの新規・廃止・変更手続き業務 ・新規認定サイクルサポーターに対する制度説明及び講習会の実施	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		332	放置自転車の撤去事務【本課】	鉄道駅周辺等を自転車等放置禁止区域に指定し放置自転車の撤去を実施している。また、撤去した自転車の保管・返還業務のほか引取りがなかった自転車の売却処分を実施。 【制度管理】 ・制度に関する事務 【工営所支援】 ・撤去・運搬、保管・返還業務に関する業務委託事務 ・撤去運搬業務に関する監督実施のための調整業務 ・自転車売却事務 ・市民苦情、要望対応 ・保管所施設の財産管理	建設局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		333	放置自転車の撤去事務【工営所】	・放置自転車の撤去事務 昭和58年から鉄道駅周辺等を自転車等放置禁止区域に指定して放置自転車の撤去を実施しているが（平成28年度現在145駅）、撤去は行政権限の行使にあたるため、撤去の実施方法として、工営所職員が監督を行い、撤去自転車の撤去・運搬作業は民間運送事業者に委託している。 禁止区域内で撤去した自転車は市内20箇所の保管所にて、20日間保管し、返還を行っており、運営はシルバー人材センターに委託している。なお、引取が無かった自転車等については一般競争入札による売却処分を行っている。また、禁止区域外で撤去した自転車は工営所の管理地で同様に保管している。 【主な工営所業務】 ・禁止区域内の放置自転車撤去作業における監督業務 ・無料駐輪場内及び禁止区域外の放置自転車撤去における監督業務 ・禁止区域外の引き取りの無い自転車等の売却業者との立会業務 ・放置自転車撤去に関する事前啓発業務	建設局	法令	地方公共団体		区		●		
		334	放置自転車の削減に向けた啓発事務【工営所】	・放置自転車の削減に向けた啓発事務 平成17年より無償サイクルサポーター（市民ボランティア）を募集して市民協働の取組みを進めている。 【主な工営所業務】 ・無償サイクルサポーター及び地元町会との合同啓発キャンペーン業務 ・放置自転車撤去に関する事前啓発業務	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		335	有料駐輪場の管理事務	鉄道駅周辺の放置自転車対策として、通勤・通学目的で利用される自転車を対象に駐輪場を整備し指定管理者制度を導入。近距離利用抑制及びサービスの向上のため利用料金制度による有料駐輪場管理運営を実施している。 【制度管理】 ・条例改正に関する事務（新設有料駐輪場の指定等） ・制度に関する事務 【工営所支援】 ・駐輪事業者の募集・選定業務 ・駐輪事業者との定例的な協議等 ・駐輪事業者を利用した広告事業にかかる事務 ・管理事務者の修繕等維持管理 ・駐輪場用地賃貸借事務 ・ホームページ管理事務	建設局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		336	駐輪場の整備事業	・鉄道駅周辺においては、主に通勤・通学を目的とした自転車が道路上に放置され、視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)を覆い隠すなど、通行機能が阻害されている状況のため、昭和48年より鉄道駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車場(駐輪場)の整備を進めている。 【制度管理】 ・駐車需要を生じさせる特定の集客施設や共同住宅を新築・増築する際に自転車駐車場の設置を義務付けており、それに伴う受付・協議・指導・検査を行っている。 【工営所支援】 ・令和6年度末までに市内164駅周辺において172,000台(鉄道事業者整備分を含む)の自転車駐車場の整備を行っている。 ・既存の自転車駐車場を利用者が安全に利用できるよう、補修等の維持管理を行っている。	建設局	法令	地方公共団体		区		●		
		337	放置自転車管理システム運用管理	放置自転車管理システムの運用管理を行う	建設局	任意			区		●		
22	管財事務	338	賃貸地(臨港地区内)の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区内にある一般会計上の所管不動産の管理及び処分等。 ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定、維持管理等) など	大阪港湾局	任意			都・区	●			
		339	賃貸地(臨港地区外)の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等 ・臨港地区外の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など	大阪港湾局	任意			都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		340	開発事業用地管理事務	用地取得事務：道路・公園等の都市基盤整備や将来の公共施設等の立地に適した用地を、都市整備事業等の事業化に先立ち取得する。 用地管理事務：ネットフェンス工事、草刈清掃等の実施による維持管理および行政財産として使用許可等による暫定活用を図る。 用地処分事務：当局が所管する用地について、事業予定があるものは事業所管局へ管理替えを行うとともに、市による事業化の必要性がなくなった用地については、「大阪市未利用地活用方針」に基づき処分検討地として売却処分を進める。	計画調整局	法令	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
23	空家等対策	341	空家の利活用に関する補助事業（大阪市空家利活用改修補助事業）に係る事務	大阪市空家等対策計画（第3期）（R8年4月策定）に基づき、空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、区と連携しながらインスペクション（建物の劣化状況等調査）費用や住宅の性能向上に資する改修費、地域まちづくりに資する改修費等に対する補助、および補助制度についての普及啓発を行う。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		342	空家法に基づく特定空家等対策業務	特定空家等対策（保安上危険なものに対する命令・行政代執行）業務 区役所への技術的支援 ※本市では区長会議まちづくり・にぎわい・環境部会に6区長からなる空家等対策検討会（小委員会）と、庁内横断的に6区15局からなる幹事会を設けて、空家等対策を進めている。	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		343	空家等対策に係る総合的企画、調査及び連絡調整業務	大阪市空家等対策協議会の開催（平成27年12月に設置） 大阪市空家等対策計画の策定・変更等のとりまとめ事務 ※区長会議まちづくり・にぎわい・環境部会に6区長からなる空家等対策検討会（小委員会）と、庁内横断的に6区15局からなる幹事会を設けて、空家等対策を進めている。（事務フローは別添資料を参照）	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		344	空家等の利活用に関する事務	大阪市空家等対策計画(第3期)(令和8年4月1日策定)に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用等のために必要な対策(補助事業、情報発信など)を講じる。 都市整備局としては、住宅の改修や除却、建替えの補助など空家等の利活用にも繋がる各種補助事業を実施するとともに、住まい情報センターとも連携し、空家活用に係る情報発信や相談対応等を行っている。	都市整備局	法令	一般市		区		●		
		345	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する補助金申請等窓口に関する事務	国土交通省所管の所有者不明土地対策事業補助金、法務局所管の「表題部所有者不明土地探索制度」「長期相続土地未了解消制度」の関係部局に対する活用意向調査及び国への申請窓口	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		346	低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に係る確認書発行に関する事務	都市計画法に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利について、一定の要件を満たす譲渡をした場合の所得税及び個人住民税の特例措置の適用を受けようとする者の確定申告書に添付する確認書の交付等を行う。	計画調整局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
24	内部事務	347	庶務関係業務	局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関することを行う。	都市交通局	任意			該当なし		●		
		348	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整をを行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意			区		●		
		349	庶務関係業務	局の人事・組織・給与事務 部局運営方針の進捗管理 局予算・決算の総括、契約事務 局の文書管理 市会関係業務 秘書関係業務 職員研修関連業務 広聴・広報 Beyond EXPO 2025の取りまとめ　等	大阪都市計画局	任意			都	●			
		350	庶務関係業務【一般会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる一般会計上の庶務関係業務。	大阪港湾局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		351	庶務関係業務【港営事業会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる港営事業会計上の庶務関係業務。	大阪港湾局	任意			都	●			
		352	庶務関係業務	部の予算、決算、契約事務の総括 部の文書管理 部の職員研修関連業務 部の広聴・広報　等	計画調整局	任意			都・区		●		
		353	庶務関係業務	部の予算、決算、契約事務の総括 部の文書管理 部の職員研修関連業務 広聴・広報　等	計画調整局	任意			都・区		●		
		354	庶務関係業務	・部の予算、決算、契約事務の総括 ・部の文書管理 ・部の職員研修関連業務 ・部の広聴・広報　等	計画調整局	任意			都・区		●		
		355	庶務関係業務	局の人事・組織・給与事務 局長改革マニフェスト 局経営方針の進捗管理 局予算・決算の総括、契約事務 局の文書管理 市会関係業務 秘書関係業務 職員研修関連業務 広聴・広報　等	計画調整局	任意			都・区		●		

≪2. 都市基盤整備≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	道路事業	1	道路の維持管理にかかる緊急対応業務【本課】(広域)	広域交通網における、道路の維持管理のうえで支障となる通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係機関への連絡、調整、指導、周知業務 【制度管理】国、マスコミ等対応 【工営所支援】警察、局	建設局	法令	政令市		都	●			
		2	道路の維持管理にかかる緊急対応業務【本課】(基礎)	地域交通網等の道路の維持管理のうえで支障となる通行止め等の事案が発生した場合の情報収集、関係機関への連絡、調整、指導、周知業務 【制度管理】国、マスコミ等対応 【工営所支援】警察、局	建設局	法令	一般市		区		●		
		3	道路の維持管理にかかる緊急対応業務【工営所】(広域)	・広域交通網における道路の維持管理、道路交通の支障となる事案が発生した場合に関係先との連絡調整業務を行う。 ・管内の維持管理道路の道路交通に支障となる事案が発生した場合に業務時間内は本市職員、夜間・土・日・祝日等の業務時間外は委託業者が現場緊急対応を行う。	建設局	法令	政令市		都	●			
		4	道路の維持管理にかかる緊急対応業務【工営所】(基礎)	・地域交通網等の道路の維持管理、道路交通の支障となる事案が発生した場合に関係先との連絡調整業務を行う。 ・管内の維持管理道路の道路交通に支障となる事案が発生した場合に業務時間内は本市職員、夜間・土・日・祝日等の業務時間外は委託業者が現場緊急対応を行う。	建設局	法令	一般市		区		●		
		5	道路の補修事業(広域)	広域交通網における、都市活動を支える重要な都市基盤施設である道路の舗装、アンダーパス・地下道等については、定期点検等による継続的な状態監視と適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理計画(平成29年2月公表)に基づいた維持修繕・補修を行い、長寿命化を図ることで良好な状態に保ち、歩行者や運転者等の安全性確保や道路交通環境の保全に努めている。 また、道路施設全般において、突発的に発生した損傷箇所や異常を保全巡視等により道路管理者自らが発見した場合あるいは市民からの通報を受けた場合は適宜修繕を行い、適切な維持管理に努めている。 市内の遊歩道等については、除草及び清掃を計画的に実施することにより施設保全と美化に努めている。	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		6	道路の補修事業（基礎）	地域交通網等において、都市活動を支える重要な都市基盤施設である道路の舗装、アンダーパス・地下道等については、定期点検等による継続的な状態監視と適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理計画(平成29年2月公表)に基づいた維持修繕・補修を行い、長寿命化を図ることで良好な状態に保ち、歩行者や運転者等の安全性確保や道路交通環境の保全に努めている。 また、道路施設全般において、突発的に発生した損傷箇所や異常を保全巡視等により道路管理者自らが発見した場合あるいは市民からの通報を受けた場合は適宜修繕を行い、適切な維持管理に努めている。 市内の遊歩道等については、除草及び清掃を計画的に実施することにより施設保全と美化に努めている。 本事務では地域交通網等において上記業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●	
		7	埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業（広域）	広域交通網において、上下水道管、ガス管、電気・通信管など占用工作物の新設や修繕等に伴う道路掘さく跡の舗装復旧工事等を受託施行している。	建設局	法令	政令市		都	●			
		8	埋設企業体から受託する道路の一括復旧事業（基礎）	地域交通網等において、上下水道管、ガス管、電気・通信管など占用工作物の新設や修繕等に伴う道路掘さく跡の舗装復旧工事、商店街におけるカラー舗装工事を受託施行している。	建設局	法令	一般市		区		●		
		9	道路占用工事に関する立会事務（指導・立会・検査）（広域）【工営所】	道路の適正な管理の観点から、広域交通網において、許可を行った占用工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	政令市		都	●			
		10	道路占用工事に関する立会事務（指導・立会・検査）（基礎）【工営所】	道路の適正な管理の観点から、許可を行った占用工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	一般市		区		●		
		11	道路巡視事務【本課】（広域）	【制度管理】 道路巡視要綱に基づき。広域交通網における道路占用工事の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。 （道路占用工事） 【工営所支援】 工事現場巡視要綱に基づき。請負工事現場の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。 （請負工事）	建設局	法令	政令市		都	●			
		12	道路巡視事務【本課】（基礎）	【制度管理】 道路巡視要綱に基づき、地域交通網等の道路占用工事の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。 （道路占用工事） 【工営所支援】 工事現場巡視要綱に基づき。請負工事現場の巡視を行い、安全管理等の徹底、改善措置の指導、助言業務。 （請負工事）	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		13	道路巡視事務【工営所】(広域)	道路巡視要綱及び工事現場巡視要綱に基づき、広域交通網における道路占用工事及び請負工事現場の巡視を行い、工事現場の保安施設等の設置状況など安全管理の徹底を行い、その改善措置の指導・助言を行う。 また、巡視業務に特化した担当を配置せず、他の業務への行き帰りに、道路の異常箇所又は不正使用等を発見し、早期の応急復旧等を実施するもの。	建設局	法令	政令市		都	●			
		14	道路巡視事務【工営所】(基礎)	道路巡視要綱及び工事現場巡視要綱に基づき、地域交通網等の道路占用工事及び請負工事現場の巡視を行い、工事現場の保安施設等の設置状況など安全管理の徹底を行い、その改善措置の指導・助言を行う。 また、巡視業務に特化した担当を配置せず、他の業務への行き帰りに、道路の異常箇所又は不正使用等を発見し、早期の応急復旧等を実施するもの。	建設局	法令	一般市		区		●		
		15	道路維持修繕事務【本課】(広域)	・広域交通網における道路工事による維持・修繕等業務(舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等) ・維持業務に係わる除草清掃、事故防止対策、凍結防止等の業務委託設計書の作成及び発注業務	建設局	法令	政令市		都	●			
		16	道路維持修繕事務【本課】(基礎)	・地域交通網等における道路工事による維持・修繕等業務(舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等) ・維持業務に係わる除草清掃、事故防止対策、凍結防止等の業務委託設計書の作成及び発注業務	建設局	法令	一般市		区		●		
		17	道路維持修繕事務【工営所】(広域)	・広域交通網における道路工事による維持・修繕等業務(舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等)	建設局	法令	政令市		都	●			
		18	道路維持修繕事務【工営所】(基礎)	・地域交通網等における道路工事による維持・修繕等業務(舗装補修、付属施設の修繕、附帯施設の維持管理、管理用地の維持管理等)	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		19	自転車通行環境の整備事業（広域）	・近年、自転車と歩行者の事故が急増していることから、歩行者の安全を第一に、自転車利用者の安全性や快適性を確保するため、平成28年7月に策定した「大阪市自転車通行環境整備計画」に基づき、広域交通網等の幹線道路に車道通行を基本とした自転車通行環境の整備に取り組んでいる。 ・平成28年度～令和2年度は主な交差点周辺において、自転車の「車道左側通行ルール」を周知・徹底する路面表示（自転車マークや矢印等）の設置を行った。 ・令和元年度からは、車のドライバーなどに注意喚起を行うため、広域交通網において交差点と交差点との間において、自転車の通行位置を明示する路面表示（自転車マークや矢印等）を設置しており、市内中心部で緊急的な安全対策（約65km）を令和6年度末に完了した。 ・令和7年度には、「大阪市自転車通行環境整備計画」を改定（R8.3.31改定）し、市内全域の幹線道路を中心とする自転車ネットワーク路線において、国ガイドラインに準じた整備形態である「自転車道」「自転車（専用）通行帯」等による安全で快適な自転車ネットワークの形成に向け引き続き整備を推進する。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		20	自転車通行環境の整備事業（基礎）	・近年、自転車と歩行者の事故が急増していることから、歩行者の安全を第一に、自転車利用者の安全性や快適性を確保するため、平成28年7月に策定した「大阪市自転車通行環境整備計画」に基づき、地域交通網等においても、車道通行を基本とした自転車通行環境の整備に取り組んでいる。 ・平成28年度～令和2年度は主な交差点周辺において、自転車の「車道左側通行ルール」を周知・徹底する路面表示（自転車マークや矢印等）の設置を行った。 ・令和元年度からは、車のドライバーなどに注意喚起を行うため、交差点と交差点との間において、自転車の通行位置を明示する路面表示（自転車マークや矢印等）を設置しており、市内中心部で緊急的な安全対策（約65km）を令和6年度末に完了した。 ・令和7年度には、「大阪市自転車通行環境整備計画」を改定（R8.3.31改定）し、市内全域の幹線道路を中心とする自転車ネットワーク路線において、国ガイドラインに準じた整備形態である「自転車道」「自転車（専用）通行帯」等による安全で快適な自転車ネットワークの形成に向け引き続き整備を推進する。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		21	道路にかかる請負工事等の監督事務（広域）	・広域交通網等の交通網において、路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等） ・路線指定が無く維持修繕要素の強い請負工事及び業務委託の監督業務 ・市民要望や保全巡視による「要補修箇所」の調書等作成	建設局	法令	政令市		都	●			
		22	道路にかかる請負工事等の監督事務（基礎）	地域交通網等において以下の事務を行う。 ・路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等） ・路線指定が無く維持修繕要素の強い請負工事及び業務委託の監督業務 ・市民要望や保全巡視による「要補修箇所」の調書等作成	建設局	法令	一般市		区		●		
		23	道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】（広域）	・広域交通網において、夜間の交通事故防止及び円滑な交通確保を図るとともに副次的に防犯上の効果を図る 【補修】 ・安全なまちづくりの観点からも道路照明灯が故障の場合迅速な機能復旧に努める必要がある ・既設道路照明灯（高圧ナトリウム灯110w以上）が不点灯等故障となった場合、ランプ及びその他部品の取替えを行い機能復旧する	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		24	道路照明灯の補修事業【球切れ・補修】(基礎)	・地域交通網等における夜間の交通事故防止及び円滑な交通確保を図るとともに副次的に防犯上の効果を図る 【補修】 ・安全なまちづくりの観点からも道路照明灯が故障の場合迅速な機能復旧に努める必要がある ・既設道路照明灯(高圧ナトリウム灯110w以上)が不点灯等故障となった場合、ランプ及びその他部品の取替えを行い機能復旧する	建設局	法令	一般市		区		●		
		25	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務【本課】(広域)	広域交通網において、市民が安全にかつ快適に都市生活を営むために、道路付属施設の適正な維持管理を実施する。 【主な本課業務】 ・道路附属施設の機械電気設備の各種保守点検業務委託の設計および精算並びに監督業務 ・工営所からの依頼に基づく修繕設計および精算業務 ・契約事務手続き業務	建設局	法令	政令市		都	●			
		26	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務【本課】(基礎)	市民が安全にかつ快適に都市生活を営むために、地域交通網等における道路付属施設の適正な維持管理を実施する。 【主な本課業務】 ・道路附属施設の機械電気設備の各種保守点検業務委託の設計および精算並びに監督業務 ・工営所からの依頼に基づく修繕設計および精算業務 ・契約事務手続き業務	建設局	法令	一般市		区		●		
		27	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務【工営所】(広域)	広域交通網において、市民が安全にかつ快適に都市生活を営むために、道路付属施設の適正な維持管理を実施する。 【主な工営所業務】 ・各工営所管内における道路附属施設の機械電気設備の日常維持管理業務 ・機械電気設備の各種保守点検業務委託や設備修繕工事の監督業務	建設局	法令	政令市		都	●			
		28	道路施設の電気・機械設備の維持管理事務【工営所】(基礎)	市民が安全にかつ快適に都市生活を営むために、地域交通網等における道路付属施設の適正な維持管理を実施する。 【主な工営所業務】 ・各工営所管内における道路附属施設の機械電気設備の日常維持管理業務 ・機械電気設備の各種保守点検業務委託や設備修繕工事の監督業務	建設局	法令	一般市		区		●		
		29	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務【本課】(広域)	広域交通網において、道路の保全及び適正な利用を確保するため、道路法に基づき違反物件(不法占拠、不正使用)の解消を行っている。 【不法占拠】解消に向けた事務及び指導等を本課が行っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定 ・使用の設定・訴訟及び行政代執行の事例集約等 ・対象物件の調査 ・所有者を確知し是正指導 ・指導に従わない者に対して、緊急度や要件に応じて行政代執行による除却又は建物収去明渡請求訴訟による明渡しの請求 【不正使用】事務的な部分を本課が担っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定 ・使用の設定・訴訟及び行政代執行の事例集約等 ・所有者不明物件について、公報登載のうえ略式代執行 ・所有者が確知できる物件について是正指導	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		30	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務【本課】(基礎)	地域交通網等において、道路の保全及び適正な利用を確保するため、道路法に基づき違反物件(不法占拠、不正使用)の解消を行っている。 【不法占拠】解消に向けた事務及び指導等を本課が行っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定 ・使用の設定・訴訟及び行政代執行の事例集約等 ・対象物件の調査 ・所有者を確知し是正指導 ・指導に従わない者に対して、緊急度や要件に応じて行政代執行による除却又は建物収去明渡請求訴訟による明渡しの請求 【不正使用】事務的な部分を本課が担っている。 ・条例の改正や関係法改正による制度・使用の設定 ・使用の設定・訴訟及び行政代執行の事例集約等 ・所有者不明物件について、公報登載のうえ略式代執行 ・所有者が確知できる物件について是正指導	建設局	法令	一般市		区		●		
		31	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務【工営所】(広域)	交通網において、道路の保全及び適正な利用を確保するため、道路法に基づき違反物件(不法占拠、不正使用)の解消を行っている。 【不法占拠】工営所は物件の発見に努めている。 ・対象物件の発見及び本課への連絡 【不正使用】現場に関わる業務を工営所が担っている。 ・市民通報やパトロールにより対象物件の発見及び調査 ・所有者を確知し是正指導 ・所有者不明物件について公報登載のうえ略式代執行	建設局	法令	政令市		都	●			
		32	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務【工営所】(基礎)	地域交通網等において、道路の保全及び適正な利用を確保するため、道路法に基づき違反物件(不法占拠、不正使用)の解消を行っている。 【不法占拠】工営所は物件の発見に努めている。 ・対象物件の発見及び本課への連絡 【不正使用】現場に関わる業務を工営所が担っている。 ・市民通報やパトロールにより対象物件の発見及び調査 ・所有者を確知し是正指導 ・所有者不明物件について公報登載のうえ略式代執行	建設局	法令	一般市		区		●		
		33	大阪府警への派遣事務	・大阪府警へ職員の派遣	建設局	任意			該当なし		●		
		34	道路台帳の整備並びに管理に関する事務(広域)	・道路管理者が保管する道路台帳(調書・図面)は道路法により、調製・保管、閲覧義務及び記載事項が定められている。 ・広域交通網においても道路区域を確定し、道路台帳の整備を図るとともに、告示の該当箇所や、工事等による現況変更箇所については、現地を調査及び測量し補正を行い、道路台帳の適正管理を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		35	道路台帳の整備並びに管理に関する事務(基礎)	・道路管理者が保管する道路台帳(調書・図面)は道路法により、調製・保管、閲覧義務及び記載事項が定められている。 ・地域交通網等において道路区域を確定し、道路台帳の整備を図るとともに、告示の該当箇所や、工事等による現況変更箇所については、現地を調査及び測量し補正を行い、道路台帳の適正管理を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		36	(一財)道路管理センターへの派遣事務	(一財)道路管理センターへ職員の派遣	建設局	任意			都・区		●		
		37	道路台帳システム運用管理事務	道路台帳システムの運用管理を行う	建設局	任意			都・区		●		
		38	測量CADシステム運用管理事務	測量CADシステムの運用管理を行う	建設局	任意			都・区		●		
		39	工事積算システム運用管理事務	工事積算システムの運用管理を行う	建設局	任意			都・区		●		
		40	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務(広域)	広域交通網において、車両制限令に定める制限値を超える車両が通行する際に、道路の適正な管理の観点から審査を行い許可等の手続きをおこなっている。 また、バス事業者が路線を新設等する際に、道路の適正な管理の観点から必要な審査を行い、道路管理上の措置について意見回答を行っている。 【制度管理】 ・国、警察、道路管理者等との連絡調整に関する事務 道路情報便覧付図システム関係事務 【工営所支援】 ・特殊車両の通行許可事務全般 (申請受付、審査、許可書発行、申請手数料の受領)	建設局	法令	政令市		都	●			
		41	特殊車両通行許可及び道路運送法に基づく審査等の事務(基礎)	車両制限令に定める制限値を超える車両が通行する際に、道路の適正な管理の観点から審査を行い許可等の手続きをおこなっている。 また、バス事業者が路線を新設等する際に、道路の適正な管理の観点から必要な審査を行い、道路管理上の措置について意見回答を行っている。 【制度管理】 ・国、警察、道路管理者等との連絡調整に関する事務 道路情報便覧付図システム関係事務 【工営所支援】 ・地域交通網等における特殊車両の通行許可事務全般 (申請受付、審査、許可書発行、申請手数料の受領)	建設局	法令	一般市		区		●		
		42	特殊車両の指導取締りの事務(広域)	地域交通網等において車両制限令に定める制限値を超える車両が通行する際に、適正な許可証等を備え付けているか及び許可条件を遵守しているか確認するために取締りを行っている。 取締りは、道路上で車両を停止させて行う取締りとビデオカメラ等で車両を撮影する動画等を用いて行う取締りの2種類を行っている。 また、取締りで適正な許可証を備え付けていないこと又は許可条件を遵守していないことが判明した場合、違反者に対し指導警告や措置命令といった行政指導・行政処分を行っている。 さらに、違反を繰り返した者や著しい違反を犯した者、違反状態で重大な事故を発生させた者に対し、是正指導や公表、許可取消し、告発といった行政指導・行政処分を行っている。	建設局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		43	特殊車両の指導取締りの事務（基礎）	広域交通網等において、車両制限令に定める制限値を超える車両が通行する際に、適正な許可証等を備え付けているか及び許可条件を遵守しているか確認するために取締りを行っている。 取締りは、道路上で車両を停止させて行う取締りとビデオカメラ等で車両を撮影する動画等を用いて行う取締りの2種類を行っている。 また、取締りで適正な許可証を備え付けていないこと又は許可条件を遵守していないことが判明した場合、違反者に対し指導警告や措置命令といった行政指導・行政処分を行っている。 さらに、違反を繰り返した者や著しい違反を犯した者、違反状態で重大な事故を発生させた者に対し、是正指導や公表、許可取消し、告発といった行政指導・行政処分を行っている。	建設局	任意			区		●		
		44	道路法上の道路に関する各種協議関係事務（広域）	広域交通網にかかる道路を適正に管理するため道路の管理協定、大規模建築物・開発行為にかかる公共施設管理者の同意協議、その他道路管理に関する各種協議業務を行う。	建設局	法令	政令市		都	●			
		45	道路法上の道路に関する各種協議関係事務（基礎）	地域交通網等における道路を適正に管理するため道路の管理協定、大規模建築物・開発行為にかかる公共施設管理者の同意協議、その他道路管理に関する各種協議業務を行う。	建設局	法令	一般市		区		●		
		46	道路占用許可に関する事務【本課】（大規模構造物等の許可）（広域）	広域交通網において、道路区域内への街路灯やガス管等の物件の設置等の道路工事の申請について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な本課業務（制度管理、大規模構造物等の許可）】 国、警察、他の道路管理者等との協議・調整を要し、高度な専門知識と経験が必要な許可（地下街、高架下等）や、総合区をまたがる許可（警察、消防、鉄道、バス等）に関する事務 高架下の許可解消に伴う立ち退き交渉、跡地利用の検討事務 条例・規則（道路占用料条例、許可基準等）の改正・運用などの制度管理事務 【主な本課業務（その他道路・生活道路）】 日常的な道路管理の許可に関する事務 突出看板、日よけ、駐輪場、防犯カメラ、街路灯、掲示板等の占用許可事務（申請受付、審査、許可書発行、占用料の徴収など）	建設局	法令	政令市		都	●			
		47	道路占用許可に関する事務【本課】（大規模構造物等の許可）（基礎）	地域交通網等における道路区域内への街路灯やガス管等の物件の設置等の道路工事の申請について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な本課業務（制度管理、大規模構造物等の許可）】 国、警察、他の道路管理者等との協議・調整を要し、高度な専門知識と経験が必要な許可（地下街、高架下等）や、総合区をまたがる許可（警察、消防、鉄道、バス等）に関する事務 高架下の許可解消に伴う立ち退き交渉、跡地利用の検討事務 条例・規則（道路占用料条例、許可基準等）の改正・運用などの制度管理事務 【主な本課業務（その他道路・生活道路）】 日常的な道路管理の許可に関する事務 突出看板、日よけ、駐輪場、防犯カメラ、街路灯、掲示板等の占用許可事務（申請受付、審査、許可書発行、占用料の徴収など）	建設局	法令	一般市		区		●		
		48	道路区域の適性管理に関する事務（広域）	広域交通網において、道路区域の適正管理のために区域境界線を明確にし、大規模災害等に備えた資料整備を行う。	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		49	道路区域の適性管理に関する事務(基礎)	地域交通網等において、道路区域の適正管理のために区域境界線を明確にし、大規模災害等に備えた資料整備を行う。	建設局	法令	一般市		区		●		
		50	道路区域の明示事務(広域)	・申請に基づき、広域交通網にかかる区域線の境界明示の受付、審査、証明書(明示書)等の作成、交付を行う。	建設局	法令	政令市		都	●			
		51	道路区域の明示事務(基礎)	地域交通網等において、申請に基づく道路の区域線の境界明示の受付、審査、証明書(明示書)等の作成、交付を行う。	建設局	法令	一般市		区		●		
		52	公共基準点(道路基準点)保全事務(広域)	・広域交通網において、道路区域線管理のための公共基準点(道路基準点)の保全管理を行う。	建設局	法令	地方公共団体		都・区	●			
		53	公共基準点(道路基準点)保全事務(基礎)	地域交通網等において、道路区域線管理のための公共基準点(道路基準点)の保全管理を行う。	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		54	道路管理に関する法手続き事務(広域)	道路法に基づき、道路管理者として管理すべき広域交通網等の道路を特定するための法手続き (認定、区域変更、供用開始、変更、廃止等)	建設局	法令	政令市		都	●			
		55	道路管理に関する法手続き事務(基礎)	地域交通網等における、道路法に基づき、道路管理者として管理すべき道路を特定するための法手続き (認定、区域変更、供用開始、変更、廃止等)	建設局	法令	一般市		区		●		
		56	一般道路の改良事業(広域)	都市基盤の充実、災害に強いまちづくり、快適性や利便性の提供に向け、市民生活と密接に関係している生活道路等において、市街地の防災性や安全性の確保に向け、狭隘・行き止まり・線形不良などを解消するための道路整備(電気・機械設備含む)の企画、調整、進行管理を行うとともに、広域交通網における道路整備に関する設計、積算、工事発注などの業務を行っている。また、既成市街地における住宅建設とあわせた道路整備についても、前記と同様の業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		57	一般道路の改良事業(基礎)	地域交通網等において、都市基盤の充実、災害に強いまちづくり、快適性や利便性の提供に向け、市民生活と密接に関係している生活道路等において、市街地の防災性や安全性の確保に向け、狭隘・行き止まり・線形不良などを解消するための道路整備(電気・機械設備含む)の企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計、積算、工事発注などの業務を行っている。また、既成市街地における住宅建設とあわせた道路整備についても、前記と同様の業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		58	業務効率化・生産性の向上（広域）	広域交通網にかかる本市管理橋梁は、古くから都市基盤整備が進んできたため、橋齢50歳を超える割合は、全国平均約34%に対し約61%と高齢化が進んでおり、近い将来、集中して更新時期を迎えることが予想され、橋梁の老朽化対応は喫緊の課題となっている。このため、5年1度の定期点検を行うとともに、その結果に基づき、橋梁を計画的に予防保全することで、安全、安心を確保するとともに、橋梁の延命化によりコストの縮減を図る。	建設局	法令	政令市		都	●			
		59	業務効率化・生産性の向上（基礎）	地域交通網等にかかる本市管理橋梁は、古くから都市基盤整備が進んできたため、橋齢50歳を超える割合は、全国平均約34%に対し約61%と高齢化が進んでおり、近い将来、集中して更新時期を迎えることが予想され、橋梁の老朽化対応は喫緊の課題となっている。このため、5年1度の定期点検を行うとともに、その結果に基づき、橋梁を計画的に予防保全することで、安全、安心を確保するとともに、橋梁の延命化によりコストの縮減を図る。	建設局	法令	一般市		区		●		
		60	環境負荷低減に配慮した舗装・道路脱炭素化推進（広域）	・本市が管理する広域交通網等の道路において、安全安心な道路、道路景観や道路緑化の充実、適切な維持管理に加えて、地球温暖化に伴う気候変動へ対応するため脱炭素化の推進やヒートアイランド対策など、環境への負荷低減に配慮した道路整備を実施している。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		61	環境負荷低減に配慮した舗装・道路脱炭素化推進（基礎）	・本市が管理する地域交通網等の道路において、安全安心な道路、道路景観や道路緑化の充実、適切な維持管理に加えて、地球温暖化に伴う気候変動へ対応するため脱炭素化の推進やヒートアイランド対策など、環境への負荷低減に配慮した道路整備を実施している。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		62	道路整備推進調査（交通量センサス）	道路交通センサスは、道路の幅員や車線数などの状況や主要な道路における交通量および旅行速度の調査（一般交通量調査）を実施するものであり、道路の計画・建設・維持管理や将来道路網の検討など、道路事業を実施する上での基礎資料を得ることを目的とした調査である。道路整備の進捗や大規模開発事業等に伴う交通の流れの変化も踏まえ、最新データの収集を行う。	建設局	法令	地方公共団体		都・区	●			
		63	道路工事施行承認に関する事務【本課】（大規模工事の許可）（広域）	広域交通網において、歩道改築等の道路工事の申請について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な本課業務】 国、警察、他の道路管理者等との協議・調整を要し、高度な専門知識と経験が必要な許可条例・規則（道路占用料条例、許可基準等）の改正・運用などの制度管理事務	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		64	道路工事施行承認に関する事務【本課】(大規模工事の許可)(基礎)	地域交通網等において、歩道改築等の道路工事の申請について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な本課業務(制度管理、大規模工事の許可)】 国、警察、他の道路管理者等との協議・調整を要し、高度な専門知識と経験が必要な許可 条例・規則(道路占用料条例、許可基準等)の改正・運用などの制度管理事務 【主な本課業務(大規模工事以外)】 日常的な道路管理の許可に関する事務	建設局	法令	一般市		区		●	
		65	道路工事施行承認に関する事務【工営所】(基礎)	地域交通網等において、歩道改築等の道路工事の申請について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な工営所業務】 日常的な道路管理の許可に関する事務	建設局	法令	一般市		区		●	
		66	建設局所管財産の管理事務【管理課】	市有財産の適正な管理については地方財政法及び地方自治法により行政に義務付けられており、建設局の財産管理者として局所管財産の適正な管理事務(取得、管理、処分)を行う。 【主な管理課業務】 所管不動産(通行機能のある市有地。ただし、下水道用地及び公園用地にかかるものを除く。)の管理事務(管財課・工営所で取り扱う業務以外)。 法定外公共物の使用許可業務(「継続」許可業務)。	建設局	法令	地方公共団体		区		●	
		67	阪神高速株式会社への派遣事務	阪神高速株式会社への派遣事務	建設局	任意			該当なし	●			
		68	石川県輪島市への派遣事務	石川県輪島市へ職員の派遣	建設局	任意			都・区	●			
		69	JeTROへの派遣事務	JeTROへ職員の派遣	建設局	任意			該当なし	●			
		70	夢洲における関連事業の工事調整等に関する業務	夢洲における関連事業の工事等について、他局や関係部署・機関と調整等を行う。	建設局	任意			該当なし	●			
		71	施工承認工事に関する立会事務(指導・立会・検査)【工営所】(広域)	広域交通網において、道路の適正な管理の観点から、許可を行った工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		72	施工承認工事に関する立会事務（指導・立会・検査）【工営所】（基礎）	地域交通網等において、道路の適正な管理の観点から、許可を行った工事について、許可条件どおりに施工されているか確認し、必要な指導を行うとともに、復旧工事後の道路復旧面積の立会及び竣工確認検査の実施。	建設局	法令	一般市		区		●		
		73	橋梁の耐震対策事業（広域）	大地震の発生に際しては、効果的に応急対策を実施し被害を最小限とするために、緊急交通路の確保が重要である。これまで、兵庫県南部地震の発生後、大阪市地域防災計画に位置づけられた緊急交通路に架かる橋梁の耐震対策について、平成8年度を初年度とする地震防災緊急5ヵ年計画等に基づき実施してきた。広域交通網に付属する橋梁を含む市内要対策橋梁は331橋であり、令和7年度末で329橋の耐震対策が完了しており、今後、残る2橋について、順次実施していくものである。 また、これまでこれまで実施してきた単柱式の橋脚に引き続き、比較的強固な構造形式である壁式橋脚等についても耐震補強を行い、広域緊急交通路に架かるすべての橋梁の耐震性を確保することとした。具体的には、広域緊急交通路に位置する15橋について、令和8年度内に耐震性能照査を行い、現在進めている耐震対策事業が完了する令和10年度までに第2次耐震対策事業計画を策定し、順次対策を進めていくこととしている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		74	橋梁の耐震対策事業（基礎）	大地震の発生に際しては、効果的に応急対策を実施し被害を最小限とするために、緊急交通路の確保が重要である。これまで、兵庫県南部地震の発生後、大阪市地域防災計画に位置づけられた緊急交通路に架かる橋梁の耐震対策について、平成8年度を初年度とする地震防災緊急5ヵ年計画等に基づき実施してきた。地域交通網等においても市内要対策橋梁は331橋であり、令和7年度末で329橋の耐震対策が完了しており、今後、残る2橋について、順次実施していくものである。 また、これまでこれまで実施してきた単柱式の橋脚に引き続き、比較的強固な構造形式である壁式橋脚等についても耐震補強を行い、広域緊急交通路に架かるすべての橋梁の耐震性を確保することとした。具体的には、広域緊急交通路に位置する15橋について、令和8年度内に耐震性能照査を行い、現在進めている耐震対策事業が完了する令和10年度までに第2次耐震対策事業計画を策定し、順次対策を進めていくこととしている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		75	老朽化橋梁の改修事業（広域）	広域交通網における老朽化した橋梁のうち、抜本的な対策が必要な橋梁について、架替や部分更新を行うことで、安全、安心を確保する。	建設局	法令	政令市		都	●			
		76	老朽化橋梁の改修事業（基礎）	地域交通網等においても、老朽化した橋梁のうち、抜本的な対策が必要な橋梁について、架替や部分更新を行うことで、安全、安心を確保する。	建設局	法令	一般市		区		●		
		77	都市計画道路の用地測量及び境域明示（広域）	・事業認可された都市計画道路において、事業に必要な用地を取得するために行う用地境界確定測量及び買収図面、表示に関する登記図面（地積測量図）作成を行う。 ・広域交通網において、申請に基づき、明示を行い証明書を発行を行う。	建設局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		78	都市計画道路の用地測量及び境域明示（基礎）	・事業認可された都市計画道路において、事業に必要な用地を取得するために行う用地境界確定測量及び買収図面、表示に関する登記図面（地積測量図）作成を行う。 ・申請に基づき、地域交通網等において明示を行い証明書を発行を行う。	建設局	法令	一般市		区		●		
		79	橋梁の維持管理事業（広域）	本市管理橋梁は、古くから都市基盤整備が進んできたため、橋齢50歳を超える割合は、全国平均約34%に対し約61%と高齢化が進んでおり、近い将来、集中して更新時期を迎えることが予想され、橋梁の老朽化対応は喫緊の課題となっている。このため、5年1度の定期点検を行うとともに、その結果に基づき、広域交通網の橋梁を計画的に予防保全することで、安全、安心を確保するとともに、橋梁の延命化によりコストの縮減を図る。	建設局	法令	政令市		都	●			
		80	橋梁の維持管理事業（基礎）	本市管理橋梁は、古くから都市基盤整備が進んできたため、橋齢50歳を超える割合は、全国平均約34%に対し約61%と高齢化が進んでおり、近い将来、集中して更新時期を迎えることが予想され、橋梁の老朽化対応は喫緊の課題となっている。このため、5年1度の定期点検を行うとともに、その結果に基づき、地域交通網等において橋梁を計画的に予防保全することで、安全、安心を確保するとともに、橋梁の延命化によりコストの縮減を図る。	建設局	法令	一般市		区		●		
		81	電線類地中化の推進事業（広域）	・大阪市地域防災計画及び大阪市強靱化地域計画に掲げる、災害に強いまちづくりを進めることを目的として電線類の地中化を推進している。電線類の地中化とは道路の上空にある電線類を地下にまとめて収容するための電線共同溝を整備するもので、都市防災機能の向上のほか、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上などの整備効果がある。 ・大阪市基本構想に掲げる、歴史や文化の薫りに満ちた空間など、地域の個性が輝くまちづくりに向け、歴史的・文化的資産等を有するまちなみの再生・活性化や、新たなまちなみの個性を引き出すために、広域交通網における無電柱化、周辺景観と調和した道路整備を行う。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理などの業務を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		82	電線類地中化の推進事業（基礎）	・大阪市地域防災計画及び大阪市強靱化地域計画に掲げる、災害に強いまちづくりを進めることを目的として電線類の地中化を推進している。電線類の地中化とは道路の上空にある電線類を地下にまとめて収容するための電線共同溝を整備するもので、都市防災機能の向上のほか、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上などの整備効果がある。 ・大阪市基本構想に掲げる、歴史や文化の薫りに満ちた空間など、地域の個性が輝くまちづくりに向け、歴史的・文化的資産等を有するまちなみの再生・活性化や、新たなまちなみの個性を引き出すために、地域交通網等において無電柱化、周辺景観と調和した道路整備を行う。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理などの業務を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		83	安全な通行空間の確保のための事業（広域）	・大阪市基本構想に掲げる、都市基盤の充実、快適性や利便性の提供を目的として、通学路等の車両の交通量が多い道路における「歩道設置や歩車道の分離」等を行うことにより、歩行者の安全を確保する。特に通学路の安全対策としては、大阪市通学路安全プログラムを策定し、教育委員会、警察とも連携し、継続して定期的な対策を講じることとしている。 ・また、バリアフリー基本構想が策定された重点整備地区においては、全ての人が、安全で快適に移動ができるように「視覚障害者誘導用ブロック設置」などによるバリアフリー化対策を行う。 ・加えて、交通事故が多発する幹線道路の交差点などは「事故危険箇所」として指定し右折レーンの設置などの対策を実施するとともに、同様に住居系地区などの生活道路においては、ビックデータ等を活用した交通安全対策として「ゾーン30プラス」地区に指定し、物理的デバイスの設置や交差点のカラー化などを実施することで、交通死傷事故の抑止対策を行う。 ・広域交通網の整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		84	安全な通行空間の確保のための事業（基礎）	・大阪市基本構想に掲げる、都市基盤の充実、快適性や利便性の提供を目的として、地域交通網等において通学路等の車両の交通量が多い道路における「歩道設置や歩車道の分離」等を行うことにより、歩行者の安全を確保する。特に通学路の安全対策としては、大阪市通学路安全プログラムを策定し、教育委員会、警察とも連携し、継続して定期的な対策を講じることとしている。 ・また、バリアフリー基本構想が策定された重点整備地区においては、全ての人が、安全で快適に移動ができるように「視覚障害者誘導用ブロック設置」などによるバリアフリー化対策を行う。 ・加えて、地域交通網等においても交通事故が多発する幹線道路の交差点などは「事故危険箇所」として指定し右折レーンの設置などの対策を実施するとともに、同様に住居系地区などの生活道路においては、ビックデータ等を活用した交通安全対策として「ゾーン30プラス」地区に指定し、物理的デバイスの設置や交差点のカラー化などを実施することで、交通死傷事故の抑止対策を行う。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		85	道路照明灯の整備事業（広域）	・広域交通網における夜間の交通事故防止及び円滑な交通確保を図るとともに副次的に防犯上の効果を図る 【補修以外】 ・市民に安心を与える明るさ（平均照度4ルクス）を確保するため、生活道路における道路照明灯の整備（一部商店街照明や田畑等で道路照明灯を設置できない場所を除く） ・生活道路照明灯において、球切れなどの更新時に光源を高圧ナトリウムランプからLEDに改良 ・老朽化等による道路照明灯の建替え更新する ・LED長期借入に伴う支払事務	建設局	法令	政令市		都	●			
		86	道路照明灯の整備事業（基礎）	・地域交通網等における夜間の交通事故防止及び円滑な交通確保を図るとともに副次的に防犯上の効果を図る 【補修以外】 ・市民に安心を与える明るさ（平均照度4ルクス）を確保するため、生活道路における道路照明灯の整備（一部商店街照明や田畑等で道路照明灯を設置できない場所を除く） ・生活道路照明灯において、球切れなどの更新時に光源を高圧ナトリウムランプからLEDに改良 ・老朽化等による道路照明灯の建替え更新する ・LED長期借入に伴う支払事務	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		87	道路占用許可に関する事務（鉄道）（基礎）	地域交通網等において、道路区域内への鉄道施設の設置について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な本課業務】 国、警察、他の道路管理者等との協議・調整を要し、高度な専門知識と経験が必要な許可	建設局	法令	一般市		区		●		
		88	道路占用許可に関する事務【工営所】（基礎）	地域交通網等における道路区域内への街路灯やガス管等の物件の設置等の道路工事の申請について、道路の適正な管理の観点から、審査、許可行為を行っている。 【主な工営所業務）（その他道路）（生活道路）】 公益物件や建築工事に伴う足場・仮囲い等の物件の設置、歩道改築等の道路工事の申請について、審査・許可を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		89	踏切対策事業（広域）	・踏切は、広域交通網等において、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な安全対策が必要なため、立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切周辺対策（駅周辺の駐輪場整備等で踏切横断交通量を低減）等、ソフト・ハード両面からできる踏切対策を進める。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		90	踏切対策事業（基礎）	・踏切は、地域交通網等において、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な安全対策が必要なため、立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切周辺対策（駅周辺の駐輪場整備等で踏切横断交通量を低減）等、ソフト・ハード両面からできる踏切対策を進める。 ・整備計画に関わる企画、調整、進行管理を行うとともに、道路整備に関する設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		91	都市計画道路の整備計画策定・調整事務（広域）	広域交通網における街路事業の今後の展望を検討するための都市計画道路の見直し後の整備計画等の検討、及び関係部署との連絡調整業務	建設局	法令	政令市		都	●			
		92	都市計画道路の整備計画策定・調整事務（基礎）	地域交通網等においても、街路事業の今後の展望を検討するための都市計画道路の見直し後の整備計画等の検討、及び関係部署との連絡調整業務	建設局	法令	一般市		区		●		
		93	都市計画道路の整備事業（広域）	広域交通網にかかる都市計画道路は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、合理的な土地利用を図るために必要な道路（幹線道路、補助幹線道路、歩行者専用道等）で、これの新設・拡幅の整備を行い、交通機能、防災機能、市街地形成機能、空間機能等を向上させるものである。	建設局	法令	政令市		都	●			
		94	都市計画道路の整備事業（基礎）	都市計画道路は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、合理的な土地利用を図るために必要な道路（幹線道路、補助幹線道路、歩行者専用道等）で、地域交通網等においてもこれの新設・拡幅の整備を行い、交通機能、防災機能、市街地形成機能、空間機能等を向上させるものである。	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		95	道路管理システム運用管理事務	道路管理システムの運用管理を行う	建設局	任意			都・区		●		
		96	市町村が管理する道路に供用されている国有財産に係る国有財産法に基づく境界確定等	土地所有者等の申出に基づき市が管理する道路に供用されている国有財産に係る国有財産法に基づく境界確定等を行う。 （市長村が処理する事務の範囲等） 大阪府土木行政事務に係る特例に関する条例第2条	建設局	法令	都道府県		都	○	●		
		97	市町村が管理する道路に供用されている府有地に係る地方自治法基づく境界確定等	土地所有者等の申出に基づき市が管理する道路に供用されている府有地に係る地方自治法基づく境界確定等行う。 （市長村が処理する事務の範囲等） 大阪府土木行政事務に係る特例に関する条例第１０条	建設局	法令	都道府県		都	○	●		
		98	渡船事業（建設局）	・現在建設局所管の渡船場は7ヶ所あり、市民の通勤・通学の貴重な交通手段として年間約190万人の利用がある。 ・橋梁の架設が困難な地域や、大型船舶の運航のため非常に高い所に橋梁が架設されている地域など、市民の生活道路を確保しなければならない場所に限り、道路法上の認定道路として位置づけを行い運営している。 ・平成20年5月1日より「落合上渡船場」を、平成31年4月1日より「落合下渡船場」を、令和6年4月1日より「千本松渡船場」を民間事業者に運航業務の委託を行っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
		99	道路清掃に関する事務（事業所） 【広域管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 事業所（環境事業センター）は、委託事務の検収業務等を行っている。	環境局	法令	一般市		都	●			
		100	道路清掃に関する事務（本課） 【広域管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 本課（事業管理課）においては、本事業の総括事務を行うとともに、予算執行を行う。また、委託事務の検収業務（夜間検収等）を行っている。	環境局	法令	一般市		都	●			
		101	道路清掃に関する事務（本課） 【特別区管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 本課（事業管理課）においては、本事業の総括事務を行うとともに、予算執行を行う。また、委託事務の検収業務（夜間検収等）を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		102	道路清掃に関する事務（事業所） 【特別区管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。 事業所（環境事業センター）は、委託事務の検収業務等を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		103	建設局所管財産の管理事務【工営所】	市有財産の適正な管理については地方財政法及び地方自治法により行政に義務付けられており、建設局の財産管理者として局所管財産の適正な管理事務(取得、管理、処分)を行う。 【主な工営所業務】 所管不動産(法定外を含む。ただし、下水道用地及び公園用地にかかるものを除く。)の維持管理業務。 法定外公共物の使用許可業務(道路法第36条の規定に該当する物件の「新規」・「変更」許可業務及び足場・仮囲い・養生棚の許可業務)及び工事施行承認に関する業務。	建設局	法令	地方公共団体		区		●		
		104	市有地の境界確定協議事務	・土地所有者等の申出により、建設局所管用地(道路に関する)の境界確定協議の受付、審査、証明書等の作成、交付を行う。	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		105	建設局所管用地にかかる不法占拠対策事務【道路区域外】	・建設局所管用地(法定外公共物)について、公共物の適正な維持管理の必要性から地方自治法第149条第6号の規定に基づく財産管理業務として、不法占拠物件の現場確認、撤去交渉、処理を行っている。	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		106	地域高規格道路(淀川左岸線2期)の整備	広域幹線道路ネットワークの形成や都心北部地域での交通混雑緩和のため、都市計画にもとづき、延長約4．3km・幅員約22mの地域高規格道路(淀川左岸線2期)の整備を行う。あわせて、一体的に一般街路(淀川南岸線)の整備も行う。	建設局	法令	政令市		都	●			
		107	幹線道路の共同溝整備事業	・共同溝の整備等に関する特別措置法(S38)に基づき、都市生活に必要不可欠であるライフラインを広域交通網の地下にまとめて収容する構造物を建設する。 ・災害時のライフラインが分断することがないように、ネットワーク形成を目指している。 ・整備計画に基づいて設計・積算・工事発注などの業務を行っている。	建設局	法令	政令市		都	●			
		108	建設局所管財産の管理事務【本課】	市有財産の適正な管理については地方財政法及び地方自治法により行政に義務付けられており、建設局の財産管理者として局所管財産の適正な管理事務(取得、管理、処分)を行う。 【主な本課業務】 所管不動産(法定外を含む。ただし、下水道用地及び公園用地にかかるものを除く。)の管理事務(工営所で取り扱う業務以外)。 法定外公共物の使用許可業務(「継続」許可業務及び工営所で取り扱う使用物件以外の許可)。	建設局	法令	地方公共団体		区		●		
		109	街路防犯灯設置助成事業【本課】	・夜間は昼間と違い路上の明るさが著しく低下するため、まちを明るくし歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりや車上狙い等の街頭犯罪発生を防止し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりに市民と行政が一体となって取り組む。 ・私道など暗い道を対象に、町会等地域を代表する方からの区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【主な本課業務】 ・区CMとの予算算定業務 ・街路防犯灯設置工事設計および精算業務	建設局	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		110	道路資料閲覧コーナーの管理運営事務	・平成13年2月に建設局がWTCビルに移転したことに伴い、道路に関する情報を必要とする市民に対し、本庁舎3階に「道路資料閲覧コーナー」を設置し、市民サービスの向上に努めている。 ・主な業務としては、大阪市が管理する道路法上の道路に関する情報（認定道路網図）を提供、事前に協議済みの各種申請書・届出書等の受付とその許可書の交付である。	建設局	任意			都・区		●		
		111	国直轄事業負担金事務	・国直轄事業負担金は道路法第53条外に基づき、一般国道（指定区間）の新設・改築費用の一部を都道府県または指定都市が負担する義務的経費 ・本市負担額を予算化し国土交通省からの請求に基づき負担金を支出する事務	建設局	法令	政令市		都	●			
		112	道路橋梁総合管理システムの運用管理	・建設局が管理している道路・橋梁等の施設データや保全巡視業務等の情報を一元的に管理する情報システムについて、効率的・効果的に管理し、より一層の市民サービス向上を実現するとともに、業務を円滑に行うため、その運用管理を行う	建設局	任意			都・区		●		
		113	街路防犯灯設置助成事業【工営所】	・夜間は昼間と違い路上の明るさが著しく低下するため、まちを明るくし歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりや車上狙い等の街頭犯罪発生を防止し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりに市民と行政が一体となって取り組む。 ・私道など暗い道を対象に、町会等地域を代表する方からの区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【主な工営所業務】 ・区役所からの申請書に基づき現場調査や助成可否の判断 ・街路防犯灯設置工事の工事監督業務 ・区との調整業務	建設局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		114	水辺の魅力向上事業	「水の回廊」にかかる橋を対象に、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などを有効活用できる将来的な整備方針を決定するため、橋上空間の利活用社会実験を実施し、課題抽出や公民連携による持続的な維持管理体制・管理運営スキーム等の検討を行う。 また、「大阪光のまちづくり2030構想」に基づき、橋梁ライトアップのリニューアル計画の検討を行う。	建設局	任意			都・区				法定協議会協議中
		115	道路施設広告事業関係業務	阿倍野歩道橋等における広告事業関係（広告事業者募集、選定、契約、広告料収入手続き、広告審査）事務	建設局	任意			都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
2	連続立体交差事業	116	道路と鉄道の立体交差化事業（JR片町・東西連立）	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に高架化又は地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。	建設局	要綱等	その他	都道府県、政令市、県庁所在都市又はそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区	都・区	●			
		117	道路と鉄道の立体交差化事業（阪急連立）	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に高架化又は地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。	建設局	要綱等	その他	都道府県、政令市、県庁所在都市又はそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区	都・区	●			
		118	道路と鉄道の立体交差化事業（南海高野線連立）	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に高架化又は地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。 ・上記の事業化までの地域のまちづくりは特別区が実施。	建設局	要綱等	その他	都道府県、政令市、県庁所在都市又はそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区	都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		119	道路と鉄道の立体交差化事業（福町十三線）	・単独立体交差事業は、道路又は鉄道のいずれかを個別に立体交差化することにより、都市内交通の円滑化を図る事業である。	建設局	要綱等	その他	都道府県、政令市、県庁所在都市又はそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区	都・区		●		
		120	大阪モノレール延伸事業	・大阪モノレール株式会社が運営している大阪モノレールについて、東大阪都市圏での南北公共交通基盤の主軸として都市圏の外延部の持続的な発展を担うことを目的として、門真市駅から（仮称）瓜生堂駅間の延長8.9キロメートルの延伸を行うものである。 ・モノレール延伸部の一部が大阪市管理の道路に敷設されることから、大阪市管理の区間において費用の一部を大阪市が負担する。	建設局	要綱等	政令市	都道府県、政令市、県庁所在都市又はそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区	都・区	●			
3	駐車場	121	高架下駐車場等の管理運営事務	・道路公社解散時に発行した三セク債（第三セクター等改革推進債）の償還財源を確保している。 ・広域交通網等における高架橋桁下等の用地において、本市の指導・監督のもとで民間を活用し、自動車駐車場として管理・運営している。	建設局	法令	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
		122	市立駐車場の管理運営事務	路上駐車を解消、円滑な都市交通機能の確保を図るために策定された「大阪市駐車基本計画」を基に整備した駐車場をはじめ市内に21個所ある市立駐車場について、指定管理者制度を導入し、本市の指導・監督のもと効率的かつ効果的なに管理運営している。	建設局	法令	地方公共団体		都・区				法定協議会協議中
		123	高架下駐車場等の施設維持補修	・道路河川部所管駐車場及び大阪市立駐車場の設備を除く施設維持補修	建設局	法令	地方公共団体		区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		124	駐車対策事務	広域交通網等において、交通渋滞や交通事故等を誘発し、道路機能の低下をきたす違法駐車によって生じる課題について、対策案の検討や関係先との連絡調整を行う。	建設局	任意			都・区				法定協議会協議中
4	河川事業（一級河川）（治水等）	125	河川事業　一級河川　管理事務	・本市が管理する一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、許認可や利用適正化、利活用促進などの事務。	建設局	法令	都道府県		都	●			
		126	河川事業　一級河川　河川事業に係る企画・調整事務（国との調整含む）【城北川】	・本市が管理する一級河川（城北川）の河川事業に係る、各種計画等の企画・調整や国費に関する国等との調整事務。	建設局	法令	都道府県		都	●			
		127	河川事業　一級河川　基盤整備事務・維持事務【城北川】	・本市が管理する一級河川（城北川）の河川事業のうち、耐震対策、護岸改修、親水整備等を行う事務。	建設局	法令	都道府県		都	●			
		128	河川事業　一級河川　河川事業に係る企画・調整事務（国との調整含む）【城北川を除く】【河川法第16条の3で実施可能な事業以外の事業（No.129以外の事業）】	・本市が管理する一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業（No.129以外の事業）に係る、各種計画等の企画・調整や国費に関する国等との調整事務。	建設局	法令	政令市		都	●			
		129	河川事業　一級河川　河川事業に係る企画・調整事務（国との調整含む）【城北川を除く】【河川法第16条の3で実施可能な事業】	・本市が管理する一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業（河川法第16条の3の協議により実施可能な事業）に係る、各種計画等の企画・調整や国費に関する国等との調整事務。	建設局	法令	一般市		区		●		
		130	河川事業　一級河川　基盤整備事務・維持事務【城北川を除く】【河川法第16条の3で実施可能な事業以外の事業（No.131以外の事業）】	・本市が管理する一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、No.131以外の事業を行う事務。	建設局	法令	政令市		都	●			
		131	河川事業　一級河川　基盤整備事務・維持事務【城北川を除く】【河川法第16条の3で実施可能な事業】	・本市が管理する一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）の河川事業のうち、河川法第16条の3の協議により実施可能な事業（親水整備、小規模維持補修等）を行う事務。	建設局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		132	河川法、河川法施行令および法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務	・河川法、河川法施行令及び法の施行に関する事項を定めた規則に基づく事務	建設局	法令	都道府県		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		133	一級河川の河川区域についての明示事務	・市民からの申請により、市が管理する一級河川の河川区域に供用されている国有財産を国有財産法に基づいて境界確定し、証明書（協議書）の作成などを行う事務。	建設局	法令	都道府県		都	●			
5	河川事業 （一級河川） （親水環境等）	134	一級河川の利活用促進事務【城北川を除く】	大阪市が従前から、まちづくりに即した河川管理を行ってきた一級河川（道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川）において、河川法に基づく占用許可を受ける範囲内で利活用促進を行う事務。	建設局	法令	政令市		区				法定協議会協議中
		135	河川水面清掃事業に関する事務 （木津川、堂島川、土佐堀川、大川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野分水路）	快適な水環境の維持を図るため、業務委託により市内の府管理8河川を対象に、水面に浮遊するごみを清掃船で収集し、収集したごみを大船に積み替え、揚陸場所まで曳航し、揚陸後は焼却工場に搬入している委託事務を行っている。 【対象河川：木津川、堂島川、土佐堀川、大川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野分水路】 その他（上記委託事務以外） ・河川事務所の維持管理（警備契約、各種法令点検等） ・船舶、クレーン等機材の維持管理（船舶検査、各種法令点検等） ・関係局、機関との連絡調整等 （注釈） 平成23年10月から大阪府・大阪市それぞれの管理河川について、それぞれが水面清掃業務を民間に委託し実施してきた。しかしながら、平成25年度より、大阪府からの要請を受けて、河川維持にかかる一元管理を含めた協議を進めていくうえで、府市統合時における河川管理の主体は広域であることを踏まえ、経過的に大阪市による一括発注を実施している。	環境局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
		136	河川水面清掃事業に関する事務 （道頓堀川、東横堀川、城北川）	快適な水環境の維持を図るため、業務委託により市内の市管理3河川を対象に、水面に浮遊するごみを清掃船で収集し、収集したごみを大船に積み替え、揚陸場所まで曳航し、揚陸後は焼却工場に搬入している委託事務を行っている。 【対象河川：道頓堀川、東横堀川、城北川】 その他（上記委託事務以外） ・河川事務所の維持管理（警備契約、各種法令点検等） ・船舶、クレーン等機材の維持管理（船舶検査、各種法令点検等）・関係局、機関との連絡調整等 （注釈） 平成23年10月から大阪府・大阪市それぞれの管理河川について、それぞれが水面清掃業務を民間に委託し実施してきた。しかしながら、平成25年度より、大阪府からの要請を受けて、河川維持にかかる一元管理を含めた協議を進めていくうえで、府市統合時における河川管理の主体は広域であることを踏まえ、経過的に大阪市による一括発注を実施している。	環境局	法令	一般市		区				法定協議会協議中
6	河川事業（準用河川・普通河川）	137	準用河川の河川の明示事務	・市民からの申請により、市が管理する準用河川の河川区域に供用されている国有財産を国有財産法に基づいて境界確定し、証明書（協議書）の作成などを行う事務。 （市町村が処理する事務の範囲等） 大阪府土木行政事務に係る特例に関する条例第2条	建設局	法令	都道府県		都	○	●		
		138	河川事業　準用・普通河川表面管理及び基盤整備事務	・本市が管理する準用・普通河川における、点検や小規模維持補修、許認可や利用適正化、基盤整備などの河川事業全般に係る事務。	建設局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
7	公園事業	139	公園緑化部における施策、事業方針、事業計画かかる業務（広域）	【施策、事業方針、事業計画】 ・府市関係、府・他局関連計画関係 ・パークビジョン ・うめきたにかかる全体調整	建設局	任意			都	●			
		140	公園緑化部における施策、事業方針、事業計画かかる業務（基礎）	【施策、事業方針、事業計画】 ・府市関係、府・他局関連計画関係 ・パークビジョン ・うめきたにかかる現場調整	建設局	任意			区		●		
		141	天王寺公園管理・鶴見緑地運営	天王寺公園・鶴見緑地の管理運営	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		142	国直轄負担金（公園）	国直轄事業（淀川河川公園整備事業）に係る経費の負担	建設局	法令	政令市	公園管理者	都	●			
		143	公園緑化部におけるまちづくり事業調整、個別公園事業化等にかかる業務（広域）	【まちづくり事業調整、個別公園事業化検討】 ・市街地事業等他まちづくり事業等との調整・協議 ・国スーパー堤防、府河川事業全体調整 【その他他局事業との協議調整、協定締結関係】 ・兼用工作物、小学校拡張・保育所・道路拡張、グリーンインフラ、長居身障者スポーツセンター建替、公園開設告示に関するとりまとめ、喫煙所、天王寺大和川線、シェアサイクル等の協議・協定・告示等	建設局	任意			都	●			
		144	公園緑化部におけるまちづくり事業調整、個別公園事業化等にかかる業務（基礎）	【まちづくり事業調整、個別公園事業化検討】 ・市街地事業等他まちづくり事業等との調整・協議 ・国スーパー堤防、府河川事業全体調整 【その他他局事業との協議調整、協定締結関係】 ・兼用工作物、小学校拡張・保育所・道路拡張、グリーンインフラ、長居身障者スポーツセンター建替、公園開設告示に関するとりまとめ、喫煙所、天王寺大和川線、シェアサイクル等の協議・協定・告示等	建設局	任意			区		●		
		145	天王寺動物園運営費交付金	天王寺動物園の運営に当たり、地方独立行政法人天王寺動物園が事業目的を果たすため、業務に必要な財源（運営費交付金）を交付する。	建設局	法令	その他	設立団体（地方独立行政法人天王寺動物園）	都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		146	公園緑化部における都市計画、具体計画関連にかかる業務（広域）	【都市計画、具体計画関連】 ・民有地緑化の推進 ・横浜市　下水・公園連携に基づく取組 ・災害対応、事業リスク管理 ・あいりん関係 ・インターン・リクルート対応 ・うめきた ・大都市共同調査、近畿府県指定都市公園担当部課長回議の技術的調整	建設局	法令	その他	公園管理者	都・区	●			
		147	公園緑化部における都市計画、具体計画関連にかかる業務（基礎）	【都市計画、具体計画関連】 ・民有地緑化の推進 ・横浜市　下水・公園連携に基づく取組 ・災害対応、事業リスク管理 ・あいりん関係 ・インターン・リクルート対応 ・うめきた ・大都市共同調査、近畿府県指定都市公園担当部課長回議の技術的調整	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		148	都市計画関連業務（広域）	都市計画原案作成、都市計画事業認可申請書作成及び調整等	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		149	都市計画関連業務（基礎）	地域公園等にかかる、都市計画原案作成、都市計画事業認可申請書作成及び調整等	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		150	都市・住区基幹公園の整備（広域）	公園の新設整備に係る各種計画検討・調整・設計等を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		151	都市・住区基幹公園の整備（基礎）	地域公園の新設整備に係る各種計画検討・調整・設計等を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		152	国庫補助事業関連業務（広域）	・国庫補助金各種業務や各種照会・調整等	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		153	国庫補助事業関連業務（基礎）	国庫補助金各種業務や各種照会・調整等	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		154	公園愛護会制度（交付金交付等）（広域）	大阪市の公園管理行政に協力して、公園の環境美化及び円滑な利用の促進並びに緑化普及の推進を図ることを目的とした公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務。	建設局	任意			都	●			
		155	公園用地関連業務（広域）	公園整備に向けた公園用地の取得に関する計画・調整業務を行う。 ・公園用地取得（都市基幹公園、住区基幹公園	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		156	事業連携関係業務（PMO）（広域）	●PMO関係業務 平成27年度より大阪城公園においてPMO制度を導入。魅力向上事業の実施に向けて、PMOや窓口である経済戦略局との連絡調整を行う。※内部調整業務のみ。公園管理者としての業務は、「公園の指定管理者制度関係業務」として別途計上	建設局	任意			都・区	●			
		157	緑化の普及啓発（花とみどりと自然の情報センター（長居））	花と緑のまちづくり推進のため、市民への緑化普及啓発を目的とする「花と緑と自然の情報センター」の管理運営を行う指定管理者との調整業務及び施設の維持管理を行う。	建設局	任意			都	●			
		158	美化功労者表彰（市長表彰・区長表彰）（広域）	公園における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、市長表彰・区長表彰を行っている。	建設局	任意			区	●			
		159	美化功労者表彰（市町表彰・区長表彰）	公園における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、市長表彰・区長表彰を行っている。	建設局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		160	都市・住区基幹公園の改修・再整備（広域）	老朽化した公園施設の改修・再整備に係る各種計画検討・調整・設計等を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		161	都市・住区基幹公園の改修・再整備（基礎）	地域公園等における、老朽化した公園施設の改修・再整備に係る各種計画検討・調整・設計等を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		162	公園内電気施設整備（広域）	都市・住区基幹公園の新設・拡張・再整備に伴い、公園内電気設備(主に公園灯)について計画・設計・積算・発注・調整等。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		163	公園内電気施設整備（基礎）	都市・住区基幹公園の新設・拡張・再整備に伴い、地域公園等における公園内電気設備(主に公園灯)について計画・設計・積算・発注・調整等。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		164	所管施設維持管理業務（広域）	広域公園における公園内にある有料施設等の所管施設について、市民等の利用者が、安全かつ快適に施設を利用できるように維持管理を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		165	所管施設維持管理業務（基礎）	地域公園における公園内にある有料施設等の所管施設について、市民等の利用者が、安全かつ快適に施設を利用できるように維持管理を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		166	公園・緑化事業計画関連業務（公園緑化事業企画調査）（基礎）	その他公園緑化事業企画調査等（パークファン・パークジャム等）	建設局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		167	住宅植栽の受託事業	他局・他部からの受託事業 市営住宅植栽工事（都市整備局）	建設局	任意			都		●		
		168	公園の指定管理者制度関係業務（うめきた公園）	指定管理者制度を導入公園において、指定管理者との連絡調整を行うとともに、適切なモニタリングを行い、その検証結果を踏まえ、今後の制度の導入計画について再検討する。	建設局	法令	その他	公園管理者	区	●			
		169	公園事務所にかかる企画調整業務（広域）	広域公園について、以下の事務を行う ・公園事務所運営にかかる契約事務（庁舎管理含む） ・公園事務所運営にかかる体制整備 ・公園事務所運営にかかる研修・指導・安全管理 ・事故対応 ・苦情・要望対応 ・保険契約 ・車両管理 ・宿日直センターにかかる庶務業務	建設局	任意			区	●			
		170	公園事務所にかかる企画調整業務（基礎）	地域公園について、以下の事務を行う ・公園事務所運営にかかる契約事務（庁舎管理含む） ・公園事務所運営にかかる体制整備 ・公園事務所運営にかかる研修・指導・安全管理 ・事故対応 ・苦情・要望対応 ・保険契約 ・車両管理 ・宿日直センターにかかる庶務業務	建設局	任意			区		●		
		171	天王寺動物園への派遣事務	地方独立行政法人天王寺動物園への派遣	建設局	任意		設立団体（地方独立行政法人天王寺動物園）	該当なし	●			
		172	都市公園内有料施設ネーミングライツ事業	自主財源確保の観点から都市公園内における有料スポーツ施設（野球場・運動場・庭球場）の愛称の命名権（ネーミングライツ）について、契約料を負担いただくパートナー企業の募集を実施する。	建設局	任意			都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		173	都市公園法に基づく許認可等(公募事務のみ)	・公園利用者の便益施設である駐車場の効果的な活用を図るため、管理運営事業者を公募により選定する。 ・公園利用者の利便性の向上及び税外収入の確保を図ため、自動販売機設置事業者を公募により選定する。	建設局	法令	その他	公園管理者	都・区	●			
		174	廃園希望児童遊園の危険遊具・樹木撤去事業	児童遊園は公共性やこれまでの都市公園の補完的役割として運営委員会が自主的に運営・管理してきたが、担い手不足や資金不足により、廃園を希望している個所も存在し、事故等を未然に防ぐ安全確保の観点により、危険な遊具、樹木等を撤去し、廃園に向けた支援を行う業務	建設局	任意			都・区		●		
		175	天王寺動物園市設整備費補助金	天王寺動物園の安定的な運営に資するため、地方独立行政法人天王寺動物園が実施する施設整備事業へ補助を行う。	建設局	任意		設立団体(地方独立行政法人天王寺動物園)	都	●			
		176	地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会の運営	地方独立行政法人天王寺動物園の年度目標・中期目標設定及び業務の実績評価にかかる意見申述を行う地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会の運営。	建設局	法令	その他	設立団体(地方独立行政法人天王寺動物園)	都・区	●			
		177	公園維持管理業務(広域)(公園清掃等)	市内公園の美化に取り組み、清掃作業などの業務の委託を行い、市民等公園利用者が快適に公園を利用できるように維持管理を行う。また、公園管理運営にかかる各種照会、市民の声、苦情処理などの対応及び連絡調整を行う。 ・公園清掃業務委託 ・公園水草除去清掃業務委託 ・公園汚物槽清掃業務委託	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		178	所管公園の維持管理等事業（公園事務所）（広域）	・公園事務所庶務業務 ・事故対応 ・苦情・要望対応 ・「公園維持管理業務」（除草・清掃等）委託にかかる監督業務 ・「ごみ運搬処分・不法投棄除去業務」委託にかかる監督業務 ・「有料施設管理運営業務」委託にかかる監督業務 ・有料施設の使用許可業務 ・公園施設の設置・管理・占用の許可業務 ・公園内放置自転車対策、ホームレス対策、不占・不正使用対策等、公園不適正利用に対する指導 ・「公園の巡回監視強化事業」にかかる監督業務 ・公園猫対策（サポーター登録申請の受付・登録、サポーターへの助言） ・樹木、花壇、施設の維持管理、除草 ・公園の整備及び改修、補修等の工事・委託監督業務 ・指定管理者の指導監督 ・小公園樹木維持管理、街路樹維持管理の監督業務（街路樹移動協議対応を含む） ・維持管理にかかる委託（がれき類産業廃棄物処理業務、緊急時対策（事故防止）業務等）の監督業務 ・緑化普及啓発業務、緑化ボランティアの人材育成 ・市民協働（公園愛護会活動支援や花と緑のまちづくりの活動支援等） ・緑化事業に関する区との連絡調整、緑化に関する広報 ・「美化功労者表彰」にかかる授賞候補者の推薦、授賞者との調整 ・寄付収受業務	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		179	公園維持管理業務（広域）（咲やこの花館等）	咲くやこの花館、長居植物園の所管施設について、市民等の利用者が、安全かつ快適に施設を利用できるように修繕計画を策定し計画的に修繕を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		180	公園維持管理業務（基礎）（城北菖蒲園等）	城北菖蒲園、加賀屋緑地等の所管施設について、市民等の利用者が、安全かつ快適に施設を利用できるように維持管理を行う。また、管理運営にかかる各種照会、市民の声、苦情処理などの対応及び連絡調整を行う。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		181	公園維持管理業務（広域）（除草作業等）	除草作業等の業務の委託を行い、市民等公園利用者が快適に公園を利用できるように維持管理を行う。また、公園管理運営にかかる各種照会、市民の声、苦情処理などの対応及び連絡調整を行う。 ・公園除草業務委託等	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		182	公園維持管理業務(基礎)(除草作業等)	除草作業等の業務の委託を行い、市民等公園利用者が快適に公園を利用できるように維持管理を行う。また、公園管理運営にかかる各種照会、市民の声、苦情処理などの対応及び連絡調整を行う。 ・公園除草業務委託等	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		183	地域と新たな主体が連携した公園管理運営事業	地域に身近な公園の利活用を促進し、周辺地域住民や利用者に公園への興味・愛着を感じてもらい、将来的に公園における地域活動の新たな担い手確保につなげることを目的とする。	建設局	任意			都・区	●			
		184	児童遊園活動費補助・整備費補助事業	児童遊園は、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、不特定多数の児童の利用に供することを目的とし、都市公園法による街区公園の補完的施設として、地域住民で組織する団体等が取り組む事業に対して補助金の交付及びに要綱の管理業務。	建設局	任意			都		●		
		185	公園用地関連業務(基礎)	地域公園等において、公園整備に向けた公園用地の取得に関する計画・調整業務を行なう。 ・公園用地取得(都市基幹公園、住区基幹公園)	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		186	公園愛護会制度(交付金交付等)(基礎)	地域公園等において、大阪市の公園管理行政に協力して、公園の環境美化及び円滑な利用の促進並びに緑化普及の推進を図ることを目的とした公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務。	建設局	任意			区		●		
		187	公園有料施設使用料収納事務(基礎)	地域公園における公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、運動場・野球場・庭球場の雨天等未使用による使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務を行う。	建設局	任意			区		●		
		188	有料施設管理運営業務(広域)	公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。また、公園内有料施設の割引入場などの調整を行い利用促進や市民サービスの充実を図る。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		189	有料施設管理運営業務(基礎)	地域公園内有料施設や公園内スポーツ施設が市民等に良好な状態で提供できるよう管理運営を行う。また、公園内有料施設の割引入場などの調整を行い利用促進や市民サービスの充実を図る。 ・慶沢園管理運営業務委託 ・慶沢園券売所機械警備業務委託 ・浦江庭球場外8施設管理運営補助業務委託	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		190	公園維持管理業務(基礎)(公園清掃等)	地域公園について、公園の美化に取り組み、清掃作業などの業務の委託を行い、市民等公園利用者が快適に公園を利用できるように維持管理を行う。また、公園管理運営にかかる各種照会、市民の声、苦情処理などの対応及び連絡調整を行う。 ・公園清掃業務委託 ・公園水草除去清掃業務委託 ・公園汚物槽清掃業務委託 ・加賀屋緑地運営業務委託 ・加賀谷緑地機械警備業務委託	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		191	所管公園の維持管理等事業(公園事務所)(基礎)	地域公園にかかる以下の事務を行う ・公園事務所庶務業務 ・事故対応 ・苦情・要望対応 ・「公園維持管理業務」(除草・清掃等)委託にかかる監督業務 ・「ごみ運搬処分・不法投棄除去業務」委託にかかる監督業務 ・「有料施設管理運営業務」委託にかかる監督業務 ・有料施設の使用許可業務 ・公園施設の設置・管理・占用の許可業務 ・公園内放置自転車対策、ホームレス対策、不占・不正使用対策等、公園不適正利用に対する指導 ・「公園の巡回監視強化事業」にかかる監督業務 ・公園猫対策(サポーター登録申請の受付・登録、サポーターへの助言) ・樹木、花壇、施設の維持管理、除草 ・公園の整備及び改修、補修等の工事・委託監督業務 ・指定管理者の指導監督 ・小公園樹木維持管理、街路樹維持管理の監督業務(街路樹移動協議対応を含む) ・維持管理にかかる委託(がれき類産業廃棄物処理業務、緊急時対策(事故防止)業務等)の監督業務 ・緑化普及啓発業務、緑化ボランティアの人材育成 ・市民協働(公園愛護会活動支援や花と緑のまちづくりの活動支援等) ・緑化事業に関する区との連絡調整、緑化に関する広報 ・「美化功労者表彰」にかかる授賞候補者の推薦、授賞者との調整 ・寄付収受業務	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		192	公園内電気施設維持・管理(基礎)	地域公園について、市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための適切な維持管理業務。 ・補修工事、緊急対応等 ・設備維持管理のための建物修繕・資材購入	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		193	公園の指定管理者制度関係業務（八幡屋、扇町、靱、新たな官民連携）（基礎）	地域公園について、指定管理者制度を導入公園において、指定管理者との連絡調整を行うとともに、適切なモニタリングを行い、その検証結果を踏まえ、今後の制度の導入計画について再検討する。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		194	大川地区不法占拠対策分担金	大川地区の不法占拠対策に関する大阪府への分担金の支払い。解消した箇所から順次、府と調整のうえ、公園整備工事に着手。公園整備事業と連動する。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		195	都市公園法に基づく許認可等（基礎）	地域公園について、以下の事務を行う ・都市公園法及び公園条例に基づく許認可業務にかかる要綱・基準等の策定 ・公園事務所がおこなう許認可にかかる歳入調定の確認・予算要求業務等 ・公園条例改正（使用料改定等）	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		196	公園内放置自転車対策（広域）	公園内の放置自転車により公園利用者に迷惑となり、管理上も支障となっていることから、公園本来の機能を回復するため、指導・啓発及び撤去を行なうことなどにより放置自転車対策に取り組む。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		197	公園内放置自転車対策（基礎）	地域公園内の放置自転車により公園利用者に迷惑となり、管理上も支障となっていることから、公園本来の機能を回復するため、指導・啓発及び撤去を行なうことなどにより放置自転車対策に取り組む。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		198	公園の巡回監視強化事業（広域）	公園におけるテント・小屋掛け（新規設置防止策を含む）の監視を実施	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		199	公園の巡回監視強化事業（基礎）	地域公園におけるテント・小屋掛け（新規設置防止策を含む）の監視を実施	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		200	公園のごみ運搬処分・不法投棄除去業務（広域）	公園から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分や、ごみ収集に必要となる専用のごみ袋の作成などを行い、公園の適正管理を図る。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		201	公園のごみ運搬処分・不法投棄除去業務（基礎）	地域公園等から排出されるごみの運搬処分、公園内に不法投棄される廃棄物の処分や、ごみ収集に必要となる専用のごみ袋の作成などを行い、公園の適正管理を図る。	建設局	法令	その他	公園管理者	区		●		
		202	公園内電気施設維持・管理（広域）	市民が安全にかつ安心・快適に公園が利用できるように、公園灯や噴水、時計などの公園内設備について良好に機能維持するための適切な維持管理業務。 ・補修工事、緊急対応等 ・設備維持管理のための建物修繕・資材購入	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		203	都市公園法に基づく許認可等（広域）	・都市公園法及び公園条例に基づく許認可業務にかかる要綱・基準等の策定 ・公園事務所がおこなう許認可にかかる歳入調定の確認・予算要求業務等 ・公園条例改正（使用料改定等）	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		204	公園の指定管理者制度関係業務（広域）	指定管理者制度を導入公園において、指定管理者との連絡調整を行うとともに、適切なモニタリングを行い、その検証結果を踏まえ、今後の制度の導入計画について再検討する。	建設局	法令	その他	公園管理者	都	●			
		205	公園ねこ適正監理サポーター制度（広域）	市民と協働した公園内の所有者不明猫対策	建設局	任意			都	●			
		206	公園ねこ適正監理サポーター制度（基礎）	地域公園等における市民と協働した公園内の所有者不明猫対策	建設局	任意			区		●		
		207	管財業務（公有財産の許認可等）（広域）	・地方自治法に基づく許認可業務 ・土地境界の確定等財産管理、土地台帳の管理、土地の管理替等の手続等	建設局	法令	地方公共団体		都	●			
		208	管財業務（公有財産の許認可等）（基礎）	・地方自治法に基づく許認可業務 ・土地境界の確定等財産管理、土地台帳の管理、土地の管理替等の手続等	建設局	法令	地方公共団体		区		●		
		209	管財業務（未利用地の管理・活用・処分等）	未利用地の管理・活用・売却に関する計画・調整業務を行なう。 ・処分検討地に関する商品化作業 ・未利用地の利活用 ・未利用地の維持管理	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		210	事業連携関係業務（区長会、みどり条例、オアフ）	●大阪市みどりとまちづくり条例審議会運営業務 平成28年4月に施行された大阪市みどりとまちづくり条例に基づき設置したみどりのまちづくり審議会にかかる運営業務	建設局	任意			区		●		
		211	水辺の魅力向上（公園）（基礎）	中之島公園の利活用、東横堀川の水辺の魅力空間づくりほか	建設局	任意			区		●		
		212	工事積算システム運用管理事務（公園緑化部）	工事積算システムの運用	建設局	任意			都・区		●		
		213	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム運用管理事務（建設局公園緑化部）	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムの運用	建設局	任意			該当なし		●		
		214	道路橋梁総合管理システム運用管理事務（公園緑化部）	道路橋梁総合管理システムの運用	建設局	任意			区		●		
		215	庶務業務 寄付収受業務（物品）	・寄付収受関係業務（物品）	建設局	任意			都・区		●		
		216	花と緑のまちづくり推進基金管理	大阪市の花と緑のまちづくり推進に資するためにある「花と緑の推進基金」の処分（取崩）及び繰入（積立）を行い、適正な基金の管理を行う。	建設局	任意			都		●		
		217	公園管理費(住之江公園)	府が設置する住之江公園の管理業務をより効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、その管理業務を行います。 公園管理が適切に行われているかどうかを確認する履行確認(月1回)、施設改修、占用申請等にかかる協議、事故発生など突発的事項に対する対応。	府都市整備部	法令	その他	公園管理者	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		218	公園管理費(住吉公園)	府が設置する住吉公園の管理業務をより効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、その管理業務を行う。 府の役割は公園管理が適切に行われているかどうかを確認する履行確認(月1回)、施設改修、占用申請等にかかる協議、事故発生など突発的事項に対する対応など。	府都市整備部	法令	その他	公園管理者	区		●		
8	下水道事業	219	日本下水道新技術機構への派遣事務	・日本下水道新技術機構へ職員の派遣	建設局	任意			都	●			
		220	ベトナム社会主義共和国への派遣事務	・ベトナム社会主義共和国へ職員の派遣	建設局	任意			該当なし	●			
		221	下水道事業会計操出金	・総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づき、下水道事業における雨水処理に要する経費、高度処理に要する経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費などの維持管理費（人件費、物件費）及び資本費（支払利息、減価償却費）に対して繰出しを行うものである。 ・総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づく、国庫補助負担率の恒久化に伴う特例措置分、緊急下水道整備特定事業実施要綱による臨時措置分、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金、臨時財政特例債の元金償還額に対して繰出しを行う。	建設局	法令	一般市		都	●			
		222	クリアウォーターOSAKAへの派遣事務	・クリアウォーターOSAKAへ職員の派遣	建設局	任意			該当なし	●			
		223	日本下水道協会への派遣事務	・日本下水道協会へ職員の派遣	建設局	任意			該当なし	●			
		224	石川県能登町への派遣事務	・石川県能登町へ職員の派遣	建設局	任意			都・区	●			
		225	日本下水道事業団への派遣事務	・日本下水道事業団へ職員の派遣	建設局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		226	下水道にかかる業務全般（下水道会計）	下水道にかかる業務全般	建設局	法令	一般市		都	●			
9	水道事業	227	災害応援派遣事務	能登半島地震及び奥能登豪雨災害復興派遣（能登町）への災害応援派遣事務 ・災害復旧・復興にかかる申請事務 ・会検検査対応を含む予算、執行状況の管理 ・その他庶務一般の事務	水道局	要綱等	一般市		都	●			
		228	水道事業	水道法に基づき、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的として、その達成に向けて、水道の基盤強化を図りつつ、事業の持続性を確保するとともに、お客さまからの信頼を確保するよう水道事業を運営する。 〇主な取り組み ・安心・安全で良質な水の安定供給 ・お客さまの視点に立ったサービスの向上 ・水道の基盤強化（適切な資産管理、広域連携、官民連携）	水道局	法令	一般市		都	●			
		229	工業用水道事業	工業用水道事業法に基づき、「工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与すること」を事業目的として、工業用水道事業を運営する。 ・地盤沈下対策として、工業用水法に基づく地下水のくみ上げ規制に貢献 ・市内への企業誘致の際の産業基盤整備としての役割を果たすとともに、既存工場における水使用コストの低減化に寄与	水道局	法令	地方公共団体		都	●			
		230	みおつくし工業用水コンセッション株式会社への派遣	みおつくし工業用水コンセッション株式会社への派遣 ＜団体の概要＞ みおつくし工業用水コンセッション株式会社は、大阪市工業用水道事業において、公共施設等運営権制度（コンセッション方式）を活用して事業運営を行う民間事業者であり、経済産業大臣の事業許可を受け、大阪市工業用水道特定運営事業等を遂行している。 ＜派遣の必要性＞ 大阪市工業用水道特定運営事業等において、管路更新業務が本格的に取り組み開始されるにあたり、管路の維持管理に関する業務など、日常的に発生する業務に関する当局のノウハウを 運営権者に 承継するため、大阪市から職員を派遣している。	水道局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		231	株式会社　大阪水道総合サービスへの派遣	株式会社　大阪水道総合サービスへの派遣 ＜団体の概要＞ 　株式会社大阪水道総合サービスは、大阪市が100%出資している株式会社であり、本市や他都市の水道事業に関連するお客さまサービスの向上に貢献するため、浄水場等における運転・維持管理業務、建物等における給水設備の衛生的環境の確保の推進及び給配水設備に係る維持管理業務をはじめとする、水道事業体が発注する特殊性のある事業を主たる業務としている。 ＜派遣の必要性＞ ・団体の効率的運営体制の徹底、かつ自立化に向けた経営基盤の強化を図るために、経営感覚に優れた人材 ・新規受託業務拡大のため、水道技術の分野への幅広い知識・経験等に精通している人材 ・水道事業の経営形態見直し検討を踏まえ、団体の今後の方向性を定める際に、効果的に当局と歩調を合わせながら進めていくことが出来る人材 　上記人材が団体には求められるため、大阪市から職員を派遣している。	水道局	任意			都	●			
10	内部事務	232	道路・河川にかかる建設工事事務所での請負工事等の監督事務（広域）	・広域交通網について、路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等）	建設局	法令	政令市		都	●			
		233	道路・河川にかかる建設工事事務所での請負工事等の監督事務（基礎）	・地域交通網等において、路線指定における監督業務（関係先との調整・協議、工程管理、安全管理、品質管理、出来形管理等）	建設局	法令	一般市		区		●		
		234	建設局業務のDX推進	・「業務効率化・生産性の向上」及び「デジタルデータを活用したまちづくり」の観点からDXの取り組みを推進する	建設局	任意			区		●		
		235	建設局所管工事等にかかる検査	・道路、橋梁、下水道等の土木施設の新設、改築、維持、補修を行うにあたって、工事・業務委託を発注する際の積算基準、単価等の作成、調整、通知などを行う。 ・請負工事共通仕様書、業務委託共通仕様書、監督マニュアル、検査必携、請負工事等検査実施要領、施工体制確認マニュアル等の作成及び改訂業務 ・工事成績評定調書の検討及び改訂業務 ・局所管の請負工事契約に伴い、品確法に基づく技術検査並びに中間金支払い請求時及びその完了時において工事目的物の引渡し及び請負代金支払いのため、契約内容が適正に履行されたことを確認する。 ・局所管の業務委託契約に伴い、中間金支払い請求時及びその完了時において、委託代金の支払いのため、契約内容が適正に履行されたことを確認する。	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		236	建設局における防災関連事務【河川除く】	・建設局における防災計画の策定、方針の見直し及び各種訓練等の実施業務 ・災害対策会議等に係る建設部事務局としての企画、運営、連絡調整、資料作成業務 ・局管理施設（道路、橋梁、河川、公園、下水道等）の災害予防及び復旧に係る国、関係局、局内各課との調整及び資料作成業務	建設局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		237	建設局所管工事等にかかる設計積算基準、仕様書・基準書等作成事務	・道路、橋梁、下水道等の土木施設の新設、改築、維持、補修を行うにあたって、工事・業務委託を発注する際の積算基準、単価等の作成、調整、通知などを行う。 ・請負工事共通仕様書、業務委託共通仕様書、監督マニュアル、検査必携、請負工事等検査実施要領、施工体制確認マニュアル等の作成及び改訂業務 ・工事成績評定調書の検討及び改訂業務 ・局所管の請負工事契約に伴い、品確法に基づく技術検査並びに中間金支払い請求時及びその完了時において工事目的物の引渡し及び請負代金支払いのため、契約内容が適正に履行されたことを確認する。 ・局所管の業務委託契約に伴い、中間金支払い請求時及びその完了時において、委託代金の支払いのため、契約内容が適正に履行されたことを確認する。	建設局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		238	庶務業務（部庶務）（広域）	・広域公園等における都市公園の管理・整備、緑化事業を円滑に行うための、部内の庶務業務（各種支払い、照会、予算・決算、研修、勤怠処理、市会対応、災害対応等）	建設局	任意			都	●			
		239	庶務業務（部庶務）（基礎）	・地域公園等の管理・整備、緑化事業を円滑に行うための、部内の庶務業務（各種支払い、照会、予算・決算、研修、勤怠処理、市会対応、災害対応等）	建設局	任意			区		●		
		240	建設局における防災関連事務【河川】	・大雨や洪水等に係る気象状況や河川水位状況等の情報収集及び伝達及び水防管理者としての企画、運営、各種訓練等の実施 ・河川施設等の災害予防及び復旧に係る河川管理者としての企画、運営	建設局	法令	一般市		区		●		
		241	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務	建設局	任意			区		●		
		242	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般	建設局	任意			区		●		
		243	クリスタ長堀（株）の監理事務 予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務	クリスタ長堀（株）は、歩道や地下街などの公共空間の管理を実施している、建設局所管の外郭団体である。同社については平成17年6月28日付で特定調停が成立しており、建設局では監理事務として、予算・決算その他必要事項の連絡調整を行っている。	建設局	任意			該当なし	●			
		244	地下街防災推進事業関係業務	・本事業は、国土交通省の「地下街の安心避難対策ガイドライン」に沿って地下街管理者が行う安全対策に対し、国と協調してその費用の一部を補助するものである。 ・本事業を行うに際しての、予算要求、関係先との連絡調整及び補助金交付等に関する事務	建設局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		245	局業務の総合企画、調査	・局が所管する道路、河川、下水道、公園の各事業の総合的な企画及び調査	建設局	任意			区		●		

≪3. 産業≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	成長分野の企業支援等	1	成長戦略の推進	大阪府・大阪市の戦略を一本化した成長戦略の推進に関する業務（大阪府へ事務委託中）	政策企画室	任意			都	●			
		2	企業等の誘致に関する事務【府等との連携事業等】	・大阪でのビジネス取引機会の拡大や雇用機会の創出を目的として、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る。 ・「大阪MICE誘致戦略」に基づき、大阪府、経済界、大阪観光局、MICE関連事業者等との連携のもと、万博のインパクトを活用し、高い経済波及効果やイノベーションの創出、地域産業の活性化、都市格の向上など、幅広い効果が期待されるMICEの誘致を推進する。	経済戦略局	任意			都	●			
		3	国際金融都市推進事業【府等との連携事業等】	大阪府、経済界、民間企業等との連携のもと、独自の個性・機能を持つ国際金融都市を形成するため、「国際金融都市OSAKA戦略」に基づき、次の取組みを実施。 ・企業誘致や投資促進に向けた国内外金融系企業等への戦略的なプロモーション活動の実施 ・金融サービス等実証実験の支援等金融イノベーションの促進 ・海外投資家等を惹きつける生活環境・ビジネス環境の整備 など	経済戦略局	任意			都	●			
		4	国家戦略特区制度に関する事務	国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区制度にかかる区域会議やワーキンググループの円滑な運営、綿密な連携により、効果的に特区制度を推進する。 また国家戦略特区における規制改革や税制・金融措置の新たな措置や制度提案を行い、都市間競争に打ち勝つための環境整備をすすめ、国の成長をリードする仕組みをつくる。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都・区	●			
		5	国家戦略特区関連事業	世界の都市間競争に打ち勝つための環境整備を進めるため、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区制度を活用し、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する事業の実施について、制度設計や関係機関との調整などを行う。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		6	国際戦略総合特区制度に関する事務	総合特区法に基づく国際戦略総合特区制度を活用し、「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」において、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を講じることにより、地域そして国の発展を牽引する成長戦略拠点を形成する。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都・区	●			
		7	国際戦略総合特区関連事業	総合特区法に基づく国際戦略総合特区制度を活用し、「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」において、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を措置を受け推進する事業の実施について、制度設計や関係機関との調整などを行う。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		8	科学技術の振興事務	大阪に集積する大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に活かし、産業の振興や人材の育成が図られるよう、大阪市の持続的な成長に欠かすことのできない事務事業を推進するため、これらの事業の根幹をなす科学技術の振興に取り組む。 また、高度な専門知識を有する人材が豊富で、貴重な知的資源である大学のポテンシャルを市域内で活用する仕組みとして、都心部に今後の大阪の発展に資する大学等と連携した人材育成中核拠点「キャンパスポート大阪」（北区）を設置し、大学の連携組織である大学コンソーシアム大阪に賃貸することで、人材育成機能を発揮する。	経済戦略局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		9	グローバルイノベーション創出支援事業	うめきたに開設した「大阪イノベーションハブ（OIH）」（北区）を拠点に、大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用しながら、国内外から人材・情報・資金を誘引して、新製品・新サービスにつながるプロジェクトの創出・推進支援を行う「場」と「仕組み」づくりに取り組む。	経済戦略局	任意			都	●			
		10	「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業	空飛ぶクルマの商用運航実現に向けて、運航を支える基盤となる事業環境の整備に取り組み、「空飛ぶクルマ」関連事業者の市域での事業実施を支援する。	経済戦略局	任意			都	●			
		11	万博で披露された最先端技術等の実装化・産業化	万博で披露された最先端技術等について、関西が強みを有する分野を中心に、経済界、国、関西広域連合、大阪府、大阪市のトップで構成する「未来創造会議」のもと、各分野に精通したプロジェクトリーダーを配置し、実装化・産業化まで、一気通貫でのプロジェクト型の支援を実施している。	経済戦略局	任意			都	●			
		12	新規展示会誘致助成事業	今後の継続開催が期待される新規開催の展示会を誘致し、意欲と潜在力を持った中小企業に対して、より精度の高い商談機会の場を提供することにより、国内外の販路開拓を通じた成長を促進し、大阪の経済を支える中小企業の振興、大阪経済の活性化をめざす。	経済戦略局	任意			都	●			
		13	インテックス大阪の管理運営、工事の実施	昭和60年に開業したインターナショナル エキシビションセンター，オオサカ（インテックス大阪）（住之江区）の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る。	経済戦略局	任意			都	●			
		14	地方独立行政法人大阪産業技術研究所関係業務	設立団体として、理事長等の任命や中期目標の策定、中期計画の認可、財務諸表の承認等法令に基づく事務の他、法人の事業進捗及び予算の管理等を行う。 ※平成29年度に（地独）大阪市立工業研究所は、（地独）大阪府立産業技術総合研究所と合併、（地独）大阪産業技術研究所を設立した。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都	●			
		15	地方独立行政法人大阪産業技術研究所への派遣	地方独立行政法人大阪産業技術研究所への派遣	経済戦略局	任意			都	●			
		16	創業・新事業創出・経営革新支援事業	・大阪市では（公財）大阪産業局を、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定し、大阪産業局事業交付金を交付している。 ・（公財）大阪産業局が中小企業支援拠点である大阪産業創造館を活用し、個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施。 ・（公財）大阪産業局のMEBICにおいて、クリエイティブ産業創出・育成支援を実施。 ・（公財）大阪産業局が事務局となり、府市分担金を財源とし、外国人材マッチングプラットフォームを運営。	経済戦略局	任意			都	●			
		17	産創館施設管理運営	・中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」（中央区）の施設管理運営。 ・延べ床面積　23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設。 ・施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施。 ・指定管理者制度に基づく管理監督者としてのモニタリング業務等を実施。	経済戦略局	任意			都	●			
		18	（公財）大阪産業局への派遣	公益財団法人大阪産業局への派遣	経済戦略局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		19	万博レガシー業務	・未来創造会議/万博剰余金の活用 ・国際会議の実施	政策企画室	任意			該当なし	●			
2	地域の企業支援等	20	企業等の誘致に関する事務【市内投資促進事業等】	・大阪でのビジネス取引機会の拡大や雇用機会の創出を目的として、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る。 ・市内に本社機能を有する事業所等を新たに設置する事業者に対して、賃料の一部を助成することにより、ビジネス機会の創出に寄与する企業の誘致を推進する。 ・市内拠点の新増設等に要する経費の一部を助成することにより、成長産業分野の企業による市内への大規模投資及び市内企業の定着を促進する。	経済戦略局	任意			区		●		
		21	構造改革特区関連事業	構造改革特区法に基づく構造改革特区制度を活用し、地域を限定した規制の特例措置を受け推進する事業の実施について、制度設計や関係機関との調整などを行う。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		22	ビジネスパートナー都市等交流事業	ビジネスパートナー都市(BPC)ラウンドテーブル及びBPCネットワーク強化の取組みにより、BPC等とのネットワークを維持・強化し、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を行うことにより、在阪中小企業の国際化・事業活動の活性化、競争力強化を図り、もって大阪経済の活性化・都市の相互発展をめざす。 ※BPC(香港・シンガポール・バンコク・クアラルンプール・マニラ・ジャカルタ・ソウル・上海・ホーチミンシティ・ムンバイ・メルボルン・天津・オークランド・ハンブルク)	経済戦略局	任意			都	●			
		23	ジェトロを活用した国際人材育成事業	JETROへの派遣を通じて、国際ビジネス分野におけるノウハウの蓄積、およびネットワークの構築を通じて本市施策力の向上を図る。	経済戦略局	任意			該当なし	●			
		24	中小企業の海外市場へのチャレンジ支援・育成事業	中小企業の海外市場への挑戦を後押しするため、市のネットワーク等を活用した海外企業との交流や、国内展示会を活用した海外販路拡大機会を提供するなど、分野別の支援を実施し、新たな海外展開の機会を探る場を提供する。 大阪の中小企業の強みのある分野の売込みのため、万博をきっかけにつながりのできた各国政府関係機関等との連携を維持・深化させ、更なる中小企業の海外展開機会を創出する。	経済戦略局	任意			都・区	●			
		25	万博を契機にした国際ビジネス交流の促進	MOUの締結等を行った国・地域等との間の国内外におけるビジネス交流を促進し、持続的なビジネス交流を推進するために、国内では海外企業の受入体制を強化し、在阪企業等との交流の機会となるオンラインセミナーや商談会を開催し、国外においては当該国・都市等の現地訪問を行う。	経済戦略局	任意			都	●			
		26	外国人起業活動促進事業	・外国人起業家の受入拡大と起業促進を目的に、経済産業省から管理支援計画について認定を受けた地方自治体が実施する事業であり、本市では、平成31年3月27日に認定を受けた。 ・外国人起業促進支援窓口において外国人起業家を支援。 ・起業準備活動計画の審査(書類審査、面談審査)及び確認証明書の発行を実施。	経済戦略局	要綱等	地方公共団体		都・区	●			
		27	スタートアップ・エコシステム拠点都市事業	スタートアップ・エコシステム拠点都市としての機能を果たすべく、産学官金から成る大阪コンソーシアムの取組を充実させるとともに、行政が主体的にスタートアップの成長を促す取組を強化することで、スタートアップの成長に向けて取り組む。	経済戦略局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		28	グローバルスタートアップイベント事業	大阪・関西発スタートアップが世界に飛躍するための機会を創出するとともに、大阪・関西における世界に伍するスタートアップ・エコシステム形成の加速化(ブランディングの強化や国際的な存在感の向上)を図るため、国内外の多様なプレイヤー(スタートアップ、事業会社、投資家、大学・研究機関、金融機関、行政機関等)を呼び込み、同時期に開催される関連イベントとも連携を図りつつ、スタートアップの成長につながるマッチングに軸足を置いた効果的かつインパクトのあるイベント「Tech Osaka Summit」を開催する。	経済戦略局	任意			区		●		
		29	特定創業支援等事業	市域における創業希望者への支援を行い、創業の促進による産業活性化を図るため、平成26年1月20日施行の産業競争力強化法に基づき「創業支援等事業計画」を策定し、平成26年6月20日に国の認定を受けた。当該計画に定める「特定創業支援等事業」により、本市から創業者へ証明書を交付するもの。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		30	輸出手形保険　てん補金回収事務	大阪市が過去に輸出手形保険制度に基づいて支払ったてん補金にかかる回収納付金の収納事務。	経済戦略局	任意			該当なし		●		
		31	ものづくり関連事業	優秀な技術者や熟練技能者の認知度向上と技能の継承をめざすとともに、次世代を担うものづくり人材の確保を図り、もって地域経済の活性化を図るため、各事業を実施 ①ものづくり魅力発信事業: ・ものづくりの楽しさやおもしろさ、市内のものづくり企業の高度な技術力・魅力などを幅広く発信 ②技能功労者の表彰: ・社会に貢献している功労顕著な、中小企業に働く技能者及び優秀な技能を有する青年技能者を表彰 ③大阪テクノマスター事業: ・高度な技能・技術を有する人材を「大阪テクノマスター」に認定、同人材による児童・生徒向け職業講話や技術指導を実施 ④市内中小製造業の事業者と工業系学科を有する高校の交流会: 市内の中小製造事業者と工業系学科を有する府立高等学校の教員が交流の場を設け、企業と高校の継続的かつ円滑な関係を構築 ⑤ものづくり企業等の訪問: ・個別施策の実施に当たり、地域のものづくり企業への企業訪問を通じて施策PRとともに、企業ニーズを踏まえ適切な施策へ誘導を行う ⑥伝統産業に関する事務: ・伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と伝統工芸品展を開催　など	経済戦略局	任意			区		●		
		32	産業振興施設等維持管理運営業務	【市有財産(地域産業振興施設等)にかかる貸付契約の適正な履行及び維持管理等業務】 ・地域産業振興施設として貸付している施設の法令点検等の維持管理及び適宜の修繕補修を行い、建物賃料の収入を確保 ・産業振興事業などの用地として貸し付けている土地の適正な管理とともに、土地賃料の収入を確保 【供用廃止した市有財産の処分に向けた商品化】 ・供用廃止後の市有財産の適正な維持管理及び売払い処分などに向けた各種調査等を実施	経済戦略局	任意			区		●		
		33	商業魅力向上事業(ハード事業)	商店街等のハード事業への助成。	経済戦略局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		34	大阪商店街にぎわいキャンペーン事業に関する事務	市内商店街の元気と魅力を幅広く発信し、商店街への集客・回遊・販売を促進するため、大阪市商店会総連盟と分担事業として実施。	経済戦略局	任意			区		●		
		35	空き店舗を活用した商店街再生事業	商店街の空き店舗を活用し、商店街の再生手法を実践する人材の育成を図るとともに、新たな店舗を誘致することにより、自律的な商店街の再生・活性化につなげる	経済戦略局	任意			区		●		
		36	大阪市商店街振興ふるさと寄附金関係事業	ふるさと寄附金制度を活用し、市内商店街のすばらしい商品やサービスの提供を通じて、本市に寄附された市外在住の方に、市内商店街の魅力を広く発信し商店街振興に繋げる	経済戦略局	任意			区		●		
		37	商店街空き店舗マッチング促進事業	大阪府宅建協会と連携し、不動産情報をタイムリーに広く発信し、商店街等の空き店舗の解消や利用促進を図り、商店街等の活性化につなげる	経済戦略局	任意			区		●		
		38	あきない伝道師による商店街強化事業	商店街・問屋街・卸売業団体・小売市場の集客力・販売力の向上に向けて、課題解決や活性化のサポートを行う専門家を「あきない伝道師」として派遣する	経済戦略局	任意			区		●		
		39	大阪市プレミアム付商品券2026事業	物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、市内の対象店舗で利用可能なプレミアム商品券（プレミアム率30%）を発行する。	経済戦略局	任意			区		●		
		40	営業時間短縮協力金返還にかかる債権回収事務	新型コロナウイルス感染拡大防止に係る営業時間短縮協力金について、支給後に支給要件を満たさないことが判明した等の理由から、支給を取り消し、債権回収する。	経済戦略局	任意			該当なし		●		
3	地域産業の振興・規制等	41	「中心市街地の活性化に関する法律」にかかる大規模小売店舗立地法の特例に関する事務	「中心市街地の活性化に関する法律」にかかる大規模小売店舗立地法の特例に基づき、大規模小売店舗の新設等の手続を緩和する等の特例区域の指定に伴う業務。	経済戦略局	法令	政令市		都	●			
		42	大規模小売店舗立地法関係事務	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等にあたって設置者に対して、交通・騒音・廃棄物など周辺地域の生活環境の保持を目的とした届出に係る事前指導や関係各局との連絡調整、審議会の開催等の業務を実施。	経済戦略局	法令	政令市		都	●			
		43	大規模小売店舗立地法関係事務（区）	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等にあたって、各区役所において届出書の縦覧等に関する業務を実施。	経済戦略局	法令	政令市		都	●			
		44	工場の立地に関する事務	①工場立地法に関する事務 ・工場立地法に基づき、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行う。 ・大阪市では平成23年に大阪市工場立地法地域準則条例を制定し、工場から届出があった緑地面積や生産施設面積の敷地面積に対する割合等について準則に適合するか等を判断している。 ②大阪市泉尾賃貸工場（テクノシーズ泉尾） ・大正区泉尾にある市有地を（公財）大阪産業局に貸与し、大阪産業局が都市型産業集積のための賃貸借工場を運営 賃料収入　1件　10,569千円	経済戦略局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		45	商店街振興組合法に関する事務	商店街振興組合法に基づき、商店街振興組合の設立・解散や定款の変更の認可等に関する事務を行う。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		46	中小小売商業振興法に関する事務	高度化事業計画等商店街等の整備計画の認定事務など。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		47	中小企業信用保険法等に基づく認定事務	中小企業信用保険法等に基づき、売上高が減少している、または業況の悪化している業種に属する等の中小企業者の認定。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		48	中小企業等経営強化法に基づく認定業務	中小企業等経営強化法に基づき、市内に事業所を有する中小企業者が労働生産性を一定向上させるために策定する先端設備等導入計画を、本市において審査し、認定するもの。 本市では平成30年6月に導入促進基本計画を策定し、認定を行っている。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
4	商工会議所	49	商工会議所の定款変更の届出、特定商工業者に対する負担金賦課の許可等	商工会議所の定款変更の届出、事業等についての報告の受理、検査等を行う事務。 商工会議所の管内の特定商工業者に対して負担金を賦課する許可に関する事務など。	経済戦略局	法令	政令市		都	●			
		50	商工会等の事業継続力強化支援計画、経営発達支援計画の申請等に関する事務	小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発、指導助言、復旧支援等）に関する計画（事業継続力強化支援計画）にかかる、商工会又は商工会議所との共同申請事務。（提出先は都道府県） 商工会または商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」の国への申請にかかる内容確認等の事務。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
5	融資制度	51	融資制度の実施（経営支援特別融資、設備投資応援融資を除く）	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、制度融資に取組み、中小企業者の資金調達を支援。（保証協会統合前の旧制度融資に対する預託、代位弁済補助金等）	経済戦略局	任意			都	●			
		52	融資制度の実施（経営支援特別融資、設備投資応援融資）	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、大阪府の制度融資を活用した経営支援特別融資、設備投資応援融資を実施し、中小企業者の資金調達を支援。	経済戦略局	任意			区		●		
		53	大阪府地域支援人権公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援	経済戦略局	任意			該当なし	●			
6	ATC	54	産業振興拠点における支援事業	アジア太平洋トレードセンター（ATC）を産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設（産業振興施設）を設け、製品・企業活動の展示紹介等の情報発信や商談機会の創出、企業間交流の促進、人材の育成等による支援を行い、大阪経済の成長につなげていく。 【対象事業】 ①大阪デザイン振興プラザ事業（デザイン関連産業） ②ソフト産業プラザ事業（IT・デジタルメディア産業） ③ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業（健康・福祉・介護関連産業） ④ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業（環境・エネルギー関連産業） ⑤ATC輸入住宅促進センター事業（住宅関連産業）	経済戦略局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		55	ATCに関する事業	・アジア太平洋トレードセンター（ATC）が公的役割を果たすため、運営主体であるアジア太平洋トレードセンター（株）の特定調停の履行と経営健全化について、大阪市による経営状況の監視を継続的に実施。 ・ATCの関連施設であるオズパーク（海浜公園）及びATCホールについて、経費補助等を通じて施設の適正な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たす。	経済戦略局	任意			都	●			
7	計量	56	計量に関する事務	○定期検査 市内の商店や事業場で取引・証明用として使用されている計量器について、計量法に基づき定期検査を実施（指定定期検査機関に業務委託）。 ○立入検査 ・商品量目計量立入検査（市内百貨店・スーパー・市場・小売店等） ・特定計量器立入検査（市内の燃料油メーターや電気・ガス・水道メーター等） ・適正計量管理事業所（経済産業大臣が指定した事業所）	経済戦略局	法令	中核市		都	●			
		57	計量啓発に関する事務	適正計量の普及・啓発を図るため、イベントへの参加による計量啓発などの事業を実施。	経済戦略局	任意			都	●			
		58	特定計量器定期検査事務管理システム	計量法に基づく定期検査の実施について、特定計量器定期検査システムを用いてより効率的に事務執行を管理。	経済戦略局	任意			都	●			
8	農業の振興・規制等	59	農地転用の届出受理等	農地法に基づく農地等の転用等の事務。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		60	農業経営計画の認定申請の受理等	大阪府が認定する農業経営計画（農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等）の受理または農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農業経営改善計画の認定。	経済戦略局	任意			区		●		
		61	市民農園の開設承認に関する事務	市民農園開設のための、開設承認事務。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		62	生産緑地地区に関する事務	都市計画により生産緑地地区とする農地等の追加指定の相談や営農の継続が困難となった生産緑地の買取申出を受け付ける。 また、都市計画審議会でのに諮るべき案件（地区指定変更等）を都市計画局へ依頼するなどの事務。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		63	防疫対策関係業務	鳥インフルエンザ及び口蹄疫の防疫活動といった、家畜伝染予防法に関する防疫対策関係事務。府が行う発生農家での防疫作業に対するサポート等、発生時の連携にむけた関係局区間における情報の共有と体制整備。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		
		64	大阪府農業共済組合分担事業	農業者が、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害など不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図る。大阪市は府下市町とともに大阪府農業共済組合に対し、法令に基づき経費を一部分担し、農業経営の安定などに取り組む。	経済戦略局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		65	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会（構成：大阪市、JA等生産出荷団体、農業共済組合、土地改良区等、地域の実情に応じた会員）」において食料自給率の向上と多面的機能を維持するため、国が直接農家に交付する交付金の申請受付、作付実績確認等の事務を行う。	経済戦略局	要綱等	一般市		区		●		
		66	都市農業等振興事業	都市農業等振興にかかる企画・調整を行い、農業に対する理解醸成や消費拡大、市内産農産物の産地ブランド化の推進による高付加価値化、SNS等を活用したプロモーションによる認知度や購買意欲の向上や市内産水産物の価値向上を図り、市内産農水産物全般の販路拡大や安定した農業経営の実現を図る。	経済戦略局	任意			都・区	●			
		67	盛土規制法許可	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う農地について盛土を実施する場合の許可。	経済戦略局	法令	中核市		都	●			
9	花き流通対策	68	花き流通対策事業	大阪における花き流通の拠点として、平成2年に府市共同で出資、設立した（株）大阪鶴見フラワーセンターに対し、大阪鶴見花き地方卸売市場（鶴見区）用地として土地を賃貸している。	経済戦略局	任意			都	●			
10	中央卸売市場	69	中央卸売市場事業（本場）	・本場（福島区）の運営、取引の指導監督等 ・本場の施設・設備の整備及び維持管理等	中央卸売市場	任意			都	●			
		70	中央卸売市場事業（東部市場）	・東部市場（東住吉区）の運営、取引の指導監督等 ・東部市場の施設・設備の整備及び維持管理等	中央卸売市場	任意			都	●			
		71	中央卸売市場事業（南港市場）	・南港市場（住之江区）の予算決算等 ・南港市場及び大阪市食肉処理場の運営、取引の指導監督等 ・南港市場の施設・設備の整備及び維持管理等	中央卸売市場	任意			都	●			
11	内部事務	72	庶務関係業務	局業務に関する人事、給与、市会、文書、行財政改革等の庶務関係業務、及び、予算・決算、契約、管財等の計理関係業務、並びに所管監理団体等に対する監督指導など。	経済戦略局	任意			区		●		
		73	局施策の企画推進関係事務	【局施策にかかる総合調整、情報発信等】 ・局内外との総合調整を行い、各種戦略・計画等を踏まえた局施策の展開を図るとともに、運営方針の策定・評価等を行い、各種施策を効果的・効率的に推進 ・局全般における広聴・広報・報道事務に関する調整等を行う戦略的な情報発信 【都市魅力創造戦略の推進】 ・「大阪都市魅力戦略推進会議」を大阪府とともに運営	経済戦略局	任意			区		●		
		74	産業振興施策の企画推進関係事務	・地域経済の実態把握のため、各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・地域の特性や社会経済情勢に対応した施策の企画立案や推進にかかる各種調整等を実施 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意			区		●		
		75	中央卸売市場事業（総務課）	・市場の文書、人事、給与、予算決算、市場業務の進行管理、広報等	中央卸売市場	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		76	中央卸売市場事業（企画課）	・市場業務に係る企画、連絡調整、調査統計及び取扱品情報の公表や関係事業者の業務改善指導等	中央卸売市場	任意			都	●			
		77	特別会計（食肉市場事業・中央卸売市場事業等）繰出金	特別会計への繰出金に関する事務。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都	●			

≪4. 都市魅力≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	観光振興（成長・集客関連）	1	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	【現在、府市で連携し事業を実施しているもの】 ・大阪・光の饗宴事業 ・御堂筋魅力創出・発信事業 ・水と光のまちづくり推進事業 ・ナイトクルーズによる舟運活性化事業 ・大阪の観光資源を活用した集客・周遊促進事業	経済戦略局	任意			都	●			
		2	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務 【市実施事業・観光拠点の魅力向上等に関する事業】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：観光拠点の魅力向上等に関する業務】 ・大阪城エリア観光拠点化事業 ・大阪城天守閣学芸業務 ・天王寺公園・動物園の魅力向上事業 ・築港地区活性化事業施設管理運営	経済戦略局	任意			都	●			
		3	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局事業】	・大阪観光局事業 プロモーション活動の推進 都市魅力の創造とインフラ整備推進 MICE誘致の推進 マーケティング・情報発信　など	経済戦略局	任意			都	●			
		4	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局への派遣】	公益財団法人大阪観光局への派遣	経済戦略局	任意			都	●			
		5	観光交流の促進に関する業務【一般会計】	クルーズ船の寄航誘致による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、また夢洲地区における観光拠点の形成を目指すなど、臨海部の活性化へつなげるため、一般会計上次の事務を実施。 ・クルーズ客船：大阪観光局とともに「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の運営、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・夢洲地区での観光拠点の形成など（万博含む）、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・築港南地区における再開発計画の推進	大阪港湾局	任意			都	●			
		6	観光交流の促進に関する業務【港営事業会計】	夢洲地区において、観光拠点の形成を目指すなど、臨海部の活性化へつなげるため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など（万博含む）、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・築港南地区における再開発計画の推進	大阪港湾局	任意			都	●			
		7	IR実現に向けた理解促進	IRに対する府民の理解を深めるため、IRの意義や効果、懸念事項対策などについて、府民全体を対象とした説明会や大学等への出前講座に加え、ポスターやサイネージ等を活用した広報を実施	IR推進局	法令	政令市		都	●			
		8	IR事業化推進事業	区域整備計画を着実に実施していくとともに、長期間にわたる安定的・継続的実施を図るためのモニタリング等の取組を実施	IR推進局	法令	政令市		都	●			
		9	ギャンブル等依存症対策推進	IR事業者が実施するギャンブル等依存症対策について専門家の助言等を聴取	IR推進局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		10	大阪府・市による会場建設費補助	万博閉幕後の業務として、会場施設等の撤去等を実施。 国、地元自治体、経済界が1：1：1の割合で負担することとしており、地元自治体については府市1：1で負担。	経済戦略局	任意			該当なし	●			
		11	大阪メトロ中央線輸送力増強等	万博閉幕後の業務として森之宮検車場における留置線撤去および乗務所の解体、夢洲駅における改札機・券売機の撤去を実施。	経済戦略局	任意			該当なし	●			
		12	大阪ヘルスケアパビリオンの建設等	万博閉幕による大阪ヘルスケアパビリオンの事業終結に向けた事務費や、大阪都市計画局へ移管するまでの大阪ヘルスケアパビリオンのレガシー建物の維持管理費を計上。 なお、大阪都市計画局へのレガシー建物の移管は法人が解散するR8．6頃を予定（法人から大阪都市計画局への寄附）	経済戦略局	任意			該当なし	●			
		13	2025年日本国際博覧会協会への派遣事務	2025年日本国際博覧会協会への派遣	経済戦略局	任意			該当なし	●			
		14	2025年日本国際博覧会大阪パビリオンへの派遣事務	2025年日本国際博覧会大阪パビリオンへの派遣	経済戦略局	任意			該当なし	●			
		15	大阪・関西万博の記憶を継承するための取組	大阪・関西万博の記憶を継承するため、関係局と連携して情報発信や交流の場を創出する拠点について検討を進めるとともに、アフター万博の機運を継続させる取組みを実施。	経済戦略局	任意			該当なし	●			
2	観光振興（地域関連）	16	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務 【市実施事業・シティプロモーション等の業務】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：「市」としてのシティプロモーション等の業務】 ・「三都物語」コーディネート事業 ・関西国際空港内広域観光案内推進事業 ・観光新拠点魅力発掘事業　　など	経済戦略局	任意			区		●		
		17	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務 【市実施事業・観光客受入環境整備事業 】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している受入環境整備に関する業務】 ・日本橋観光バス乗降場の利便性・安全性向上及び迷惑駐車防止啓発事業 ・災害時における旅行者の安全対策強化事業 ・ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業　　など	経済戦略局	任意			区		●		
		18	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務 【市実施事業・京都市への派遣 】	京都市への派遣	経済戦略局	任意			該当なし		●		
3	文化振興（成長・都市魅力創造関連）	19	文化振興にかかる事務（全市的な観点で実施している事業）・（広域）	芸術文化振興事業のうち、令和8年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ広域的な事業： 大阪アーツカウンシル等による文化行政の推進、大阪アジアン映画祭の開催、文化創造拠点ネットワークの形成（中央公会堂（北区））、咲くやこの花賞事業、大阪文化祭賞・大阪文化賞事業、織田作之助賞事業、大阪市芸術活動振興事業助成（特別助成）、（一財）地域創造に対する分担金 、文楽を中心とした古典芸能振興事業、芸術・文化団体サポート事業	経済戦略局	任意			都	●			
		20	大阪市生涯学習情報提供システム（中央公会堂分）	大阪市生涯学習情報提供システムで大阪市中央公会堂の予約情報を市民に提供。	経済戦略局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		21	文化芸術による都市魅力向上事業	万博後も大阪のにぎわいを継続させ、都市魅力の更なる向上を図るため、多種多様な文化芸術プログラムを実施	経済戦略局	任意			都	●			
		22	こども本の森中之島の管理運営	子どもたちが文学を中心とした良質で多様な芸術文化に触れることができる機会を提供する、新たな魅力を持った施設の運営管理	経済戦略局	任意			都	●			
4	文化施設（成長・都市魅力創造関連）	23	博物館施設運営費交付金	博物館施設の運営に当たり、地方独立行政法人大阪市博物館機構が事業目的等を果たすため、業務に必要な財源を交付する。	経済戦略局	法令	地方公共団体		都	●			
		24	博物館施設整備費補助金	博物館施設の安定的な運営に資するため、地方独立行政法人大阪市博物館機構が実施する施設整備事業へ補助を行う。	経済戦略局	任意			都	●			
		25	地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会の開催運営	地方独立行政法人大阪市博物館機構の中期目標策定及び業務実績評価にかかる意見申述等を行う当該法人の評価委員会の開催運営	経済戦略局	法令	地方公共団体		都	●			
		26	地方独立行政法人大阪市博物館機構への派遣	地方独立行政法人大阪市博物館機構への派遣	経済戦略局	任意			都	●			
		27	史跡難波宮跡の維持管理	史跡難波宮跡の維持管理を行う。	経済戦略局	任意			都	●			
5	文化施設（地域関連）	28	泉布観維持管理・桜宮公会堂の管理運営	泉布観地区について、中之島、八軒家浜からOAP地区、毛馬桜之宮公園につながる人の流れを生み出し、大川沿いの水辺エリア全体の魅力向上および活性化を実現する。 泉布観地区内の重要文化財「泉布観」「桜宮公会堂」（北区）について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意			区		●		
		29	適塾史跡公園の維持管理	適塾史跡公園（中央区）の適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意			区		●		
		30	もと大阪市公館の管理運営	もと大阪市公館（都島区）の管理運営を行う。	経済戦略局	任意			区		●		
		31	芸術創造館の管理運営	芸術文化振興事業のうち、芸術創造館（旭区）の管理運営。	経済戦略局	任意			区		●		
		32	局所管施設の維持管理業務【芸術創造館等】	局所管施設の主な建築物について、個別施設計画に基づく長寿命化への対応、年間を通して適正な維持にかかる業務を実施。 （主な対象施設：芸術創造館（旭区）　等）	経済戦略局	任意			区		●		
		33	築港地区活性化事業施設の管理運営（大阪文化館）	築港地区活性化施設である大阪文化館・天保山（港区）の管理運営を行う。	経済戦略局	任意			区		●		
6	文化振興（地域関連）	34	文化振興にかかる事務（全市的な観点で実施している事業）・（基礎）	芸術文化振興事業のうち、令和8年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ地域性の強い事業： 大阪市芸術活動振興事業助成（一般助成）、第一級の芸術にふれる機会の充実、大阪クラシックの開催、文化振興事務	経済戦略局	任意			区		●		
		35	文化振興にかかる事務（区CM事業として実施している事業）・芸術創造館除く	芸術文化振興事業のうち、区CM事業（芸術創造館除く）： 文化創造拠点ネットワークの形成（クラシック音楽普及促進）、 創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理	経済戦略局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
7	スポーツ振興（生涯スポーツ）	36	生涯スポーツ事業【市長杯、審議会等関係事務】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施するとともに、生涯スポーツの振興に向けた取り組みを実施。 ・市長杯各種大会 ・スポーツ推進委員関係事務 ・スポーツ推進審議会 ・スポーツ関係事務（振興計画、後援名義、表彰、寄付収受など）	経済戦略局	任意			区		●		
		37	生涯スポーツ事業【スポーツ教室、学校体育施設開放事業等】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供し、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、各種スポーツ事業を実施し生涯スポーツの振興を図る。 ・オータムチャレンジスポーツ ・Do Sports Fes ・市民レクリエーションセンタースポーツ教室 ・ウオーキング事業 ・水泳の日 ・全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会 ・学校体育施設開放事業及び施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援 ・総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に対する支援 ・スポーツ関係事務（スポーツボランティアなど）	経済戦略局	任意			区		●		
8	スポーツ振興（地域関連）	38	競技スポーツ振興施策【交流事業】	トップアスリートとの交流やスポーツを通じた国際交流など、競技団体との連携を基に実施することで、市民スポーツの振興を図る。 ・トップアスリートとの交流事業 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・競技力向上事業 ・スポーツチームとの連携事業	経済戦略局	任意			区		●		
9	スポーツ振興（競技スポーツ）	39	競技スポーツ振興施策【大規模競技大会】	大規模競技大会（国際大会・全国レベルの大会）の開催・招致など「みる」スポーツを通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。 ・大阪国際女子マラソンなど ・社会人野球日本選手権 ・大阪城トライアスロン ・大規模国際競技大会の開催 ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・その他、国際競技等運営・活動業務	経済戦略局	任意			都	●			
		40	大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権大会	靭テニスセンターで開催される国際大会を通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意			都	●			
		41	大阪マラソンの開催	30,000人を超えるランナーが参加する大阪マラソン及び、関連イベントを府・市・経済界で組織する実行委員会により開催し、スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。 ・交通規制に係る地元等への説明・協議調整 ・地域団体と連携したイベント　等	経済戦略局	任意			都	●			
		42	大阪マラソン主催法人の設立	大阪マラソンを継続的に安定して開催できる自主的経営の確立および、持続的成長を実現するため、大阪マラソンの法人化をすすめる。	経済戦略局	任意			都	●			
		43	ワールドマスターズゲームズ2027関西	関西WMG2021組織委員会が主催する「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の閉会式を大阪市内で開催し、大会の盛り上げと都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		44	ワールドマスターズゲームズ2027関西への派遣事務	関西WMG2021組織委員会が主催する「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の閉会式を大阪市内で開催し、大会の盛り上げと都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意			都	●			
10	競技施設等の運営管理（大規模公園内）	45	競技施設等の運営事業【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	長居（東住吉区）、鶴見（鶴見区）、大阪城公園内競技施設・修道館（中央区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			都	●			
		46	スポーツ施設の補修【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・長居公園内施設（東住吉区）：長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居相撲場、長居庭球場 ・鶴見緑地内施設（鶴見区）：鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場 ・大阪城公園内施設（中央区）：修道館、大阪城弓道場	経済戦略局	任意			都	●			
		47	局所管施設の維持管理業務【長居公園内の競技施設等】	局所管施設の主な建築物について、個別施設計画に基づく長寿命化への対応、年間を通して適正な維持にかかる業務を実施。 （主な対象施設：長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設　等）	経済戦略局	任意			都	●			
11	大阪ドーム	48	大阪ドームの公的部分に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪ドームの施設利用の促進と公的施設（外周デッキ）の維持管理に関する補助を実施する。	計画調整局	任意			該当なし	●			
12	内部事務	49	庶務関係業務	局業務に関する人事、給与、議会、文書等の庶務関係業務及び予算・決算等の計理関係業務。	IR推進局	任意			都	●			
		50	庶務関係業務（経済戦略局万博調整部）	部業務に関する人事（派遣団体との調整の一部）、市会、文書、行財政改革等の庶務関係業務、及び、予算・決算、契約等の計理関係業務、並びに派遣団体等に対する調整など。	経済戦略局	任意			該当なし	●			

≪5.消防・防災≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	消防に関する事務	1	消防事業	火災の予防、消火、救助及び救急など消防組織法第1条に定める消防の任務に係る業務。	消防局	法令	一般市		都	●			
		2	救急振興財団への職員派遣	救急振興財団へ職員を派遣し、救急救命士の養成に係る業務などに従事。	消防局	任意			都	●			
		3	日本消防検定協会への職員派遣	日本消防検定協会へ職員を派遣し、消火等のための消防用機械器具等の試験及び検査を行う業務などに従事。	消防局	任意			都	●			
		4	大阪府への職員派遣	大阪府へ職員を派遣し、消防職団員の教養訓練に係る業務など、消防組織法第29条に定める都道府県の消防に関する事務に従事。	消防局	任意			都	●			
		5	松原市への職員派遣	松原市へ職員を派遣し、当該市消防本部の消防部隊の配備運用計画など、警防業務に関する事務に従事。	消防局	任意			都	●			
		6	保安3法(高圧ガス、液化石油ガス、火薬)に関する事務	(高圧ガス) 第一種製造者に係る製造の許可などの高圧ガス保安法に基づく業務。 (液化石油ガス) 液化石油ガスの販売事業者の登録などの液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく業務。 (火薬) 火薬類製造営業の許可などの火薬類取締法に基づく業務。	消防局	法令	政令市		都	●			
2	国、地方公共団体、関係機関との連携・連絡調整等に関する事務	7	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する事務	・知事が避難指示する場合において、避難先地域としての意見。 ・警報発令時における避難先地域等への救援。 ・医療実施を要請した医療関係者への損失補償・損害補償等。	危機管理室	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		8	新型インフルエンザ等に関する事務	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、行動計画策定等に関する総合調整。 ・市新型インフルエンザ等対策本部・幹事会の庶務。 ・市新型インフルエンザ等対策有識者会議に関する庶務。（健康局と共同）	危機管理室	法令	一般市		区		●		
3	防災会議の運営、地域防災計画の整備等	9	大阪市国民保護計画に基づく事務	・国民保護計画の変更。 ・国民保護協議会委員・幹事の任命。 ・協議会の庶務。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		10	防災会議の運営、地域防災計画の整備等に関する事務事業	・災害対策基本法に基づき、防災会議を運営し、市地域防災計画を作成し、かつその実施を推進。 ・そのため、最新知見の収集、国や府との調整、市内部の防災関係部局との調整、ライフライン事業者との調整など。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		11	避難行動要支援者支援に関する事務	・市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の改訂。 ・避難行動要支援者支援プロジェクトチーム及びワーキンググループの運営。 ・各区の避難行動要支援者名簿作成にかかる要支援者情報の抽出、各区への提供。 ・個別避難計画作成への支援。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		12	業務継続計画・受援計画の策定に関する事務	市が基礎自治体としての責務を果たすために必要不可欠な業務を予め抽出し、地震等により市の行政機能が低下した場合であっても、その業務を継続し、また早期に再開させるための計画を策定。 ・大阪市業務継続計画（第2.0版） ・危機事象発生時における円滑かつ効率的な職員応援体制の構築 ・応援職員の宿泊場所の確保、リスト化	危機管理室	任意			区		●		
		13	要配慮者利用施設の避難確保計画作成等促進事業	・高潮や河川氾濫等の水害による浸水想定区域内にあり、かつ大阪市地域防災計画資料編（別表）に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画作成の支援を行うもの。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
4	危機管理体制の充実、訓練等	14	危機管理体制の充実に関する事務	・多様化・複雑化する災害・危機事態に迅速かつ的確に対処するため、気象情報発信や発生した又は発生するおそれのある災害・危機事態に対応している。 ・また、市の対応能力を向上させるため、職員に対する研修等を実施するほか防災関係機関及び市民等が一体となって災害時における応急対策が行えるように体制の充実を図っている。	危機管理室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		15	危機管理訓練の実施に関する事務	災害・危機事態を想定し、市各区局室及び関係機関等が相互に連携協力するなど的確な対処ができるよう各種危機管理訓練を実施。 ・異常な自然災害や大規模な事故。 ・武力攻撃事態等や緊急対処事態・想定される津波被害や津波発生時の行動。 ・その他危機管理事態。	危機管理室	法令	地方公共団体		区		●		
		16	危機管理訓練の実施に関する事務(区)	災害・危機事態を想定し、市各区局室及び関係機関等が相互に連携協力するなど的確な対処ができるよう各種危機管理訓練を実施。 ・異常な自然災害や大規模な事故。 ・武力攻撃事態等や緊急対処事態・想定される津波被害や津波発生時の行動。 ・その他危機管理事態。	危機管理室	法令	地方公共団体		区		●		
		17	阿倍野防災拠点の運営	・大規模な災害により本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できない場合などに、重要となる初期初動体制を確保するため、災害対策本部機能を代替・補完するために運営。 【所在地】阿倍野区	危機管理室	任意			区		●		
		18	阿倍野防災拠点に関する事務	・大規模な災害により本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できない場合などに、重要となる初期初動体制を確保するため、災害対策本部機能を代替・補完するために運営。 【所在地】阿倍野区	危機管理室	任意			区		●		
		19	災害対策用職員住宅に関する事務	勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。 ・指定職員への居住命令・解除。 ・災害対策用職員住宅の確保・貸与。(副市長・危機管理室職員) 【所在地】北区3箇所・天王寺区2箇所	危機管理室	任意			区		●		
		20	災害対策用職員住宅に関する事務(区)	勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。 ・区長が入居する災害対策用職員住宅の確保・賃貸借にかかる事務。(契約・支払い等) ・区長が入居する災害対策用職員住宅用什器の賃貸借にかかる事務。(契約・支払い等)	危機管理室	任意			区		●		
		21	災害救助用物資の備蓄倉庫運営に関する事務	・南海トラフ巨大地震等大規模災害において、市民等が避難所生活を送れるよう物資を備蓄するための倉庫の運営。 【所在区】西淀川区、生野区、旭区、東淀川区、中央区、阿倍野区、鶴見区	危機管理室	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		22	防災意識の啓発に関する事務	・災害発生時の被害を軽減するためには、自助・共助・公助の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて日頃から対策いただくため、「市民防災マニュアル」や「防災アプリ」のチラシ等の増刷・配布やイベントでの啓発などを実施。 ・民間企業等との連携による普及啓発の取組の実施。	危機管理室	任意			区		●		
		23	防災行政無線運用管理事務	・災害時において迅速かつ的確に防災情報の収集及び伝達を行うための防災行政無線設備の適切な保守管理や、各基地局における従事職員への資格の取得、防災行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図る。 ・適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検結果に基づき計画的に取替え。 ・同報系無線に接続した外部スピーカーの設置施設の建替等に伴う整備。 ・防災行政無線のデジタル化。 ・訓練・啓発放送の実施にかかる運用管理。 ・災害重要拠点間無線通信ネットワークの運用管理。 ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用管理。 ・緊急速報メール等への災害・避難情報一斉配信の運用管理。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		24	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	・自主防災活動ガイドライン、避難所開設・運営ガイドライン等の作成及び改訂。 ・避難所運営に関する各区への支援等。	危機管理室	任意			区		●		
		25	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(区)	・地域における避難所開設・運営体制の確立。 ・地域における防災訓練等の実施。	危機管理室	任意			区		●		
		26	広域避難場所案内板等の整備・周知事業	・地震による大規模火災発生時等に備え、一定規模以上の公園等を広域避難場所として指定。 ・市民が最寄りの広域避難場所へ安全かつ迅速に避難できるよう、日常から市民に周知するために設置している広域避難場所案内板の整備・更新。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		27	災害時避難所の整備・周知事業	・地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の災害時避難所等について、市民に周知を図るとともに、日本語が分からない外国人をはじめとする要配慮者にもその役割が分かるよう多言語やピクトを用いた案内板を設置。 ・災害時避難所として指定された施設の公示。	危機管理室	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		28	災害時避難所の整備・周知事業（区）	・地域と連携して災害時避難所の指定を行い、施設管理者と表示板の設置場所の調整。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		29	災害救助用物資の備蓄	・南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時において、市民等が避難所生活を送れるよう、府や他自治体、民間企業等と連携し、市民・避難者の生命・生活を維持するための体制確立を目指す。 【備蓄物資量・品目】 ・避難所避難者数53万人3日分の物資を府・市で連携し備蓄 主な品目は水・食料・粉ミルク・毛布・おむつ等 ・大阪市職員３万人１日分の物資を備蓄 品目は水・ビスケット・排便処理セット	危機管理室	法令	地方公共団体		区		●		
		30	災害救助用物資の備蓄（区）	・物資の備蓄場所の調整。	危機管理室	法令	地方公共団体		区		●		
		31	小災害対策に関する事務	・災害救助法の適用に至らない災害（火災等）により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。（制度の所管、各区からの実施報告書とりまとめ、災害救助基金への振替）	危機管理室	任意			区		●		
		32	小災害対策に関する事務（区）	・災害救助法の適用に至らない災害（火災等）により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。（被害状況の確認、応急救助活動（避難所への収容、救援物資の給貸与等）、災害見舞金の給付、危機管理室への実施報告など）	危機管理室	任意			区		●		
		33	避難行動要支援者支援に関する事務(区）	・避難行動要支援者名簿の作成。 ・消防等避難支援等関係者へ情報提供。 ・個別避難計画の作成。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		34	津波避難施設の整備・周知事業	・津波浸水想定がある西部１７区において、現想定以上の津波が来襲した場合に避難できるよう、公共施設や民間ビルへスペース確保の協力を働きかけ。 ・津波避難施設として指定があった施設について、表示板の設置、公示。 ・河川氾濫の浸水想定がある東部5区においても、水害時避難ビルを確保。	危機管理室	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		35	津波避難施設の整備・周知事業（区）	・地域と連携して民間施設を津波避難施設として指定し、施設管理者と表示板の設置場所の調整。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		36	水害ハザードマップの作成・配架事業	・市内で想定される水害リスクや避難場所等、避難の際の心得等を記載した水害ハザードマップのデータ作成、増刷、配架。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		37	水害ハザードマップの作成・配架事業（区）	・水害ハザードマップの各区転入世帯や来庁者への配布。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		38	学校等の避難所誘導・周知事業	・各区において災害時避難所に指定した施設へ誘導するための案内板の作成・設置。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		39	学校等の避難所誘導・周知事業（区）	・地域と連携して指定を行った施設の誘導案内板の設置場所の調整。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		40	福祉避難所に関する事務	・災害時の福祉避難所の指定に向けた協定締結への支援 ・福祉避難所等設置・運営マニュアルの作成及び改訂	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		41	福祉避難所に関する事務（区）	・災害時の福祉避難所の指定に向けた協定の締結	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		42	危機管理情報システム運用管理事務	・災害時における迅速・的確な防災情報の収集及び伝達、初期初動活動を支援することを目的とした、危機管理総合情報システムの安定的かつ効率的な運用。 ・運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な運用を図るなど、随時、システム運用方針の検討・更新を実施。 ・SNS等への災害・避難情報自動配信の運用管理。	危機管理室	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		43	被災者支援システム運用管理事務	・災害発生時において申請から発行までにかかる多大な時間を大幅に削減するため、住民基本台帳のデータを取り込み、「被災証明書」・「被災建物等証明書」を発行できる被災者支援システムの運用・管理。 ・災害時には、住基データ・家屋台帳データを同システムにインポート。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		44	防災アプリ保守管理事務	・市防災アプリの保守委託契約。 ・アプリの登録データの更新。 ・アプリの仕様変更・機能追加の調整。 ・アプリの障害発生時の対応等。	危機管理室	任意			区		●		
		45	防災アプリに関する事務	・市防災アプリの利用促進のための広報活動。 ・アプリの利用者アンケートの実施。 ・アプリの活用方法（仕様変更を含む）の検討等。	危機管理室	任意			区		●		
		46	被災者支援システムに関する事務	・システムの取扱いに関する研修。 ・罹災証明書の交付に関すること。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		47	消防防災施設の機能強化事業（備蓄倉庫）	次のような機能を備えた施設を整備する。 ・大型トラックの接車やフォークリフトを用いた円滑な物資の搬出入を可能とする中枢備蓄拠点（危機管理室）	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		48	避難所等における良好な生活環境の確保に関する事務	・災害時協力井戸に関すること。 ・2次避難先の確保に関すること。 ・災害時避難所となるもと学校等空調の設置に関すること。 ・被災者の入浴、洗濯支援に関すること。	危機管理室	任意			区		●		
5	他自治体・民間企業等との連携事務等	49	他自治体・民間企業等との災害時協力協定に関する事務	・自治体や民間等と災害時における物資提供、人的派遣、情報提供等支援に関する協定を締結し、災害発生時に備える。	危機管理室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		50	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業	・大規模地震により交通機能が停止した場合に見込まれる帰宅困難者について、府や関係機関と連携し、企業・事業者主体による対策の推進、代替輸送の実施体制などの対応体制を整備。（各ターミナル駅周辺地区における帰宅困難者対策協議会の事務局など） ・特に帰宅困難者が多く見込まれる大阪・梅田駅周辺、難波駅周辺、天王寺・阿倍野駅周辺、上本町・谷町九丁目・鶴橋駅周辺、京橋駅周辺において、市公共施設や駅、地下街をはじめ、駅周辺で一時滞在施設の確保を進めている。	危機管理室	任意			都・区	●			
		51	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業（区）	・特に帰宅困難者が多く見込まれる新大阪駅周辺において、民間企業等に一時滞在施設の提供等を働きかけ。	危機管理室	任意			区		●		
		52	大規模地下空間の浸水対策事業	・市域における大規模な商業集客施設の地下店舗等や民間ビルも含む地下空間において、事業者間の連携、施設整備等の浸水対策の促進を図るため、市、府、関係機関、地下街管理会社、鉄道会社、関係民間ビル会社等で「大阪市地下空間浸水対策協議会」を構成。 ・地下空間の地下施設管理者が連携した浸水対策（避難対策及び止水対策）のガイドラインの作成及び訓練の実施、情報共有のためのネットワークづくりなどを検討。	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		53	被災地への派遣業務	・被災地の復旧・復興のため、職員不足が深刻化している被災自治体へ職員を派遣	危機管理室	法令	地方公共団体		区		●		
		54	災害救助にかかる求償事務	・東日本大震災や平成28年熊本地震、能登半島地震など大規模災害が発生し、災害救助法が適用され、市が支援したものに対する求償事務	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		55	電力需給ひっ迫対応に関する事務	・実運用に合わせた、現行の大阪市計画停電等対応マニュアル（H28.7）の刷新 ・資源エネルギー庁、大阪府、関西電力送配電、環境局と調整し、電力需給ひっ迫マニュアルの作成	危機管理室	任意			区		●		
		56	令和6年能登半島地震の復旧・復興業務に係る石川県内灘町への職員派遣	令和6年能登半島地震の被災者の生活再建と地域の復旧・復興事業の推進のため、当該団体からの職員派遣要請に基づき、本市から職員１名を派遣している。	都市整備局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		57	令和6年能登半島地震の復旧・復興業務に係る石川県輪島市への職員派遣	令和6年能登半島地震の被災者の生活再建と地域の復旧・復興事業の推進のため、当該団体からの職員派遣要請に基づき、本市から職員1名を派遣している。	都市整備局	任意			区		●		
6	被災建築物の応急危険度判定	58	被災建築物の応急危険度判定に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度判定士（行政職員及び民間建築士等）」が、大規模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次災害を防止する。10階建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむね1週間以内を目途に、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意			区		●		
7	水防事務組合	59	水防事務組合窓口業務	水防事務組合は地方自治法に規定された一部事務組合であり、地域住民で組織された総勢約9，400人の水防団員で構成される水防団によって、水防訓練の実施や資機材の整備等水防体制の強化に努め、河川・海岸の堤防の監視・警戒等の水防活動を行いながら、総面積約335k㎡の地域住民と生命と財産を守っている。	建設局	法令	一般市		区		●		
8	その他防災・危機管理	60	安全管理委員会に関する事務	・市事務事業の遂行及び市が管理する施設内等における市民の安全確保等のため、安全管理体制の充実を目的に、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取り組み。	危機管理室	任意			区		●		
		61	災害弔慰金の支給等にかかる事務	・政令で定める災害が発生した際、被災者に対する被災認定。（制度管理） ・災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により負傷・疾病・障がいが生じた住民に対する災害障害見舞金の支給。（制度管理） ・政令で定める災害（大規模災害）が発生した際に被害状況に応じ災害援護資金の貸付。（制度管理、各区の回収状況の集約等）	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		62	災害弔慰金の支給等にかかる事務（区）	・政令で定める災害が発生した際、被災者に対する被災認定。（被災認定・被災証明書発行） ・災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により負傷・疾病・障がいが生じた住民に対する災害障害見舞金の支給。（支給） ・政令で定める災害（大規模災害）が発生した際に被害状況に応じ災害援護資金の貸付。（貸付、債務者へ納付書送付、残高管理）	危機管理室	法令	一般市		区		●		
		63	庶務関係事務	・文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・予算決算・契約・管財業務、人事・内部統制・職員研修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広聴・広報・運営方針・環境保全・室内調整等その他庶務事務。	危機管理室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		64	海難届出証明事務	・船員法適用外の日本の船舶が海難に遭った旨の届出があったことを証明	政策企画室	任意			区		●		

≪6. 環境≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	環境行政の総合企画、環境教育等	1	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、SNS等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。 また、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意			区		●		
		2	環境審議会の運営等に関する事務	環境の保全についての重要事項を調査審議するため、学識経験者、市民及び事業者代表などの委員により構成される「大阪市環境審議会」を運営する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		3	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意			区		●		
		4	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意			区		●		
		5	環境教育等促進法に関する事務（行動計画）	環境教育等促進法に基づき、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するように努める。	環境局	法令	一般市		区		●		
		6	環境教育等促進法に関する事務（体験の機会の場の認定）	環境教育等促進法に基づき、土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に「体験の機会の場」として認定する。	環境局	法令	中核市		都	●			
		7	環境教育等促進法に関する事務（協定の締結等）	国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。	環境局	法令	地方公共団体		区		●		
		8	環境月間等に関する事務	市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意			区		●		
		9	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体及び事業者並びに学校園を対象に、選定会議の審査を踏まえて受賞者を決定し、表彰を行う。	環境局	任意			区		●		
		10	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立された「大阪市環境経営推進協議会」にオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策との連携を図る。	環境局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		11	おおさか環境科に関する事務	地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など持続可能な社会づくりに向けた環境教育の充実に向け、副読本「おおさか環境科」を作成し、大阪市立の小中学校・義務教育学校へ配付する。	環境局	任意			区		●		
		12	クラウド型ごみ分別アプリ運用管理事務	クラウド型ごみ分別アプリの運用管理を行う。	環境局	任意			区		●		
		13	災害廃棄物処理基本計画の策定業務	本市域内の災害廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、国等との調整も含め当該処理に係る総合調整を行う。	環境局	要綱等	一般市		区		●		
2	環境監視規制等	14	ダイオキシン類による汚染状況の調査に関する事務（常時監視）	・ダイオキシン類による汚染の状況を大気、水質、土壌等について常時監視 ・上記常時監視結果の報告、公表	環境局	法令	中核市		都	●			
		15	大気関係法令等規制業務に関する事務	次の事務について、環境保全監視グループと連携して行う。 ・大気汚染防止法等に基づく改善命令等	環境局	法令	中核市		都	●			
		16	大気汚染の監視に関する事務（常時監視）	・大気環境の状況を一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で常時監視 ・常時監視結果の報告、公表 ・緊急時の措置 ・測定局の維持管理	環境局	法令	中核市		都	●			
		17	大気汚染常時監視システム運用管理事務	大気環境常時監視システムの運用管理を行う。 ・環境大気自動測定機（以下測定機という）と、テレメータ親局装置、テレメータ子局装置とネットワークを構築し、オンライン・リアルタイムによるデータ処理・記録 ・大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）への大気データの提供［速報値（1時間値）のインターネット上での公開］	環境局	要綱等	中核市		都	●			
		18	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意			都・区	●			
		19	大気環境普及啓発に関する事務	大気環境に関する普及啓発を図るため、次のような活動を行う。 ・大気環境常時監視システムの見学会開催 ・工場オープンデーなどイベントへの出展	環境局	任意			都	●			
		20	一般粉じん発生施設の規制に関する事務	・一般粉じん発生施設（堆積場等）の設置者から提出される届出等の処理 ・一般粉じん発生施設の基準遵守等に係る規制指導 ・一般粉じん発生施設の構造等に関する基準に適合しないときの命令等	環境局	法令	中核市		都	●			
		21	特定粉じん排出等作業等の規制に関する事務	・特定粉じん（アスベスト）発生施設の設置者及び特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者から提出される届出等の処理 ・特定粉じん排出等作業の基準遵守等に係る規制指導 ・特定粉じん排出等作業に係る作業基準に適合しないときの改善命令等 ・特定粉じん排出等作業に係る立入検査、報告の徴収 ・事前調査結果の報告の受理	環境局	法令	中核市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		22	大気汚染の監視に関する事務（常時監視以外）	・市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として自動車排出ガス濃度の測定を実施する。（局地汚染調査） ・その測定結果に基づき、道路管理者等へ自動車排出ガス濃度の低減に係る意見等を述べる。	環境局	法令	中核市		都	●			
		23	一般粉じん発生施設にかかる関係行政機関への協力要請等に関する事務	大気汚染防止法の適用除外（電気事業法対象等）となる一般粉じん発生施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請など	環境局	法令	中核市		都	●			
		24	ばい煙発生施設等にかかる関係行政機関への協力要請等に関する事務	大気汚染防止法の適用除外（電気事業法対象等）となるばい煙発生施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請など	環境局	法令	中核市		都	●			
		25	公害防止組織の整備に関する事務（ばい煙発生施設等を設置する工場に係るもの）	公害防止を目的に特定工場（ばい煙発生施設等を設置する工場に係るもの）における公害防止管理者の選任等に関する届出を処理	環境局	法令	中核市		都	●			
		26	公害防止組織の整備に関する事務（一般粉じん発生施設のみを設置する工場に係るもの）	公害防止を目的に特定工場（一般粉じん発生施設のみを設置する工場に係るもの）における公害防止管理者の選任等に関する届出を処理	環境局	法令	中核市		都	●			
		27	ダイオキシン類を排出する施設にかかる関係行政機関への協力要請等に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法の適用除外（電気事業法対象等）となる特定施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請など	環境局	法令	中核市		都	●			
		28	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙等（石綿を除く）の排出の規制等に関する事務	・ばい煙等に係る届出施設等の設置者から提出された届出等の事務 ・ばい煙等に係る届出施設の基準遵守等に係る規制指導 ・届出施設等に係る規制基準等に適合しないときの改善命令等 ・届出施設等に係る立入検査、報告の徴収 ・条例の規定に違反している者があると認めるときのその旨の公表等に関する事務	環境局	任意			区	●			
		29	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出等作業の規制に関する事務	・石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事（特定排出等工事）の発注者から提出される届出等の処理 ・石綿排出等作業の基準遵守等に係る規制指導 ・石綿排出等作業に係る作業基準等に適合しないときの改善命令等 ・特定排出等工事場所に係る立入検査、報告の徴収 ・条例の規定に違反している者があると認めるときのその旨の公表等に関する事務	環境局	任意			区	●			
		30	指定ばい煙総量削減計画に係る知事への回答に関する事務	大気汚染防止法に基づき、都道府県知事が指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときに行う関係市町村長への意見聴取に対する回答。	環境局	法令	一般市		区		●		
		31	ダイオキシン類の排出規制に関する事務	・特定施設（焼却炉等）の設置者から提出される届出等の事務　・特定施設の基準遵守等に係る規制指導　・特定施設の設置者が排出基準に適合しないときの改善命令等 ・特定施設に係る立入検査、報告の徴収、・事故時の措置	環境局	法令	中核市		都	●			
		32	設置者によるダイオキシン類測定結果の報告に関する事務	ダイオキシン類を排出する施設（特定施設）の設置者による測定結果の報告の受理	環境局	法令	中核市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		33	ダイオキシン類に関する総量削減計画に係る知事への回答に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県知事が総量削減計画を定めようとするときに行う関係市町村長への意見聴取に対する回答。	環境局	法令	一般市		区		●		
		34	設置者によるダイオキシン類測定結果の報告に関する事務（公表）	ダイオキシン類を排出する施設（特定施設）の設置者による測定結果の公表	環境局	法令	中核市		都	●			
		35	ばい煙発生施設等の規制に関する事務	・ばい煙発生施設（ボイラー等）及び揮発性有機化合物排出施設の設置者から提出される届出等の事務 ・ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の基準遵守等に係る規制指導 ・ばい煙量等の排出基準に適合しないときの改善命令等 ・ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設に係る立入検査、報告の徴収 ・事故時の措置	環境局	法令	中核市		都	●			
		36	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務（市要領等）	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導並びに苦情対応を行う。 ・大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領 ・大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領 ・大阪市低NOx機器普及促進方針 ・大阪市くん蒸施設管理指針	環境局	任意			都	●			
		37	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修等工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意			区	●			
		38	騒音に係る環境基準の類型の当てはめ及び騒音・振動関係法令等規制業務に関する事務	次の事務について、環境保全監視グループと連携して行う。 ・環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定 ・騒音規制法・振動規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定 ・騒音規制法・振動規制法に基づく改善勧告、改善命令等	環境局	法令	一般市		区		●		
		39	自動車騒音対策及び交通騒音振動に係る苦情対応等に関する事務	騒音に係る環境基準の達成及び自動車騒音の限度の遵守に向け、法等に基づく環境調査及び公表を行うとともに、市民から寄せられる騒音苦情等に対応する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		40	道路交通振動対策に関する事務	道路交通振動の限度の遵守状況を調査する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		41	自動車騒音面的評価システム運用管理事務	自動車騒音面的評価システムの運用管理を行う。	環境局	任意			区		●		
		42	自動車排出ガス対策に関する事務	大阪市内全域における自動車からの大気汚染物質の排出量を把握するための算定業務を実施する（自動車排出ガス調査及び効果算定業務）	環境局	任意			都・区	●			
		43	航空機騒音対策に関する事務（生活保護等世帯空調機器稼働費補助）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、空港管理者と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。【淀川区】	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		44	航空機騒音対策に関する事務（測定）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。【淀川区、東淀川区】	環境局	任意			区		●		
		45	空港周辺整備計画に係る知事への回答に係る事務	都道府県知事が空港周辺整備計画を策定するにあたり、航空機騒音により生じる障害が軽減され、生活環境の改善に資するための計画的な整備が促進されるよう意見を行う。【淀川区】	環境局	法令	その他	飛行場周辺地域をその区域とする市	区		●		
		46	航空機騒音対策に関する事務（共同利用施設の整備）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的とした共同利用施設の整備を行う。 【淀川区】 大阪市立西三国センター、大阪市立三国センター、大阪市立東三国センター、大阪市立北中島センター、大阪市立西中島センター、大阪市立宮原センター 【東淀川区】 大阪市立啓発センター、大阪市立柴島センター	環境局	法令	その他	空港周辺市	区		●		
		47	航空機騒音対策に関する事務（共同利用施設の維持管理）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。 【淀川区】 大阪市立西三国センター、大阪市立三国センター、大阪市立東三国センター、大阪市立北中島センター、大阪市立西中島センター、大阪市立宮原センター 【東淀川区】 大阪市立啓発センター、大阪市立柴島センター	環境局	任意			該当なし		●		
		48	法に基づく工場・事業場等の騒音・振動対策に関する事務	騒音規制法や振動規制法に基づき、工場・事業場及び建設作業等の騒音・振動対策に係る規制指導を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		49	工場・事業場等の騒音・振動に係る公害防止に関する事務	工場・事業場の騒音・振動発生施設に係る公害防止統括者等の届出や職務の実施状況の報告徴収等を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		50	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場等の騒音・振動対策及び苦情対応に関する事務	工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策、カラオケ騒音、商業宣伝に係る規制指導及び騒音・振動の苦情対応を行う。	環境局	任意			区		●		
		51	環境保全関係業務処理システム（騒音等発生工場等管理システム）運用管理事務	環境保全関係業務処理システム（騒音等発生工場等管理システム）の運用管理を行う。	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		52	深夜における営業等に係る制限	【目的】 ・深夜騒音の規制 【規制内容】 ・対象営業等・・・飲食店、カラオケ店、遊泳場（屋外）、テニス場（屋外）、バッティング練習場、ゴルフ練習場、ガソリンスタンド又は有料洗車場の7営業と材料等の搬出入作業 ・営業禁止時間・・・午後１１時から翌日の午前6時まで （ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止） ・対象地域・・・準住居地域を除く住居系地域 【行政措置】 ・警告及び命令・・・条例の規定に違反し深夜において営業等が行われていることにより、 周辺の生活環境が損なわれていると認める場合に措置する。 【罰則】 ・命令に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。	府環境農林水産部	任意			区		●		
		53	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意			区	●			
		54	化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づく事務	・特定化学物質の排出量等について事業者から提出される届出等の処理 ・化学物質取扱事業者への助言 ・届出された排出量等の取りまとめ及び公表 ・出前講座等による、化学物質の排出状況等に関する市民啓発	環境局	法令	都道府県		都	●			
		55	悪臭防止対策及び工場・事業場等の悪臭に係る苦情対応に関する事務	市内の工場・事業場等の立入検査や嗅覚測定の結果に応じて規制指導及び悪臭防止対策を指導するとともに苦情対応を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		56	悪臭防止対策及び工場・事業場等の悪臭に係る苦情対応に関する事務（嗅覚測定）及び悪臭関係法令等規制業務に関する事務	次の事務について、環境保全監視グループと連携して行う。 ・悪臭に関する苦情に対応するため、悪臭防止法に基づく嗅覚測定の実施 ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定 ・悪臭防止法に基づく改善勧告、改善命令等	環境局	法令	一般市		区		●		
		57	化製場等管理に関する事務	・西成区の化製場の集約化事業に関する業務（同事業の土地の賃貸借等に関する業務を含む）:【西成区】 ・浅香資源再生共同作業場建物賃貸料債権に関する業務:【住吉区】	環境局	任意			該当なし		●		
		58	大阪市ペット火葬施設等の設置等に関する事務（市要綱）	・ペット火葬施設（固定）に関して、事前協議書の受理、事前協議完了通知書の通知、設置完了届出の受理 ・ペット火葬施設（移動）に関して、使用の届出の受理、変更・廃止届出の受理	環境局	任意			区		●		
		59	土壌汚染状況の調査等に関する事務	土壌汚染による健康被害の防止のため次の事務を実施 ・有害物質使用特定施設に係る土地の調査結果の受理 ・土壌汚染のおそれがある土地の調査命令、結果の報告命令 ・土壌汚染により健康被害のおそれがある土地の「指定区域」への指定、告示、解除、台帳の調製 ・土壌汚染のある土地についての形質変更届の受理、計画変更命令	環境局	法令	中核市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		60	汚染土壌処理業者に対する規制に関する事務	汚染土壌の適正な処理のため、その処理を業として行おうとする者に対して、許可、許可の取消し、改善命令などを実施	環境局	法令	中核市		都	●			
		61	土壌汚染に関する関係行政機関への協力要請等に関する事務	・法の目的の達成のため必要があると認めるときの関係行政機関の長等への協力要請 ・土壌汚染に関する情報収集等	環境局	法令	中核市		都	●			
		62	対策地域の指定に係る知事への回答に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌において環境基準を超過する地域について、都道府県が対策地域を指定する際に行う照会に対して、市町村として意見を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		63	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画に関する事務	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画に基づき、市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意			都・区	●			
		64	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画啓発業務に関する事務	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画に基づく、水環境に係る啓発事業の全市的な展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意			都・区	●			
		65	瀬戸内海の区域における排水事業者の指導等に関する事務	瀬戸内海の環境保全を目的として指定物質（燐等）を排出する者に指導、助言、勧告	環境局	法令	中核市		都	●			
		66	瀬戸内法に基づく意見回答に関する事務	瀬戸内海の環境保全を目的に、特定施設の設置許可等に係る関係知事及び市町村長からの照会への回答	環境局	法令	一般市		区		●		
		67	水質汚濁対策に関する事務	・淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。 ・大阪市における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。	環境局	任意			都・区	●			
		68	水質汚濁の規制に関する事務（特定施設は市下水処理場に関する事務のみ）	公共用水域（河川等）の水質保全のため次の事務を実施 ・公共用水域に排出水を出す特定施設（下水処理場）の届出等の処理 ・下水処理場の基準遵守等に係る規制指導 ・下水処理場に係る立入検査、報告の聴取 ・公共用水域・地下水の水質汚濁の状況の監視、報告、公表	環境局	法令	中核市		都	●			
		69	水質汚濁の監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。	環境局	任意			都・区	●			
		70	水質汚濁常時監視に関する事務 （もと水質観測局護岸復旧工事）	公共用水域（河川等）の水質保全のため次の事務を実施 ・公共用水域の水質汚濁の状況の監視 ・廃止した水質観測局の撤去	環境局	法令	中核市		都	●			
		71	水質汚濁防止法による工場排水規制事務	公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を目的とし、排水を公共用水域へ排出または地下へ浸透させる特定施設の設置者に対する排水規制及び有害物質使用特定施設等の設置者に対する構造等の規制事務。（下水処理場を除く。）	建設局	法令	その他	同法施行令で定める市	都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		72	瀬戸内海環境保全特別措置法による工場排水規制事務	公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、一定量以上の排水を公共用水域へ排出する特定施設の設置者に対する排水規制事務。	建設局	法令	中核市		都	●			
		73	瀬戸内海環境保全特別措置法による工場排水規制事務（12条の5、6第1項関係）	富栄養化による被害の発生の防止を目的とし、公共用水域に窒素、燐を排出するものに対し、必要な指導、助言及び勧告、報告の徴収を求める事務。	建設局	法令	中核市		都	●			
		74	建築物用地下水の採取の規制に関する事務	建築物用地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下の防止のため必要な規制を行うことを目的に次の事務を実施 ・建築物用地下水の採取の許可に関する事務 ・建築物用地下水を採取する者の土地への立入り、検査、報告の徴収 ・帯水層蓄熱型冷暖房事業の許可に関する事務	環境局	法令	政令市		都	●			
		75	地盤沈下対策に関する事務（常時観測）	地盤沈下の現状把握のため市内11箇所の観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意			都	●			
		76	工業用水法に係る地下水の採取の規制に関する事務	工業用地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下の防止のため必要な規制を行うことを目的に次の事務を実施 ・工業用地下水の採取の許可に関する事務 ・工業用地下水を採取する者の土地への立入り、検査、報告の徴収	環境局	法令	政令市		都	●			
		77	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意			区		●		
		78	環境影響評価法に関する事務（一般市関係）	（関係地域が複数の市町村に及ぶもの） 大規模な事業（法の対象事業であって、環境影響を受ける範囲が複数の市町村に及ぶもの）を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		79	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を実施することを目的に、次の事務を実施 ・有害物質使用届出施設に係る工場等の敷地であった土地の調査結果の受理 ・要措置管理区域の指定等に係る事務 ・汚染土壌の搬出に関する規制 ・自主調査等についての指導等	環境局	任意			都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		80	建設工事に係る資材の再資源化等に関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等を推進することを目的に次の事務を実施する。 ・対象建設工事において再資源化等が適正に行われなかったと認められるときに、発注者から申告の受付け ・対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告 ・対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令 ・対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収 ・対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	環境局	法令	中核市		都・区				法定協議会協議中
3	地盤沈下対策（幹線ルート）	81	地盤沈下対策に関する事務（水準測量）	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意			都	●			
4	環境影響評価（条例）	82	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業（条例の対象事業）を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意			都	●			
5	地球温暖化対策等	83	生物多様性に関する事務	「大阪市生物多様性戦略」の目標達成に向けた普及啓発を推進する。また生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、市民、事業者、環境NGO/NPO、研究機関、行政など多様な主体と連携、協働した取組を推進する。	環境局	任意			区		●		
		84	暑熱環境対策に関する事務	「大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、気候変動やヒートアイランド現象の影響による都市部の暑熱環境悪化に対応するため、人の健康へ及ぼす影響を軽減する「適応策」の取組を推進する。	環境局	任意			区		●		
		85	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となってH16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意			該当なし		●		
		86	地球温暖化対策に関する事務（市条例関係）	大阪市再生可能エネルギーの導入等による脱炭素社会の実現に関する条例に基づき、脱炭素社会の実現に関し、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法による温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要な事項を定め、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進する。	環境局	任意			区		●		
		87	地球温暖化対策（地方公共団体実行計画〔区域施策編〕）の策定等に関する事務	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制のための施策（地方公共団体実行計画）の策定等を行う。	環境局	法令	中核市		都・区		●		◆大阪市は中核市権限として計画策定。特別区移行後は一般市権限（努力義務）として計画策定。
		88	地球温暖化対策（地方公共団体実行計画）の策定等に関する事務〔事務事業編〕	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、大阪市役所の事務事業における温室効果ガス排出抑制を進める。 ・「大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく市役所排出量の算定等、施策の実施状況の把握と公表	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		89	事業者等との連携による地球温暖化対策の推進	2050年の「ゼロカーボン　おおさか」の実現を長期目標に掲げ、金融機関との連携で脱炭素経営の促進及び支援を行うなど、事業者等との連携により地球温暖化対策を推進する。	環境局	任意			区		●		
		90	住宅の脱炭素化促進事業	市内の住宅等に対して、高い断熱性能を備えた窓やドアの改修、高効率給湯器等の導入によるさらなる省エネルギーの取組を支援するとともに、蓄電システムによる再生可能エネルギーの自家消費拡大の取組を支援する。本事業については、国の補助に上乗せする形で本市独自の補助を行う。	環境局	任意			都・区		●		
		91	J-クレジット活用事業	「中小企業の省エネ・省CO2加速化支援事業」、「住宅の脱炭素化促進事業」による温室効果ガス排出削減量からJ-クレジットを創出し、本市の温暖化対策に活用する。	環境局	任意			都・区		●		
		92	中小企業の省エネ・省CO2加速化支援事業	市内の中小企業に対して、省エネルギー診断（省エネルギーの専門家が工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案を行うもの）の受診や省エネルギー性能の高い設備等の更新にかかる取組を支援する。本事業については、国の補助に上乗せする形で本市独自の補助を行う。	環境局	任意			区		●		
		93	環境創造基金積立金に関する事務	寄付金を積み立て、本市における環境保全に関する知識の普及、地球温暖化対策、廃棄物の適正な処理その他環境創造施策の推進を図る事業等の資金に充てる。	環境局	任意			区		●		
		94	全市有施設へのLED照明の導入徹底に関する事務	大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕に基づき、老朽更新や省エネルギー化による光熱費・CO2 削減を目的とし、また、2027（令和9）年までに蛍光灯等の製造・輸入等が廃止されること等を踏まえ、市有施設における照明灯LED化を推進する。	環境局	任意			区		●		
		95	新たな手法による太陽光発電導入支援事業	市域に残された太陽光発電の導入ポテンシャルが限られることから、民間企業によるソーラーカーポートや建材一体型等といった新たな太陽光発電設備の導入手法を対象として、国の補助に上乗せする形で本市独自の補助を行い、導入促進効果を高める。	環境局	任意			都・区		●		
		96	帯水層蓄熱システム導入支援事業	本市では、地下水の活用により省エネルギーやCO2排出削減が期待される帯水層蓄熱システムの導入促進に向けた取組を進めている。 本システムは脱炭素化を進める上で重要な技術であるが、導入検討時の地盤調査が高額になるなど、コスト面の課題があることから、市域での導入を加速化させるため、本市において地盤調査に要する経費の一部を補助する。	環境局	任意			該当なし		●		
		97	ペロブスカイト太陽電池導入促進事業	軽量で柔軟なペロブスカイト太陽電池の導入により、本市における太陽光発電の導入ポテンシャルを最大限に引き出すため、国の補助に上乗せする形で本市独自の補助を行うことで、早期の社会実装の実現と再生可能エネルギーの導入拡大を図る。	環境局	任意			都		●		
		98	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・H22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・令和7年度末時点で、北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住吉区、平野区の9基を運用している。	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		99	次世代自動車普及促進に関する事務	次世代自動車の普及を促進するため、全市的観点からインフラ整備等の検討その他施策の企画立案・全体調整や電気自動車の普及を促進するため、充電設備の整備・拡大の検討及びその補助事業の執行等を行う。	環境局	任意			区	●			
		100	本市公用車への次世代自動車導入	令和3年3月に策定した「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」に基づき、公用車を新たに所有又は使用する際は、原則として次世代自動車を導入することとし、導入推進の一環として、PHV導入費用の補填、EV充電器設置費用補填、外部給電器導入を進める。	環境局	任意			区		●		
		101	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意			該当なし		●		
		102	環境活動推進施設の運営	大阪市エコボランティア、市民団体、NGO／NPO法人の環境活動や情報交換の場として、もと環境学習センター別館を各地域における環境学習の展開を支えるプラットホーム機能を有する環境活動推進施設（愛称：なにわECOスクエア　行政財産）として活用し、環境ネットワークを構築することにより環境保全活動の充実を図っている。 ・環境活動推進施設の所在区：鶴見区	環境局	任意			区		●		
		103	環境学習推進事業	環境保全に関する気づきや行動を幅広く促すため、区民センターや地域の公園など市民に身近な場所で、こどもから社会人、シニア向け、家庭向けなど幅広い市民を対象に、環境学習講座やイベントを実施するとともに、市民ボランティア等の活動や活動発表の場を提供する。	環境局	任意			区		●		
		104	脱炭素化普及啓発促進事業・環境学習事業	中小企業や市民の脱炭素意識の向上、環境配慮行動の促進を図ることを目的とし、補助金申請に関する情報提供を行うセミナー等を実施する。	環境局	任意			区		●		
		105	地球温暖化対策推進本部の運営に関する事務	全庁的に計画の推進及び進行管理を行い、省エネルギー化を推進することで市民・事業者の取組みを牽引するため、平成28年7月に設置した「大阪市地球温暖化対策推進本部」を運営する。	環境局	任意			区		●		
		106	森林環境譲与税を活用した国産木材の活用推進	森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止、資源循環型社会の形成等に貢献するため、「大阪市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定し、森林環境譲与税を活用した持続可能な資源である国産木材の活用を推進する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		107	水・環境技術の海外プロモーションに関する事務	・アジア諸都市等の脱炭素社会の構築の支援を通じて、大阪・関西経済の活性化と日本の国際的役割への貢献を図る。 ・官民連携により、海外の水・環境問題の解決に貢献する。	環境局	任意			都	●			
6	地球温暖化広域対策等	108	国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）の活動支援に関する事務	国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）の活動支援を通じて、本市のこれまでに培ってきた環境分野における豊富な経験やノウハウを移転し、アジア諸都市等の環境問題の解決に貢献するとともに、本市の国際的なプレゼンスを確立する	環境局	任意			都	●			
		109	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会・近畿八府県市自動車環境対策協議会へ参加し情報を交換するとともに、エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
7	エネルギー政策	110	エネルギー政策の推進に関する事務	大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、おおさかスマートエネルギープランに基づき、関係者と連携した企画・立案や、施策の方向性の検討、進捗管理や見直し等を行う。（担当内の庶務も含む）	環境局	任意			都・区	●			
		111	広域的な電力需給ひっ迫時における対応事務	広域的に電力の需給がひっ迫した際に、国・関西電力送配電の要請に応じて、節電呼びかけ等の対応を実施する。	環境局	任意			都・区	●			
		112	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	再生可能エネルギーの導入促進を図る拠点として、「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置（大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課スマートエネルギーグループ内）し、府域における太陽光パネルの普及啓発事業や省エネ診断等の事業を実施する。	環境局	任意			都	●			
		113	新たな脱炭素技術の実証・事業化支援事業に関する事務	本市ではエネルギー需要に対して再エネ供給量が少ないこと等、大都市特有の課題があることから、本市の地域特性に適合した新たな脱炭素技術の実証を支援することにより事業化を加速させるとともに市域での普及拡大を図る。	環境局	任意			都	●			
		114	DX関連技術を活用したエネルギー事業の推進に関する事務	デジタルツイン技術を活用し、CO2排出状況と対策効果の可視化や、AI等のデジタル技術を活用することにより消費するエネルギーの最適化を検討し、省エネルギーシステムの普及を図る。	環境局	任意			都	●			
		115	地中熱等導入促進	本市の地域特性に即した未利用エネルギーである帯水層蓄熱利用について、地下水汲み上げ規制の緩和や産学官連携による実装拡大に向けた取組みを行う。	環境局	任意			該当なし	●			
		116	水素エネルギー社会の構築をめざした、水素需要拡大に向けた取組みに関する事務	水素・燃料電池関連分野における今後の取組みの方向性を示すものとして策定した「H2Osakaビジョン」に基づき、府市連携による「H2Osakaビジョン推進会議」を運営し、産学官連携のプロジェクトの創出を図るプラットフォームとして、水素エネルギーの利活用の拡大を図る。	環境局	任意			都	●			
7	公園事業	117	公園・緑化事業計画関連業務（広域）	広域公園等における「緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			都	●			
8	エネルギー政策推進等	118	地域におけるエネルギー政策に関する事務	エネルギー施策推進のために、関西電力株式会社の筆頭株主として、電力の脱炭素化、原発の抱える課題の解決を求めていく。	環境局	任意			都		●		
		119	太陽光発電導入拡大に関する事務	「本市施設等における太陽光発電設備の導入方針（令和7年3月）」に基づき、本市施設等における再生可能エネルギーの導入拡大を推進し、2040年度までに設置可能な全ての本市施設等に太陽光発電設備の導入を目指し、各施設所管との調整を担う。また、市内小中学校の屋根を利用して太陽光発電を設置する屋根貸し事業のほか、ペロブスカイト太陽光発電設備を本市施設に先行的に導入することにより、民間も含めた社会実装の促進を図る。	環境局	任意			区		●		
		120	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラーを設置するとともに、地域と連携して環境学習事業を展開している。	環境局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		121	脱炭素先行地域づくり事業	2023（令和5）年11月に国の脱炭素先行地域に選定され、国の交付金を活用し、御堂筋エリア等への再エネ導入や再エネ設備や省エネ設備の導入を行う。	環境局	要綱等	地方公共団体		該当なし		●		
9	環境保全設備資金融資	122	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資金にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付を平成19年9月末に終了し、平成26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済した。このため、平成26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続している。	環境局	任意			都・区	●			
10	緑化	123	公園樹・街路樹の保全育成・受託事業（維持工事）（広域）	広域公園における公園樹・広域交通網における街路樹の保全育成・受託事業 ①公園樹・街路樹の保全育成【局裁量経費】【区CM自由経費】 （大きく分けると、街路樹【局裁量経費】公園樹【区CM自由経費】 市内一円の公園樹及び街路樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。 ②公園工費：受託事業：歳入・歳出【局裁量経費】 街路樹の移植・撤去・復旧工事 ③他局・他部からの受託事業 街路植栽工事（建設局・都市整備局）	建設局	任意			都	●			
		124	公園樹・街路樹の保全育成・受託事業（維持工事）（基礎）	地域公園及び地域交通網等の街路樹について以下の業務を行う。 ①公園樹・街路樹の保全育成【局裁量経費】【区CM自由経費】 （大きく分けると、街路樹【局裁量経費】公園樹【区CM自由経費】 市内一円の公園樹及び街路樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。 ②公園工費：受託事業：歳入・歳出【局裁量経費】 街路樹の移植・撤去・復旧工事 ③他局・他部からの受託事業 街路植栽工事（建設局・都市整備局）	建設局	任意			区		●		
		125	公共空間の緑化の推進（維持管理・緑化実施）（基礎）	地域公園等で以下の業務を行う。 ①地域ふれあい緑化【区CM自由経費】 地域コミュニティの中心となる学校や図書館、区民センターなどの緑のボリュームアップと質の向上を総合的に推進する「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行い、花と緑のまちづくりを推進する。 ②公共空間の花飾り【区CM自由経費】 都市景観の向上として花と緑あふれるまちづくりを目標に、主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施する。	建設局	任意			区		●		
		126	公園有料施設使用料収納事務（広域）	広域公園について、公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、運動場・野球場・庭球場の雨天等未使用による使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務を行う。	建設局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
11	緑化（市民協働等）	127	公園・緑化事業計画関連業務（基礎）	地域公園等における「緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			区		●		
		128	未来樹づくり協定	市民のみなさんに自然を身近に感じられるように、土地所有者等と協定を締結し、本市が地域公園等に植樹した地域のシンボルとなる高木の維持管理業務。	建設局	任意			区		●		
		129	保存樹の保全育成（補助金交付）	市内に残る貴重な緑の保全育成のため、保存樹・保存樹林等の維持管理を行う事業に対して、補助金を交付し、要綱を管理するもの。	建設局	任意			区		●		
		130	種から育てる地域の花づくり	市民ボランティアなどが自らの手で種から花苗を育て、公共空間に植付け管理すると言う種から育てる地域の花づくり運動を市域全域に浸透するよう展開させ、花と緑のまちづくりを推進する制度の管理。	建設局	任意			区		●		
		131	ふれあい花壇業務（地域との調整業務等）	市民が花と緑を守り育てる気運やまちづくりに参画する意識を高めるために、公園の一角を「ふれあい花壇」として提供し、地域の方々が主体的に花壇を設置・管理を行う制度の管理。	建設局	任意			区		●		
		132	公園・緑化普及啓発事業（局）	市民への緑化普及啓発を目的として、市民ボランティアであるグリーンコーディネーターの育成および緑化の普及啓発に関する情報発信を行う広報紙等の発注。	建設局	任意			区		●		
		133	公園・緑化普及啓発事業（公園事務所）	グリーンコーディネーター等の緑化ボランティアとの花と緑を通した市民協働の展開により、市民自らが各地域で行う緑化普及活動のサポート業務。	建設局	任意			区		●		
		134	都市緑化フェアへの参画	自治体として、全国都市緑化フェアに参画するとともに、自治体出展花壇等を通じて、本市の公園・緑化施策のPRの実施及び参画に伴う調整業務。	建設局	任意			区		●		
		135	花と緑のフェスティバル等の開催業務	グリーンコーディネーターなどと協働で実施する花と緑のフェスティバル「はならんまん」など一般市民を対象に行催事を実施するための各団体との調整及び業者委託の設計・発注。	建設局	任意			区		●		
12	産業廃棄物処理	136	産業廃棄物処理業者の規制に関する事務	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者に対して次の事務を実施 ・産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可関係事務 ・産業廃棄物処理施設の設置許可・定期検査等に関する事務 ・熱回収施設の認定等に関する事務	環境局	法令	中核市		都	●			
		137	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務（事前協議関係事務）	産業廃棄物の処理施設の設置に係わって、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行う。	環境局	任意			都	●			
		138	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務（届出関係、土地の使用者に対する指導等関係）	産業廃棄物が発生する事業場の外で保管を行う場合について、事前の届出や帳簿の備付け等の自家保管に関する規制指導業務を行う。また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の使用者等に対する指導等を実施する。	環境局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		139	産業廃棄物排出事業者の規制に関する事務	産業廃棄物の排出事業者の責務に係る届出等 ・建設廃棄物の自ら保管の届出関係 ・産業廃棄物の多量排出事業者に関する計画・実施報告書関係 ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書関係	環境局	法令	中核市		都	●			
		140	再資源化事業等高度化法に基づく事業者の規制に関する事務	再資源化事業等高度化法に基づく高度再資源化事業計画等の認定申請に係る環境大臣からの通知に対して意見を述べる。	環境局	法令	一般市		区		●		
		141	廃棄物が地下にある土地指定・形質の変更に関する事務（一般廃棄物の最終処分場にかかる事務を除く）	廃棄物が地下にある土地指定・形質の変更に関する次の事務を実施 ・廃棄物埋立処分場の廃止等により地下に廃棄物が埋まっている区域（指定区域）を指定し、告示を行う ・指定区域に係る形質変更に関する届出等 （一般廃棄物の最終処分場に係る事務（健康局）を除く。）	環境局	法令	中核市		都	●			
		142	事業者からの報告徴収、措置命令等	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者等に対し報告徴収及び立入検査を実施し、改善及び措置命令を行う。	環境局	法令	中核市		都	●			
		143	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務	低濃度PCB廃棄物について、処理期限内の適正処理を確保するため次の事務を実施 ・PCB廃棄物保管事業者の監視指導 ・PCB廃棄物に関する届出関係 高濃度PCB廃棄物について、処理期限後における適正保管を確保するため次の事務を実施 ・PCB廃棄物保管事業者の監視指導 ・PCB廃棄物に関する届出関係	環境局	法令	中核市		都	●			
		144	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務（大阪PCB廃棄物処理事業監視部会関係）	市民・事業者・行政の信頼関係に立脚したPCB廃棄物の適正処理の推進を図るため、近畿2府4県及び14政令市が参加する近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会で開催される大阪PCB廃棄物処理事業監視部会において、情報公開等の業務を行う。	環境局	任意			都	●			
		145	特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する事務	平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等について都道府県等が行う対策を国が財政支援することができるため、産業廃棄物適正処理推進センターに対し協力要請等を行う	環境局	法令	中核市		都	●			
		146	使用済自動車の引取業者等に対する規制に関する事務	自動車リサイクル法に基づき、大阪市内で自動車ユーザー等から使用済自動車を引き取る事業（引取業）及び使用済自動車から冷媒として充填されているフロン類を回収する事業（フロン類回収業）を行う事業者の登録管理を行う。	環境局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		147	使用済自動車の引取業者等に対する規制に関する事務	使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化等を目的に次の事務を実施 ・解体業及び破砕業の許可関係事務 ・関係事業者からの報告の徴収、立入検査	環境局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		148	産業廃棄物情報管理システム運用管理事務	産業廃棄物情報管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
13	産業廃棄物処理(特定施設整備)	149	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する事務	産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行う一群の施設の整備を、その周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置関係事務	環境局	法令	政令市		都	●			
14	一般廃棄物処理	150	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物(3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物)を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受け付けている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意			区		●		
		151	し尿処理事業に関する事務(本課)	・し尿及び浄化槽等の汚泥の収集・運搬の許認可に関する事務を行う。 ・未水洗家屋のし尿を民間の許可業者に委託し収集する。 ・委託分も含め許可業者が収集したし尿及び浄化槽等の汚泥を、し尿流注場で受入れ、ごみなどの夾雑物を取り除く前処理を行い、隣接する下水処理場の消化槽へ圧送することに関する事務を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		152	し尿処理事業に関する事務(事業所)	許可業者が収集したし尿及び浄化槽等の汚泥を中浜流注場(城東区)で受入れ、ごみなどの夾雑物を取り除く前処理を行い、隣接する下水処理場の消化槽へ圧送する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		153	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(本課)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)あて提出する。 本課(事業管理課)では、事業所(環境事業センター)からのふれあいあんしんパトロールの報告により環境局全体の集計を行っており。年度実績等を市民局へ報告している。	環境局	任意			区		●		
		154	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(事業所)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出している。	環境局	任意			区		●		
		155	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態(発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等)を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意			区		●		
		156	粗大ごみ収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する粗大ごみや家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に排出されるごみの収集運搬業務を民間11事業者に委託しており、委託事務を行っている。 その他(上記委託事務以外) ・市民からの問合せへの対応 ・関連する部署との連絡・調整	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		157	粗大ごみ収集受付業務委託に関する事務	市民が排出する粗大ごみや家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に排出されるごみの収集運搬業務に係る受付業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。（平成31年3月1日から委託開始） 委託化に伴い、これまでの電話受付に加え、インターネットによる受付を開始した。令和6年３月からは、新たにチャットボット（LINE連携含む）、画像認証、キャッシュレス決済を導入し、受付方法を多様化することで利便性の向上を図っている。また、タブレット端末を用いた収集業務を行うことで、収集業務の効率化を図っている。 その他 ・市民からの問合せ対応 ・関連機関、部署との連絡調整	環境局	法令	一般市		区		●		
		158	適正処理困難物の処理に関する事務	国が指定した適正処理困難な廃棄物の処理に関して、関係業界に対し適正処理可能な製品の開発や生産者による回収等の協力を求めるとともに、国に対して処理ルートの確立を要望している。 具体的には、中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会や近畿地区適正処理困難指定廃棄物対策協議会を通じ、手軌跡処理困難物に関する協議や情報の共有化等を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		159	家庭系ごみの分別排出についての啓発指導に関する事務（本課）	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルールの徹底を図るため、啓発指導を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 また、集合式住宅の居住者及び管理者・所有者に対する分別排出の啓発用ビラを作成する。	環境局	任意			区		●		
		160	家庭系ごみの分別排出についての啓発指導に関する事務（事業所）	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルールの徹底を図るため、啓発指導を実施する。また、集合式住宅の居住者及び管理者に対しては、分別排出の啓発用ビラを配付するとともに、分別排出に係る説明会の実施等を行う。	環境局	任意			区		●		
		161	資源ごみの選別業務委託等に関する事務	市民が排出する資源ごみ（空きびん・空き缶・ペットボトル・金属製の生活用品）を分別収集し、種類別に選別を行い、再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		区		●		
		162	プラスチック資源の異物除去業務委託等に関する事務	市民が排出するプラスチック資源を分別収集し、異物除去等を行い、資源化を図る。	環境局	法令	一般市		区		●		
		163	許可業者が収集する家庭系資源ごみの分別収集に関する事務	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する家庭から排出される資源ごみ（缶、びん、ペットボトル等）について、6か所の焼却工場内に設置したコンテナ又は直接に中継地2か所（東淀工場敷地内と平野工場併設）で受入れを行い、その再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		区		●		
		164	許可業者が収集する家庭系ごみの容器包装プラスチックの分別収集に関する事務	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する家庭から排出される容器包装プラスチックごみについて、6か所の焼却工場内に設置した専用容器又は直接に中継施設1か所（舞洲工場）で受入れを行い、その再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		区		●		
		165	魚腸骨処理対策に関する事務（業の指定を除く）	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」の後身組織である「大阪府内市町村魚あら適正処理促進連絡会議」等を通じて、大阪府を含めた府内市町村により情報共有や意見交換を行う。	環境局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		166	一般廃棄物収集運搬業者に対する規制指導に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に対する適正処理指導のほか違法行為の摘発・行政処分を行うとともに、許可業者に関する市民広聴に対応する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		167	一般廃棄物収集運搬業の許可関係に関する事務（本課）	本課では、一般廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新・変更）申請に関する関係書類の審査(特に個人情報を扱う欠格条項の照会)や実地調査等の実施、許可に関する意思決定を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		168	一般廃棄物収集運搬業の許可関係に関する事務（分室）	事業所では、一般廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新・変更）申請に関する関係書類の受理及び審査や実地調査等の実施を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		169	一般廃棄物収集運搬業許可業者管理システム運用管理事務	一般廃棄物収集運搬業許可業者管理システムの主担当として、発注、ベンダー調整、運営の全工程を統括している。同システムは、許可手続の電子受付及び管理に加え、処理施設の指定に際した外部システムへのデータ提供を行うなど、許可関連業務の基盤となっている。また、抽出されたデータは、搬入実績等の実態把握に資する資料としても活用されている。	環境局	任意			区		●		
		170	一般廃棄物再生利用業の指定関係に関する事務	廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号に基づき、大阪市長が再生利用されることが確実であると認めた、動植物性残渣・魚類の固形状粗（動植物性残渣）・揚げかす（動植物性残渣）・家電（特定用家庭機器一般廃棄物）・廃油（廃食用油に限る）・木くず（剪定枝に限る）に関する、申請に基づく再生輸送業及び再生活用業の指定、指定業者の指導監督を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		171	一般廃棄物規制指導等運営事務（許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く）に関する事務	一般廃棄物の規制指導に関する企画運営（不動産の貸付や業界団体への委託料等）を行う。	環境局	任意			区		●		
		172	特区民泊に係る廃棄物の処理に関する報告に関する事務	特区民泊施設を運営する事業者に対して、保健所への認定申請前に、環境局に対して廃棄物の収集運搬業者名等の報告を求めており（報告内容に変更が生じた場合も同様）、その提出書類である「廃棄物の処理に関する報告」の受付を行っている。	環境局	任意			区		●		
		173	一般廃棄物規制指導等運営事務（配券・手数料）	一般廃棄物収集運搬業許可業者がごみ等処理施設に一般廃棄物を持ち込んだ際の処分手数料を徴収する。一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、一般廃棄物を搬入すべき処理施設を指定する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		174	一般廃棄物収集輸送業務に関する事務（本課）	○家庭から排出される一般廃棄物の収集輸送に関する次の事務を実施 ・普通ごみ収集業務・粗大ごみ収集業務 ・環境ごみ収集業務・資源ごみ収集業務 ・プラスチック資源収集業務 ・古紙・衣類収集 ・その他一般廃棄物の収集に付帯する業務 本課では、収集輸送作業計画の策定や車両管理、事業所の業務に係る調整等を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		175	一般廃棄物収集輸送業務に関する事務（事業所）	○家庭から排出される一般廃棄物の収集輸送に関する次の事務を実施 ・普通ごみ収集業務・粗大ごみ収集業務 ・環境ごみ収集業務・資源ごみ収集業務 ・プラスチック資源収集業務 ・古紙・衣類収集 ・その他一般廃棄物の収集に付帯する業務 事業所では、収集輸送作業や車両の整備等を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		176	家庭系ごみ収集輸送事業の改革推進に関する事務	家庭系ごみ収集輸送事業について、経費の削減、市民サービスの向上、持続可能で効率的・効果的な事業運営を図るため、人員マネジメント（効率化・民間委託化による職員定数の削減、新規採用による職員数の確保・年齢構成の是正等）や施設マネジメント（環境事業センターの集約化や建替え）等に取り組んでいく。	環境局	任意			区		●		
		177	事業管理課運営業務に関する事務	ごみの収集輸送等に関する総合的企画等（事業所間の連絡調整やパンフレット、地図等物品の発注等）を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		178	運行管理システム運用管理事務	・本システムはごみ収集車両にシステムサービス提供業者から借入れたGPS車載器等を搭載し、日々のごみ収集車両の現在地情報、軌跡、運転状況（急ブレーキ・急発進等）などの情報を民間の処理サーバに蓄積するものである。 ・蓄積したデータは、庁内情報ネットワークを活用して当局の環境事業センター等の関係部署とデータを共有し、車両の管理を行うとともに、GPS機能を活用した機材配置の見直しや作業管理の徹底（所要時間の把握、運転状況）を行うことで、更なる効率化を図るとともに、危険な運転状況を確認し、交通事故削減に取り組むために利用することを目的とする。 ・ごみ搬入量等の情報を本システムに取込み、電子データ化して処理サーバに蓄積するとともに、当局環境事業センター等の関係部署とデータを共有し、日報や月報等に反映させることにより、効率化のための作業計画の見直し等のデータ利用用途の拡充を図り、必要に応じてごみ量の集計や統計資料などの帳票の出力を行う。	環境局	任意			区		●		
		179	一般廃棄物処理手数料収納業務（本課）	一般臨時・継続搬入手数料収納業務について ・本市では大阪市内の市民や事業者が自ら焼却工場に一般廃棄物を搬入できる制度として、自己搬入制度を行っている。自己搬入制度は、搬入期間によって一般臨時搬入と一般継続搬入の区分がある。 ・一般臨時搬入は、1回ごとにごみ搬入希望者が焼却工場へ申し込みを行うもので、搬入1回ごとに焼却工場で処分手数料を即時徴収し、工場職員が収入金を納付している。 ・一般継続搬入については、一般臨時搬入の実績のある搬入者（週に1回以上かつ6か月間継続）のうち、事前申込で焼却工場への搬入を当局へ申し出た方を、継続搬入者として認め、焼却工場へ搬入している。この一般継続搬入分の処分手数料については、月末締めで翌月に1か月分をとりまとめて、当課が納入通知書を発行して徴収している。 粗大ごみ処理手数料収納業務 ・本市では粗大ごみを有料収集している。また、粗大ごみ処理手数料券の販売をスーパー、コンビニエンスストア等に粗大ごみ処理手数料収納業務を委託している。 ・粗大ごみ処理手数料券取扱店は市民に販売した同手数料券販売額を月単位で取りまとめ、当課へ実績報告書を提出する。この実績に基づき、同取扱店に対して納入通知書を発行し、手数料を収納している。あわせて、粗大ごみ処理手数料収納業務を電子決済代行業者にも委託しており、粗大ごみ受付システムから申込みを行った場合は電子決済に対応している。 ・電子決済された粗大ごみ処理手数料は、毎月末に締め切り、当該締切り月の翌月末までに、本市の指定口座へ振り込まれる。	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		180	一般廃棄物処理手数料収納事務（事業所）	粗大ごみ処理手数料収納業務 ・本市では粗大ごみを有料収集している。また、粗大ごみ処理手数料券についてはスーパー、コンビニエンスストア以外に各環境事業センターでも販売を行っている。各センターでは同手数料収入金を翌日中に納付書にて銀行等に納付している。 臨時搬出ごみ手数料収納業務 ・地域活動協議会等団体が主催する行事から発生するごみについて、収集依頼があった場合に直営でごみ収集を行い、50kgまでごとに1,350円の処理手数料を徴収している。納付方法については粗大ごみと同様である。 火事ごみ臨時搬出分手数料収納業務 ・火災ごみについて、センターでごみ収集を行った場合、有料収集となり、50kgまでごとに900円の手数料を徴収している。納付方法については粗大ごみと同様である。	環境局	法令	一般市		区		●		
		181	一般搬入事務（本課）	廃棄物の排出者の申し出に基づき、排出者自身が自ら車両によりその廃棄物を本市処理施設へ搬入を行う際に、搬入カード交付や指導等を行う。 本課では、制度設計、継続搬入の搬入カード交付や搬入指導を行い、事業所では、継続搬入の受付及び搬入物の審査を行うとともに、臨時搬入の火事跡ごみ・災害ごみの受付及び現場確認を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		182	一般搬入事務（事業所）	廃棄物の排出者の申し出に基づき、排出者自身が自ら車両によりその廃棄物を本市処理施設へ搬入を行う際に、搬入カード交付や指導等を行う。 本課では、制度設計、継続搬入の搬入カード交付や搬入指導を行い、事業所では、継続搬入の受付及び搬入物の審査を行うとともに、臨時搬入の火事跡ごみ・災害ごみの受付及び現場確認を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		183	「ごみ屋敷課題」解決推進に関する事務（本課）	生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の対応を行う。本課では、関係局である区役所、福祉局との連絡調整や、審議会の運営、臭気測定を行う。なお、行政指導、行政処分、経済的・社会的支援については、区役所及び福祉局が所管となっている。	環境局	任意			区		●		
		184	「ごみ屋敷課題」解決推進に関する事務（事業所）	生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の対応を行う。事業所では、区役所からの情報提供を受けて、現地確認や調査、立入等を連携して行う。	環境局	任意			区		●		
		185	南港管路輸送管の撤去事業	南港ポートタウンのごみ空気輸送管路の撤去に関する事務。	環境局	任意			該当なし		●		
		186	南港ポートタウン一般廃棄物の収集・運搬及び中継施設管理運営事務	南港地区における管路輸送の廃止に伴い、令和4年4月から真空式によるごみ収集を実施しており、ごみ焼却工場への搬送、中継施設の管理運営及び管路輸送に関する業務（南港地区以外も含む）を行っている。	環境局	任意			該当なし		●		
		187	大阪広域環境施設組合との連絡調整に関する事務	必要な経費について、ごみ量割を基本とした分担金として負担するとともに、大阪広域環境施設組合との連絡調整を通じて、長期的・安定的なごみ焼却処理体制の構築と事業運営を行う。	環境局	任意			区		●		
		188	最終処分場の確保に関する事務	大阪湾広域処理場整備事業（フェニックス計画）に参画することにより、長期的・安定的な最終処分場の確保を図るとともに、北港処分地の延命化に努める。	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		189	夢洲1区の管理に関する事務	廃棄物の最終処分場である、夢洲1区に関する港湾管理者等との調整事務を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		190	廃棄物処理技術調査	廃棄物処理技術の調査研究を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
		191	汚染負荷量賦課金（閉鎖した焼却工場分）	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、前年に排出した硫黄酸化物（SOx）量と昭和57年から昭和61年の5年間の間に排出した硫黄酸化物（SOx）量に応じて、定められた算出方法に基づき汚染負荷量賦課金を支払う。	環境局	任意			該当なし		●		
		192	他団体等への派遣事務（大阪広域環境施設組合）	大阪広域環境施設組合への派遣業務 【派遣理由】 地方自治法第252条の17の規定に基づき、当該組合の事務の処理を目的として派遣している。	環境局	任意			区		●		
		193	他団体等への派遣事務（門真市）	門真市への派遣業務 【派遣理由】 「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」に基づき、門真市からの要請により派遣している。	環境局	任意			該当なし		●		
		194	他団体等への派遣事務（神戸市）	神戸市への派遣業務	環境局	任意			該当なし		●		
		195	他団体等への派遣事務（大阪湾広域臨海環境整備センター）	大阪湾広域臨海環境整備センターへの派遣業務 【派遣理由】 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の市規則で定められた団体であるため、派遣している。	環境局	任意			該当なし		●		
15	環境美化、減量・リサイクル	196	一般廃棄物の減量・リサイクルの総合的推進（食品リサイクル）に関する事務	食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について総合調整を行う。	環境局	任意			区		●		
		197	みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト	資源ごみとして回収している家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ（地域活動協議会等）と参画事業者が連携協働して回収するもので、コミュニティビジネスの要素を取り入れるとともに、分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収し、ボトルからボトルを作るといったマテリアルリサイクルを促進、プラスチックの資源循環を推進する。	環境局	任意			区		●		
		198	一般廃棄物処理計画に関する事務及び廃棄物減量等推進審議会の運営に関する事務	本市域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、その進捗状況の管理を行うとともに、今後の廃棄物行政の総合調整を行う。 また、本市の一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するために設置した「大阪市廃棄物減量等推進審議会」の運営に係る事務を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		199	容器包装廃棄物の分別収集計画関係事務	本市域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めるとともに、その進捗状況の管理を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		200	古紙・衣類収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する古紙・衣類の収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている（R8.4.1現在　19行政区で実施）	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		201	古紙等の持ち去り防止対策	・「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「条例」という）」に基づき、平成29年4月より古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、平成29年10月より指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表するなど、持ち去り行為の根絶に向け、取り組んでいる。 ・持ち去り行為が行いにくい環境づくりに向けて、普及啓発に取り組む。	環境局	任意			区		●		
		202	資源ごみ収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する資源ごみの収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		203	プラスチック資源収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出するプラスチック資源の収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		204	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査（詳細な組成分析）等の実施	環境局	任意			区		●		
		205	清掃ボランティア活動（まち美化パートナー制度等）の促進事業に関する事務（本課）	ノーポイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。 また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一斉に清掃活動を行っている。 本課（事業管理課）においては、各事業の総括事務を行うとともに、それぞれの予算執行を行っている。	環境局	任意			区		●		
		206	ミナミの環境改善に関する事務	インバウンド等観光客の増加等による散乱ごみへの対策として、ミナミエリア全域を対象として毎日早朝から人力清掃を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		207	清掃ボランティア活動（まち美化パートナー制度等）の促進事業に関する事務（事業所）	ノーポイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。 また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一斉に清掃活動を行っている。 事業所（環境事業センター）は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意			区		●		
		208	公衆トイレ整備事業に関する事務（本課）	環境局が所管する17か所の公衆トイレの維持管理を行っている。本課（事業管理課）では、それらに関する統括事務を行っている。また定期的な清掃業務の民間委託に関する事務を行っている。なお、小修理等は直営で行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		209	公衆トイレ整備事業に関する事務（事業所）	環境局が所管する17か所の公衆トイレ維持管理に係る巡回点検及び小修理等を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		210	路上喫煙対策事業(審議会・市内全域路上喫煙禁止等関係)に関する事務	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、市内全域の路上喫煙禁止における違反者への過料徴収などの事業を実施している。本課(事業管理課路上喫煙対策担当)では、「市内全域路上喫煙禁止」にかかる事務を実施している。また、大阪市路上喫煙対策委員会を担当4局(環境局、健康局、危機管理室、消防局)内の事務局として運営している。	環境局	任意			区		●		
		211	路上喫煙対策事業(たばこ市民マナー向上エリア制度)に関する事務(本課)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全市的な普及啓発、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課(事業管理課)では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。	環境局	任意			区		●		
		212	路上喫煙対策事業(たばこ市民マナー向上エリア制度)に関する事務(事業所)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。 事業所(環境事業センター)では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との調整並びに啓発等を行っている。	環境局	任意			区		●		
		213	不法投棄家電4品目の再商品化業務に関する事務	不法投棄された廃家電4品目を回収し、再商品化可能なものについては、家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、再商品化を図る。	環境局	法令	一般市		区		●		
		214	乾電池などの拠点回収事業に関する事務(本課)	資源の有効利用を促進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・使用済小型家電・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服について、拠点回収方式による分別収集を実施するための事業計画の企画立案、進捗管理を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		215	乾電池などの拠点回収事業に関する事務(事業所)	資源の有効利用を促進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・使用済小型家電・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服について、拠点回収方式による分別収集を実施する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		216	資源集団回収活動に関する事務(本課)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体及び地域活動協議会に対し、登録制度を設け、奨励金等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。また、大阪市の古紙・衣類分別収集に代わり、地域コミュニティが独自に契約した回収業者が地域の資源回収を行うコミュニティ回収の手法への移行を促すことで、一層の資源集団回収の促進を図る。本件事務については、資源集団回収活動等を行う住民団体等への支援や表彰に関する事務を局で総括的に行っている。	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		217	資源集団回収活動に関する事務（事業所）	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体及び地域活動協議会に対し、登録制度を設け、奨励金等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。また、大阪市の古紙・衣類分別収集に代わり、地域コミュニティが独自に契約した回収業者が地域の資源回収を行うコミュニティ回収の手法への移行を促すことで、一層の資源集団回収の促進を図る。本件事務については、本市環境事業センターの所管区内における資源集団回収活動等を行う住民団体への支援や表彰に関する事務を行っており、普及啓発や新たに活動を実施する住民団体への制度説明や対応など、資源集団回収活動の促進を図るため、地域との窓口となっている。	環境局	任意			区		●		
		218	地域住民（大阪市廃棄物減量等推進員）との連携によるごみ減量等の取組みの推進に関する事務（本課）	地域におけるごみ減量・3Rを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセールの企画・開催等を行い、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・3Rの取組みを促進するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。廃棄物減量等推進員委嘱事務については、各環境事業センターにおいて推薦の取りまとめを行い、本課にて委嘱手続きを行い、環境事業センターを通じて推進員に委嘱を行う。啓発事業については、環境事業センターにおいて推進員等との協働により、具体的な実施計画から啓発の実施までを行う。予算執行等については本課にて実施する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		219	地域住民（大阪市廃棄物減量等推進員）との連携によるごみ減量等の取組みの推進に関する事務（事業所）	地域におけるごみ減量・3Rを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセールの企画・開催等を行い、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・3Rの取組みを促進するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。廃棄物減量等推進員委嘱事務については、各環境事業センターにおいて推薦の取りまとめを行い、本課にて委嘱手続きを行い、環境事業センターを通じて推進員に委嘱を行う。啓発事業については、環境事業センターにおいて推進員等との協働により、具体的な実施計画から啓発の実施までを行う。予算執行等については本課にて実施する。	環境局	法令	一般市		区		●		
		220	地域に即した減量等の取組み（環境事業センター普及啓発事業）に関する事務（本課）	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。地域団体や学校からの依頼を受け、事業の実施計画から啓発実施まで環境事業センターにて行う。予算執行についても、各環境事業センターにおいて行う。環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいては、情報提供を行うとともに、毎月第3土曜日にはマタニティウェア等の展示提供を実施している。本課においては各環境事業センターにおける事業実施計画のとりまとめや進捗管理等を実施する。	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		221	地域に即した減量等の取組み（環境事業センター普及啓発事業）に関する事務（事業所）	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。地域団体や学校からの依頼を受け、事業の実施計画から啓発実施まで環境事業センターにて行う。予算執行についても、各環境事業センターにおいて行う。環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいては、情報提供を行うとともに、毎月第3土曜日にはマタニティウェア等の展示提供を実施している。本課においては各環境事業センターにおける事業実施計画のとりまとめや進捗管理等を実施する。	環境局	任意			区		●		
		222	ごみ減量キャンペーンに関する事務（本課）	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。 大都市（政令指定都市及び特別区）が連携した共同キャンペーン、「Push for Eco！（大阪エコ推し）運動」など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。区民まつり等への参画については、各環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。また、本課においても啓発事業を実施する。「Push for Eco！（大阪エコ推し）運動」については、本課において事業者を募集し、協定を締結する。また、各環境事業センターにおいても分別排出に対する意識の向上と分別ルールを徹底するための啓発・指導など、事業実施計画から啓発実施までを行う。予算執行については本課にて実施する。	環境局	任意			区		●		
		223	ごみ減量キャンペーンに関する事務（事業所）	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。 大都市（政令指定都市及び特別区）が連携した共同キャンペーン、「Push for Eco！（大阪エコ推し）運動」など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。区民まつり等への参画については、各環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。また、本課においても啓発事業を実施する。「Push for Eco！（大阪エコ推し）運動」については、本課において事業者を募集し、協定を締結する。また、各環境事業センターにおいても分別排出に対する意識の向上と分別ルールを徹底するための啓発・指導など、事業実施計画から啓発実施までを行う。予算執行については本課にて実施する。	環境局	任意			区		●		
		224	ごみ減量・3R啓発推進事務（本課）	ごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等の市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。事業実施にあたっては、区役所や保健福祉センターなどと調整し、公募により市民参加を求める。本課においては事業実施計画のとりまとめや進捗管理等を実施するとともに、予算執行を行う。	環境局	任意			区		●		
		225	ごみ減量・3R啓発推進事務（事業所）	ごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等の市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。事業実施にあたっては、区役所や保健福祉センターなどと調整し、公募により市民参加を求める。本課においては事業実施計画のとりまとめや進捗管理等を実施するとともに、予算執行を行う。	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		226	大規模事業所等に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導に関する事務（本課）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、「廃棄物管理責任者」の選任および計画書の提出を義務付けるとともに、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかについて、分室職員が中心となり立入検査を行い、指導等を行っている。 また、本課としても必要に応じて、指導や助言を行うとともに、その指導等における各種集約や、職員研修・特定建築物の廃棄物管理責任者向けの講習会の企画・運営等を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		227	大規模事業所等に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導に関する事務（分室）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、「廃棄物管理責任者」の選任および計画書の提出を義務付けるとともに、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかについて、分室職員が中心となり立入検査を行い、指導等を行っている。 また、本課としても必要に応じて、指導や助言を行うとともに、その指導等における各種集約や、職員研修・特定建築物の廃棄物管理責任者向けの講習会の企画・運営等を行う。その他排出事業者に関する苦情対応（排出状況の確認含む）を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		
		228	特定建築物管理システム運用管理事務	特定建築物管理システムにより、指導対象建築物のデータを把握するとともに、減量計画書に記載し提出された前年度実績、当年度計画について集計を行う。また、前年度の立入結果の評点を整理し、本年度の立入検査時に必要な資料を作成するとともに表彰等の基礎資料としている。	環境局	任意			区		●		
		229	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導（表彰等関係業務）に関する事務（本課）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、「廃棄物管理責任者」の選任および計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。本課は、企画・運営を行う。	環境局	任意			区		●		
		230	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導（表彰等関係業務）に関する事務（分室）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、「廃棄物管理責任者」の選任および計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。分室では、本課が企画・運営を行うにあたり、特定建築物の功績内容の精査・確認、表彰対象建築物の選定を行う。また、表彰当日の運営についても従事する。	環境局	任意			区		●		
		231	事業系一般廃棄物の適正処理に向けた普及啓発に関する事務	事業系一般廃棄物の減量と、適正処理を推進するため、再生利用可能な廃棄物はリサイクルルートへ誘導するとともに、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分、適正処理を求め、排出事業者責任に基づく適正処理を徹底するため、パンフレット作成・セミナー開催による啓発を行っている。	環境局	法令	一般市		区		●		
		232	排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進に関する事務	事業系一般廃棄物の減量と適正処理を推進するため、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施しており、展開検査により産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。	環境局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		233	環境美化運動推進基金積立金に関する事務	運用利子を基金へ積み立て、環境美化運動の推進を図る事業等の資金に充てることを目的としている。	環境局	任意			都・区		●		
16	斎場・霊園	234	斎場の管理運営に関する事務（本課）	市立斎場の適正な管理運営（指定管理者の履行確認や連絡調整）及び斎場施設の修繕（予算要求、契約事務）を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）	環境局	要綱等	一般市		都・区		●		
		235	斎場の管理運営に関する事務（事業所）	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、使用許可を行ったのち、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う。また、通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の保安点検等の維持管理業務を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）	環境局	要綱等	一般市		都・区		●		
		236	葬祭場（やすらぎ天空館）の運営に関する事務	会葬者1,000人規模の大式場（間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能）を提供する。 ・やすらぎ天空館（阿倍野区）	環境局	任意			都・区		●		
		237	霊園の管理運営に関する事務 ※【泉南メモリアルパーク（阪南市）、服部霊園（豊中市）、瓜破霊園（平野区）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）】	市設霊園における使用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市		都・区		●		
		238	斎場整備計画に基づく斎場の施設整備に関する事務	斎場整備の中長期的な計画である「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき、市立斎場の整備を行う。 令和6年度より、PFI事業として小林斎場（大正区）の現地建替を実施している。	環境局	任意			都・区		●		
		239	斎場予約受付システム運用管理事務	斎場予約受付システムの運用管理を行う。	環境局	任意			都・区		●		
		240	霊園管理システム運用管理事務【泉南メモリアルパーク（阪南市）、服部霊園（豊中市）、瓜破霊園（平野区）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）】	霊園管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			都・区		●		
		241	霊園の管理運営に関する事務（上記5霊園以外の小規模霊園等）	市設霊園における使用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務 ・小規模霊園　59箇所	環境局	要綱等	一般市		都・区		●		
		242	霊園管理システム運用管理事務（上記5霊園以外の小規模霊園等）	霊園管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			都・区		●		
17	内部事務	243	局庶務業務（総務課）	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書逓送業務、内部統制体制、情報公開関係業務、災害対策業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		244	局事業総合企画に関する事務	運営方針の進捗管理や改革関連事務、循環型社会形成の推進に関する事務、その他局所管の事務事業に係る総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備等の事務を行う。	環境局	任意			区		●		
		245	庶務業務（企画課）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		246	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務 ・コンプライアンス関係業務	環境局	任意			区		●		
		247	庁内環境管理計画に関する事務	大阪市独自の環境マネジメントシステム「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意			区		●		
		248	庶務業務（環境施策課）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		249	庶務業務（カーボンニュートラル推進担当）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		250	庁内の省エネ・節電対策に関する事務（省エネ・節電対策の総括）	庁内における省エネ・節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行う。	環境局	任意			区		●		
		251	庶務業務（環境管理課）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		252	庶務業務（環境管理課（産業廃棄物規制担当））	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		253	庶務業務（事業管理課）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		254	庶務業務（家庭ごみ減量課）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		255	庶務業務（一般廃棄物指導課）	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		256	施設等整備企画事務に関する事務（その他施設）	・環境事業センター（10箇所）等の修繕の事務。	環境局	任意			区		●		
		257	工場跡地等整備に関する事務	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		258	庶務業務(施設管理課)	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		
		259	鶴見区緑地帯の管理に関する事務	鶴見区緑地帯維持管理及び倉庫の貸し付けに向けた事務等を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
		260	もと埋立地の管理事業	もと埋立地における発生ガスについて、その発生量・ガス組成等の調査を行い、もと埋立地の管理を適切に行うための事業。	環境局	任意			区		●		
		261	鶴見工場搬入路の管理に関する事務	鶴見工場搬入路の維持管理等(路面状況の確認、舗装補修、境界確定、認定道路として所管替の協議)にかかる事務を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
		262	グリーン購入法に関する事務	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)の趣旨を踏まえ、環境物品等の調達をさらに推進するため「大阪市グリーン調達方針」を定め、本方針に基づき、環境物品等の調達と活用を促進する。	環境局	任意			区		●		
		263	電力調達にかかる一括入札に関する事務	大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕に基づき、価格だけではなく、電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組状況等を考慮した電力調達を実施する。	環境局	任意			区		●		
		264	フロン排出抑制法にかかる事務	第一種特定製品の保守・点検の徹底を周知し、自主的なフロンの適正管理を促すとともに、大阪市役所全体の保有機器のフロン類算定漏えい量をとりまとめ、一定以上の漏えいがある場合、国へ年1回報告を行う。	環境局	任意			区		●		
		265	環境規制庶務関係等業務	市会関係業務、計理・予算決算業務、物品等管理関係業務、人事・勤怠関係業務、照会回答業務、他課との連絡調整等	環境局	任意			区		●		

≪7. 福祉≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	社会福祉関連	1	社会福祉審議会関係業務	社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		2	社会福祉審議会関係業務（身体障害者福祉法施行令関係）	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		3	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			該当なし		●		
		4	上海市との社会福祉交流事業	上海市との友好交流協定書に基づき、上海市と大阪市との間で経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢者社会対策等をはじめとした社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施。	福祉局	任意			都・区	●			
		5	シカゴ市・大阪市社会福祉交流事業	姉妹都市交流の一環として、シカゴ市・大阪市間で社会福祉交流を実施するため、社会福祉従事者の派遣及び受入を行う。	福祉局	任意			都・区	●			
		6	社会福祉統計調査	法定受託事務である国民生活基礎調査及び国委託による社会福祉施設等調査等にかかる事務	福祉局	法令	一般市		区		●		
		7	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター（社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等）の管理運営並びに施設の維持管理に関すること	福祉局	任意			都・区		●		
		8	社会福祉研修・情報センター運用管理	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務を指定管理業務として委託し、指定管理事業者との連絡調整を行う。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・社会福祉に関する普及啓発・情報提供等 ・介護実習 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等 ・貸室等の管理運営 ・施設の維持補修 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		9	社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）関係業務	・高齢者福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		10	社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）関係事務	民生委員の選任や解嘱等の際に、広く市民や学識経験者の意見を聴取することにより、適正な民生委員を委嘱する。また、選考方法や推薦基準等について大きな見直しが必要となった際に意見を聴取する。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		11	社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）	・大阪市社会福祉審議会条例施行規則に基づき設置している地域福祉専門分科会において、大阪市地域福祉基本計画の策定・推進状況及び評価について、意見聴取・審議を行う。 ・地域福祉専門分科会のもとに設置している地域福祉基本計画策定・推進部会において、より具体的な改善方策の検討を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		12	社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会（認知症施策部会））	本市における認知症施策の総合的な推進に向け、本市の認知症施策を専門的・集中的に審議するため、認知症施策部会を開催し、学識経験者や市民等の意見を聴くことにより、認知症施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		13	社会福祉施設職員福利厚生基金管理業務	社会福祉施設職員福利厚生基金を設置し、運用益を基金に繰り入れるとともに、社会福祉施設職員の福利厚生事業に充当する。	福祉局	任意			都		●		
		14	社会福祉振興基金に関する事務	社会福祉振興基金に関する積立及び取り崩しに関する事務	福祉局	任意			都・区		●		
		15	総合福祉システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
2	社会福祉法人・事業の許認可・指導等	16	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明事務（政令市権限）	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明 ※区域内の以下の不動産 ・児童福祉施設（助産施設、母子寮及び保育所を除く） ・精神障害者社会復帰施設及び精神障害者地域生活援助事業の用に供するもの	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		17	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明事務（中核市権限）	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明（中核市区域内に所在する場合） ※区域内の社会福祉事業の用に共する不動産のうち、「社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明事務（政令市権限）」事務の対象とする施設以外	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		18	社会福祉法人認可関係事務（基本財産処分含む）（一般市権限）	（事業が大阪市の区域を越えない社会福祉法人に限る） ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款変更の認可等 ・ 社会福祉法人の解散の認可等 ・ 社会福祉法人の清算人の届出の受理 ・社会福祉法人の清算結了の届出の受理 ・社会福祉法人の合併の認可 ・社会福祉法人の基本財産処分・担保提供承認	福祉局	法令	一般市		区		●		
		19	大阪市社会福祉審議会社会福祉施設・法人選考専門分科会関係事務	・社会福祉法人の設立、合併、解散等その他これらに準じる権利関係の変更、及び保護施設・児童養護施設等の整備等に係る適格性及び妥当性の審査	福祉局	法令	一般市		区		●		
		20	社会福祉連携推進法人の認定・許認可事務	・社会福祉連携推進法人設立の認定 ・定款変更の認可 ・解散の届出の受理 ・清算人の届出の受理 ・清算結了の届出の受理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		21	社会福祉法人・施設監査事務（中核市権限）	社会福祉事業を経営する者に対する調査・施設を設置して第1種社会福祉事業を経営する者に対する改善命令・社会福祉事業の制限又は停止等の命令	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		22	社会福祉法人・施設監査事務（一般市権限）	社会福祉法人の監査の結果、不整な点があった場合の報告受領・社会福祉法人からの報告聴取、立入検査・社会福祉法人に対する改善命令・改善命令に従わない場合の停止命令、役員の解職の勧告・社会福祉法人に対する解散命令・解職の勧告をする場合の職員の弁明の機会の付与、報告書の受領・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令・事業の概要等に関する届出の受理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		23	社会福祉連携推進法人指導監査事務	社会福祉連携推進法人の監査の結果、不正な点があった場合の報告受領・社会福祉連携推進法人からの報告聴取、立入検査・社会福祉連携推進法人に対する改善命令・改善命令に従わない場合の停止命令、役員の解職の勧告・社会福祉連携推進法人に対する解散命令・解職の勧告をする場合の職員の弁明の機会の付与、報告書の受領・事業の概要等に関する届出の受理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		24	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		25	社会福祉施設の設置、第1・2種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等に関する事務	・社会福祉法に基づき、社会福祉施設の設置、第1・2種社会福祉事業（無料・低額の宿泊事業、診療事業及び介護老健施設利用事業に係るものを除く。）の開始等に関する届出の受理、許可等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		26	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議（生活保護法を除く）	社会福祉施設（保護施設を除く。）における運営費（措置費）の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		27	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議（生活保護法）	社会福祉施設（保護施設）における運営費（措置費）の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		28	社会福祉連携推進法人設立支援補助金業務	社会福祉連携推進法人の設立・認定や設立後の企画立案・実施について必要な経費の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		29	事業所管理運営事務	事業所(福祉局船場分室)に係る庶務、庁舎管理事務等を行う。	福祉局	任意			区		●		
		30	無料低額診療事業及び無料低額介護老健施設利用事業にかかる届出の受理等	無料低額診療事業及び無料低額介護老健施設利用事業にかかる届出の受理等	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		31	無料・低額宿泊事業にかかる届出の受理等	・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業の届出の受理等。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
3	社会福祉法人・事業の許認可・指導等(事業が2以上の市町村の区域にわたる法人)	32	社会福祉法人認可関係事務(地区社会福祉協議会分等)(政令市権限)	(事業が大阪府内の2以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人に限る) ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款変更の認可等 ・社会福祉法人の解散の認可等 ・社会福祉法人の清算人の届出の受理 ・社会福祉法人の清算結了の届出の受理 ・社会福祉法人の合併の認可 ・社会福祉法人の基本財産処分・担保提供承認 ・社会福祉法人の税額控除対象証明事務 ・社会福祉法人等の監査	福祉局	法令	政令市		都	●			
		33	社会福祉連携推進法人認可関係事務(事業が2以上の市町村の区域にわたる法人)	(事業が大阪府内の2以上の市町村の区域にわたる社会福祉連携推進法人に限る) ・社会福祉連携推進法人設立の認定 ・社会福祉連携推進法人の定款変更の認可 ・社会福祉連携推進法人の解散の届出の受理 ・社会福祉連携推進法人の清算人の届出の受理 ・社会福祉連携推進法人の清算結了の届出の受理 ・社会福祉連携推進法人等の監査	福祉局	法令	政令市		都	●			
		34	社会福祉法人・施設監査業務(政令市権限)	(地区社会福祉協議会及びその行う事業が大阪府内において2以上の市町村の区域にわたる社会福祉法人に限る) 社会福祉法人の監査の結果、不正な点があった場合の報告受領・社会福祉法人からの報告聴取、立入検査・社会福祉法人に対する改善命令・改善命令に従わない場合の停止命令、役員の解職の勧告・社会福祉法人に対する解散命令・解職の勧告をする場合の職員の弁明の機会の付与、報告書の受領・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令・事業の概要等に関する届出の受理、社会福祉事業を経営する者に対する調査・施設を設置して第1種社会福祉事業を経営する者に対する改善命令・社会福祉事業の制限又は停止等の命令	福祉局	法令	政令市		都	●			
4	戦傷病者、戦没者遺族等の援護	35	戦没者遺族援護事業	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		36	特別弔慰金支給事務	戦没者遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため支給される特別弔慰金、特別給付金に関する制度周知、各区・府との連絡調整等の事務	福祉局	法令	一般市		区		●		
		37	特別弔慰金支給事務（区）	戦没者遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため支給される特別弔慰金、特別給付金に関する制度周知、受付、請求指導、府への進達、国債受領等の事務	福祉局	法令	一般市		区		●		
		38	特別弔慰金支給事務（会計年度任用職員）（区）	特別弔慰金支給事務にかかる区に配置する会計年度任用職員の雇用にかかる経費	福祉局	法令	一般市		区		●		
		39	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務	・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき戦傷病者等の妻より申請された特別給付金請求書を取りまとめ大阪府へ進達する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		40	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務（区）	・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき戦傷病者等の妻より申請された特別給付金請求書を福祉局障がい福祉課へ送付する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
5	戦没者遺族等の援護（なにわの塔追悼式経費補助）	41	戦没者遺族援護事業（なにわの塔）	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式等経費の一部を補助する。	福祉局	任意			都	●			
6	行旅病人・死亡人の救護等	42	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務（費用負担）	・行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人への救護対応及び行旅死亡人の埋火葬の各区との調整 ・火葬料の環境局への支払事務 ・予算・決算業務	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		43	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務（費用負担）（区）	・行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人への救護対応及び行旅死亡人の埋火葬に係る費用の負担	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		44	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人への救護対応、行旅死亡人の埋火葬、官報公告などを行う。 ・区役所からの報告のとりまとめ ・行旅死亡人の官報公告 ・埋火葬費用に関する大阪市認定葬儀組合との協定締結	福祉局	法令	一般市		区		●		
		45	行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務（区）	・行旅病人への救護対応 ・行旅死亡人の埋火葬 ・行旅死亡人の公示 ・行旅死亡人遺留金品の取扱 ・行旅死亡人取扱費用の徴収	福祉局	法令	一般市		区		●		
7	生活保護	46	生活保護施設の設置認可等	・社会福祉法人が設置しようとする保護施設に対し設置認可を行う。 ・大阪市所管の生活保護施設にかかる施設事務費改定、施設監査、指導監督等を実施する。 ・大阪市所管の生活保護施設の整備及び改修を実施する。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		47	生活保護施設の設置認可等（基準条例の制定）	保護施設の設置運営に関する基準を条例で制定。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		48	社会福祉法人・施設監査業務（生活保護法）	保護施設に対する報告徴収等・改善命令・認可の取消等	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		49	生活保護法に基づく指定医療・介護機関等の指定指導事務	・指定医療機関・指定介護機関の指定、指導	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		50	職員研修	・専門的な知識や情報を得ることを目的として厚生労働省の企画する各種研修及び会議に出席。 ・ケースワーカーや査察指導員の専門的知識・技術を習得させるための職員研修の業務委託で、研修内容、資料の精査の他、研修講師を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		51	職員研修（区）	・専門的な知識や情報を得ることを目的として厚生労働省の企画する各種研修及び会議に出席。 ・ケースワーカーや査察指導員の専門的知識・技術を習得させるための職員研修参加に係る出張旅費等の精算業務等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		52	生活保護関係事務（法）	・生活保護費支給封筒現金封入業務 ・一般事務費に関する事務（生活保護関連書籍等の購入経費、生活保護費の支払事務等にかかる経費など）	福祉局	法令	一般市		区		●		
		53	生活保護関係事務（要綱）	・事務打合せ会経費 ・生活保護専門相談事業（専門知識を持つ弁護士や不動産鑑定士への相談機会を確保） ・中国語通訳派遣事業　など	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		54	生活保護関係事務（要綱）（区）	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するため、中国語通訳を派遣する事業。 ・通訳者の予約 ・局担当者への実績報告	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		55	生活保護適正実施事業（法）	生活保護の適正実施を図るとともに、自立にむけた適切な支援を行うことを目的とした帳票の作成並びに出張旅費等の経費の予算配付。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		56	生活保護適正実施事業（法）（区）	各種物品の購入や生活保護法第29条に基づく各種照会（扶養調査、資産・収入調査等）にかかる郵送料、出張旅費等の経費の支出。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		57	生活保護適正実施事業（要綱）	・年金制度に精通した者を会計年度任用職員として雇用し、年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する。 ・ヘルプデスクとして、本市OB職員及びケアマネジャー有資格者を雇用し、実施機関に対して研修や助言援助等を行う。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		58	生活保護適正実施事業（要綱）（区）	・年金制度に精通した会計年度任用職員が年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する際の市内出張旅費の支出に関する事務 ・消耗品の購入にかかる支出決議、支出に関する事務	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		59	生活保護版レセプト管理システム運用管理事務	生活保護の医療扶助に関するレセプト情報を電子情報で取り扱い、医療扶助の適正化を目的として開発した、レセプト管理システムの運用管理（端末機の保守点検）に関する事務。	福祉局	任意			区		●		
		60	生活保護実施体制業務	各区保健福祉センターにおける生活保護実施体制に関する連絡調整。 ・被保護者高齢世帯訪問事業 ・資産・扶養調査等担当嘱託職員の配置 ・生活保護事務嘱託職員の配置	福祉局	法令	一般市		区		●		
		61	生活保護実施体制業務（区配置の会計年度任用職員の雇用分）	区で勤務する会計年度任用職員の雇用に関する各区や総務局との調整、予算要求、採用試験の実施、安全衛生管理業務など。	福祉局	任意			区		●		
		62	生活保護実施体制業務（区）	会計年度任用職員に関する勤怠管理など。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		63	扶助費の支給事務	・被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給する。 ・生活保護法に基づき本市により生活保護施設へ措置した要保護者にかかる措置費の支払い業務及び精算を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		64	扶助費の支給事務（区）	被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給するため、保護申請受付から決定・却下・廃止・停止等の各種事務、被保護者に対する様々な指導や助言、総合福祉システムを活用した支給事務等、多岐にわたる事務により法に基づく扶助を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		65	適正化推進チーム強化事業	・医療事務経験を有する者を嘱託職員として雇用し、本務職員を補助する。 ・個別指導実施対象とした医療機関を受診した被保護患者の診療や処方の算定状況（是非）を確認する。また、個別指導に同行し、医療機関において診療録記載事項等を確認するとともに、事前事後の資料を作成する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		66	区における生活保護業務適正化対策事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。 ・各区適正化での事案の集約 ・告訴事案の相談対応及び大阪府警察本部との連携	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		67	区における生活保護業務適正化対策事業（区配置の会計年度任用職員の雇用分）	区で勤務する会計年度任用職員の雇用に関する各区や総務局との調整、予算要求、採用試験の実施など。	福祉局	任意			区		●		
		68	区における生活保護業務適正化対策事業（区）	・不正受給事案及び不正受給と疑わしい事案への実地調査を主とした重点的調査業務 ・不正受給事案の告訴・告発・被害届の提出等の検討、及び警察との調整業務 ・不正受給防止に向けた取組みの検討 ・適正化担当チームによるブロック会議（情報共有会議）の開催　など	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		69	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		70	介護認定調査関係事務（区）	介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		71	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		72	医療要否判定事務(区配置の会計年度任用職員の雇用分)	区で勤務する会計年度任用職員の雇用に関する各区との調整、予算要求、採用の実施など。	福祉局	任意			区		●		
		73	医療要否判定事務(区)	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科を除く医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		74	診療報酬内容点検事務	次の業務のうち点検業務について、事業者に委託を実施。 ・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求 ・診療(歯科)、施術報酬請求の内容審査及び支払	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		75	診療報酬審査支払費	・介護扶助の適正実施にあたり、ケアプラン等の確認や専門的な視点による情報提供等、会計年度任用職員として雇用し、本務職員を補助する。 ・長期入院している精神障がい等の地域移行を支援するため、精神保健等の資格を所有する「生活保護精神障がい等地域移行支援員」を保護課に配置して、事業実施を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		76	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業(各区業務の集約)	・生活保護受給者等(申請中を含む)のうち、稼動能力を有する被保護者等を対象とし、就労による自立を助長することを目的とし、就労に向けた総合的な支援を行う。 ・24区をハローワークの管轄地域を基本とした7地域に分割し、地域毎に委託し、各区保健福祉センターと経常的に連携しながら実施している。 ・各区就労自立支援業務の集約、国(厚生労働省)及び府(大阪労働局)との連携。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		77	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業(業務委託契約・支払い)	・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	法令	一般市		区		●		
		78	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業(区)	・被保護者などの支援対象者と受託事業者との調整 ・各種報告業務	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		79	子ども自立アシスト事業（各区業務の集約・情報提供）	中学3年生を中心とする問題を抱えた生活保護世帯に対して、家庭訪問を中心とした支援（訪問型のアウトリーチ方式による支援）をすることで世帯ごとの課題解決を目指し、高校進学への動機づけを高め、将来的には生活保護からの脱却を目指すなど、子どもの健全育成及び社会的自立を目的として実施。 ・事業対象者検討リストの各区への配信。 ・各区支援状況確認、支援実績等の把握。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		80	子ども自立アシスト事業（委託事業者選定）	・委託事業者の選定	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		81	子ども自立アシスト事業（区）	・問題を抱えた生活保護世帯に対し、アセスメントを実施 ・支援対象世帯を選定し、支援計画及び支援目標の策定 ・支援対象世帯への事業説明及び同意書の受理 ・支援内容の確認、支援実績等の管理	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		82	緊急入院保護業務センターの運営	生活保護法及び大阪市緊急入院保護業務センター設置要綱に基づき緊急要保護患者及び救護施設長期入所被保護者にかかる実地調査並びに保護の決定・実施を行う。 【所在地】西区	福祉局	法令	一般市		区		●		
		83	就労自立給付金の支給事務	被保護者が安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなったと認めたものに対し、生活保護法に基づき就労自立給付金を支給する。 ・各区への予算配付 ・国庫負担金の申請・実績報告　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		84	就労自立給付金の支給事務（区）	申請受付から決定までの各種事務、総合福祉システムを活用した支給事務を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		85	心理判定業務	・生活保護施設に措置されている要保護者の心理判定業務を実施する。	福祉局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		86	被保護者への適正受診支援事業	専門職(看護師・保健師)を会計年度任用職員として雇用、実施機関に配置し、被保護者が適切に医療機関を受診するようケースワークを支援する。 ・事業の方向性や進捗を取りまとめを行う。 ・人件費の総務事務センターへの配付。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		87	被保護者への適正受診支援事業(区配置の会計年度任用職員の雇用分)	区で勤務する会計年度任用職員の雇用に関する各区や総務局との調整、予算要求、採用試験の実施など。	福祉局	任意			区		●		
		88	被保護者への適正受診支援事業(区)	配置された専門職が専門的見地からケースワーカーを支援する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		89	被保護者への適正受診支援事業(被保護者の健康管理支援分)	専門職(看護師・保健師)を会計年度任用職員として雇用、実施機関に配置し、被保護者の自立した日常生活や就労・社会参加に向け、生活習慣病の発症・重症化予防のため、健康に関する生活習慣の改善や医療機関の継続受診について支援を行う。 ・事業の方向性や進捗を取りまとめを行う。 ・人件費の総務事務センターへの配付。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		90	被保護者への適正受診支援事業(被保護者の健康管理支援分)(区)	配置された専門職が専門的見地から被保護者の健康管理支援を実施する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		91	生活保護費返還金に係る滞納処分等	生活保護費返還金滞納者のうち、納付がなく滞納者本人と納付交渉等もできない案件について、区から依頼を受けて国税徴収の例により財産調査や滞納処分等を実施し、債権回収を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		92	生活保護歯科・施術給付適正運営事業	・歯科の個別指導対象医療機関の傾向分析及びレセプト点検により歯科の適正実施を図る ・施術の審査・支払を行い、施術給付の適正実施を図る ・歯科及び施術給付の専門知識を有する会計年度任用職員を雇用して、事業実施を行う。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		93	ケースワーク業務支援事業（医療監査事務）	・医療扶助の事務監査にあたり、書類確認や改善状況の確認をするにあたり、会計年度任用職員として雇用し、本務職員を補助する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		94	ケースワーク業務支援事業（ヘルプデスク【ケアマネジャー】、地域移行支援）	・介護扶助の適正実施にあたり、ケアプラン等の確認や専門的な視点による情報提供等、会計年度任用職員として雇用し、本務職員を補助する。 ・長期入院している精神障がい等の地域移行を支援するため、精神保健等の資格を所有する「生活保護精神障がい等地域移行支援員」を保護課に配置して、事業実施を行う。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		95	就労チャレンジ事業（各区業務の集約）	長期にわたる失業者や、就労経験が乏しい方等、生活習慣等に問題がありハローワーク、総合就職サポート事業等を利用した求職活動を行うことが困難な方等、直ちに一般就労に就くことが難しい被保護者等を対象とし、就労自立段階の支援につなげることを目的として、日常生活自立及び社会生活自立の支援を行う。 ・事業者へ支援業務を委託し、各区保健福祉センターと経常的に連携しながら実施している。 ・各区就労自立支援業務の集約、国（厚生労働省）及び府（大阪労働局）との連携。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		96	就労チャレンジ事業（業務委託契約・支払い）	・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	法令	一般市		区		●		
		97	就労チャレンジ事業（区）	・被保護者などの支援対象者と受託事業者との調整 ・各種報告業務	福祉局	法令	一般市		区		●		
		98	大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業（保護）	物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の負担を軽減し、安定して必要なサービスを継続して提供していただくことを目的とし、支援金を交付する。 ※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用	福祉局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		99	国庫支出金の還付(生活保護)	受入超過となった国庫の返還事務(生活保護)	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		100	平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応等	平成25年生活扶助基準改定については、令和7年6月27日の最高裁判決において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことを受けて、国は当時の生活扶助基準を再度改定し、その差額分を追加給付する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		101	オンライン資格確認等システム運営負担金	被保護者が医療機関等で受診の際に受給者資格をオンラインで確認するのに伴い生じる運営負担金を負担する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		102	高度な福祉サービスの提供等に向けた生活保護業務DX推進事業（デジタル化運用整理・システム構築調整）	デジタル化による自動化、周辺業務の解消により、市民の利便性向上、安心安全の確保と高度な福祉サービス提供を目的として、ケースファイルの電子化をはじめとした様々な取組を実施する。 取組の実施にあたり、本市生活保護事務のデジタル化に向けた運用整理やシステム構築に係る調整等を行う。 また、事業の進捗支援やシステム開発支援のため、必要に応じてコンサルティング業務を事業者に委託する。	福祉局	任意			区		●		
		103	高度な福祉サービスの提供等に向けた生活保護業務DX推進事業（業務委託契約・支払い）	・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	任意			区		●		
		104	高度な福祉サービスの提供等に向けた生活保護業務DX推進事業（区）	・デジタル化に向けたモデル実施等 ・デジタル化に係る運用実務	福祉局	任意			区		●		
		105	生活保護法に係る介護給付費審査支払事務	生活保護法による介護給付費にかかる審査支払業務を委託しておりその費用の支払	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
8	生活保護業務に係る事務監査	106	法施行事務監査	生活保護の適正実施を図るため、各区への監査を実施する。	福祉局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
9	生活保護施設の設置・運営	107	保護施設の定期借地・建物賃貸施設に関する管理事務	・市有財産を活用して運営する救護施設の契約手続及び賃料等収納管理を実施。 ・施設の維持管理状況の確認、整備費にかかる補助金等交付についての事務を行う。 ・複合施設に関しては維持管理・改修等の所要額を整理して予算要求資料の作成と関係法人と調整を行う。	福祉局	任意			都		●		
10	中国残留邦人等の支援	108	中国残留邦人等に係る機関の指定及び報酬の審査・支払等	・指定医療機関・指定介護機関の指定等 ・診療報酬にかかる審査・支払 ・介護給付費にかかる審査・支払 ・費用の支弁、国の負担金等の受領	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		109	中国残留邦人等に対する支援給付に関する事務	・中国残留邦人等で世帯収入が一定の基準額に満たない者に対して、支援給付金を支給し、老齢基礎年金を補完する生活支援を行う。 ・中国残留邦人等が亡くなった後の特定配偶者に対して、国民年金法の老齢基礎年金の月額（満額）相当額の3分の2を支給し、生活の安定を図る。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		110	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等の特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施。 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教育支援事業、自立支援通訳派遣事業などを実施。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		111	国庫支出金の還付(中国残留邦人支援給付)	概算額で交付された国庫負担金について、あるべき補助額が確定したことにより受入超過となった際に返還する。(中国残留邦人支援給付)	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		112	社会保障・税番号制度対応のための中間サーバ接続端末の運用管理	社会保障・税番号制度の導入による他団体との情報連携を行う際は、国から提示されている「中間サーバ」を介して情報提供及び情報収集を行う必要があるため、中国残留邦人システム用の「中間サーバ接続端末」を導入し、その運用管理を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
11	地域福祉関連	113	民生委員関係事務	民生委員・児童委員は、市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する特別職の公務員であり、任期は3年となっている。主に厚生労働省との連絡調整や民生委員で組織する法定団体との連絡調整等を行う。 ・民生委員・児童委員の委嘱・解嘱に関する事務 ・大阪市民生委員児童委員協議会との連絡調整、交付金関係事務 ・各区民生委員児童委員協議会会長との連絡調整　など	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		114	民生委員関係事務（区）	・3年に1度の民生委員一斉改選並びに、年3回（8月、12月、4月）の補充委嘱における各区民生委員推薦会を開催、市あて民生委員候補者の内推薦を実施 ・区内の民生委員の指揮監督 ・民生委員法に定められた区民生委員協議会への支援、連絡調整　など	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		115	地域福祉活動推進事業	地域住民等が地域福祉を推進するため、孤独・孤立対策等、必要な研修の実施や環境の整備。また区における地域福祉推進のための予算配付、各区への情報共有や事業実施の助言などを行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		116	地域福祉活動推進事業（区）	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催、地域福祉の担い手に対する研修事業の開催、地域住民を対象とした地域福祉の普及啓発事業の開催などを行っている。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		117	地域福祉計画策定・推進事業	・各区の取組を推進するための局としての役割、中長期的な視点に立って局で実施すべき取組、福祉分野間の連携のあり方等を定めるとともに、地域福祉推進指針を包含する大阪市地域福祉基本計画を策定し、区地域福祉計画と一体的に地域福祉を推進する。 ・各区の先駆的な取組事例を紹介するなど区間の情報交換を目的に、各区の福祉推進に係る情報交換会を開催している。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		118	地域福祉計画策定・推進事業（区）	・区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するため区の地域福祉計画（地域福祉ビジョン）を策定し、大阪市地域福祉計画と一体的に地域福祉を推進する。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		119	福祉ボランティア活動事業	高齢者、障がい者、外国人を含め、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活動に参加できるよう支援を行い、更なるボランティア活動を図る。 また、将来の地域共生社会を担う人材を育成するため、中学生等に福祉教育プログラムを企画・実施し、さまざまな違いを認め合い地域共生社会のひとりとして支え合うことの大切さや福祉の仕事への理解を深めるための取組を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		都・区		●		
		120	地域福祉活動支援事業	大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会が実施する社会福祉関係機関・団体等との連絡調整・連携や社会福祉に関する調査・普及・宣伝活動、ボランティアの振興・活動支援などの事業に対して交付金を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		121	地域福祉活動支援事業（区）	各区における地域福祉の推進にかかる課題等の意見交換や連絡調整など	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		122	緊急援護資金貸付事業	・市民が緊急に資金を必要とし、かつ、他制度による資金調達が困難な場合にその世帯を援護することを目的に要件に該当するものに貸付を行う。 ・貸付の申請受付・償還・滞納債権の管理及び貸付原資の管理を事業委託により実施しており、月ごとの貸付・償還の状況を翌月20日までに報告させ実施状況を確認する。	福祉局	任意			都・区		●		
		123	債権管理事務（介護福祉士等修学資金貸与金、同和更生生業資金貸付金、大阪府育英会貸付金）	・介護福祉士等修学資金貸与金及び同和更生生業資金貸付金は事業廃止しているが、未収金が発生しているため債権管理事務を実施。 ・大阪府育英会貸付金は、大阪市民が国公立及び私立の高等学校等への進学を容易にするための貸付を大阪府育英会に原資を貸付し実施。事業実施状況を単年度ごとに確認。	福祉局	任意			都		●		
		124	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区役所と市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		125	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦（区）	区内の福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		126	福祉有償運送運営協議会	・福祉有償運送登録の申請にあたっては、市町村等が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要となる。 ・この運営協議会の開催に関わる、案内、報告等の一連の事務及び事業者との調整。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		127	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務。 ・大阪府社会福祉協議会に対し申請書類の提出を行うに際し、その記載内容および資料の確認を実施。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		128	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務（区）	・制度利用に向けてのケースワーク（本人同意、親族調整等） ・制度利用に向けての書類作成・準備事務	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		129	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			都・区		●		
		130	社会福祉実習にかかる業務（区）	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、3年サイクルで毎年8区ずつの各区保健福祉センターにおいて実習・指導を行う。	福祉局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		131	小学生地域福祉学習事業	小さい時期から福祉に触れることで福祉マインドを育て、中長期的な視点で将来の福祉・地域人材の養成・確保につなげることを目的に、新小学3年生を対象に福祉読本を作成・配布するとともに、教育と連携し授業等で活用するなど、効果的な福祉学習を行う。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		132	社会福祉施設等従事者表彰等	・社会福祉施設及び社会福祉事業関係団体において永年にわたって社会福祉事業に従事し、市民福祉の向上に功績があったも者に対して市長表彰授与、感謝状の贈呈を行う。 ・社会福祉協議会の役員、社会福祉事業のボランティア（団体・個人）として多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者に対して、市長表彰授与、感謝状の贈呈を行う。	福祉局	任意			都・区		●		
		133	社会福祉施設等従事者表彰等（区）	区内の社会福祉事業のボランティア活動（団体・個人）として多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著である団体・個人について、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦する。	福祉局	任意			区		●		
		134	成年後見支援センター事業	次の業務を委託して実施。 ・成年後見制度に関する専門相談・申立支援 ・成年後見制度に関する広報・啓発 ・市民後見人の養成、登録バンク設置運営、受任調整、活動支援 【所在地】西成区（社会福祉研修・情報センター内）	福祉局	法令	一般市		区		●		
		135	成年後見市長審判請求（障がい者）	・成年後見市長審判請求に関する要綱、要領、事務マニュアルの策定 ・区の担当者に対する研修の実施 ・区において市長審判請求を決定した事案の家庭裁判所提出前の事前チェック ・親族関係図の作成 ・大阪家庭裁判所との連絡調整	福祉局	法令	一般市		区		●		
		136	成年後見市長審判請求（高齢）	・成年後見市長審判請求に関する要綱、要領、事務マニュアルの策定 ・区の担当者に対する研修の実施 ・区において市長審判請求を決定した事案の家庭裁判所提出前の事前チェック ・親族関係図の作成 ・大阪家庭裁判所との連絡調整	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		137	成年後見市長審判請求（区）	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を支える成年後見制度において、身寄りがない等の理由により親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に対して後見等開始の審判請求を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		138	成年後見利用支援（障がい）	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		139	成年後見利用支援（障がい）（区）	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		140	成年後見利用支援（高齢）	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		141	成年後見利用支援（高齢）（区）	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		142	西成市民館管理運営業務	・指定管理者制度を導入し、大阪市立西成市民館の管理運営を行う。 ・サービスの対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。 ・事業として、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集及び提供、講演会・講習会及び教養講座の開催などを行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		143	福祉職員及び福祉事務関係職員研修	福祉行政を担う人材の育成・確保を目的として、福祉職員及び福祉行政にかかわる職員を対象に、社会福祉に関する知識、技術等を習得・向上させるため各種研修等を実施。また、福祉行政を担う新たな人材の確保に向けた取組を推進するための広報活動を行う。	福祉局	任意			都・区		●		
		144	区保健福祉センター連絡調整業務	区長会議福祉・健康部会、区福祉担当課長会、区福祉業務担当係長会等の開催及び区CM自由経費（福祉局・健康局分）の予算決算とりまとめ等に係る連絡調整業務。	福祉局	任意			区		●		
		145	総合的な相談支援体制の充実事業	複合的な課題や制度の狭間にある課題等を有する者及び世帯に対し、支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図る。 ・各区の事業進捗把握と相談対応 ・事業実施に係る予算・決算事務 ・各種要綱・要領等規程整備 ・区担当職員及びつながる体制推進員に対する研修会等の実施 ・事業の検証（区役所等へのヒアリング等の実施） ・関係機関等との連携促進にむけた事業説明 ・区で勤務する会計年度任用職員の採用に関する事務（新規採用及び再度の任用） ・SVバンクの設置（SVの登録（拡充）・変更・取消等事務） ・SVとの連絡調整・派遣実施・報酬支払	福祉局	法令	一般市		区		●		
		146	総合的な相談支援体制の充実事業（区）	≪複合的な課題等を抱えた世帯を支援する取組≫ ・分野横断的な連携体制（チーム体制）の構築 ・総合的な支援調整の場（つながる場）の開催 ≪相談支援機関・地域・行政等の連携促進に向けた取組≫ ・相談支援機関・地域・行政等の連携促進に向けたツール等の作成 ・相談支援機関等を対象とした研修会等の開催 ≪その他事務≫ ・会計年度任用職員の勤怠・給与管理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		147	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	各区に福祉専門職のワーカーや名簿提供に係る同意確認を実施する調査員等を配置した「見守り相談室」を設置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。 ・事業検証や各区共通した業務の見直し ・各区進捗管理と後方支援 ・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		148	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（区）	・区又は地域の実情に応じた本事業の実施手法及び計画等の決定 ・本事業の進捗の管理 ・地域団体等への事業内容の説明や広報の実施 ・本事業の検査（履行確認）の実施　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		149	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（就労的活動支援事業）	各区に設置した見守り相談室のCSWが就労的活動（有償の市民活動または無償のボランティア活動）を希望する高齢者に対し、高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートすることで、高齢者の社会参加を推進し、介護予防につなげる。 ・事業検証や各区共通した業務の見直し ・各区進捗管理と後方支援 ・業務委託にかかる事業者選定・契約・支払	福祉局	法令	一般市		区		●		
		150	「ごみ屋敷」課題解決推進事業	地域において問題となっている「ごみ屋敷」の課題を早急に解消し、居住者と近隣住民の生活環境の改善を図るため、各区において、「ごみ屋敷」への対応を進める対策会議の開催や精神科医の派遣、ごみ撤去費用を自弁できない者に対する経済的支援を実施し、「ごみ屋敷」課題の解決を推進する。 ・各区の実態把握や後方支援 ・環境局など関係先と調整	福祉局	任意			区		●		
		151	「ごみ屋敷」課題解決推進事業（区）	・受付・確認（苦情や相談の受付） ・調査（現地確認、情報収集 、堆積者への働きかけ、関係者への働きかけ） ・対策会議の設置・開催 ・精神科医の派遣（精神科医を派遣し、専門的な観点から検討し、区職員に助言）　など	福祉局	任意			区		●		
		152	ボランティア活動振興基金連絡調整業務	・ボランティア活動振興基金運営が本市の状況や、施策方針・考え方等と一致したものとなるよう大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）と調整を行う。 ・各区から提出されたボランティア団体に関する意見について、ボランティア活動振興基金運営委員会において、各区から提出されたボランティアの活動に関する意見を報告する。	福祉局	任意			都		●		
		153	ボランティア活動振興基金連絡調整業務（区）	大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）が取りまとめた、基金の活用を申請した区内で活動するボランティア団体の活動状況について、大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会において、意見することができる。	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		154	社会福祉振興基金（あいりん貯蓄組合精算によるもののみ）	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴う清算業務において、清算されなかった残余金について、将来的にあいりん地域のために活用するよう社会福祉振興基金に繰り入れており、今後のあいりん地域のまちづくり等の状況次第で活用する。	福祉局	任意			都		●		
		155	みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞	社会福祉施設等従事者から募集した福祉の仕事の魅力が伝わる感動エピソードを表彰し、 従事者のやりがいを高めるとともに、受賞エピソードを漫画作品化する等、市民に広く周知することで、福祉・介護の仕事のイメージアップを図る。	福祉局	任意			都		●		
		156	アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業	・福祉・介護分野の人材のすそ野を広げることを目的として、アシスタントワーカーの募集・受入・定着に向けた取組を実施 ・アシスタントワーカーを導入することによる介護職員の負担軽減、モチベーションの向上等につなげる。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
12	地域福祉関連（あんしんさぽーと事業）	157	あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な高齢者、障がい者が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する大阪市社会福祉協議会の事業に対して補助金を交付する。	福祉局	要綱等	政令市		都	●			
13	国民健康保険事業	158	国民健康保険事業	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、必要な保険給付を行う。 ・制度の管理 ・国・府・区等との連絡調整　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		159	国民健康保険事業（区配置の会計年度任用職員雇用分）	・区で勤務する会計年度任用職員の雇用に関する事務	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		160	国民健康保険事業（区）	・資格にかかる諸届の審査・受理 ・保険料賦課 ・療養費支給 ・窓口における納付相談・徴収業務 ・未収世帯への納付督励　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		161	国民健康保険事業（繰出金人件費）	・一般会計繰出金人件費	福祉局	法令	一般市		区		●		
		162	国民健康保険事業費納付金等準備基金に関する事務	国民健康保険事業費納付金等準備基金に関する積立及び取り崩しに関する事務	福祉局	法令	一般市		区		●		
		163	国民健康保険等システム運用管理事務	・国民健康保険等システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、医療費助成事務、国民年金事務等にかかる事務全般をシステム化したものである。 ・これら各種事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		164	MPN口座振替受付システム運用管理事務	平成25年7月にマルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付サービス（受付端末機器）を導入し、運用管理を行っている。	福祉局	任意			区		●		
		165	基幹系システム統合基盤【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をデジタル統括室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。	福祉局	任意			区		●		
		166	国民健康保険等システムに係る標準準拠システムへの移行対応等	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進する。 ・【標準化対象事務】ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用することを基本として取り組む。 ・【標準化対象外事務】「関連システム」又は「その他システム」への移行を検討する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
14	後期高齢者医療事業	167	後期高齢者医療事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。 大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が制度の運営をし、市町村では各種申請や届出の受付、また保険料の徴収を実施している。 ・制度の管理 ・広域連合・区等との連絡調整　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		168	後期高齢者医療事業（区）	・資格・給付・保険料収納に関する諸届の受付 ・資格確認証の発送 ・窓口における納付相談・徴収業務　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		169	後期高齢者医療事業（繰出金人件費）	・一般会計繰出金人件費	福祉局	法令	一般市		区		●		
		170	後期高齢者医療事業広域連合への派遣	後期高齢者医療広域連合長からの要請により、本市職員を派遣している。	福祉局	法令	その他	広域連合構成団体	都・区		●		
15	国民年金事業	171	国民年金事業	国民年金法に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な法定受託事務を行う。 ・国・日本年金機構・区等との連絡調整 ・報告事項のとりまとめ　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		172	国民年金事業（区）	・第1号被保険者の資格・給付及び特別障がい給付金並びに老齢年金生活者等支援給付金に関する諸届の受理、相談	福祉局	法令	一般市		区		●		
16	医療費助成（老人、重度障がい者）	173	老人医療費助成事業	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払事務 ・各区保健福祉センターの指導監督　など	福祉局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		174	老人医療費助成事業（区）	・返還金請求	福祉局	任意			区		●		
		175	重度障がい者医療費助成事業	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・医療費助成給付費の支払い（※国保連による一括請求） ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払事務 ・各区保健福祉センターの指導監督　など	福祉局	任意			都		●		
		176	重度障がい者医療費助成事業（区）	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定　など	福祉局	任意			区		●		
17	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	177	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事業	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的として社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施。 ・当該事業に要する貸付金の原資として補助金を交付する。	福祉局	要綱等	政令市		都	●			
18	ホームレス対策	178	生活ケアセンター事業	・大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の援護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。 【施設名等】 ・三徳生活ケアセンター（西成区） ・大阪婦人ホーム生活ケアセンター（平野区）	福祉局	法令	一般市		都・区		●		
		179	ホームレス自立支援施策に関する事務	・就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援センター事業に関する事務。 【施設名等】 ・自立支援センター舞洲（此花区）	福祉局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		180	大阪ホームレス就業支援センター事業	・自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務。 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		181	ホームレス全国概数調査	・国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年以降毎年実施している。 ・また、5年ごと(直近:令和3年度実施)にホームレスに対して聞き取り調査を行う生活実態調査を実施している。本市においても、国の要請に基づき各調査を行う。	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		182	実施計画策定業務(大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画)	・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき大阪市として実施計画を策定し、その実施計画を目標として支援を実施する。なお、現在の実施計画期間は令和6～10年度。	福祉局	法令	一般市		区		●		
19	あいりん対策	183	あいりん越年対策事業	・あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急援護を行う。	福祉局	任意			都・区	●			
		184	あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	・今日の大幅な日雇求人の減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意			都・区	●			
		185	あいりん日雇労働者等自立支援事業	・あいりん地域においては、長引く経済不況により、大幅に日雇求人が減少しており、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあることから、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労にむけて必要な技術を身につけるための講習会の実施などにより自立支援を図る。	福祉局	任意			都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		186	大阪社会医療センター整備補助	・あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。 ・本市の外郭団体である大阪社会医療センターの事業及び整備を行うため、補助金を交付。 【所在地】西成区	福祉局	任意			都	●			
		187	あいりん地域における医療施設整備事業補助金	・あいりん地域には依然多くの日雇労働者や生活困窮者がおり、福祉的な役割を果たす医療施設が必要とされている。しかし、現在の施設は老朽化しており耐震対策が必要となっていることから、建替え、移転により医療施設の整備を行うため、整備にかかる基本運営計画等を策定する。	福祉局	任意			都	●			
		188	大阪社会医療センター付属病院（外郭団体）への派遣事務	・団体が運営する附属病院の安定運営のための管理・監督 ・付属病院の管理運営に係る大阪市福祉局との連絡調整 【所在地】西成区	福祉局	任意			該当なし	●			
20	生活困窮者関連	189	生活困窮者自立支援事業関係事務（事業構築等）	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。 ・事業構築 ・各種要綱・要領等規程整備 ・各区役所及び関係機関への助言・指導 ・予算要望及び国・府との連絡調整　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		190	生活困窮者自立支援事業関係事務（区配置の会計年度任用職員雇用分）	・区で勤務する会計年度任用職員の雇用に関する事務及び勤怠・給与関係	福祉局	任意			区		●		
		191	生活困窮者自立支援事業関係事務（業務委託契約・支払い）	・委託事業者公募・契約・支払関係	福祉局	法令	一般市		区		●		
		192	生活困窮者自立支援事業関係事務（区）	・法に基づく事業の支援決定（住居確保給付金の支給・就労準備支援事業・家計相談支援事業・就労訓練推進事業の利用のあっせん） ・支援調整会議への参画 ・庁内外関係機関との連携体制の構築　など	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		193	生活困窮者自立支援事業関係事務(就労訓練事業の認定)	・生活困窮者就労訓練事業の認定事務 ・認定生活困窮者就労訓練事業実施者に対する報告要請	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		194	生活困窮者自立支援事業関係事務(居住支援協議会)	・大阪市居住支援協議会を設置し、居住の安定に関する情報の提供や協議を行う	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		195	生活困窮者自立支援事業関係事務(居住支援協議会)(区)	・居住支援連携会議を設置し、住宅確保要配慮者への支援を行う	福祉局	法令	地方公共団体		区		●		
		196	進学・就職準備給付金の支給事務	大学等に進学するものに対して進学の際の新生活立ち上げにかかる費用として、進学準備給付金を支給する。 ・各区への予算配付 ・国庫負担金の申請・実績報告　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		197	進学・就職準備給付金の支給事務(区)	申請受付から決定までの各種事務、総合福祉システムを活用した支給事務を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
21	高齢者、障がい者の虐待防止	198	大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業(障がい)	養護者からの虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に障がい者支援施設等において保護することにより、援護を必要とする障がい者の身体面の安全と精神的安定を確保する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		199	大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業(障がい)(区)	養護者からの虐待と考えられる行為を受けた障がい者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		200	大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業(高齢)	養護者からの虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を一時的に特別養護老人ホーム等において保護することにより、援護を必要とする高齢者の身体面の安全と精神的安定を確保する。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		201	大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業（高齢）（区）	・養護者からの虐待と考えられる行為を受けた高齢者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		202	障がい者虐待防止の取り組みの推進	・「大阪市障がい者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、職員・施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、各区における困難事例に対して、専門的見地から適切な助言及び後方支援を行える体制を整備する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		203	障がい者虐待防止の取り組みの推進（区）	・「区障がい者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、虐待通報等を受けた場合は、本人の安全確認や立入調査等を実施するとともに、被虐待者の施設入所等の措置を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		204	高齢者虐待防止の取り組みの推進	・「大阪市高齢者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、職員・施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、各区における困難事例に対して、専門的見地から適切な助言及び後方支援を行える体制を整備する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		205	高齢者虐待防止の取り組みの推進（区）	・「区高齢者虐待防止連絡会議」を設置・運営するとともに、啓発のための講演会の開催や、施設従事者等に対する研修を実施するなど、虐待防止の取り組みを推進する。 ・また、虐待通報等を受けた場合は、本人の安全確認や立入調査等を実施するとともに、被虐待者の施設入所等の措置を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		206	大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業（高齢）	次の業務を委託して実施。 ・休日・夜間帯における高齢者の虐待通報及び届出の受付 ・休日・夜間帯における「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」に関する連絡調整 ・報告書の作成等	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		207	大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業（障がい者）	次の業務を委託して実施。 ・休日・夜間帯における障がい者の虐待通報及び届出の受付 ・休日・夜間帯における「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」に関する連絡調整 ・報告書の作成等	福祉局	法令	一般市		区		●		
		208	障がい者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等	・障がい者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等 障がい者福祉施設の業務又は障がい福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障がい者に対する障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止並びに当該障がい者の保護及び自立の支援を図る	福祉局	法令	一般市		区		●		
22	身体障がい者手帳、療育手帳関連	209	身体障がい者手帳交付事務	・身体障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき発行する身体障がい者手帳交付事務を総括する。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		210	身体障がい者手帳交付事務（区）	・身体障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき身体障がい者手帳交付の申請、交付・不交付決定事務を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		211	公職選挙に関する事務	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。 【局の業務】制度の管理	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		212	公職選挙に関する事務（区）	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。 （証明書の交付事務）	福祉局	法令	中核市		区	○	●		
		213	日本国憲法の改正手続に関する事務	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。 【局の業務】制度の管理	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		214	日本国憲法の改正手続に関する事務(区)	・身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。 （証明書の交付事務）	福祉局	法令	中核市		区	○	●		
		215	身体障がい者手帳無料診断	・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。 大阪市身体障害者手帳無料診断制度実施要綱 【局の事務】 診療機関との契約、制度の運用、実績に基づく支払い	福祉局	任意			区		●		
		216	身体障がい者手帳無料診断(区)	・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。 大阪市身体障害者手帳無料診断制度実施要綱 【区の業務】 申請受付、予約調整	福祉局	任意			区		●		
		217	身体障がい者手帳に係る等級及び指定医師の審査	・身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等。 ・社会福祉審議会障害者福祉専門部会の開催。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		218	療育手帳発行業務(区)	・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。 【区の業務】 申請受付、判定依頼、手帳の交付	福祉局	要綱等	政令市		区	○	●		
23	療育手帳の発行	219	療育手帳発行業務	・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。 【局の実務】 制度の管理、審査請求対応、手帳カバーの調達	福祉局	要綱等	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
24	障がい者自立支援給付	220	障がい福祉サービス事業者等指定・指導等	・障がい福祉サービス事業所等の事業者指定 障がい者に対するホームヘルプサービスの提供や、通所による日中活動の提供などのサービスを大阪市内において開始する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた事業を行う者として大阪市の事業者指定を受ける必要があり、その事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行うもの。 ・障がい福祉サービス事業所等の指導・監査 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障がい福祉サービス事業者等に対して行う自立支援給付対象サービス等の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求等に関して指導及び監査等を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図るもの。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		221	障がい福祉サービス事業者等指定・指導等（移動支援）	・移動支援事業者の登録及び指定相談支援事業者の指定 相談支援事業及び移動支援事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び移動支援事業者業実施要綱に基づき事業を行う者として、大阪市の事業者指定等を受ける必要があり、その事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行うもの。 ・移動支援事業者及び障がい福祉サービス事業所の指導・監査 障がい福祉サービス事業所及び移動支援事業所に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び本市の要綱等に基づく指導監査業務を行う。 ・指定特定相談支援事業所の業務管理体制の届出等 特定相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が大阪市内に所在する事業者は、大阪市に業務管理体制の届出を行う必要があり、当該届出の受理等を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		222	障がい児相談支援事業者等関係事務(指定・指導等)	・指定障がい児相談支援事業者の指定等 障がい児相談支援事業については、児童福祉法に基づき事業を行う者として、大阪市の事業者指定等受ける必要があり、その事業を実施するに当たり必要とされる基準（人員配置基準・設備基準等）を満たしているか等審査したうえで指定を行うもの。 ・指定障がい児相談支援事業所の指導・監査等 障がい児相談支援事業所に対して、児童福祉法等に基づく指導監査業務を行う。 ・指定障がい児相談支援事業所の業務管理体制の届出等 特定障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が大阪市内に所在する事業者は、大阪市に業務管理体制の届出を行う必要があり、当該届出の受理等を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		223	自立支援給付費等	自立支援給付等に関する給付費の支払い（※国保連による一括請求）や、事務整理、各関係法令・関係通知に伴う運用検討、制度に対する問い合わせ等を行う。 【対象となる事業】 ①高額障がい者福祉サービス費 ②介護給付費 ③訓練等給付費 ④補装具給付費 ⑤身体障がい者更生医療費 ⑥計画相談支援 ⑦地域相談支援	福祉局	法令	一般市		区		●		
		224	自立支援給付費等（区）	自立支援給付等に関する給付決定業務等を行う。 【対象となる事業】 ①高額障がい者福祉サービス費 ②介護給付費 ③訓練等給付費 ④補装具給付費 ⑤身体障がい者更生医療費 ⑥計画相談支援 ⑦地域相談支援 にかかる相談、受付、支給決定及び変更・更新決定等を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		225	障がい支援区分認定審査会	①障がい支援区分認定審査会経費 障害者総合支援法第21条に規定する障がい支援区分の認定にかかる審査及び判定を行う。 ②障がい支援区分認定調査委託事業 障害者総合支援法第21条に規定する障がい支援区分の認定にかかる審査及び判定に必要な事項の訪問調査・障害者総合支援法第22条に規定する介護給付費等の支給決定を行う場合に勘案すべき事項である、障がい者等の介護を行う者の状況及び障がい福祉サービスの利用に関する意向等の訪問調査。 ③認定事務センター運営経費 各区保健福祉センターの障がい支援区分認定事務のうち、システムへの入力作業や認定審査会資料の作成業務等の後方支援業務などを認定事務センターにおいて集約して行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		226	障がい支援区分認定審査会（区）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条に規定する障がい支援区分の認定にかかる審査及び判定を行う。 （区の業務） 障がい支援区分認定審査会の運営	福祉局	法令	一般市		区		●		
		227	障がい福祉サービス等に係る事務	障害者総合支援法における障がい福祉サービス費などの支給決定事務の整理、児童福祉法における障害がい児入所・通所給付についての請求内容審査及び支払い等を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		228	障がい福祉サービス等事務（区）	各区保健福祉センター（実施機関）において行う障がい福祉サービス等の支給決定にかかる事務	福祉局	法令	一般市		区		●		
		229	自立支援医療機関の指定等	・自立支援医療機関の指定等（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		230	障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール運用管理事務	大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等を取り込み、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成時に使用し、効率的に審査・資料等作成を行う	福祉局	任意			区		●		
25	障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業者等の業務管理体制の整備	231	業務管理体制の整備に関する事項の届出関係等事務（総合支援法）	・障がい福祉サービス事業所等の業務管理体制の届出等 事業所又は施設の所在地が一の指定都市の区域にのみ所在する事業者は、業務管理体制の届出を行う必要があり、当該届出の受理及び検査等を行う。	福祉局	法令	政令市		都	●			
		232	業務管理体制の整備に関する事項の届出関係等事務（児童福祉法）	・障がい児通所支援事業所等の業務管理体制の届出等 事業所又は施設の所在地が一の指定都市の区域にのみ所在する事業者は、業務管理体制の届出を行う必要があり、当該届出の受理及び検査等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	●			
		233	介護サービス事業者の業務管理体制の管理等事務	○介護保険事業者の業務管理体制の整備等 ・介護保険サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出等の各種届出の受理を行う。 ・介護保険サービス事業者に対する質問、検査等。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
26	発達障がい者支援	234	発達障がい者就労支援事業	・障がい者就業・生活支援センター（中央センター）に、発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、発達障がい者の個々の障がい特性を踏まえながら、就業の支援を行う。 ・障がい者就業・生活支援センター（地域6センター）の就労支援員を1名増員し、発達障がい者の個々の障がい特性を踏まえながら、就業の支援を行う。 【局実施実務】 委託契約の締結、実績確認、委託料の支出、発達支援部会への参加	福祉局	法令	政令市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		235	発達障がい者支援センター運営等事業	・発達障がい者及びその家族等に対する相談支援 ・発達障がい者及びその家族等に対する発達支援 ・発達障がい者に対する就労支援 ・関係機関・事業所等への啓発研修及び機関支援、ペアレント・トレーニングなどの親支援講座	福祉局	法令	政令市		都	○		● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保
		236	発達障がい者の支援（計画・施策）	・発達障がい者支援部会（企画・推進委員会） ・発達障がい者支援マネージャーの配置 ・「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」等の発達障がい理解普及・啓発活動	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		237	発達障がい者の支援（専門相談・専門支援）	・発達障がい者支援に関わる部署や関係機関と連携し発達障がい者への支援が円滑に行えるよう後方支援、サービス水準の維持・統一のための連絡調整を行う。 ・発達障がい者の乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、切れ目なく発達障がいのある方への支援を効果的に行うため、関係機関などと連携を図りながら、支援に関する情報の共有を促進するためのツールや仕組みを構築するなど、必要な措置を講ずる。	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		238	発達障がい児専門療育機関の設置・運営	発達障がい児への早期支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障がい児に対して行われる発達支援の専門性を確保するために必要な措置を講じることを目的とする。 ・発達障がい児専門療育機関の設置・運営	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
27	盲導犬の貸与	239	盲導犬等の貸与	・必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県（政令市）以外の者にこれを貸与することを委託する。（但し、本市としては事業実績なし）	福祉局	法令	政令市		都	●			
28	民間障がい（児）者施設の認可・指導・補助等	240	民間の児童福祉施設に対する費用の補助等（障がい児入所施設、児童発達支援センター）	・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助 ・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助がされたときに、予算の変更指示等の権限 ・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助金の返還命令 （いずれも、障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るもの）	福祉局	法令	政令市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		241	児童福祉施設の設置等の届出受理(障がい児入所施設、児童発達支援センター)	・児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置の届出 ・児童福祉法に基づく廃止等の届出 (いずれも、障がい児入所施設及び児童発達支援センターに係るもの)	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		242	障がい児通所支援事業等の開始等(届出を必要とせず設置する権限)	・都道府県(政令市)による、障がい児通所支援事業又は障がい児相談支援事業(以下「障がい児通所支援事業等」という。)の事業開始等	福祉局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		243	障がい児施設関係事務(指定・指導等)	・障がい児通所支援事業所等の事業者指定 障がい児通所支援事業所等を大阪市内において開始する場合には、児童福祉法に基づいた事業を行う者として大阪市の事業者指定を受ける必要があり、その事業を実施するに当たり必要とされる基準(人員配置基準・設備基準等)を満たしているか等審査したうえで指定を行うもの。 ・障がい児通所支援事業所等の指導・監査 児童福祉法の規定に基づき、指定障がい児通所支援事業所等に対して行う障がい児通所給付対象サービス等の内容並びに給付に係る費用の請求等に関して指導及び監査等を行い、給付対象サービス等の質の確保及び適正化を図るもの。	福祉局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		244	社会福祉施設整備補助事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第第5条第15項における共同生活援助(障がい者グループホーム)の整備及び設備整備にかかる経費の一部を補助する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		245	社会福祉法人・施設監査業務(障害児入所施設に係るもの)(児童福祉法)	民間が設置する児童福祉施設についての報告聴取・民間が設置する児童福祉施設に対する改善命令・国以外の者が設置する児童福祉施設の最低基準の検査(都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く)(障害児入所施設に係るものに限る)	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
29	障がい児施設の費用関連(給付費、措置費)	246	障がい児入所給付	障がい児入所給付に関する事務整理や各関係法令・関係通知に伴う運用検討、制度に対する問い合わせ等を行う。 【対象となる事業】 ①障がい児入所給付 ②高額障がい児入所給付	福祉局	法令	政令市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		247	障がい児入所給付(区)	障がい児入所給付に関する給付決定業務等を行う。 【対象となる事業】 ①障がい児入所給付 ②高額障がい児入所給付	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		248	法に基づく措置(虐待時などの措置)	・虐待など、障がい児の人権保護のために措置による障がい児入所施設への施設入所にかかる費用を支弁する。	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		249	法に基づく措置(虐待時などの措置:入所)(区)	・障がい児の扶養義務者から入所の措置にかかる費用の一部を負担能力に応じて徴収する。	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		250	法に基づく措置(虐待時などの措置:通所)(区)	・障がい児の扶養義務者から通所の措置にかかる費用の一部を負担能力に応じて徴収する。	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		251	法に基づく措置(やむを得ない措置)(区)	・障がい福祉サービス等(介護給付費及び訓練等給付費)を必要とする障がい児の保護者が、やむを得ない事由により障がい福祉サービス等の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、障がい福祉サービス等の提供を委託することができる。 ・障がい児通所給付を必要とする障がい児の保護者が、やむを得ない事由により障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、障がい児通所支援の提供を委託することができる。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		252	障がい児通所給付	障がい児通所給付に関する事務整理や各関係法令・関係通知に伴う運用検討、制度に対する問い合わせ等を行う。 【対象となる事業】 ①児童発達支援(福祉型・医療型) ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④障がい児相談支援 ⑤高額障がい児通所給付	福祉局	法令	一般市		区		●		
		253	障がい児通所給付(区)	障がい児通所給付に関する給付決定業務等を行う。高額障がい児給付 【対象となる事業】 ①児童発達支援(福祉型・医療型) ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④障がい児相談支援 ⑤高額障がい児通所給付	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		254	障がい児給付事務（区）	各区保健福祉センター（実施機関）にて行う障がい児入所・通所給付決定にかかる事務	福祉局	法令	一般市		区		●		
30	障がい者施設の設置・運営	255	障がい者支援施設の設置	・都道府県（政令市・中核市）による障がい者支援施設の設置	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		256	早川福祉会館の運営	・障がい者の自立及び社会参加を支援し、その福祉を増進することを目的として設置 ・事業内容について、①視覚障がい者のための図書その他の資料の収集及び提供、②障がい者の自立及び社会参加に関する相談及び啓発、③集会その他各種行事の場の提供	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		257	点字図書館等運営費補助（早川福祉会館）	・点字・録音図書等の閲覧・貸し出しを行うとともに、点訳・音訳ボランティアを養成する業務委託を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		258	障がい児に係る本市独自事業等（敷津浦学園）	・敷津浦学園運営費(公設民営施設運営調整費含む)	福祉局	任意			都		●		
		259	障がい者スポーツセンター運営等	・指定管理施設において、経年劣化により建物の躯体及び設備の改修工事等を行う。 ・「大阪市長居障がい者スポーツセンター」及び「大阪市舞洲障がい者スポーツセンター」の管理運営。	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		260	障がい者スポーツセンター運営等（此花作業指導所）	・指定管理施設である大阪市立此花作業指導所の管理運営。 ・運営にかかる経費は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続B型）。の報酬により賄われている。 ・主な事務として協定書締結事務など	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		261	長居障がい者スポーツセンター建替整備	・障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図るため、PFI方式により新たね施設を整備するもの ・長居公園内の樹林地を整備予定地としているため、新施設の着工の前に、樹木の移植等を行うもの	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		262	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営（施設管理・指定管理）	・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務（更生療育センター（指定障がい者支援施設・児童発達支援センター））	福祉局	任意			都			● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保
		263	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営（診療所・各種サービス事業）	・心身に障がいがある未就学の児童を対象にした診断・相談 ・障がい者健康診査事業の実施 ・研究・研修・情報サービス	福祉局	任意			都			● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保
		264	障がい者福祉施設整備	本市の施設において、経年劣化等により改修が必要なため整備することを目的とする。	福祉局	任意			都・区		●		
31	障がい者福祉関連	265	障がい者相談支援調整事業	・各区障がい者基幹相談支援センターの統括・後方支援 ・3年ごとに公募を行い受託法人を決定、3年間の長期継続契約を締結 ・業務委託で実施しており、市内に1カ所設置	福祉局	法令	一般市		区		●		
		266	障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター）	・障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等から相談に応じ、利用者の目的や意思等の状況に応じて必要な情報提供・助言その他福祉サービス利用支援等を適切に実施する。 ・各区に障がい者相談支援センターを設置して実施 ・公募により受託法人を決定（3年（R6～8）の長期継続契約）し、業務委託により実施 等、障がい者相談支援体制の充実を図る 【業務】 ・公募による委託事業者の選定、契約締結、委託料支払 ・相談支援業務の実施状況の確認 ・相談支援センターの運営評価 ・市としての相談支援体制の確保の検討（一定の質の確保をする観点から、基本的な仕様内容の統一が必要） ・障がい者相談支援センター間の連絡調整	福祉局	法令	一般市		都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		267	障がい者相談支援事業（区移管事務）	・障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等から相談に応じ、利用者の目的や意思等の状況に応じて必要な情報提供・助言その他福祉サービス利用支援等を適切に実施する。 ・各区に障がい者相談支援センターを設置して実施 ・公募により受託法人を決定（3年（H27～29）の長期継続契約）し、業務委託により実施 【区移管業務】 ・公募による委託事業者の選定、契約締結、委託料支払 ・相談支援業務の実施状況の確認 ・相談支援センターの運営評価	福祉局	法令	一般市		区		●		
		268	地域生活支援事業（障がい福祉課）	・障がい者等が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するなどの事業 【該当事業】※いずれも委託事業 ・聴覚言語障がいコミュニケーション支援事業、要約筆記者養成及び派遣事業、障がい者社会参加促進事業、点字資料出版、更生訓練活動、在宅中途失明者訪問指導事業、手話奉仕員養成事業、点訳奉仕員養成事業、盲ろう者通訳・介助者派遣及び養成事業、手話通訳者養成事業 【局実務】 ●盲ろう者通訳・介護者派遣及び養成事業、手話通訳者養成事業以外の事業 　委託事業者の募集、委託契約の締結、委託料の支出、実績確認 ●盲ろう者通訳・介護者派遣及び養成事業、手話通訳者養成事業 　大阪府・指定都市・中核市の共同実施（委託）の会議出席、委託契約の締結、分担金の支出、実績確認	福祉局	法令	一般市		区		●		
		269	地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業におけるサービス等の実施など 【障害者総合支援法第77条第1項第8号】 ①移動支援事業 【障害者総合支援法第77条第1項第9号】 ②地域活動支援センター事業 【障害者総合支援法第77条第1項第6号】 ③日常生活用具給付等事業 ④住宅改修費給付事業 ⑤点字図書給付事業 【障害者総合支援法第77条第3項】 ⑥重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業 ⑦日中一時支援事業 ⑧障がい者福祉ホーム事業 ④重度障がい者就業支援事業	福祉局	法令	一般市		区		●		
		270	地域生活支援事業（区）	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業におけるサービス等の実施など 【障害者総合支援法第77条第1項第8号】 ①移動支援事業 【障害者総合支援法第77条第1項第6号】 ②日常生活用具給付等事業 ③住宅改修費給付事業 ④点字図書給付事業	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		271	大阪市ハートフルWeb事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・「大阪ハートフル商店街」サイトの管理運営、企業や団体への訪問による製品の展示販売等を委託し、授産製品の販売促進を図っている。 【局実施実務】 委託事業者の募集、委託契約の締結、実績確認、委託料支払、障がい者雇用月間・障がい者週間における本庁での展示販売会の企画・調整	福祉局	任意			都		●		
		272	重度障がい者入浴サービス	・重度の身体障がい者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障がい者に対して、移動入浴車で、看護職員、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居宅に搬入して入浴サービスを行う。 ・事業の実施主体は大阪市であるが、事業の一部は介護保険制度において訪問入浴介護事業者として指定を受けた事業者に委託し実施している。 （利用者へのサービスの提供は、受託事業者が所有する移動入浴車等で訪問し、実施している。） ・委託を受けた事業者が利用者に対し入浴サービスを実施し、一定の基準の範囲において本市が利用料の一部を負担している。 【局実施事務】 ・受託事業者募集、委託契約の締結、実績確認、委託料の支出、利用者向け更新案内、利用者名簿管理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		273	重度障がい者入浴サービス（区）	・重度の身体障がい者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障がい者に対して、移動入浴車で、看護職員、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居宅に搬入して入浴サービスを行う。 【区実施事務】 サービス利用案内、申込受付、利用決定	福祉局	法令	一般市		区		●		
		274	大阪市障がい者職業能力開発訓練施設運営助成	・障がい者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図っている訓練施設に対し運営補助を行っている。	福祉局	法令	地方公共団体		区		●		
		275	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 （淀川、北部、西部、中部、南部、南西部の6センターに委託） ・大阪府が委託する「東部地域障がい者就業・生活支援センター」と本市委託の上記6センターの連携調整のため、「中央センター」を大阪市の委託により東部地域障がい者就業・生活支援センター内に設置している。 【局実施事業】 中央センター＋6地域センター 委託事業者の募集、委託契約の締結、実績確認、委託料の支出	福祉局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		276	知的障がい者長期受入プロジェクト	・大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、知的障がいのある者を非常勤嘱託職員として長期（原則1年間、更新は2回まで）受け入れし、一般就職に向けた障がいの特性による課題解決や、職員に対する啓発を行う。 【局実施実務】 嘱託職員の募集、採用試験の実施、（採用、出勤管理、給与支払、退職等）勤怠事務、ジョブコーチ派遣事業との連携による職員の支援の検討・実施	福祉局	任意			都・区		●		
		277	ジョブコーチ派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ（指導員）を派遣 【局実施実務】 委託契約の締結、実績確認、委託料の支出、ジョブコーチと連携し知的障がい者長期受入プロジェクトで雇用した職員の支援の検討・実施	福祉局	任意			都		●		
		278	障がい者施策推進協議会業務（必置規定としての権限）	・障害者基本法等に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項並びに関係機関相互の連絡調整に関する事項等について審議する。	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		279	3号随意契約各局調整業務	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を推進し、障がい者福祉施設で契約可能な物品、役務の調査を行い、契約の調整のため各局との協議を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		280	障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務（障害者基本法）	・障害者基本法に基づく市町村障がい者計画に関連する業務を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		281	障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務（障害者総合支援法）	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及びその確保のための方策を定める障がい福祉計画に関連する業務 ※人員及び事業費は、「障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務（障害者基本法）」に一括計上	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		282	生活のしづらさなどに関する調査（各区における実地調査）	・厚生労働省から調査を実施する旨（調査要綱）及び調査対象地域が通知される。 ・厚生労働省（支出負担行為担当官大阪府福祉部長）と調査実施にかかる契約を締結する。 ・各区・関係機関に調査実施について情報提供を行う。 ・調査員（非常勤職員）を募集・選定し、委嘱する。 ・厚生労働省から調査票・提出用封筒等が送付される。 ・調査員に対して調査実施の説明会を実施する。 ・調査員が調査対象地域の全戸を訪問し、調査の趣旨を説明したうえで、調査対象者がいるかを確認する。調査対象者がいる場合のみ調査票・提出用封筒を渡して協力をお願いする。 ・市役所に届いた提出用封筒については、回答期限後に厚生労働省へ未開封のまま送付する。 ・調査結果の集計・分析等は厚生労働省において実施される。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		283	地域自立支援協議会	・課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価 ・地域ネットワークの構築	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		284	地域自立支援協議会（区）	・課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価 ・地域ネットワークの構築	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		285	補助犬法に基づく相談業務	・障がい・補助犬利用者または、各種施設からの相談対応。 ・市民に対する啓発・広報業務。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		286	生活訓練等事業等の開始等届出の受理	・国及び都道府県以外の者は、都道府県知事（中核市・政令市）に届け出て、身体障がい者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業を行う。 ・国及び都道府県以外の者は、届け出た事項に変更が生じたときは、その旨を都道府県知事（中核市・政令市）に届け出る。 ・国及び都道府県以外の者は、身体障がい者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、都道府県知事（中核市・政令市）に届け出る。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		287	身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、自立と社会経済活動への積極的な参加を促すため、障がいの程度に応じて、協定を結んだ交通機関の乗車料金の福祉措置に係る無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。 【局の業務】 制度管理、交通機関との連携（乗車証の作成依頼、乗車料金の支払事務等）、年度更新業務（封入封緘等）の委託　等	福祉局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		288	身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置（区）	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、自立と社会経済活動への積極的な参加を促すため、障がいの程度に応じて、協定を結んだ交通機関の乗車料金の福祉措置に係る無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。 【区の業務】申請受付・交付、更新業務（乗車証への記名、発送等） 等	福祉局	任意			区		●		
		289	障がい者福祉バス借上補助事業	・本市に居住する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。 【局の業務】審査、交付決定、補助金額の確定、補助金の支払い	福祉局	任意			都		●		
		290	障がい者福祉バス借上補助事業（区）	・本市に居住する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。 【区の業務】申請受付、各種通知書の交付	福祉局	任意			区		●		
		291	重度障がい者等タクシー料金給付事業	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券（年間96枚）で給付する（市営交通無料乗車証と選択制） 【局の業務】券の調製、タクシー業者への支払い、年度更新業務（封入封緘等）の委託 等	福祉局	任意			都・区		●		
		292	重度障がい者等タクシー料金給付事業（区）	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券（年間96枚）で給付する（市営交通無料乗車証と選択制） 【区の業務】申請受付・交付、年度更新業務（乗車証への記名、発送等） 等	福祉局	任意			区		●		
		293	重度障がい者等タクシー料金給付における二次元コードを活用した利便性向上事業	タクシー給付券に二次元コードを活用し、乗車時の利用確認や給付費の請求・審査等をデジタル化するなど、利便性の向上及び業務の効率化を目的とする。	福祉局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		294	わがまちのやさしさ発見マップ事業	・障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。 ・大阪市内在住または大阪市内に通学する中学生、高校生を対象に、高齢者や障がい者がまちへ出て、建物や公園、道路、公共交通機関を安全・快適・便利に利用できる配慮がどのようになされているかを調査し発見したやさしさをまとめたレポートを募集し優秀な作品を表彰する。 ・令和8年度より、主に中学生・高校生を対象に、スマートフォン等を活用して身近な地域で発見したバリアフリー情報を募集し、障がいのある人等が活用できるよう、ウェブ上のマップで公開するものへ事業内容を変更。それに伴い、事業名を「わがまちのやさしさ発見」レポート募集から変更。 【局実施実務】 広報協議、募集ポスターチラシの発注、バリアフリー情報の募集、バリアフリー情報のマップへの反映	福祉局	法令	地方公共団体		区		●		
		295	身体障がい者・知的障がい者相談員（局事務）	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、障がい者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行う。 ・なお、局として推薦する3名の相談員がおり、下記①～③の実務を行っている。 【局業務】 ①局推薦による相談員に対する委嘱行為 ②局推薦による相談員にかかる報償金の予算、決算、支払業務 ③局推薦による相談員にかかる業務報告書の受理 ④市域全体の相談員名簿の管理及び市民への情報提供 ⑤相談員の資質確保のための統一的な研修の実施	福祉局	法令	一般市		都・区		●		
		296	身体障がい者・知的障がい者相談員（区移管事務）	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、障がい者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行う。 【区移管業務】 ・各区推薦相談員に対する委嘱 ・各区推薦相談員への報償金の予算、決算、支払業務 ・各区推薦相談員にかかる業務報告書の受理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		297	身体障がい者・知的障がい者相談員（区）	・身体障がい者・知的障がい者の相談に応じ、必要な指導、援助を行うとともに、行政機関と協力し、障がい者福祉について、積極的に啓発・普及活動を行う。 【区の業務】 ・相談員の推薦 ・委嘱状の伝達 ・実績管理（業務報告書の受理）、報償金の支払い ・住所等の変更がある場合の「変更届」の受理及び局への報告	福祉局	法令	一般市		区		●		
		298	障がい者福祉啓発事業（ふれあいキャンペーン）	・障がい者の抱える問題について、市民に理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。（ふれあいキャンペーン） ・啓発物を作成し、市内小学校を中心に配布。ふれあいキャンペーン事務局市としてワーキングに参加。物品発注等の事務局取り纏めは大阪府。	福祉局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		299	市営特定住宅募集事業（障がい分）	・毎年５月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行う。 【局の業務】 都市整備局との協議（予算措置、募集内訳等調整、しおりデータ校正、抽選結果報告等）、しおり作成（業者契約含）、区担当者説明会、広報、問合せ対応、住まい公社との事務調整、抽選会開催、抽選結果通知発送、など	福祉局	任意			都・区		●		
		300	市営特定住宅募集事業（障がい分）（区）	・毎年５月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行う。 【区の業務】申込受付、問わせ対応、区受付状況をとりまとめて局へ報告	福祉局	任意			区		●		
		301	身体障がい者自動車改造費補助	・身体障がい者（上肢、下肢、体幹の1・2級）が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助する。 【局の業務】 審査、交付決定、補助金額の確定、補助金の支払い	福祉局	任意			都		●		
		302	身体障がい者自動車改造費補助（区）	・身体障がい者（上肢、下肢、体幹の1・2級）が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助する。 【区の業務】申請受付、各種通知書の交付	福祉局	任意			区		●		
		303	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	・放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。 【局の業務】区で実施する減免証明の更新確認作業の区別の振り分けや区からの回答のとりまとめ	福祉局	任意			区		●		
		304	NHK放送受信料減免証明書の交付事業（区）	・放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。 【区の業務】申請受付、NHKへの連携、減免証明の更新確認作業	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		305	有料道路割引証の交付事業	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。 【局の業務】 ルーチン業務なし、稀に偽造証明等不正に関する警察からの照会対応	福祉局	任意			区		●		
		306	有料道路割引証の交付事業（区）	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。 【区の業務】申請受付、手帳への記載・押印	福祉局	任意			区		●		
		307	その他障がい福祉業務	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務について一括してまとめたもの 【該当事務】 ・寄付収受、後援名義、団体要望、大都市会議、障害者優先調達推進法、福祉の店・行政財産目的外使用、本市施設を活用した知的障がい者の就業訓練、総合評価一般競争入札、かんでんエルハート関係業務、軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費、区職員研修、災害時の障がい者支援関係業務、福祉業務サイト、観桜会、福祉のあらまし、食事サービス、第三種低料郵便関連業務、指定管理者外部評価経費、民間移管にかかる経費、不動産管理、償還金補助、障がい者会館、用地売却にかかる経費、所管不動産の有償化、法施行記念市長表彰、ICT技術を活用した高齢者等の見守り	福祉局	任意			都・区		●		
		308	その他障がい福祉業務（区）	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務について一括してまとめたもの 【該当事務】 ・軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費	福祉局	任意			都・区		●		
		309	障がい児に係る本市独自事業等	①第二子等障がい児施設など利用料軽減措置事業 ②難聴児補聴器給付事業 ③施設児童援護費 ④児童発達支援利用者負担給付事業	福祉局	任意			都・区		●		
		310	障がい者に係る本市独自事業	①障がい者リハビリテーション促進事業 ②重症心身障がい者施設通所助成 ③障がい者訓練等通所交通費	福祉局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		311	障がい者福祉啓発事業（理解促進事業）	・内閣府との共催事業により障がいや障がい者に関わる「体験作文」と「障がい者週間のポスター」を広く募集し、優秀作品を表彰する。 ・障がい者の抱える問題について、市民に理解と関心を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。 ・障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施する。 ・あいサポート運動に関する研修、啓発を実施する。 ・ヘルプマーク及びヘルプカードの配布、啓発を実施する。 【局事務】 障がい者週間に実施する「体験作文」及び「障がい者週間のポスター」の募集、優秀作品の選考、表彰式の開催	福祉局	法令	地方公共団体		区		●		
		312	地域生活支援拠点整備事業	・障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活支援体制の強化を行うための機能を発揮することで、重度の障がいがある方であっても地域で安心して生活をおくることができることを目的とする。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		313	手話言語条例に関する取組み	・大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を行い、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	福祉局	任意			都・区		●		
		314	障害者差別解消法に関する取組み	・事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対し、障がいのある人から相談があった場合の相談対応、研修、啓発を実施 ・大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会（年2回）の開催 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に係る事例検討会議（毎月１回）の開催	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		315	障がい児通所支援事業所における性被害防止対策設備等支援事業	・障がい児通所支援事業所において、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費を補助する。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
		316	障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助	介護テクノロジー（介護ロボット、見守り機器等）を活用することにより、障がい者支援施設等における介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を目指す事業に対し、補助を行い、障がい福祉の現場における働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障がい福祉サービスの提供等を推進するもの	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		317	身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置にかかるICカード化システム改修	身体・知的障がい者等の地下鉄等乗車料金福祉措置における無料乗車証をICカード化するにあたって必要なシステム開発・改修を実施する。	福祉局	任意			都		●		
		318	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。 （ア）入居支援 、（イ）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整	福祉局	法令	一般市		区		●		
		319	施設入所者地域生活移行促進事業	施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供することにより、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図る	福祉局	法令	一般市		区		●		
		320	一人暮らし体験推進事業	親等の介護者と同居する障がい者に対して一人暮らし体験の機会を提供することにより、親元等からの円滑な自立の促進を図る	福祉局	法令	一般市		区		●		
		321	緊急時地域生活コーディネート事業（障がい者緊急一時保護施設退所支援等事業）	、大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施要綱第3条に定める実施施設に入所している障がい者が、円滑に退所し、ふさわしい生活の場へ移行できるよう家族や関係機関等との連絡調整、障がい福祉サービス等の利用に関する相談その他の必要な支援を行うことを通して、障がい者の安心した地域生活を支える体制を確保する	福祉局	法令	一般市		区		●		
		322	障がい者夜間・休日等緊急時支援事業	地域において在宅で生活している障がい者等について、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合であって、やむを得ない事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に定める障害福祉サービス等を利用することができない場合等に、支援者が居宅を訪問する等して支援を行った際の経費の一部を支給することにより、地域での安心した生活を支える体制を確保する	福祉局	法令	一般市		区		●		
		323	緊急一時保護受入・対応強化事業	緊急一時保護において、さまざまな対象者に対応できるよう、受入施設の体制強化及び受入・対応機能の支援体制を整備することにより、障がい者等の地域での生活を支援する。	福祉局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		324	鉄道駅舎エレベーター等設置補助	障がい者や高齢者をはじめすべての市民が安全・快適に暮らせる「ひとにやさしいまちづくり」の促進を図るため、鉄道駅舎の段差解消策としてエレベーター等の設置経費の補助を行うもの。平成3年から開始し、平成23年度をもって一定役割を終えたとして事業終了したものの、国の基本方針の改定に基づき新たな補助制度として行っている。	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		325	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等支援事業	・医療型短期入所事業 ・重症心身障がい児者地域生活支援センター事業	福祉局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		326	医療的ケア児等支援強化事業	・医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援 ・在宅人工呼吸器使用者電源確保支援	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		327	子ども安全安心対策事業補助	・障がい児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費を補助する。	福祉局	要綱等	中核市		区	○	●		
		328	障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査	障がい福祉サービス等における事業者の指定、給付費請求の審査、事業者への運営指導、利用者への支給決定並びに事業者における人材確保・定着・資質の向上に関して、達成すべき明確な目標、実施すべき具体的な項目及びロードマップ等に定めた「障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上のためのアクションプラン」を策定する。	福祉局	任意			該当なし		●		
		329	国庫支出金等の還付金	概算額で交付された国庫負担金について、あるべき補助額が確定したことにより受入超過となった際に返還する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		330	大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業（障がい）	物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の負担を軽減し、安定して必要なサービスを継続して提供していただくことを目的とし、支援金を交付する。 ※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用	福祉局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		331	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保護、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる、原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して、大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する協力、 謝礼金については、年4回、3月分をまとめて支給する。相談員の任期は2年となっており、任期途中の辞任・死亡等については、解職手続きをとるとともに、後任の選定・委嘱を行う。 ・年1回、年度末に1年間の相談の業務報告書の提出を求める。 （府内28市町に権限移譲済み）	府福祉部	任意					●		
32	障がい者福祉関連（生活のしづらさなどに関する調査とりまとめ）	332	生活のしづらさなどに関する調査（広域における取りまとめ）	・厚生労働省から調査を実施する旨（調査要綱）及び調査対象地域が通知される。 ・厚生労働省（支出負担行為担当官大阪府福祉部長）と調査実施にかかる契約を締結する。 ・各区・関係機関に調査実施について情報提供を行う。 ・調査員（非常勤職員）を募集・選定し、委嘱する。 ・厚生労働省から調査票・提出用封筒等が送付される。 ・調査員に対して調査実施の説明会を実施する。 ・調査員が調査対象地域の全戸を訪問し、調査の趣旨を説明したうえで、調査対象者がいるかを確認する。調査対象者がいる場合のみ調査票・提出用封筒を渡して協力をお願いする。 ・市役所に届いた提出用封筒については、回答期限後に厚生労働省へ未開封のまま送付する。 ・調査結果の集計・分析等は厚生労働省において実施される。	福祉局	要綱等	中核市		都	○	●		
33	障がい者等に対する手当、給付金等	333	特別障がい者手当等の支給	・日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障がい者に対して、その負担の軽減のため特別障がい者手当等を支給する。 【局の主な事務】 ・障がい認定にかかる審査会開催関係事務 ・手当支給事務 ・区担当職員向け事務説明会開催事務 ・補助金関係事務　など	福祉局	法令	その他	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む）及び福祉事務所を管理する町村長	都		●		
		334	特別障がい者手当等の支給（区）	・日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障がい者に対して、その負担の軽減のため特別障がい者手当等を支給する。 【区の事務】 ・申請者（受給者）からの申請及び届出書受付事務 ・局への認定のための診断書審査依頼事務 ・リハビリテーションセンター及びこども相談センターへの認定のための判定依頼事務 ・特別障がい者手当等認定事務、及び各種届出にかかる決定事務 ・申請者（受給者）への通知書等送付事務 ・転入又は転出にかかる他自治体あて送付にかかる事務　など	福祉局	法令	その他	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む）及び福祉事務所を管理する町村長	都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		335	特別児童扶養手当	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。 【局の主な業務】 ・特別児童扶養手当認定事務、及び各種届出にかかる決定事務 ・障がい認定にかかる医師からの意見聴取事務 ・厚生労働省への支払連携等事務 ・転入又は転出にかかる他自治体あて送付にかかる事務 ・特別児童扶養手当認定システム保守業務 ・福祉行政報告例（26表）月例報告事務 ・事務取扱交付金関係事務　など	福祉局	法令	政令市		都	○	●		
		336	特別児童扶養手当（区）	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。 【区の主な業務】 ・申請者（受給者）からの各種届出の受付事務 ・区から局への進達事務 ・申請者（受給者）への各通知書等送付事務 ・受給者からのお問い合わせ対応事務　など	福祉局	法令	一般市		区		●		
		337	外国人心身障がい者給付金支給事業	・昭和57年１月１日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。 ・各区保健福祉センターにおいて申請を受付（書面審査）た後、申請者に対し決定通知を行うとともに、申請書（写）を局障がい福祉課へ送付する。 ・局障がい福祉課において申請者より登録のあった口座への支払いを行う。	福祉局	任意			都・区		●		
		338	外国人心身障がい者給付金支給事業（区）	・昭和57年１月１日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。 【区の主な事務】 ・申請者（受給者）からの申請及び届出書受付事務 ・手当認定事務及び各種届出にかかる決定事務 ・申請者（受給者）への通知書等送付事務 ・局障がい福祉課への申請書（写）の送付事務　など	福祉局	任意			区		●		
		339	心身障がい者扶養共済事業（区）	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。 【区の業務】 受付、書類の局への進達、障がい証明書発行（加入時のみ）	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		340	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（区）	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。 【区の主な業務】 ・申請者（受給者）からの申請及び届出書受付事務 ・大阪府への申請書等進達事務 ・受給者にかかる異動確認事務　など	福祉局	任意			区		●		
34	重度障がい者在宅介護支援給付金	341	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。 ※申請等書類は局を経由せず、各区と大阪府で直接やり取りする。 ※制度管理および疑義対応についても大阪府が行う。 【局事務】 ・府補助金関係事務	福祉局	任意			都	●			
35	心身障がい者扶養共済事業	342	心身障がい者扶養共済事業	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。 【局の業務】 ・（財）福祉医療機構との各種申請・支払等手続き（加入、脱退、受給、納付金払込、年金収入、現況確認届等） ・加入者・受給者との各種手続き（掛金収納、年金支給、現況確認、加入者・受給権者管理、未収金回収、予算措置・照会等）	福祉局	任意			都	●			
36	障がい者歯科診療センターの運営	343	障がい児（者）歯科診療事業	大阪府・大阪市が共同で社団法人大阪府歯科医師会に対し、「障がい者歯科診療センター」の運営委託を行うとともに、障がい児（者）歯科診療を行う医療機関等について情報提供を行うことで、障がい児（者）歯科診療体制の整備を図る。	福祉局	任意			都	●			
37	障がい者福祉啓発事業（内閣府共催分）	344	障がい者福祉啓発事業（理解促進事業）（共催）	・内閣府との共催事業により障がいや障がい者に関わる「体験作文」と「障がい者週間のポスター」を広く募集し、優秀作品を表彰する。 【局実務】 本市優秀作品の推薦、表彰式での表彰状及び記念品の授与	福祉局	法令	政令市		都	●			
38	障がい者の競技スポーツ振興	345	障がい者スポーツ振興事業（政令市）	・全国障がい者スポーツ大会への選手派遣および全国障がい者スポーツ大会にかかる団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱等	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		346	障がい者スポーツ振興事業（全スポ選考会）	・全国障がい者スポーツ大会の出場選手選考会の開催	福祉局	法令	地方公共団体		都	●			
39	障がい者スポーツ振興	347	障がい者スポーツ国際親善大会	・スポーツを通じて、自己の能力への挑戦、健康保持・増進と相互交流を深め、自立と社会参加を促進するとともに、広くボランティア等の参加を呼びかけ、市民の障がい者への理解を深めることを目的として世界の強豪チームが参加するバスケットボール大会を開催し、障がい者スポーツの普及振興・国際交流や親善を図る。	福祉局	任意			該当なし	●			
		348	障がい者スポーツ振興事業（全スポ選考会除く）	・大阪市障がい者スポーツ大会の開催や、障がい者スポーツの普及振興に取り組む。 ※全国障がい者スポーツ大会の出場選手選考会の開催を除く	福祉局	法令	地方公共団体		都		●		
		349	障がい者スキー教室	・障がい者スキー教室を通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、障がい者に対する理解の増進と体力の高揚を図り、もって障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	福祉局	任意			都・区		●		
40	点字図書館運営費補助	350	点字図書館等運営費補助（情報文化センター）	・点字・録音図書等の閲覧・貸し出しを行うとともに、点訳・音訳ボランティアを養成している点字図書館に対して運営補助を行う。	福祉局	法令	一般市		区	●			
41	民間高齢者施設の認可、指定、指導等	351	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等（老人福祉法関係）（認可）	・社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム又は養護老人ホームについて、それぞれの設備運営基準をもとに審査を行い、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		352	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等（老人福祉法関係）（条例）	・特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について条例で定める。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		353	高齢者福祉施設（軽費老人ホーム）の設置認可、管理運営等（社会福祉法関係）（認可）	・法人が設置する軽費老人ホームについて、設備運営基準をもとに審査を行い、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		354	高齢者福祉施設（軽費老人ホーム）の設置認可、管理運営等（社会福祉法関係）（条例）	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について条例で定める。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		355	高齢者関連施設の指定等事務	○介護保険事業者指定業務 ・介護保険施設等の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		356	高齢者関連施設の指導等事務	○高齢者関連施設の指導等事務 有料老人ホームやサービス付高齢者住宅に対する立入検査等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		357	市町村整備計画に掲載された介護関連施設の届出の受理	・市町村が整備基本方針により策定した、当該市町村における公的介護施設等の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）に基づき施設整備を行う場合、その施設設置者からの届出を受理する。 ・市町村整備計画の策定にあたっては、厚生労働大臣に意見を述べ、その認定を受ける必要がある。 （対象：老人居宅生活支援事業が実施される施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		358	介護サービス事業者の指定・指導等事務	○介護保険事業者指定指導業務 ・介護保険事業者（高齢施設課所管分を除く）の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。 ・介護保険サービス事業者に対する指導・監査を行う。 ・基準条例の制定 ○介護給付等費用適正化関連業務 ・介護給付費の適正化を図るため、給付情報及びケアプラン等の点検を行う。 ○利用者の虐待対応・権利養護関連事務 ・利用者や市民からの通報等を受け、事業所等への現地確認や虐待評価会議への付議・処分の検討等を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		359	社会福祉法人・施設監査業務（老人福祉法）	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		360	介護サービス事業者の指定等事務（介護老人福祉施設等）（許可）	○介護保険事業者指定業務 ・介護保険の施設系サービスの事業者の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		361	介護サービス事業者の指定等事務(介護老人福祉施設等)(条例)	介護老人福祉施設、介護老人保健施設に係る基準条例の制定	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		362	介護サービス事業者の指定等事務(地域密着型等施設等)	○介護保険事業者指定業務 ・介護保険の施設系サービスの事業者の指定・開設許可ならびに各種届出の受理を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		363	介護保険・障がい福祉事業者台帳管理システム運用管理事務	介護保険・障がい福祉事業者台帳の管理システムに係る運用管理	福祉局	任意			都		●		
		364	介護医療院の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護医療院を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			都		●		
		365	サービス付き高齢者向け住宅登録に関する審査事務	・都市整備局との共管事業 ・登録ならびに登録変更に関する審査事務を行う	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		366	居住サポート住宅認定に関する審査事務	・都市整備局との共管事業 ・認定ならびに認定変更に関する審査事務を行う	福祉局	法令	その他	一般市・条例により福祉事務所を設ける町村	都・区		●		
42	介護保険事業	367	介護保険関係事務	介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行う。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		368	介護保険関係事務(繰出金人件費)	一般会計繰出金人件費	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		369	介護保険関係事務(区)	・介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行っている。 【区の業務】 ・被保険者等からの申請受付・承認、納付相談 ・認定審査会の運営	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		370	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費(介護保険法関係)	・高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進している。本計画は3年を1期として計画策定を行う。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		371	地域包括支援センター運営協議会	・介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		372	地域包括支援センター運営協議会(区)	・介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。 【区の業務】 ・区地域包括支援センター運営協議会の運営	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		373	地域包括支援センター運営関連事業	・地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として介護保険法第115条の46に基づき、地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談、権利擁護、継続的・包括的ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメント事業を実施する。 ・地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口(ブランチ)を設置し、高齢者の総合相談、権利擁護事業を実施する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		374	介護用品支給事業・緊急通報システム	・在宅の要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を図ることによって、高齢者と、その家族の福祉の向上を図ることを目的として、紙おむつなどの各種介護用品を給付する。 ・ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、救急車の要請や看護師等が健康面でのアドバイスなど適切な対応を行う。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		375	介護用品支給事業・緊急通報システム（区）	・在宅の要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を図ることによって、高齢者と、その家族の福祉の向上を図ることを目的として、紙おむつなどの各種介護用品を給付する。 ・ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、救急車の要請や看護師等が健康面でのアドバイスなど適切な対応を行う。 【区の業務】 ・申請書受理・決定、・情報管理（システム入力）	福祉局	法令	一般市		区			●	連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		376	家族介護慰労金支給事業	・要介護4又は5に該当し、過去1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を介護し、市民税非課税世帯に属する家族を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、年額10万円の慰労金を支給する。	福祉局	法令	一般市		区			●	連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		377	生活支援型食事サービス事業	・心身の障害等により食事の調理が困難なひとり暮らし等の高齢者に、食事を自宅まで配達することで、利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡する。	福祉局	法令	一般市		区			●	連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		378	ケア付住宅生活援助員配置事業	・高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営めるように配慮して整備された市営等のケア付住宅に生活援助員を配置し、生活相談・安否確認・緊急時の対応などのサービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。	福祉局	法令	一般市		区			●	連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		379	大阪市介護保険施設情報提供等事業	・施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方の特養入所について、ケアマネージャーから地域包括支援センターに相談が寄せられる。その内容について地域包括支援センターと事前協議を行い、その結果、大阪市緊急入所判定委員会の開催が必要な場合は、委員を招集し、判定の結果を地域包括支援センターに通知し、施設入所の斡旋を行う	福祉局	要綱等	一般市		区			●	連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		380	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（制度管理）	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱等	一般市		区			●	連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		381	地域支援事業等	○介護給付費等費用適正化事務事業 介護給付費用の適正化を図ることにより、介護保険事業の運営の安定化を図る。 ・介護給付費適正化関連事業 ・ケアマネスキルアップ事業 ・給付費通知適正化関連事業 ・介護保険住宅改修費等適正給付事業 ○住宅改修理由書作成支援事業 ・要介護者等の住宅改修について専門的知識を有する者が、住宅改修費の支給申請書に添付する理由書を作成した場合に、その作成費を支給することにより、住宅改修の利用を促進する。 ○介護保険法の円滑な実施のための特別対策 生計困難な被保険者について、介護保険利用者負担額軽減の実施による低所得者への対策事業を行う。 ・社会福祉法人等による利用者負担の軽減 ・障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置	福祉局	要綱等	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		382	介護保険市単独事業	○おおさか介護サービス相談センター事業 介護保険制度の導入により、従来の措置から契約へと大きな変革が見られ、事業者と利用者の対等な契約に基づいて、サービスが利用されることになり、利用者の権利擁護が必要であることから、介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図ることを目的とする。 ○介護保険料収納率向上の取組み 介護保険料未収金対策として、財産調査や滞納処分を強化するなど、充実・強化に取り組み、収納率の向上を図る。	福祉局	任意			都・区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		383	介護保険料の滞納整理	介護保険料を滞納している被保険者に対し、金融機関等への財産調査、差押予告書や最終催告書の送付、及び債権差押等の滞納処分を行う。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		384	生活支援体制整備事業	・今後、ますます増加する高齢者の生活支援ニーズ等に対応するため、地域資源の把握やネットワーク化、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などの役割を担う生活支援コーディネーターを、法人への業務委託により配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図る。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		385	特養入所待機者管理システム運用管理事務	・介護保険施設（特養）の入所申込情報をシステム化し、一元的に管理している。 ・システムの待機者情報を介護保険システムの情報と突合し、特養の整備計画に必要な入所待機者の統計資料の作成を行うと共に、死亡者等の情報を本市から各特養に随時提供。	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		386	認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チームを設置し、各区（日常生活圏域）において構築してきた認知症の方を支援するネットワークを活用しながら、広報・普及啓発及び初期集中支援業務等を実施し、認知症初期の方を適切な支援機関に結び付けるとともに、認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の方への支援をはじめ、認知症の状態に応じた適切なサービスが切れ目なく提供されるよう関係機関の連携体制の強化や地域資源構築並びに地域の認知症対応力向上に取り組む。 これをもって、認知症になっても本人の意思が尊重され、地域のよい環境で暮らし続けられる地域体制を構築することを目的とする.	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		387	認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明になったときに、警察捜索の補完的なものとして、その方の氏名や身体的特徴等の情報を保健、医療、福祉、介護等の事業者や地域住民・企業等の協力者にメールで配信し、早期発見の一助とする。 また、警察との連携を強化し適切な支援に結びつけるとともに、登録者に見守りシールを配付するなど身元不明高齢者対策を強化する。 各区見守り相談室（社会福祉協議会）では、認知症高齢者を中心とした対応困難なケースに対しての相談窓口となり、保健福祉センター等の関係機関や地域ネットワーク委員会などと連携を図りながら、各種保健・福祉サービスの利用調整や継続した見守り・支援、さらに家族介護者に対する支援を行っているところであるが、行方不明のおそれのある認知症高齢者等は、外出時に事故が起こる危険性が高く、介護している家族の精神的・身体的負担が相当大きいことから、事故防止と安全確保に対する支援も必要である。家族が安心して介護できるためにも、外出時に事故の危険性が高い認知症高齢者等には、位置探索情報システムを活用し早期発見を行うとともに見守り相談室において、行方不明のおそれのある認知症高齢者等の継続した相談・見守り支援を行う。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		388	基幹系システム統合基盤【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意			区		●		
		389	介護保険システム運用管理事務	介護保険システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、介護保険事務全般をシステム化。 これらの事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	要綱等	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		390	ICT技術を活用した高齢者等の見守り（高齢者分）	空室となった市営住宅のケア付住宅を中心に一定時間家電等の使用がない場合に異常検知して、通報するICT機器を設置し、これまで以上に高齢者等が安心して暮らしていける環境を整備する。	福祉局	任意			区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		391	民間事業が有する資源等の調査	本市で事業を行っている民間企業、NPO法人、地域の産業等に携わる団体等に対して、地域活動に関する調査と分析等を行い、民間企業等が有するノウハウや資源及び民間企業等による地域活動への潜在的な貢献意欲を掘り起こす。	福祉局	法令	一般市		区			●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		392	家族介護支援事業	・地域包括支援センターにおいて、介護を要する高齢者を在宅で介護している家族及び地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法等の在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて、家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止及び心身のリフレッシュを図るとともに、認知症の理解促進や当事者組織の育成・支援を行う。	福祉局	法令	一般市		区			●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		393	住民の助け合いによる生活支援活動	地域にお住いの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のための活動として、生活支援を必要とする在宅の要支援者等に対して生活支援活動を提供する	福祉局	法令	一般市		区			●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		394	第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)	・地域包括支援センターにおいて、要支援者及び基本チェックリストで該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その選択に基づき、訪問型・通所型・その他生活支援サービス等が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	福祉局	法令	一般市		区			●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		395	第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)関連事業	・第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)が適切に実施できるよう、国民健康保険団体連合会を通じた委託料の支払い処理委託等を行う。	福祉局	法令	一般市		区			●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		396	地域支援事業費交付金	介護保険法における地域支援事業費交付金の請求事務	福祉局	法令	一般市		区			●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		397	認知症介護実践者等養成事業	高齢化の著しい進行に伴い、認知症高齢者の介護が重要な問題となってきている。認知症高齢者については、その生活機能及び行動特性を踏まえた身体的・精神的介助を必要とする。現在、認知症高齢者の援助方法に関する研究・開発が進められているが、その成果を現場の実務者に伝え実践に活かしていくことが求められている。国においても認知症介護に関する研究・開発及び人材養成を推進するとともに、各自治体における実務者の資質向上及び指導者の育成に対し、支援を行っている。 本事業は、高齢者介護の指導的立場にある者に対して、専門的な知識、技術等を習得する研修を実施し、認知症介護の指導的役割を担う人材を養成する。また、認知症介護の事業者を管理する立場にある者等に対し、適切な知識等を習得させるための研修を実施する。	福祉局	要綱等	政令市		都	○		●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		398	認知症高齢者緊急ショートステイ事業	認知症の人を介護する家族の急病や突発的な事由により、在宅生活が困難となった場合、認知症の人及び認知症の 疑いがある人を一時的に介護老人福祉施設で受け入れ、介護者の介護負担軽減につなげる。	福祉局	任意			区			● 連 合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		399	キャラバンメイト・養成研修事業	地域住民等に認知症の正しい理解を普及啓発し、地域で暮らす認知症高齢者等やその家族を応援する認知症サ ポーターの講師役であるキャラバン・メイトを養成する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		都・区			● 連 合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		400	若年性認知症支援強化事業	65歳未満で発症する若年性認知症の人については、就労や生活費、こどもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行われることが求められており、その支援については専門的な知識や経験を必要とされている。 そのため、若年性認知症支援に関する専門職を配置し、認知症地域支援推進員等が行う若年性認知症の人への支援に関して研修の実施やスーパーバイズ等の後方支援を行うことにより、市全体の若年性認知症支援力の強化を図る。	福祉局	要綱等	政令市		都	○		● 連 合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		401	認知症施策推進計画策定事業	本市における高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しお り、老人福祉法及び介護保険法の規定により、それぞれの市町村に策定が義務付けられた老人福祉計画及び介護保険事業 計画を一体として策定するものである。高齢者とその家族形態やニーズの変化、社会経済状況の推移、国の施策動向を踏 まえ3か年ごとに3年を一期とする計画を策定することとしており、保健・福祉施策及び介護保険事業並びにそれ以外の 高齢者に係る施策も包含した高齢者施策の総合的な計画として、市民の理解と協力を得て策定している。令和6年1月1 日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、第10期計画より、老人福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を一体とした「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連 合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		402	オレンジサポーター地域活動促進事業	認知症診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、地域において認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」を構築し、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を図るとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備することを目的とする。	福祉局	法令	一般市		区			● 連 合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		403	認知症カフェ等運営支援事業	認知症カフェ等実施団体に認知症の方の支援にかかる講師や専門職等を集いの場に派遣し、認知症カフェ等の取組 を支援することで、認知症の人の意思が尊重され、できる限りよい環境で自分らしく安心して暮らし続けることがで きる社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視し、日常生活・家族支援の強化を図る。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		404	認知症強化型地域包括支援センター運営事業	認知症高齢者が増加する中、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で一体的に認知症対策に取り組む基盤を構築するとともに、各支援機関の認知症支援の取組が推進されるよう、「認知症強化型地域包括支援センター」を設置し、区内の認知症対応力向上に取り組む。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		405	ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業	認知症の人に対して早期に適切なサービスを提供するためには、認知症の早期発見及び早期診断を普及することが重要であることから、認知症の人の家族等に対して認知症に係る正しい知識の普及を推進する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		406	サポート型訪問サービス	要支援者及び事業対象者であって心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な者を対象に、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等がその者の居宅を訪問して、「閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防」、「栄養改善」、「口腔機能向上」のプログラムを提供することにより、生活機能の向上を促し、要介護状態等となることの予防、又は要介護状態等の軽減を図り、高齢者ができる限り自立した生活を送り、自己実現を達成できるよう支援する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		407	選択型通所サービス（健診関係業務）	要支援者及び事業対象者（区役所及び地域包括支援センターが実施する基本チェックリストの結果、生活機能の低下が認められる介護保険第1号被保険者）に対して、地域包括支援センター等が実施するアセスメントにおいて、選択型通所サービス事業（運動器の機能向上プログラム）の利用を希望された方に対し、所定の診察・検査等を実施し、選択型通所サービス事業（運動器の機能向上プログラム）の参加の適否を判定する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		408	介護予防把握事業	65歳以上の高齢者に対して、様々な機会をとらえて基本チェックリストを実施し、介護予防への取組みが必要な生活機能の低下が認められ要支援・要介護状態等となるおそれの高い高齢者を把握し、必要な支援につなげる。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		409	介護予防普及啓発事業（(1)介護予防地域健康講座、(2)介護予防地域健康情報発信、(3)介護予防教室事業）	(1)高齢者が、介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活が送れるようにするため、地域団体及び関係機関等との連携を密にしながら、地域の実態を踏まえ計画的に講座を開催し、介護予防に関する正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取組みを促進するとともに、心身の健康に関する個別の相談に応じることにより、必要な指導及び助言を行う。 (2)区民の主体的な介護予防への取組みを支援するために、介護予防に関する正しい知識の普及と行動変容に向けた具体的で身近な健康に関する情報の提供を目的として、地域診断に基づく地域の特色を反映させた健康情報媒体を作成し、介護予防地域健康講座・健康相談等の各事業との連動により広く区民に効果的に発信する。 (3)閉じこもりがちな高齢者等を始めとするすべての高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、定期的にフレイル予防、介護予防に資する教室を開催することにより、地域の人と交流の機会をもつことで生活空間を広げ、認知機能や生活全般の活性化を図る。また、本事業への参加をきっかけとして外出の機会が増えるなど、高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り予防し自立した活動的な生活を送ることができるよう支援する。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		410	介護予防ポイント事業	高齢者の外出の機会の増加や社会参加並びに就労的活動支援の推進を図り、高齢者自身が社会的役割をもつことで生きがいや介護予防につなげることを目的として、事前に登録を行った介護保険第1号被保険者が、対象となる活動を行った場合にポイントを交付し、当該被保険者の申出により、当該ポイントを換金した交付金を交付する。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		411	地域リハビリテーション活動支援事業	地域の高齢者を主たる対象とする住民主体の通いの場において、専門職が介護予防に関する技術的助言等の関与を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することにより、介護予防の取組みを機能強化する。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		412	調理トレーニング教室事業	「調理する」「食べる」ことを通じて、仲間づくりや食事・栄養に関する知識の習得等につなげるため、65歳から74歳の主に男性を対象とした「調理」トレーニングを実施し、調理の工程を共に考え、動くことでの参加者の仲間づくりや、手段的日常生活動作（IADL）を維持することにより、フレイル予防、介護予防につなげる。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		413	貯筋トレーニング教室事業	筋力低下により転倒の不安がある高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、「貯筋」トレーニング教室への参加を通じて自身の課題に気付き、筋力やバランス力を高めることを目指すとともに、前期高齢者のうちから運動習慣を身に着けることを支援する。	福祉局	法令	一般市		区			●	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		414	後期高齢者フレイルトレーニング事業	75歳以上のフレイルリスクの高い高齢者が年齢を重ねても自分らしくできる限り地域において自立した生活を送れるよう、フレイルリスクの改善を図ることを目的として、介護予防に資する基本的な知識を習得するとともに、運動習慣を身に着けることができるよう、本市が指定する施設において介護予防に資する運動等を行う。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		415	介護予防理解促進事業	主に要介護認定を受けていない高齢者（特に65歳以上75歳未満の単独世帯の方）に対し、介護予防に関する基本情報について、イベントや多様な広報ツールを活用して広報・周知・啓発を行い、介護予防活動への取組み意欲を最大限に高める。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		416	健康づくり展げる講座、介護予防活動推進事業	地域の高齢者を主たる対象とする住民主体の通いの場において、健康づくり講座や高齢者eスポーツ体験講座を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することにより、介護予防の取組みを機能強化する。	福祉局	法令	一般市		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		417	介護給付費準備基金に関する事務	介護保険の保険給付に要する資金を積み立てるため、市町村（保険者）が設置する基金	福祉局	法令	地方公共団体		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		418	介護保険システムに係る標準準拠システムへの移行対応等	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進する。 ・【標準化対象事務】ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用することを基本として取り組む。 ・【標準化対象外事務】「関連システム」又は「その他システム」への移行を検討する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		419	介護予防に取り組む介護事業者支援事業	介護事業者が取り組む介護予防事業やイベント情報について、希望に合った情報を検索できるホームページを作成。また、サービス利用者の要介護度の維持・改善状況などを評価し、介護事業者へインセンティブを支給する。	福祉局	任意			区			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
		420	サービス提供体制確保事業補助金関係事務	○サービス提供体制確保事業補助金 ・令和6年度まで、介護保険事業者を対象とした新型コロナウイルス関連のかかり増し経費の一部について補助を実施。 ・現在は仕入控除に関する報告の受け付け及び還付金の受入と、国・府への返還手続きのみ。	福祉局	任意			都			● 連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		421	介護サービス事業者の情報公表制度等	○介護サービス事業者の情報公表制度等 ・介護サービス事業者の情報公表システムへの登録に関する手続き・手数料徴収手続きを委託して実施。（平成30年度より府から事務移譲） ・災害時情報公表システムを活用した訓練の実施に関連する事務等。	福祉局	法令	中核市		都	○		●連合	◆介護保険については、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないため、特別区設置時は広域連合で実施
43	高齢者福祉関連	422	法施行事務費（施設等維持管理・事業評価等）	老人福祉法施行事務（高齢福祉課） ・高齢福祉課の事務で必要となる経費の支出 ・いきがいGが管理するもと施設等の維持・管理 ・いきがいGが所管する老人福祉センターの事業評価　など	福祉局	任意			区		●		
		423	法施行事務費（緊急安全対策）（施設等点検管理）	老人福祉法施行事務（高齢福祉課） ・もといきいきエイジングセンター等の点検管理	福祉局	任意			区		●		
		424	法施行事務費（高齢福祉関係事務説明会等地域包括ケア推進にかかる法施行経費）	地域包括ケア推進にかかる法施行経費 ・高齢福祉関係事務説明会（出張旅費） ・関連会議の開催	福祉局	任意			都		●		
		425	市町村整備計画	厚生労働省老健局において策定している「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」に基づき、各中学校区を日常生活圏域の単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に各年度に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を作成し、老健局に提出する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		426	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			都		●		
		427	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		428	日常生活用具給付事業	・在宅の要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		429	日常生活用具給付事業（区）	・在宅の要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。 【区の業務】 ・申請書受理・給付決定、・決定通知書・給付券発行送付 ・用具の発注（専門業者との調整） ・情報管理（システムへの入力）	福祉局	法令	一般市		区		●		
		430	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	○在日外国人高齢者給付金 ・在日外国人で、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。 ○福祉目的住宅募集 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。	福祉局	任意			都・区		●		
		431	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集（区）	○在日外国人高齢者給付金 ・在日外国人で、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。 【区の業務】 ・申請書受理・決定 ・情報管理（システム入力） ○福祉目的住宅募集 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。 【区の業務】 ・申請書受理	福祉局	任意			区		●		
		432	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		433	障がい者控除対象者認定書交付業務（区）	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。 【区の業務】 ・申請受理・交付決定	福祉局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		434	高齢者入浴利用料割引事業	本市に対して補助金申請を行った公衆浴場で、月2回、70歳以上の高齢者は割引料金で入浴することができる。公衆浴場からの申請に基づき、補助金を支払う。	福祉局	任意			区		●		
		435	高齢者住宅改修費助成事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施し、また要介護認定で非該当（自立）となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要とされる高齢者に対し、住宅改修費の助成を行うことにより高齢者の福祉の向上を図る。	福祉局	任意			区		●		
		436	高齢者住宅改修費助成事業（区）	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施し、また要介護認定で非該当（自立）となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要とされる高齢者に対し、住宅改修費の助成を行うことにより高齢者の福祉の向上を図る。 【区の業務】 ・申請書類受理、・決定通知書交付、・実績報告書受理	福祉局	任意			区		●		
		437	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		438	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費（老人福祉法関係）	・高齢者施策については、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しており、本計画は3年を1期として計画策定を行う。 ※次期計画（R9～11）では認知症施策推進計画も一体的に策定予定。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		439	高年齢者就業機会確保事業補助	定年退職後などに、常勤雇用でなくとも何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがい充実や社会参加を希望する高齢者に対して、臨時的・短期的な仕事を提供する公益社団法人大阪市シルバー人材センターへの助成を行う。	福祉局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		440	老人ホーム等の職員研修	厚生労働省通知に基づく研修の実施を一般社団法人に委託（協定書の締結）し、実地施設の指定等に関する現地調査に同行する。また、各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	要綱等	政令市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		441	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、大阪市内単位老人クラブへの助成、各区老人クラブ連合会及び大阪市老人クラブ連合会及び助成等の事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		442	日常生活支援費支給決定事務	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。 養護老人ホーム入所者で、前年収入と当年４月末日の現金保有額（金融機関の預貯金含む）の合計が144,000円以下の者	福祉局	任意			該当なし		●		
		443	日常生活支援費支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。 養護老人ホーム入所者で、前年収入と当年４月末日の現金保有額（金融機関の預貯金含む）の合計が144,000円以下の者 【区の業務】 ・申請書受理,,支給決定,・情報管理（システムへの入力）	福祉局	任意			該当なし		●		
		444	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、オオサカメトロが運航する地下鉄・ニュートラム、大阪シティバスが運行する路線バスを1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			都		●		
		445	敬老優待乗車証交付事業（区）	大阪市在住の７０歳以上の高齢者に、オオサカメトロが運航する地下鉄・ニュートラム、大阪シティバスが運行する路線バスを１乗車５０円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。 区役所窓口では、申請の受付等の業務を行う。	福祉局	任意			区		●		
		446	生活支援ハウス運営事業	・大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めた者に対して安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		447	生活支援ハウス運営事業(区)	・大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めた者に対して安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。 【区の業務】 ・申請書受理(局への報告)、入所決定 ・事業者との調整、情報管理(システムへの入力)	福祉局	要綱等	一般市		区		●	
		448	国民健康保険等システム(敬老優待乗車証交付)の運用保守	敬老優待乗車証交付事業を実施するために使用している国民健康保険等システム(敬老優待乗車証)の運用保守を行う。	福祉局	任意			区		●	
		449	老人クラブ活動推進員設置事業	大阪市内各単位老人クラブ、各区及び大阪市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導・援助を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、高齢者の福祉の増進を目的とするため、大阪市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置する。	福祉局	要綱等	政令市		都	○	●	
		450	やむを得ない事由による措置(老人福祉法関係)	・おおむね65歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しくも困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置決定・廃止及びそれに伴う費用徴収を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●	
		451	やむを得ない事由による措置(老人福祉法関係)(区)	・おおむね65歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しくも困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置決定・廃止及びそれに伴う費用徴収を行う。 【区の業務】 ・申請書受理(局への報告) ・措置決定 ・事業者決定 ・事業者からの提出書類の受理及び確認 ・情報管理(システムへの入力) ・措置費用の徴収	福祉局	法令	一般市		区		●	
		452	養護老人ホームへの入所措置事務(老人福祉法関係)	・おおむね65歳以上の者であって、環境上の理由(健康状態・在宅生活状況)及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所措置(及び措置廃止)を行う。	福祉局	法令	一般市		区		●	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		453	養護老人ホームへの入所措置事務(老人福祉法関係)(区)	・おおむね65歳以上の者であって、環境上の理由(健康状態・在宅生活状況)及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所措置(及び措置廃止)を行う。 【区の業務】 ・申請書受理及び状況把握 ・養護老人ホームとの入退所に係る調整 ・情報管理(システムへの入力) ・被措置者の死亡に伴う葬祭委託 ・費用徴収金発生に伴う費用徴収金決定 (毎年7月費用徴収金徴収階層の確認) ・費用徴収金の収納管理	福祉局	法令	一般市		区		●		
		454	提案型高齢者の地域交流拠点づくり事業	・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指して、民間事業者が、商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童、乳幼児とその親等の多世代が交流できるスペースを整備するなど、高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる費用を助成する。 ・現在は、補助事業を行っておらず、竣工後10年経過するまでの、事業報告の確認も終了している。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		455	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院が培ってきた認知症の専門医療機能と専門介護機能のノウハウを活用し、医療従事職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱等	政令市		都	○	●		
		456	難聴高齢者補聴器購入費助成制度	聞こえにくさ(聴力機能の低下)が原因で外出等が困難な65歳以上の市民(難聴高齢者)に対し、補聴器の購入に係る費用の一部を助成することにより、難聴高齢者の社会参加や地域交流を促進する。	福祉局	任意			区		●		
		457	アプリを活用した運動・外出促進事業	アプリを活用し、65歳以上の市民の外出時の「ウォーキング」や「イベント参加」に係る条件の達成状況に応じて、電子マネーに交換できる市独自ポイントを付与することで、高齢者の外出機会の増加や運動習慣の習得を支援し、介護予防につなげる。	福祉局	任意			区		●		
		458	将来の世代に向けた新たな介護予防施策構築支援事業	これまで実施してきた介護予防事業等の分析・評価を行い、社会情勢に合わせて事業内容を見直すことで、更なる介護予防の効果をめざすとともに、介護予防に関する事業のみならず、様々な事業や他の施策などについても幅広く把握しながら分け隔てなく取り組める介護予防施策の構築を図る。	福祉局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		459	公衆浴場衛生向上事業補助	高齢者等の公衆浴場利用者が安全に利用するための環境整備に係る経費を補助することにより、バリアフリー化の促進を図り、もって高齢者等利用者の健康づくり・介護予防の促進に寄与する。	福祉局	任意			都・区		●		
		460	居住サポート住宅認定住宅（居住安定援助賃貸住宅事業）に係る調査等事務	○居住サポート住宅認定制度（居住安定援助賃貸住宅事業）に係る立入検査等 ・居住サポート住宅認定制度の制度所管である高齢施設課と連携して、要配慮者が介護保険被保険者等である場合、必要な援助や見守りの基準（居住サポート基準）が満たされているかどうかについて、調査等を行う。	福祉局	法令	一般市		都・区		●		
		461	大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業（高齢）	物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の負担を軽減し、安定して必要なサービスを継続して提供していただくことを目的とし、支援金を交付する。 ※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用	福祉局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		462	法施行事務	課庶務業務（事務用品購入等）	福祉局	任意			区		●		
		463	国庫支出金等の還付金	概算金額により受け入れた国庫補助金等について、受入超過額を返還する。各種補助金交付要綱に規定される、仕入控除額（事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定）について、事業所から返還を受け、同額を返還する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
44	高齢者福祉にかかる専門研修	464	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する「認知症研修」を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	法令	政令市		都	●			
45	民間社会福祉施設の整備、運営等補助	465	社会福祉法人に対する補助（高齢者の福祉に関する事業）	・社会福祉法人が行う老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）の整備等に要する経費に対して助成することにより、整備促進を図り、高齢者の福祉の向上に資する。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		466	軽費老人ホームサービス提供費補助	老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人に対し、サービスの提供に要する費用に充当する経費を補助することにより、利用者の処遇向上を図ることを目的とする。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		467	補助施設の財産処分・用途変更	既存施設から財産処分に係る申請があった際、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関連国通知に基づき財産処分承認等を行うとともに、軽微なものについては用途変更の報告を受ける。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		468	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。 ※R8.5.1時点で医療法人友愛会のみ債権があり、当該法人は民事再生計画に基づき弁済中。	福祉局	任意			都		●		
		469	小規模多機能型居宅介護拠点等の整備助成	小規模多機能型居宅介護拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や府の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
		470	介護施設等の整備助成	府は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を図るため「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱」を定めており、本市としても促進を図るため当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市		都		●		
		471	大規模・中規模修繕助成	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設（民間老人福祉施設・民間障害者・児施設・民間生活保護施設）の中規模改修に要する費用の一部を補助する。また、措置費等で運営されており修繕積立が難しい民間老人福祉施設等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス）の大規模改修に要する費用の一部を補助する。	福祉局	任意			都・区		●		
		472	介護施設等スプリンクラー設置等助成	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に基づく交付金を活用し、スプリンクラー整備、水害対策改修等、非常用自家発電設備整備、換気設備設置に係る経費を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		区		●		
46	全国健康福祉祭（ねんりんぴっく）選手団派遣	473	全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、厚生省創立50周年を記念して昭和63（1988）年に開始されて以来、毎年開催し、厚生労働省・長寿社会開発センター・開催地の地方自治体の3者で開催している。選考・派遣業務を行う。	福祉局	要綱等	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
47	高齢者施設の設置・運営	474	民間移管施設の運営管理	民間移管したもとおとしよりすこやかセンター5館について、運営状況の把握、監視業務及び市施設であることによる基幹的建物設備の管理を行う。	福祉局	任意			区		●		
		475	老人福祉センター管理運営（制度管理）	各種相談・各種講座及び、レクリエーションの便宜供与等を実施することにより、高齢者の生きがいづくり、教養の向上、社会参加の促進を図り、さらに老人クラブ活動への指導・助言を行うなど高齢者の地域における生きがいづくりの拠点施設としての役割を担う。	福祉局	法令	一般市		区		●		
		476	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から30年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るため改修・整備を行う。 福祉局所管の建築物の敷地や未利用地等に設置されている既存ブロック塀等について、「市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針」に基づき、早急な安全対策を実施する。	福祉局	任意			区		●		
		477	弘済院事業（認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供）（附属病院）	・弘済院は、吹田市に位置し、緑豊かな丘陵地にあり、第2特別養護老人ホームと附属病院で構成され、各施設が有機的に連携をとり、複合的に福祉、医療の両面から様々な段階の認知症疾患等を有する利用者に安心して生活、療養をしていただけるよう個々のニーズにあわせて支援を行っている。 ・認知症をはじめとして高齢者特有の併発疾患について診断、治療（もの忘れ外来）、リハビリテーション等に取り組んでいる附属病院を運営している。	福祉局	任意			該当なし		●		
		478	弘済院事業（認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供）（第2特別養護老人ホーム）	・歩行能力が高く、活動性のある認知症高齢者等が利用する認知症高齢者専用棟の第2特別養護老人ホームを運営している。 第1特別養護老人ホームは、令和4年4月1日より民間移管済。	福祉局	任意			該当なし		●		
		479	弘済院附属病院治験データ電子化システム運用管理事務	・治験業務における症例報告書の質の確保と作業効率の向上等の目的で導入。	福祉局	任意			都		●		
		480	弘済院処遇等管理支援システム運用管理事務	・入所者の処遇管理の記録や国保連に介護報酬の請求を行うことを目的として導入。	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		481	弘済院附属病院医療情報システム運用管理事務	・病院窓口業務の迅速化による患者サービス向上等の目的で導入。 ・医事会計システム、処方システム、検査システム、給食システム、薬品在庫システム	福祉局	任意			都		●		
		482	新施設（大阪健康長寿医科学センター）の整備	弘済院の認知症医療・介護機能を継承・発展させる新たな施設として、住吉市民病院跡地に「大阪健康長寿医科学センター」を整備し、大阪公立大学のもとで先進的な認知症研究に取り組み、専門的な認知症医療・介護の充実を図る。	福祉局	任意			都		●		
		483	弘済院庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、衛生管理業務、庶務・計理にかかる予算決算業務、契約・管財業務、庁舎管理業務、閉院業務など	福祉局	任意			該当なし		●		
48	専門医療機関の確保	484	発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保	専門的に発達障がいの診断及び発達支援を行うことができる病院又は診療所を確保する	福祉局	法令	政令市		都	●			
		485	認知症疾患医療センター運営事業 （介護保険事業費補助金事務・還付処理含む）	認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談 等を実施する。あわせて地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、認知症の進行予防から地域生活の維持まで、必要な医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。	福祉局	要綱等	政令市		都	●			
49	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	486	身体障害者更生相談所の設置・運営	・身体障害者更生相談所の設置 ・身体障害者更生相談所への身体障害者福祉司の設置 ・専門的な補装具判定 ・判定書の交付 ・自立支援医療（更生医療）判定（ただし内部障がいを除く）	福祉局	法令	政令市		都	○		● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保
		487	知的障害者更生相談所の設置・運営	・知的障害者更生相談所の設置・運営 ・知的障害者更生相談所への知的障害者福祉司の設置 ・判定書の交付	福祉局	法令	政令市		都	○		● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		488	補装具・福祉機器普及事業	障がい者（児）の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅改修の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意			都			● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保
		489	身体障がい者通所（肢体・言語）訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を行います。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を行います。	福祉局	任意			都・区			● 共同	◆心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体・知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービス提供 ◆これらを共同設置することで専門性を担保
50	内部事務	490	事務の福祉事務所長への委任	・老人福祉法に基づく事務の全部又は一部を、福祉事務所長に委任する。	福祉局	法令	中核市		区	○	●		
		491	社会福祉に関する職員の指導監督	・社会福祉法、生活保護法、児童福祉法等の施行に関し、職員に対する指導監督を行う。	福祉局	法令	中核市		都	○	●		
		492	局所管不動産管理（他の所管に属さない不動産）	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。	福祉局	任意			区		●		
		493	局所管不動産管理（市域外の不動産）	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。 ＊市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意			区		●		
		494	局所管不動産管理（区への使用承認）	（区の業務） 区への使用承認により地域で使用している不動産の管理	福祉局	任意			区		●		
		495	収入未済関係業務	・収入未済についての回収・整理業務を行う。 （高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話超過使用料、在日外国人高齢者給付金返還金、介護用品支給事業返還金）	福祉局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		496	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を貸し付けており、その賃借について、定期借地権設定契約として賃貸借を行っており、毎年賃料を収入している。また、建物設備等の管理を行う。	福祉局	任意			都・区		●		
		497	市有財産の管理	・施設廃止を行った既存建物について、歳入増及び市費負担軽減を図るため売却等を行う。	福祉局	任意			都・区		●		
		498	未利用地施設管理・売却業務	本課が管理する未利用地施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意			都・区		●		
		499	もと公立施設（信太山老人ホーム等）の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設（信太山老人ホーム）について、施設を機械警備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。民間移管したもと公立郊外施設（大畑山苑）について、地元調整などの管理を行う。その他未利用地について売却に必要な手続きを行う。	福祉局	任意			都		●		
		500	もと馬淵生活館に係る未収金徴収業務	・平成21年度末に供用を廃止した馬淵生活館に係る未収金について徴収業務を行っている。 【所在地】浪速区	福祉局	法令	地方公共団体		区		●		
		501	情報統括管理	福祉局内の情報化・庁内端末の管理等	福祉局	任意			区		●		
		502	総合福祉システムに係る標準準拠システム移行対応等	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進する。 ・【標準化対象事務】ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用することを基本として取り組む。 ・【標準化対象外事務】「関連システム」又は「その他システム」への移行を検討する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		503	障がい者施策部庶務業務	・障がい者施策部における庶務業務	福祉局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		504	高齢者施策部庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管理業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	福祉局	任意			都		●		
		505	総務部庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広聴・広報関係業務、寄付収受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務　など	福祉局	任意			都		●		
		506	生活保護庶務業務	公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、経理・予算決算業務・契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務等他に属さない業務。	福祉局	任意			区		●		
		507	生活福祉部庶務関係業務	生活福祉部の各種事業を適正かつ円滑に遂行するための事務経費。	福祉局	任意			都		●		

≪8. こども≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
	児童養護施設等の入所・徴収金の決定、措置費	1	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（政令市）	児童福祉法第56条第2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行する実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		2	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（政令市）（区）	児童福祉法第56条第2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行する実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・徴収金額の算定、送付、督促	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		3	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（中核市）	児童福祉法第56条2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金業務を、本人・その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県・市町村に嘱託。 ・予算決算 ※実績なし	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		4	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務（中核市）（区）	児童福祉法第56条2項（第50条第7号）に規定される児童養護施設等にかかる徴収金業務を、本人・その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県・市町村に嘱託。 ・徴収金額の算定、送付、督促 ※実績なし	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		5	法に基づく措置費（児童養護施設、児童自立支援施設、里親、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業）に関する事務	・児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設への入所や里親等への委託に要する費用、入所後の保護、委託後の養育につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する費用として、当該児童福祉施設等に措置費を支払い。	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		6	クラウド環境を活用した児童入所施設措置費等支払業務効率化事業に関する事務	・児童入所施設措置費について、施設に対して補助金等の交付や経費について支弁をしているが、これらの支払い業務及び支払い単価の設定業務をクラウド上で実施	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
2	児童相談所に関する事務	7	こども相談センター　相談業務	児童福祉法第12条に基づき、設置が義務づけられた機関として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう相談援助活動を実施。 ・18歳未満のこどもに関する相談（養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談等）：専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置等 ・児童虐待相談：通告・通報を受け、必要に応じて立入調査等の対応、介入後の親子再統合等の援助	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		8	こども相談センター　相談業務（少年法関連）	家庭裁判所に文書により、あるいは文書に児童の身柄をつけて送致。 ・児童がいわゆる重大事件に相当する法に触れる行為を行い、警察により送致を受けた事件については、原則、家庭裁判所へ送致 ・児童の行動の自由を制限し、またはその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、原則、家庭裁判所へ送致	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		9	こども相談センター　相談業務（児童虐待の防止等に関する法律関連）	・専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置等 ・通告を受け、必要に応じて、安全確認、一時保護、立入調査等の対応	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		10	こども相談センター　児童虐待の防止等に関する事務	・虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化、区役所等との連携強化のための体制整備 ・医学的判断・治療、弁護士による司法対応等の機能強化 ・学識経験者等からの指導・助言を受け、高度な専門的技術や知識を必要とする事例に対応できる体制等を整備 ・未成年後見人の活動を支援	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		11	こども相談センター　児童虐待の防止等に関する事務（新子育て支援交付金）	・児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・24時間365日対応の「児童虐待ホットライン」を設置し、虐待通告に対する迅速な対応体制を強化し、夜間休日における安全確認を行うための体制を整備	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		12	こども相談センター　親子再統合（親子関係再構築）支援事業に関する事務	・虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築を総合的に支援 ・親子関係再構築支援員の配置 ・カウンセリング事業 ・保護者支援プログラム ・家庭復帰支援員による保護状況調査の実施、親子の面会・外出等の補助、こどもの意見・意向の把握、ライフストーリーワークの実施等。	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		13	こども相談センター　障がい児入所等に関する児童相談所長意見他に関する事務	・障がい児入所給付または通所支給要否などについて情報提供・意見等、協力及び必要な援助	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		14	こども相談センター　重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払 ・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストを作成 ・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導　　など	こども青少年局	要綱等	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
		15	こども相談センター　家庭相談員の指導にかかる事務	・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		16	こども相談センター　療育手帳の判定にかかる事務	・療育手帳交付にかかる判定機関業務	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		17	こども相談センター　里親委託推進事業にかかる事務	・里親制度の普及啓発に関する事務。 ・養子縁組里親の開拓から養子縁組成立後までの支援を実施するとともに、里親・ファミリーホームが社会的につながりをもち、情報交換や養育技術の向上等をはかるため、里親等による相互交流の支援を実施し、更なる里親委託の推進を図る。	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		18	こども相談センター　里親子への一貫した支援体制の構築に関する事務	・里親に対して、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助・里親登録に関すること ・様々な理由で保護者と生活できず代替養育を必要とするこどもたちの里親等への委託を推進するため、委託前養育等支援事業を実施し、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備する。	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		19	こども相談センター　週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度（学校の長期休業中には数日間）宿泊。 家庭生活を体験して、個別的な支援の向上、児童の健全育成、将来の施設退所後の自立を促進。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		20	こども相談センター　一時保護所運営に関する業務	・児童福祉法第12条の4に基づき、児童を一時保護する施設を設置 ・主に2歳から18歳までの児童に対し、緊急に児童の保護を要する場合、あるいは児童の行動観察が必要な場合等に、これらの児童について一時保護	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		21	こども相談センター　一時保護所の機能強化に関する事務	・保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		22	こども相談センター　一時保護所における学習環境充実に関する事務	・入所が長期化している学齢児の学習指導の充実	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		23	こども相談センター診療所に関する事務	・要保護児童等に対する健康診断や診療の実施と医療的支援	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		24	こども相談センター　児童相談所の複数設置に関する事務	・増加する児童虐待相談に迅速に対応するため児童相談所の複数設置（南部こども相談センター【H28.10月開設】、北部こども相談センター【R3.4月開設】、（仮称）東部こども相談センター【R9秋開設予定】） ・一時保護ガイドラインの発出等に伴う一時保護所の環境改善及び児童福祉法改正に伴う児童福祉司等の専門職員増員に対応するこども相談センターの建替え（中央こども相談センター（R7.3月移転）、南部こども相談センター【R8.8月末移転】）	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		25	こども相談センター　総合福祉システムに関する事務	・こども相談センターにおける相談ケースについての基本情報と取り扱い経過を記録し、ケースの検索、相談の進捗状況、処理状況の把握・確認等 ・国への報告・各種統計調書その他の文書の作成	こども青少年局	任意			都・区		●		
		26	施設退所者等自立支援事業（施設退所者等自立支援コーディネーター）に関する事務	・里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者及び児童自立生活援助が行われていた者について、その将来の自立に結び付けることを目的として、個々の状況に応じて関係機関が連携して効果的な支援を実施するもの	こども青少年局	任意			都・区		●		
		27	デジタル技術を活用した一時保護所入所児童の生活環境最適化事業に関する事務	・一時保護所の入所児童が安全・安心な環境のもと、落ち着いて生活することができるよう、タブレット端末を用いた学習支援や余暇時間の充実（音楽等のダウンロードコンテンツの活用）等を図る。	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		28	こども相談センター　児童虐待事案にかかる警察とのリアルタイム連携システムに関する事務	・こども相談センターにおける児童虐待通告事案（大阪府警取扱い分除く）につき、専用端末を用い月１回情報連携 ・令和9年度以降、リアルタイムでの情報連携が可能となる大阪府情報共有システム（仮称）（大阪府が調達、本市含めた関係市が費用分担）が導入される予定。	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		29	こども相談センター　メンタルフレンド訪問援助事業にかかる事務	・ひきこもり・不登校児童に対し、児童福祉司の面接や家庭訪問に児童の兄又は姉に相当する世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に同行派遣することによって、児童の自主性や社会性の伸長を援助。メンタルフレンドの募集、募集説明会、面接、登録、事前研修会、活動費支払。（ひきこもり・不登校等児童の支援）	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		30	各こども相談センターの連絡調整、人材育成、企画立案等にかかる事務	法に基づく中央児童相談所として、各こども相談センターの実情を把握し、連絡調整、情報提供、人材育成、法改正への対応等にかかる企画立案、条例の制定改廃等など行う。	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
3	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可等	31	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可、廃止・休止の承認に関する事務	・民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の設置認可、休止・廃止の承認	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		32	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の最低基準維持の報告徴収等に関する事務	・民間の児童福祉施設（児童厚生施設）にかかる施設最低基準（大阪市条例）の維持に関する報告の徴収及び監査等	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		33	民間の児童福祉施設（児童厚生施設）の最低基準条例制定に関する事務	・民間の児童福祉施設（児童厚生施設）にかかる施設最低基準の制定	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
4	児童委員の指揮監督、研修等	34	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務	・主任児童委員の研修、参加に係る事務	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		35	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務（区）	・区内における児童委員の職務に関する指揮監督	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		36	児童委員費用弁償等に関する事務	・児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動にかかる経費の一部を負担 ・福祉局と2分割した予算を各区保健福祉課あてに予算配付	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		37	児童委員費用弁償等に関する事務（区）	・児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動にかかる経費の一部を負担 ・各区より、民生委員・児童委員に支払い	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
5	助産施設、母子生活支援施設（府設置施設）の入所・徴収金の決定、措置費	38	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）	各区保健福祉センターにおいて決定する助産施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算、制度管理	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		39	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）（区）	各区保健福祉センターにおいて決定する助産施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・措置決定、助産券の発行、費用徴収	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		40	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）	配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護し、自立の促進のため生活を支援。（母子生活支援施設の利用決定、利用徴収金額の決定。） 各区保健福祉センターにおいて決定する母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		41	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設）（区）	配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護し、自立の促進のため生活を支援。（母子生活支援施設の利用決定、利用徴収金額の決定。） 各区保健福祉センターにおいて決定する母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・措置決定、費用徴収	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		42	法に基づく措置費（助産施設、母子生活支援施設）に関する事務	・経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所した場合、当該助産施設に、助産の実施に必要な費用として措置費を支払い。 ・配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設に、母子保護の実施ために必要な費用として措置費を支払い。	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
6	助産施設、母子生活支援施設（府設置施設以外）の入所・徴収金の決定、措置費	43	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）	・各区保健福祉センターにおいて決定される助産施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		44	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）（区）	・経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所する場合に、利用決定、徴収金額の決定	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		45	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）	・各区保健福祉センターにおいて決定される母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区の実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		46	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務（都道府県設置施設以外）（区）	・配偶者のいない女子、これに準じる事情のある女子、その児童が入所した母子生活支援施設について、利用決定、徴収金額の決定	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
7	民間の児童福祉施設	47	児童福祉施設（助産施設）の設置の認可等に関する事務	・児童福祉施設（助産施設）の民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認等	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
		48	児童福祉施設（母子生活支援施設）の設置の認可等に関する事務	・児童福祉施設（母子生活支援施設）の民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		49	児童福祉施設（助産施設）の設備・運営等の最低基準の制定に関する事務	・児童福祉施設（助産施設）の設備・運営等の最低基準の制定	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
		50	児童福祉施設（母子生活支援施設）の設備・運営等の最低基準の制定に関する事務	・児童福祉施設（母子生活支援施設）の設備・運営等の最低基準の制定	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
		51	児童自立支援施設の設置、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター、里親支援センター）の設置の認可等に関する事務	・児童自立支援施設の設置、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター里親支援センター）の民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認等	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		52	児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）の設備・運営等の最低基準の制定に関する事務	・児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）の設備・運営等の最低基準の制定	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		53	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可及び緊急で措置をとった場合の報告に関する事務	・親権を行う者がいない児童について児童相談所長が縁組承諾を行う場合の許可 ・施設等に入所している児童等の生命又は身体の安全を確保するために、緊急でとった措置について施設長等からの報告の受理	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		54	児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業	施設等入所児童の養育の充実を図るために、従事する職員の確保及び職員の研修受講による養育の資質向上を図る。	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		55	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務	虐待を受けた児童など、心理的な援助や自立支援が必要な児童への継続的かつ専門的なケアや、家庭復帰に向けた家族を含めての支援など、それぞれの児童に応じた処遇向上について充実を図る。	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		56	児童福祉施設等への翻訳機導入支援事業に関する事務	・民間児童福祉施設等において、通訳や翻訳のための機器購入に係る費用の一部を補助 ・直営施設（公立保育所、市立幼稚園）等においては、外国語翻訳機を導入	こども青少年局	任意			区		●		
		57	児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業に関する事務	・多言語リモート通訳システムを導入することで、外国につながる保護者から児童の状況を正確に把握し、安全・安心な教育・保育に向けて環境の整備を図る	こども青少年局	任意			区		●		
		58	児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業に関する事務	・児童養護施設等における夜間業務、こども間の暴力・性暴力への対応及び障がい等を抱えたこども並びに外国籍のこども等ケアニーズの高いこどもへの支援等へ対応するための補助者を雇い上げた施設に対し、扶助費を支給 ・児童養護施設等への就職促進を支援するため、就職相談会や施設見学会の開催等による職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助 ・児童養護施設等で勤務する保育士等を積極的に確保するとともに、現在働いている保育士等の離職を防止し定着を図るため、職員に対し一時金を交付	こども青少年局	任意			都・区		●		
		59	退所児童の自立支援に関する事務（社会的養護自立支援拠点事業等）	・児童養護施設退所者等に対し、生活や就業に関する相談に応じることにより、地域社会における社会的自立を促す ・退所者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐ ・児童自立生活援助事業に関する事務	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
		60	養子縁組民間あっせん機関育成事業に関する事務	・妊婦の相談に応じる養子縁組民間あっせん機関許可、職員研修受講及び第三者評価受審のための費用を補助することにより、民間あっせん機関の質の向上及び適正な養子縁組あっせんの実施を図る	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		61	こどもの権利擁護環境整備事業に関する事務	・こども相談センターに一時保護又は児童養護施設等に措置されている児童等に対し、当該児童等の日常生活に関することや措置等について、自らの意見を表明する機会を保障し、こどもの権利擁護を推進する	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		62	児童養護施設等整備事業に関する事務	・乳児院及び児童養護施設等に入所措置している児童について、家庭的な養育環境の実現を図るため、施設の小規模化に向けた整備を行う。また、老朽化した施設や耐震化が必要な施設の建替え・大規模修繕等の整備を行い、施設入所者の処遇向上や安全確保を図る	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		63	措置児童等の家庭的養育推進並びに生活環境改善事業に関する事務	・地域小規模児童養護施設等の開設費用補助及び里親・ファミリーホーム事業者の新規事業開始にかかる費用を補助 ・措置児童等の生活環境の向上を図るため、老朽化した施設等の改修等に係る費用の一部を補助	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		64	身元保証人確保対策事業に関する事務	・児童等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所した児童等に対し、就職時や、アパート等を借りる際、大学等入学時の身元保証人及び連帯保証人を確保	こども青少年局	要綱等	一般市		都・区		●		
		65	児童家庭支援センターに関する事務	・児童虐待防止のための啓発活動を行い、児童虐待の未然防止・早期発見につなげるとともに、地域の児童虐待に関する問題について、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じることにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		66	児童福祉施設への寄付収受等に関する事務	・児童福祉施設への寄付収受等を実施	こども青少年局	任意			都・区		●		
		67	児童福祉施設等に対する物価高騰対策に関する事務	・児童福祉施設等に物価高騰対策に対する事業を実施	こども青少年局	任意			都・区		●		
		68	施設入所児童等保護育成事業に関する事務	・施設入所児童の健全な発達や豊かな情操を養うため、児童福祉施設連盟が実施する行事に分担金を支出する。	こども青少年局	任意			都		●		
		69	市所管児童福祉施設との連絡調整事務	・大阪市所管の児童養護施設等からなる児童福祉施設連盟の施設長会及び各委員会への出席、調整。 ・各施設職員の表彰に関する事務。	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		70	児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の届出等に関する事務	・児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業を行う場合の設置の届出の受理等	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		71	児童自立支援施設の設置、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター、里親支援センター）の報告の徴収、調査、検査、改善命令等に関する事務	・児童自立支援施設の設置、児童福祉施設（児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、児童家庭支援センター里親支援センター）の民間施設を設置する場合の報告の徴収、調査、検査、改善命令等	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
		72	児童福祉施設（助産施設）の設置の報告の徴収、調査、検査、改善命令等に関する事務	・児童福祉施設（助産施設）の民間施設を設置する場合の報告の徴収、調査、検査、改善命令等	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		73	児童福祉施設（母子生活支援施設）の報告の徴収、調査、検査、改善命令等に関する事務	・児童福祉施設（母子生活支援施設）の民間施設を設置する場合の報告の徴収、調査、検査、改善命令等	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
8	ひとり親家庭等への支援	74	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・国庫申請、制度管理、サポーターの雇用・派遣	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		75	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務（区）	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・区支援部会の運営、施策の実施	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		76	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。 ・国庫申請、制度管理、事業者委託	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		77	ひとり親家庭等日常生活支援事業（区）	ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。 ・派遣申請受理、相談	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		78	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務	・ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力の開発を促進するための自立支援教育訓練給付金支給 ・ひとり親家庭の親の資格取得を目的とする養成機関での修業期間中の生活の安定を図るための高等職業訓練促進給付金等支給 ・ひとり親家庭の親、20歳未満の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格を目指す場合、自立や生活の安定を図るための高等学校卒業程度認定試験合格支援	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		79	児童扶養手当に関する事務	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。 （対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（同居、監護、生計維持）している方など） ・国庫申請、支給、納付書作成	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		80	児童扶養手当に関する事務（区）	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。 （対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（同居、監護、生計維持）している方など） ・相談、申請受付、システム入力、通知書送付	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		81	売店等の設置及び運営等についての協議及び調査に関する事務	・売店等の設置及び運営に関する事務 ・たばこ小売販売業の許可に関する事務 ※近年実績少。 ・制度管理 ・相談窓口・適用決定	こども青少年局	法令	中核市		都	○	●		
		82	こども・子育て支援会議　ひとり親家庭等自立支援部会の設置、計画に関する事務	・母子、寡婦福祉事業に関する事務 ・ひとり親家庭等自立促進計画関係（進捗管理等） ・ひとり親家庭等自立支援推進会議の開催 ・本市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況管理 ・各種統計調査関係	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		83	養育費確保のトータルサポートに関する事務	養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、大阪市のひとり親家庭等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図る。 ・弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を実施 ・ひとり親家庭サポーターによる弁護士事務所・公証役場、家庭裁判所等への同行支援 ・公正証書等作成促進補助 ・養育費の保証促進補助 ・養育費に関する強制執行着手金補助	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		84	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算　など	こども青少年局	任意			都・区		●		
		85	ひとり親家庭医療費助成に関する事務（区）	・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行・医療助成費の支給決定　など	こども青少年局	任意			都・区		●		
		86	総合福祉システム運用、改修にかかる事務	・総合福祉システムにより事務を実施している各事業の円滑な事業実施のため、継続的なシステムの運用管理、改修等を実施	こども青少年局	任意			区		●		
		87	副本管理支援システム運用にかかる事務	・「ひとり親家庭自立支援給付金事業」のマイナンバー制度対応及び効率的な事務運用を目的とし、システムによる効率的な事務処理と個人情報の慎重な管理に努める	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		88	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業に関する事務	・ひとり親家庭の方で、資格をとるための専門学校等に入校するために一定の準備が必要な方を対象に、予備校の費用を補助、または受験対策の講座を開設	こども青少年局	任意			区		●		
		89	若年ひとり親家庭等支援事業に関する事務	・必要な制度の案内や情報交換等を行える場を設けることで、若年ひとり親家庭の支援を行う	こども青少年局	任意			区		●		
		90	ひとり親支援の連携協定に関する事務	・多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体等と連携する取組みを進める	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		91	母子家庭等実態調査(国)に関する事務	・国からの依頼に基づき、5年度ごとに実施されている全国ひとり親世帯等調査の実施。	こども青少年局	要綱等	その他	中核市・児童相談所設置市	都	○	●		
9	ひとり親住宅の入居募集	92	ひとり親住宅の入居募集に関する事務	ひとり親家庭に対して、一般市営住宅とは別枠で募集。 ・都市整備局・福祉局との連絡調整 ・入居のしおりの内容確認、校正(作成は関係局持ち回り) ・入居申請のとりまとめ、抽選関係	こども青少年局	法令	地方公共団体		区		●		
		93	ひとり親住宅の入居募集に関する事務(区)	ひとり親家庭に対して、一般市営住宅とは別枠で募集。 ・入居申請受付・募集の案内	こども青少年局	法令	地方公共団体		区		●		
10	母子及び父子並びに寡婦福祉貸付金(特別会計の管理等)	94	母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務	・母子寡婦福祉貸付資金会計の予算及び決算 ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金の国からの借入 ・貸付金の未収債権回収に関する事務	こども青少年局	法令	中核市		都	○	●		
11	母子及び父子並びに寡婦福祉貸付金(相談窓口、申請受付等)	95	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付け業務に関する事務(区)	・母子父子寡婦福祉資金の貸付決定及び貸付金の支払 ・貸付金の償還	こども青少年局	法令	中核市		都・区	○	●		
12	愛光会館管理運営事業	96	愛光会館管理運営事業に関する事務	・ひとり親家庭の精神的・経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るため、各種の相談や育成事業等 ・母子家庭等就業・自立支援センターとして、就業相談から就業支援講習会、求人情報の提供等一貫した就業支援サービス、母子家庭の母や寡婦の職業紹介 ・ひとり親家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業 【所在地】北区	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
13	児童福祉に係る審議会	97	児童福祉審議会の運営に関する事務	・児童福祉審議会(総会)の運営 ・審議会委員の委嘱	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		98	大阪市児童福祉審議会放課後事業等通告事例専門部会に関する事務	・大阪市児童福祉審議会は、児童福祉法に規定される調査審議事項、その他児童に関する事項を調査審議するため設置 ・大阪市児童福祉審議会放課後事業等通告事例専門部会は、主に放課後児童健全育成事業に従事する職員による事業を利用する児童への虐待に関する通告について、本市が講じた措置等にかかる報告に対し意見を述べるため設置	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		99	児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会に関する事務 （児童福祉審議会の設置）	心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行い、児童虐待の予防等のために必要な事項についての調査研究及び検証、及び、被措置児童等虐待の通告等に係る内容を調査審議するため、児童福祉審議会児童虐待事例検証部会を設置する。また、児童福祉審議会児童虐待事例検証部会に要する費用を支弁する。 ・委員との連絡調整、会議の運営	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		100	児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会に関する事務 （死亡事例等の検証）	児童福祉審議会児童虐待事例検証部会において、心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行い、児童虐待の予防等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う。 ・委員との連絡調整、会議の運営	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		101	大阪市児童福祉審議会児童福祉専門分科会　里親審査部会の設置に関する事務	・社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会の設置、里親認定、名簿の作成	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		102	大阪市児童福祉審議会児童福祉専門分科会　こどもの権利擁護部会の設置に関する事務	・児童養護施設やその他施設への入所の措置、一時保護の措置やその他の措置の対象となるこどもからの意見表明に関して調査審議を行うにあたって、児童福祉法第11条に基づくこどもの権利擁護に係る環境整備として大阪市児童福祉審議会の下に、こどもの権利擁護部会を設置	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		103	大阪市児童福祉審議会児童福祉専門分科会　社会的養育専門部会の設置、計画に関する事務	・社会的養育推進計画の策定等にかかる審議を行うことを目的として、大阪市児童福祉審議会条例、及び同条例施行規則第2条、並びに運営要綱第2条に基づき、児童福祉審議会の下に、「社会的養育専門部会」を設置	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		104	児童福祉審議会（保育内容等通告事例専門部会）	児童虐待の再発防止等を目的として、児童福祉法第33条の15に基づき、保育所等の職員による虐待に関する通告にかかる本市が講じた措置内容等について、児童福祉審議会委員より意見を頂戴するため、保育内容等通告事例専門部会を開催。	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
14	民間保育所等の設置等	105	保育所設置認可、変更、廃止、保育所の設備運営基準の制定等	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し、保育所（児童福祉施設）の設置認可、変更、廃止等 ・審議会の運営、府補助金申請、制度管理 ・認可申請、竣工検査、設置認可、認可変更・廃止 ・保育所の設備運用基準の制定 （条例等の制定改廃）	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		106	家庭的保育事業等認可、変更、廃止、家庭的保育事業等の設備運営基準の制定等	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し、家庭的保育事業等の設置認可、変更、廃止等 ・必要がある場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の変更 ・審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃 ・認可申請、竣工検査、設置認可、認可変更・廃止 ・家庭的保育事業等の設備運用基準の制定 （条例等の制定改廃）	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		107	幼保連携型認定こども園設置認可、廃止、変更、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の制定等	・国及び地方公共団体以外の者に対し、幼保連携型認定こども園の設置認可、変更、廃止等 ・必要がある場合、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の変更 ・審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃 ・認可申請、竣工検査、設置認可、認可変更・廃止	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		108	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、廃止、変更、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件の制定等	・国及び地方公共団体以外の者に対し、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、変更、廃止等 ・必要がある場合、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例等の変更 ・審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃 ・認定申請、竣工検査、認定、認定変更・廃止 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件の制定 （条例等の制定改廃）	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		109	教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認、変更、辞退等事務	・教育・保育施設及び地域型保育事業者に対し、利用定員の確認、変更、辞退等 ・必要がある場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の変更 ・審議会の運営、府補助金申請、制度管理、条例等改廃 ・確認申請、審査、確認、確認変更、確認辞退	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		110	児童福祉施設（民間保育所等）への施設指導監査事務	・児童福祉施設等の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、児童の福祉関する事務に従事する職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査 ・児童福祉施設等の設備又は運営が最低基準等に達しないときは、その設置者等に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められたときは、必要な改善を命令	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		111	地域型保育事業所等についての施設指導監査事務	・地域型保育事業所等の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査 ・地域型保育事業所等の設備又は運営が最低基準等に達しないときは、その設置者等に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められたときは、必要な改善を命令	こども青少年局	法令	一般市		都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		112	公立保育所等への施設指導監査事務	・公立保育所等の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、児童の福祉関する事務に従事する職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査	こども青少年局	要綱等	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		113	児童福祉施設等への確認監査及び業務管理体制検査事務	・児童福祉施設等の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査 ・児童福祉施設等の適正な運営がされていないときは、その施設者に対し、必要な改善を勧告し、従わない場合は公表し、更に勧告にかかる措置をとらなかった場合は、必要な措置を命令	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		114	認可外保育施設についての指導監査に関する事務など	・認可外保育施設の設置者、施設長に対して、必要な報告を求め、施設に立入、調査 ・適正な保育施設の維持管理を図り、改善が必要な場合は、必要な措置	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		115	認可外保育施設についての確認指導等に関する事務	・認可外保育施設の設置者、施設長に対して、必要な報告を求め、施設に立入調査 ・適正な保育施設の維持管理を図り、改善が必要な場合は、必要な措置	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
15	保育士養成施設	116	指定保育士養成施設の指定、変更、取消等の申請・届出に関する事務	・大阪市内で指定保育士養成施設の指定を受けている、または受けようとする施設の設置者から申請書又は変更申請書を受付、府知事に提出 ・大阪市内の指定保育士養成施設の長から、前年度の業務内容を厚生労働省令で定める事項の届出を受付、府知事に報告 ・大阪市内の指定保育士養成施設の設置者が指定の取消しを求めようとする時は、取消しの申請書を学年の開始月2月前までに受付、府知事に提出	こども青少年局	要綱等	中核市		都	○	●		
16	こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援	117	こどもの貧困対策に関する事務	・こどもの貧困対策推進本部の事務局（企画、連絡、庁内調整など） ・大阪市こどもの貧困対策推進計画の策定・進捗管理 ・こどもの貧困対策関連事業にかかる重点予算の採択 （進捗ヒアリング、予算ヒアリング、報道発表、連絡、庁内調整など）	こども青少年局	任意			都・区		●		
		118	こども支援ネットワーク事業に関する事務	【こども支援ネットワーク補助事業】 地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む活動団体や支援企業、大阪市社会福祉協議会、社会福祉施設等が参加するネットワークの事務局を担う大阪市社会福祉協議会に対し、その経費の一部を補助する。 【活動団体登録促進】 こども支援ネットワークに加入するこどもの居場所へ ・ボランティアの傷害保険料全額補助 ・食料品セットや日用品セットの物資を提供	こども青少年局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		119	ヤングケアラー支援推進事業に関する事務	・ヤングケアラー支援に関する相談支援業務の委託、広報啓発など	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		120	こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援に関する事務	・こどもサポートネット 学校・区役所（保健福祉センター）・地域の連携を強化し、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む新たな仕組みとして、令和2年度から全区において実施 局において予算配付、全体研修、実績とりまとめ等実施 ・ヤングケアラー外国語通訳派遣事業 日本語が苦手な父親、母親等が日常生活を送るために必要な行政機関、医療機関等各種機関における手続を行う際に日常的に通訳を行っているこどもに代わる通訳者を派遣することで、こどものケア負担を軽減することを目的として実施 局において派遣事業者への委託、利用申請の決定等実施 ・こどもの居場所開設支援事業 必要な地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し、開設にかかる備品等（冷蔵庫・炊飯器・机・椅子・書籍・文房具など）の経費を補助（補助率：10/10） 局において団体の募集、選定会議の開催、選定の実施等	こども青少年局	任意			都・区		●		
		121	こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援に関する事務（区）	・こどもサポートネット 学校・区役所（保健福祉センター）・地域の連携を強化し、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む新たな仕組みとして、令和2年度から全区において実施。 区において予算の執行、学校との調整、ケース支援等実施 ・ヤングケアラー外国語通訳派遣事業 日本語が苦手な父親、母親等が日常生活を送るために必要な行政機関、医療機関等各種機関における手続を行う際に日常的に通訳を行っているこどもに代わる通訳者を派遣することで、こどものケア負担を軽減することを目的として実施。 区において利用申請の受付及び局への申請等実施 ・こどもの居場所開設支援事業 各区役所と連携し、必要な地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し、開設にかかる備品等（冷蔵庫・炊飯器・机・椅子・書籍・文房具など）の経費を補助（補助率：10/10） 区において、募集対象地区の決定、申請受付、選定会議にオブザーバー参加等実施	こども青少年局	任意			都・区		●		
17	「こども・子育て支援計画」の進捗管理等	122	「こども計画」の進捗管理及びこども・子育て支援会議の運営に関する事務	・「こども計画」の策定、進捗管理	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
18	青少年施策	123	「こども・若者の声」を聴く仕組みに関する事務	・こども・若者の声を施策に反映するため、意見を募集し、関係課へ共有やホームページで公表する。	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		124	青少年施策に関する事務（任意事務）	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども、青少年の健全育成にかかる総合企画に関する事務 ・青少年団体との連携に関する事務 ・青少年指導者・団体表彰に関する事務 ・成人の日記念事業（みおつくしの鐘打鐘のつどい） ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する事務（委嘱・表彰） ・もと施設（伊賀青少年野外活動C,阿倍野青少年C）関連業務 ・青少年企画グループの庶務、予算関係業務 ・子ども会活動（体育活動・文化活動、ジュニアリーダーユースリーダー研修）	こども青少年局	任意			都・区		●		
		125	青少年健全育成対策の推進に関する事務（地方青少年問題協議会法）	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、重要事項の調査審議や適切な実施を図る。 ・大阪市青少年問題協議会運営に伴う、関係行政機関相互の連絡調整等 （委員構成：市会議員、関係行政機関の職員、学識経験者等）	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		126	青少年施設改修工事に関する事務	こども、青少年を中心に市民が利用する関連施設について、老朽化や設備の経年劣化に対応するため、計画的に修繕・更新を進める。あわせて、法定点検等での指摘箇所や故障など、緊急性の高い不具合の改修を行い、施設利用者が安全・快適に利用できる環境を確保する。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		127	若者自立支援事業に関する事務	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加や自立に課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、支援。 大阪市・区・事業実施運営団体・関係機関からなるネットワークの構築と区単位で事業への誘導の方法などについて検討するための事業を実施。 ・コネクションズおおさか運営（委託） ・若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議 （直営） ・若者支援のあり方検討学習会 （直営）	こども青少年局	任意			都・区		●		
		128	子ども会活動の推進事業に関する事務	子ども会活動の基盤を強化し、地域における青少年育成活動を活性化させることで青少年の健全育成を図る。 ・子ども会活動育成事業 ・子ども会指導者研修 ・ジュニア・ユースリーダー1泊研修	こども青少年局	任意			区		●		
		129	成人の日記念事業（各区成人の日のつどい）に関する事務	・市長メッセージおよび各区個別案内チラシ印刷 ・案内送付用封筒作成発注 ・各区宛名カード用コピー用紙購入 ・メッセージ、案内チラシ、宛名カードの封入封緘委託	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		130	習い事・塾代助成事業に関する事務	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などに費用を、月額1万円を上限に助成。 ・助成対象者は市内在住の小学5年生から中学生の養育者 ・交付決定者へ「習い事・塾代助成クーポン」を交付し、事前に登録している学習塾等（参画事業者）へ利用申込を行う。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		131	自治体システム標準化推進に関しての事務（総合福祉システム）青少年課	業務システム（総合福祉システム）の標準化に関する調整等	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		132	地域こども体験事業に関する事務	各地域でこどもの健全育成に関わる団体に対して、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、こども向け体験学習プログラムの習得についての研修を実施し、各地域が自らの力でこどもたちに体験学習する機会を提供できるよう支援。 こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発することにより、各地域におけるこどもの健全育成にかかる機運の向上と活性化を図る。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		133	こども夢体験プロジェクト事業に関する事務	・大阪市、民間企業、団体で実行委員会を組織し、市内の小学4年生から中学3年生までを対象に企業や大学、専門学校、NPO法人などと協働で、こども達の憧れる人物、大阪が誇る文化・産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施。 ・大阪市内の小・中学生を対象に、市及び民間企業などが実施するさまざまな体験プログラムを年間を通じてホームページにより情報発信。	こども青少年局	任意			都・区		●		
19	信太山青少年野外活動センター	134	青少年野外活動施設（信太山青少年野外活動センター）管理運営に関する事務	野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 ・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係（各種施設関係照会への対応） ・行政財産目的外使用許可　　など 【所在地】和泉市 （利用料金制、指定管理代行料あり）	こども青少年局	任意			都・区		●		
20	青少年センター	135	青少年センター管理運営に関する事務	青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促進。 また、青少年に対し、音楽、舞踏、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係（各種施設関係照会への対応） ・行政財産目的外使用許可　　など 【所在地】東淀川区 （利用料金制、指定管理代行料なし）	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
21	こども文化センター	136	こども文化センター管理運営に関する事務	優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図る ・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係（各種施設関係照会への対応） ・行政財産目的外使用許可　　など 【所在地】此花区 （使用料金制、指定管理代行料あり）	こども青少年局	任意			都・区		●		
22	長居ユースホステル	137	長居ユースホステル管理運営に関する事務	青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 ・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係（各種施設関係照会への対応） など 【所在地】東住吉区 （利用料金制、指定管理代行料なし）	こども青少年局	任意			都	●			
23	放課後児童健全育成事業	138	こども・青少年施策推進事業（放課後・青少年事業部会）に関する事務	子ども・子育て支援法に基づき、「大阪市こども・子育て支援計画」の進捗管理・見直し等を行うため、大阪市こども・子育て支援会議を設置。 また、放課後事業の実施方針や運営基準などの施策及び青少年施策について外部委員の意見を聴き検討を行うため、大阪市こども・子育て支援会議に放課後・青少年事業部会を設置・運営。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		139	児童いきいき放課後事業に関する事務	・市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日に小学生の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容とする「児童いきいき放課後事業」を実施 ・審議会付議（こども子育て、児福審）、国庫申請、制度管理 ・いきいき運営管理業務委託（公募型プロポーザル） ・運営管理事業者、地域、学校、教育委員会との調整 ・入退出システム、発達障がい研修、巡回指導委託業務発注（公募型プロポーザル） ・多言語対応支援（リモート通訳システム）	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		140	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 ・大阪市留守家庭児童対策事業実施箇所数106箇所、登録児童数3，286人（R7年4月現在） ・審議会、国庫申請、制度管理 ・申請受付、交付決定、施設調整 ・多言語対応支援（リモート通訳システム）	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		141	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		142	第二種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）の開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受付事務	放課後児童健全育成事業の開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受付等の事務	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		143	クラウド環境を活用した放課後児童クラブに関する業務効率化事業	放課後児童クラブに対する補助金の申請等について、クラウド環境を導入し、実施する	こども青少年局	任意			区		●		
24	地域の子育て支援	144	一時預かり事業（民間分）の実施・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務	・児童福祉法第３４条の１２に定める一時預かり事業について、社会福祉法人等の実施・変更・休止・廃止にかかる届出受理 ・事業者に対する立ち入り検査等	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		145	病児・病後児保育事業（民間）の実施・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務	・児童福祉法第３４条の１８に定める病児保育事業について、開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受理 ・事業者に対する立ち入り検査等	こども青少年局	法令	その他	中核市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		146	第二種社会福祉事業の開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務（地域子育て支援拠点事業等）	・第二種社会福祉事業（地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業・子育て援助活動支援事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業）の開始・変更・休止・廃止にかかる届出の受理 ・事業者に対する立ち入り検査等	こども青少年局	法令	中核市		都・区	○	●		
		147	子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業を除く）に関する事務	各区に１か所設置している子ども・子育てプラザ（港区除く）において、次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅での子育て家庭や地域での子育て活動を支援。 ・乳幼児期の親子や子育て支援者、就学期のこどもが集い交流する機会の提供など （子育てに関するさまざまな情報の提供、子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供、子育て支援講座や親子イベントの開催、自由な遊び場の提供やクラブ活動、「つどいの広場」など） ・各区子ども・子育てプラザのホームページで、区内の子育て支援施設や子育てサークル・サロンの情報提供 ・国庫申請、制度管理 ・仕様書策定、業者選定、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		148	子育て活動支援事業実施施設の整備に関する事務	各区に1か所設置している子ども・子育てプラザ（港区除く）の施設機能の安全性、壮美性、機能性の回復及び適切な維持管理を図るため、経済的かつ計画的に改修工事を実施。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		149	ファミリー・サポート・センター事業に関する事務	保護者が急用のときに、こどもの預かりや幼稚園・保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育のニーズにこたえるために、援助する人（提供会員）と援助を依頼する人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動。 ・国庫申請、制度管理 ・事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		150	地域子育て支援拠点事業に関する事務	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することによ り、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進。 （対象：概ね3歳未満の児童とその保護者） ・国庫申請、制度管理 ・事業者の募集、委託契約、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		151	病児・病後児保育事業に関する事務	保育所等に通所している児童が、病気の回復期にあたるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合の一時預かり事業。 病児対応型では、病気の回復期に至らない児童についても受け入れ。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		152	一時預かり事業（民間分）に関する事務	保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合の一時預かり事業。 （対象：保育所等に入所していない小学校就学前の児童） ・国庫申請、制度管理 ・事業者の募集、委託契約、事業者との調整、指導監督	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		153	子どものショートステイ事業に関する事務	保護者の仕事や病気などにより、一時的に家庭での子育てが困難になったときに、宿泊を伴って子どもを預かる事業。 （対象：小学校入学前の子ども） ・委託事業者との契約関係業務 ・委託料支払い事務	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		154	利用者支援事業に関する事務	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から、個別のニーズに合った施設や事業等を選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供、相談、助言等の支援。 ・国庫申請、子育て支援員研修（利用者支援事業） ・局から区への予算配付分（国庫分）	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		155	利用者支援事業に関する事務（区）	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から、個別のニーズに合った施設や事業等を選択し、円滑に利用できるよう、必要な情報提供、相談、助言等の支援。 ・委託事業者選定、非常勤雇用など	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		156	ブックスタート事業に関する事務	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 （対象：3か月児健診の対象の乳幼児親子） ・対象者の把握、書籍の選定、購入	こども青少年局	任意			区		●		
		157	ブックスタート事業に関する事務（区）	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 （対象：3か月児健診の対象の乳幼児親子） ・絵本の読み聞かせ	こども青少年局	任意			区		●		
		158	男女共同参画センター子育て活動支援事業に関する事務	子育て支援と男女共同参画を一体的に推進するとともに、全市的な子育て支援の後方支援施設としての役割を果たすため、男女共同参画センター子育て支援館において「子育てに関する人材育成のための講習会、研修会等の開催」「子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援」を実施。 【所在地】北区	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		159	子育ていろいろ便利帳作成事業に関する事務	子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む本市子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		160	4歳児訪問事業に関する事務	3歳児健康診査以降から就学時健康診断（5歳児）までの間、全児の状況把握ができる機会がないことから、全ての4歳児へのポピュレーションアプローチとして家庭訪問等を実施。 ・4歳児のリストを作成し各区に提供。 ・各区実施結果を集計	こども青少年局	任意			区		●		
		161	4歳児訪問事業に関する事務（区）	3歳児健康診査以降から就学時健康診断（5歳児）までの間、全児の状況把握ができる機会がないことから、全ての4歳児へのポピュレーションアプローチとして家庭訪問等を実施。 ・保健師等が家庭訪問、保育所・幼稚園等の施設訪問を実施。 ・訪問の際は児童の状況把握を含め、健康教育や子育て相談等を実施	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		162	多胎児家庭外出支援事業に関する事務	4月1日時点で5歳児以下の本市に在住する多胎児を養育する保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成する。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		163	特定子ども・子育て支援施設等確認申請・変更・辞退にかかる届出の受理事務	・幼児教育の無償化における特定子ども・子育て支援施設等確認申請（一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・ポート・センター事業）の申請・変更・辞退にかかる届出の受理 ・事業者に対する指導・監査等	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		164	子育てサポートアプリ・クーポン運用に関する事務	妊娠期から0～2歳児の子育て家庭を応援するため、すべての子育て家庭が利用できる子育てサポートアプリを運用。利用者の住んでいる地域やこどもの月齢などに応じた子育て情報をお届けするプッシュ型の情報提供機能など、妊娠期から出産、子育て期まで、子育て家庭に寄り添い、サポートする。 また、令和8年秋以降に、在宅等子育て家庭が子育て支援メニュー等に利用できる電子クーポンを配付することとし、クーポン機能の開発を行い、クーポンの運用を行う。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		165	赤ちゃんの駅事業に関する事務	子育て家庭の外出を支援するとともに、社会全体で子育てを応援することを目的とし、乳幼児と保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設「赤ちゃんの駅」を登録し、その周知を図る。 ・登録申請受付、配布標章の作成・配付	こども青少年局	任意			都・区		●		
		166	こどもまんなか応援サポーターに関する事務	こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するというこども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなかアクション」に取り組み、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成に取り組む。「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしていただいた企業・団体に対して、「こどもまんなかステッカー」を送付する。 ・登録申請受付、ステッカーの作成・配布	こども青少年局	任意			区		●		
		167	地域子育て相談機関に関する事務	子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を整備する。必要に応じて、こども家庭センター等の関係機関と連携を図りつつ、必要な助言や必要な支援につなぐ。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		168	私債権（子育て世帯への給付金等返還金）管理に関する事務	・返還金の債権管理	こども青少年局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		169	物価高対応子育て応援手当支給事業に関する事務【R8終了】	物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までのこども達に1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		170	児童福祉施設等への翻訳機導入支援事業（子育て関連施設）に関する事務	本来の施設サービス等に対してより多くの時間を割くことができるよう、本市管轄の民間児童福祉施設等については、各施設での翻訳機等の購入費用の一部を助成（上限150千円の3/4≒112千円）する。直営施設等については、本市の備品等として翻訳機を購入する。 ・補助の申請受付、交付、物品購入	こども青少年局	任意			区		●		
		171	自治体システム標準化推進に関しての事務（総合福祉システム）管理課	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立していくことをめざす。	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		
25	あいりん特別保育対策等	172	あいりん児童健全育成事業に関する事務	あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導。 児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援。 不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくりなど。 ・国庫申請、制度管理 ・委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意			区		●		
		173	あいりん特別保育対策事業に関する事務	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 ・国庫申請、制度管理 ・委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意			区		●		
26	児童手当、子ども手当	174	児童手当に関する事務	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る。 ・国庫申請、制度管理	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		175	児童手当に関する事務（区）	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る。 ・相談、受理、送付	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		176	子ども手当に関する事務（H22年度における子ども手当の支給に関する法律）	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校終了前の子どもを養育する者に対して手当を支給。 ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有する者 ・上記以外の者で、支給対象児童を監護し、かつ生計を維持し、日本国内に住所を有する者	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		177	子ども手当に関する事務（H23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法）	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを養育する者に対して手当を支給。 ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く）を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有する者（一般受給者） ・父母等が日本国内に住所を有しない場合で、支給対象児童（施設入所等児童を除く）を監護し、生計を維持している父母等が指定し、日本国内に住所を有する者（父母指定者） ・上記以外の者で、支給対象児童（施設入所等児童を除く）を監護し、かつ生計を維持し、日本国内に住所を有する者 ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている里親又は施設等設置者	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		178	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理。	こども青少年局	任意			区		●		
		179	子育てワンストップサービス（ICT）導入に関する事務	児童手当、保育、母子保健、ひとり親の子育てに関して、マイナポータルとの連携を実施。	こども青少年局	任意			区		●		
27	児童虐待対策の推進	180	子育て支援室運営業務（総合福祉システム関係含む）に関する事務	児童虐待に関する問題について、専門的な知識・技術の向上を図り児童虐待防止に関わる関係機関の連携を推進していく。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		181	子育て支援室運営業務（総合福祉システム関係含む）に関する事務（区）	・各区保健福祉センターに設置している子育て支援室において、要保護児童や要支援児童等に対する相談調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		182	被措置児童等虐待対応事務等に関する事務 （通告への対応）	被措置児童が措置又は委託されている施設・里親等による虐待等を受けていると児童本人又は周囲から通告・相談等があった場合の受理及び所管行政庁への通知を行う。 ・通告又は相談の受理	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		183	被措置児童等虐待対応事務等に関する事務 （調査・報告等）	通告・相談等のあった当該被措置児童等にかかる事業等の所管行政庁が本市である場合、調査等を行い、児童福祉審議会児童虐待事例検証部会に報告し、里親・施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言等を行う。 ・当該被措置児童及び施設職員等への調査 ・部会からの意見聴取、報告	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		184	児童虐待防止啓発事業に関する事務	児童虐待防止のための啓発活動を行い、児童虐待の未然防止・早期発見につなげる ・啓発物品の作成、配付	こども青少年局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		185	審査請求にかかる審理員に関する事務 （こども相談センターが決定した一時保護・入所措置決定等）	こども相談センターが決定した一時保護決定や入所措置決定等の行政処分について、保護者等が行政不服審査法に基づき不服申立てを行った場合に、審査庁から指名されて行う審理員手続きにかかる事務を行う。 ・審理員手続き ・審理員意見書の作成	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		186	妊産婦等生活援助事業に関する事務 （事業の実施）	予期せぬ妊娠をした妊婦が、出産直後の実子を遺棄する「日齢0日児問題」の対策のため、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援体制を整備する。 ・事業の実施	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都	○	●		
		187	妊産婦等生活援助事業に関する事務 （支援体制整備）	予期せぬ妊娠をした妊婦が、出産直後の実子を遺棄する「日齢0日児問題」の対策のため、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援体制を整備する。 ・事業者との契約締結、連絡調整	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		188	児童虐待防止関係連携強化事業に関する事務	虐待による児童死亡事件が起こらないように、精神科医療機関、保育所等に直近の法改正の内容や虐待に関する指針等を周知し、児童虐待の未然防止・早期発見につなげる。また、区役所職員が保護者等に対して適切な支援ができるように専門研修を実施する。 ・研修等の企画、実施	こども青少年局	法令	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		189	SNSを活用した児童虐待防止相談事業に関する事務（児童の相談対応等）	児童虐待の未然防止を図るため、コミュニケーション手段として広く浸透したSNSを虐待等の相談窓口のツールとして活用し、子育て中の保護者や子ども等の相談に対応することで児童虐待の未然防止・早期発見につなげる。 ・児童等に関する相談の対応等	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		190	SNSを活用した児童虐待防止相談事業に関する事務（虐待の早期発見等の体制整備）	児童虐待の未然防止を図るため、コミュニケーション手段として広く浸透したSNSを虐待等の相談窓口のツールとして活用し、子育て中の保護者や子ども等の相談に対応することで児童虐待の未然防止・早期発見につなげる。 ・大阪府、堺市、豊中市との協定締結、実施状況の確認	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		191	子育て応援ヘルパー派遣事業に関する事務	核家族化が進み地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化しており、周囲から育児にかかる支援や協力を得ることが難しい状況にある中で、育児にかかる不安や負担は増大しているため、全ての子育て家庭が利用できる家事・育児支援の訪問サービスを実施し、安心してこどもを育てられるよう支援する。	こども青少年局	任意			区		●		
		192	支援拒否世帯への配布事業（子育て支援訪問事業）に関する事務	支援が必要であるにもかかわらず、行政機関や地域における支援につながっていない家庭など、関わりが必要な家庭に対し、企業等より提供いただいた育児用品等の配付を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始し、児童虐待の未然防止を図る。	こども青少年局	任意			区		●		
		193	こども家庭センター業務（児童福祉機能・家庭児童相談運営費含む）に関する事務	近年の家族形態や家庭における養育機能低下により生じる、家庭内等の児童問題に対し、各区保健福祉センター（子育て支援室）内に家庭児童相談員を配置し、相談指導等により問題解決を図る。 ・家庭児童相談員の採解、子育て支援室職員の研修	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		194	こども家庭センター業務（児童福祉機能・家庭児童相談運営費含む）に関する事務（区）	近年の家族形態や家庭における養育機能低下により生じる、家庭内等の児童問題に対し、各区保健福祉センター（子育て支援室）内に家庭児童相談員を配置し、相談指導等により問題解決を図る。 ・家庭その他からの相談対応 ・個々の子どもや家庭に対する援助 （助言、情報提供、継続指導等）	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		195	要保護児童対策地域協議会に関すること（要対協機能強化事業含む）	虐待の相談・通告における危険度・緊急性の判断、支援方針など、専門性が求められる区要保護児童対策地域協議会について、実務者会議や個別ケース検討会議、研修会などに児童虐待についての専門的知識をもったスタッフを派遣し、区のニーズに応じた柔軟な支援が行えるよう専門性を強化。	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		196	要保護児童対策地域協議会に関すること(要対協機能強化事業含む)(区)	児童虐待防止・早期発見・早期対応、その後の支援など段階に応じた施策を総合的に展開できる体制を構築するため、区レベルにおける要保護児童対策地域協議会を運営。	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		197	家事・育児訪問支援事業に関する事務	子育て家庭の孤立や負担が大きな課題となっていることから、支援を要するヤングケアラーを含む要保護家庭等を対象とした家事支援・育児支援を強化して虐待リスクを未然に防ぐことに加え、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消を行う。 ・事業者との契約締結、研修	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		198	家事・育児訪問支援事業に関する事務(区)	子育て家庭の孤立や負担が大きな課題となっていることから、支援を要するヤングケアラーを含む要保護家庭等を対象とした家事支援・育児支援を強化して虐待リスクを未然に防ぐことに加え、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消を行う。 ・支援対象者宅への初回訪問及び事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		199	こどもの見守り強化事業に関する事務	要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を図るため、区保健福祉センター、学校、保育所、警察や民生委員・児童委員等が連携する要保護児童対策地域協議会で行ってきた見守りに加えて、地域で自主的に活動する民間団体の行う見守り活動に対して補助を行い、さらなる児童虐待防止体制の強化を目指す。 ・補助金の交付決定、交付額の確定	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		200	こどもの見守り強化事業に関する事務(区)	要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を図るため、区保健福祉センター、学校、保育所、警察や民生委員・児童委員等が連携する要保護児童対策地域協議会で行ってきた見守りに加えて、地域で自主的に活動する民間団体の行う見守り活動に対して補助を行い、さらなる児童虐待防止体制の強化を目指す。 ・補助事業者との調整	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		201	未就園児等全戸訪問事業に関する事務	児童虐待未然防止のため、乳幼児健診等の未受診や未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない児童について、特に支援を必要としている場合もあることから、目視すること等により、早急に安全の確認を行う。 ・安全確認が必要な児童の名簿を作成、国への報告	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		202	未就園児等全戸訪問事業に関する事務(区)	児童虐待未然防止のため、乳幼児健診等の未受診や未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない児童について、特に支援を必要としている場合もあることから、目視すること等により、早急に安全の確認を行う。 ・各種調査の実施、家庭訪問等により目視による安全確認を実施	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		203	審査請求に関する事務（こども相談センターによる一時保護決定）	・こども相談センターによる一時保護の決定にかかる審査請求に関する事務の実施	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
28	こども医療費助成	204	医療助成システムの運用・改修に関する事務	・医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務	こども青少年局	任意			区		●		
		205	こども医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算　など	こども青少年局	任意			都・区		●		
		206	こども医療費助成に関する事務（区）	・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行・医療助成費の支給決定　など	こども青少年局	任意			都・区		●		
29	保育施策	207	性被害防止対策に係る設備等支援事業（認可外保育施設）	パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		208	施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費の支給、国庫負担金等の受入・返納事務	・総合福祉システムの出力データを確認（毎月） ・各施設に施設型給付費、地域型保育給付費、委託費を支給（毎月） ・各種加算（減額）認定（施設ごと、加算の種類ごとに年１回） ・支給した施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費に係る国庫負担金、府費負担金、府補助金の受入・返納 ・他都市公立施設利用に係る委託費の支払い ・精算事務に伴う施設への戻入事務および未収金管理 ・国庫府費申請、制度管理 ・制度改正、単価改定に伴う総福システムの改修 ・給付費の支給	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		209	処遇改善等加算支給認定事務	施設型給付費、地域型保育給付費における処遇改善等加算について、施設職員の勤務経験年数や所定の研修の受講状況を確認して、加算の適否、加算率及び加算額を算定、認定する。	こども青少年局	要綱等	中核市		都	○	●		
		210	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による 私立保育所に対する委託費の弾力運用に関する事務	私立保育所に対する委託費について、目的外使用を希望する施設から国通知で定める規定に応じた書類を精査し、承認するとともに、実績報告書類にて適切に履行されていることを確認する。	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		211	居宅訪問型保育基礎研修	認可外の居宅訪問型保育事業に従事する又は従事を希望するの者に対する資質の向上を目的とする研修の実施	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		212	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 ・国庫申請、制度管理、報告の取りまとめ ・巡回指導員の雇用、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		213	事故防止巡回支援事業（民間保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設）	死亡等の重大事故の再発防止策として、「巡回支援指導員」を配置し、認可・認可外を問わず対象となる全施設（民間保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設）を、重大事故が発生しやすい場面（食事中、睡眠中、水遊び 中等）に訪問し、事前通告なしの巡回支援指導を行う。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		214	園内研修支援事業（ミニ講座）	施設職員一人ひとりの危機管理意識の向上のため、令和3年度から「園内研修支援事業（出前ミニ講座）」（巡回支援指導員が施設に出向き、重大事故が発生しやすい場面に的を絞った短時間かつ実践的な研修）を実施。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		215	給食管理、食育の推進に関する相談業務	民間保育施設における給食管理、食育の推進に関する相談業務及び令和7年度から施設に職員が出向き、食物アレルギー対応に関する講座を実施。	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		216	民間保育施設における保育事故対応・苦情相談等の指導に関する事務	民間保育施設における保育事故対応・苦情相談等に関する指導を実施	こども青少年局	任意			都・区		●		
		217	子育て支援員研修事業（地域型保育）	・地域型保育事業及び一時預かり事業等への従事を希望する者のうち、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有しない者への研修	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		218	地域型保育事業連携施設支援事業	待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消等とならないよう連携施設の設定を推進。 ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携支援交付金事業」を実施 ・制度管理 ・申請受付、審査、加算、支払い	こども青少年局	任意			区		●		
		219	子ども・子育て支援交付金関連事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業（体調不良児対応型）※ 本市事業名「保育所等における事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」 ・実費徴収に係る補足給付事業	事業ごとに交付要綱を策定、管理する。 事業に応じて、施設や保護者から認定申請を受け付けて、認定決定通知を交付する。 事業ごとに実績報告書類を徴取し、内容を確認のうえ、支給額を算定し、支払いを行う。 国庫及び府費の申請及び実績報告に係るデータを作成する。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		220	第二種社会福祉事業各種届出に関する事務（病児保育事業）	保育所及び認定こども園において病児保育事業（体調不良児型）を行う事業者からの開始、変更または廃止の届出を受理し、適切な内容となっていることを確認し、当該届け出書類を管理する。	こども青少年局	法令	中核市		都・区	○	●		
		221	施設型給付費上乗せ支援事業 ・嘱託医配置円滑化事業 ・アレルギー対応栄養士配置事業 ・休日保育支援事業 ・0歳児途中入所対策事業 ・1歳児保育対策事業	各事業に係る必要経費について、時勢に応じて算出し、施設型給付費、地域型保育給付費では賄いきれない部分を支給する。 事業ごとに交付要綱を策定し、管理する。 施設から認定申請を受け付けて、認定決定通知を交付する。 事業ごとに実績報告書類を徴取し、内容を確認のうえ、支給額を算定し、支払いを行う。	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		222	産休等代替職員雇用支援費に関する事務	・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用にかかる経費を一部補助 ・制度管理 ・事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意			区		●		
		223	乳児等通園支援事業認可、変更、廃止、設備運営基準の制定、確認、変更、辞退等事務	・国、都道府県及び市町村以外の者に対し乳児等通園支援事業の認可、変更、廃止等 ・審議会の運営、制度管理 ・認可申請、認可変更・廃止 ・乳児等通園支援事業の設備運営基準の制定 （条例等の制定改廃） ・特定乳児等通園支援事業に対し、利用定員の確認、変更、辞退等 ・必要がある場合、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例等の変更 ・審議会の運営、制度管理、条例等改廃 ・確認申請、審査、確認、確認変更、確認辞退	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		224	乳児等支援給付費の支給	・総合支援システムの出力データを確認（毎月） ・各施設に乳児等支援給付費を支給（毎月） ・賃借料加算認定（施設ごと、年1回） ・支給した乳児等支援給付費に係る国庫負担金、府費負担金の受入・返納 ・国庫申請、制度管理 ・初回面談加算の認定（対象児童ごと、毎月） ・本格運用に伴う総福システムの改修	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		225	1歳児受入枠拡大促進事業	0歳児の認可定員の削減や認可定員を基にして最低基準による必要面積を算出した場合に生じる現行面積との差において、当面の間、1歳児枠の保育室として活用する場合に、活用に要する経費の一部を支出し、1歳児受入枠の確保の促進を図る。 　また、0歳児保育室にて1歳児の保育スペースとして1歳児が入所した場合、通常の1歳児の給付費とは別に、0歳児と1歳児の公定価格の差相当を別途支出する。	こども青少年局	任意			区		●		
		226	尿検査委託事業に関する事務	入所児童の健康管理を図るため、小児慢性疾患の中でも重要な腎疾患の早期発見を目的として尿検査を実施。 （対象：大阪市の特定教育・保育施設等（幼稚園、認定こども園、保育所、地域型事業所）に入所している2歳クラス以上の児童）	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		227	教育・保育施設等における感染症対策等保健衛生にかかる事務	・健康危機管理として感染症対策に取り組むために、H25年8月より一斉導入した学校欠席者情報収集システムの管理 ・各施設への保健衛生に関する情報提供、注意喚起、説明会等の実施 ・各施設、市民等からの相談対応	こども青少年局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		228	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）のICT化推進に関する事務	こども誰でも通園制度において、入退室管理等を行うためのタブレット型端末の導入、インターネット環境の整備、空き枠の登録やキャッシュレス決済等に係るICT機器の導入	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		229	保育サービス第三者評価受審促進事業	「福祉サービス第三者評価」の受審費用について、本市独自の支給制度を実施する。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		230	性被害防止対策に係る設備等支援事業（民間保育所等）	パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		231	児童福祉施設等への翻訳機導入事業	保護者等とのコミュニケーションを円滑に行うため、民間児童福祉施設等に対し、通訳や翻訳のための機器購入に係る費用の一部を補助する。	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		232	児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業	外国につながる児童や保護者と、より正確なコミュニケーションを図るため、多言語リモート通訳システムを導入し、安全・安心な教育・保育の環境を整備する。	こども青少年局	任意			区		●		
		233	保育料の賦課・徴収に関する事務	・本人またはその扶養義務者から、児童の年齢等に応じて定める額を徴収 ・徴収額の算定、歳入管理	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		234	保育料の賦課・徴収に関する事務（区）	・各区保健福祉センター所長は、保育所を利用する本人又はその扶養義務者から、児童の年齢等に応じて保育料を賦課 ・申請受付、認定決定、保育料の賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		235	こども・子育て支援事務センター	日常的な保育事務業務や書類確認等の事務に関して、業務の正確性・迅速性の向上、業務水準の安定的な確保を図る。 ・業務委託	こども青少年局	任意			区		●		
		236	公有財産管理業務	・民間保育所等に貸付けている財産の管理	こども青少年局	任意			区		●		
		237	民間保育所の整備に関する事務	大阪市こども・子育て支援計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を補助することにより、保育所整備を促進。 ・国庫申請、制度管理 ・公募、申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	任意			都・区		●		
		238	保育所施設外壁改修等工事	・大阪市から施設の貸与を受け保育所運営を行っている民間保育所については、運営に伴う破損や必要な改修は法人が全額負担 ・外壁や屋上など建物の躯体部分等の改修は大阪市が実施	こども青少年局	任意			都・区		●		
		239	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務	・S56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 ・国庫申請、制度管理 ・申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		240	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。 地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。 ・国庫申請、制度管理 ・申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		241	市設建築物の緊急安全対策等に関する事務	人的被害や施設機能の停止など、重大な結果を招く恐れがある市建築物について、市民の安全・安心の確保のため、短期間の対策として緊急優先的に改修工事を実施	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		242	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の整備に関する事務	全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）の実施事業所の整備を促進	こども青少年局	任意			区		●		
		243	クラウド環境を活用した業務効率化事業	「補助金・給付領域」「指導監査領域」において、クラウド環境(Kintone)を導入し、業務の効率化を図っているが、更なる効率化・省略化を実現するため、既にクラウド環境導入済の業務も含め、業務フローを見直す。	こども青少年局	任意			区		●		
		244	保育の実施等に係る報告に関する事務	・各区の保健福祉センター所長が保育の実施が適当であると認めるものを保育したときに報告 ・国・大阪府への報告	こども青少年局	法令	一般市		都		●		
		245	保育の実施等に係る報告に関する事務（区）	・各区の保健福祉センター所長が保育の実施が適当であると認めるものを保育したときに報告 ・局への報告	こども青少年局	法令	一般市		都		●		
		246	利用者負担額の決定に関する事務	・各区保健福祉センター所長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合における利用者負担額（国基準における額を含む。）を決定 ・徴収額の算定、歳入管理	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		247	利用者負担額の決定に関する事務（区）	・各区保健福祉センター所長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合における利用者負担額（国基準における額を含む。）を決定 ・申請受付、認定、システム入力、負担額決定	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		248	保育施設等の利用調整に関する事務	・各区保健福祉センター所長は、児童福祉法に定めるところにより、保育の利用に関する調整及び要請 ・制度管理、各区の取りまとめ	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		249	保育施設等の利用調整に関する事務(区)	・各区保健福祉センター所長は、児童福祉法に定めるところにより、保育の利用に関する調整及び要請 ・申請受付、認定、審査、利用調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		250	子どものための教育・保育給付制度における認定に関する事務	・各区保健福祉センター所長は、子ども・子育て支援法に定めるところにより、支給認定等 ・制度管理	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		251	子どものための教育・保育給付制度における認定に関する事務(区)	・各区保健福祉センター所長は、子ども・子育て支援法に定めるところにより、支給認定等 ・申請受付、審査、認定区分の決定	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		252	待機児童集計	・毎年4月1日現在および10月1日現在の待機児童数公表 ・各月の入所児童状況の基礎資料の作成	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		253	保育所保育料の徴収体制強化に関する事務	・保育所保育料の収納率の向上のための体制強化 ・体制強化による未収状況の解消	こども青少年局	任意			区		●		
		254	子育てのための施設等利用給付制度における認定に関する事務	・子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付制度による認定を行う。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		255	子育てのための施設等利用給付制度における認定に関する事務(区)	・子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付制度による認定の申請の受付等を行う。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		256	子育てのための施設等利用給付制度における給付に関する事務	・子育てのための施設と利用給付認定対象の子どもの特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付を行う。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		257	副食費実費徴収補足給付事業（私学助成幼稚園）に関する事務	・子ども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業として私学助成幼稚園の園児の給食利用に関し、副食費相当額の給付を行う。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		258	副食費実費徴収補足給付事業（私学助成幼稚園）に関する事務（本市無償化分）	・副食費実費徴収補足給付事業（私学助成幼稚園）に関し、国基準による第3子に該当しない場合においても第3子の給食利用に関し、副食費相当額の給付を本市独自に行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		259	大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業に関する事務	・0～2歳児の保育無償化の取組みの一環として、企業主導型保育事業の利用に伴う利用者負担額に対する給付を本市独自に行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		260	多様な集団活動事業の利用支援事業給付に関する事務	幼児教育・保育の無償化の一環として、満3歳以上を対象とした多様な集団活動について、一定の基準に適合した施設の利用者負担額に対する給付を行う。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		261	認可外保育施設教育費給付に関する事務	幼児教育・保育の無償化の一環として、保護者に保育事由がない場合であっても、一定の基準に適合する認可外保育施設の3～5歳児以上の利用に関し、教育費相当額の給付を本市独自に行う。	こども青少年局	任意			都		●		
		262	総合福祉システム運用経費	子ども・子育て支援に関する事務事業における総合福祉システムの運用経費を支出する。	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		263	総合福祉システム改修に関する事務（大阪市企業主導型保育事業利用者負担額関係）	大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業の実施に際し、総合福祉システムにおいて事務処理のための開発を行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		264	総合福祉システム改修に関する事務（0～2歳児の認可保育所等の保育料無償化関係）	認可保育所等の0～2歳児の保育料を無償化に対応するため、総合福祉システムの改修を行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		265	総合福祉システム改修に関する事務（幼稚園満3歳児無償化関係）	保育の必要性が認められても、国制度では無償化の対象外となる満3歳児の幼稚園預かり保育の利用に対し、本市独自に給付を行う事業のため、総合福祉システムの改修を行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		266	総合福祉システム改修に関する事務（乳児等支援給付認定関係）	乳児等のための支援給付制度における認定に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、総合福祉システムの改修を行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		267	満3歳児の幼稚園預かり保育無償化に関する事務	保育の必要性が認められても、国制度では無償化の対象外となる満3歳児の幼稚園預かり保育の利用に対し、本市独自に給付を行う事業を実施するための制度設計を行う。	こども青少年局	任意			区		●		
		268	乳児等のための支援給付制度における認定に関する事務	子ども・子育て支援法上の乳児等のための支援給付制度における認定に関する事務（申請受理・通知等）を行う。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		269	企業主導型保育事業の利用状況報告等の受理に関する事務	国の通知に基づき、子ども・子育て支援法に基づく制度の二重給付を避けるため、企業主導型保育事業から利用状況の報告を受ける。	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		270	自治体システム標準化推進に関しての事務（総合福祉システム）幼保企画課	子どものための教育・保育給付制度等に係る業務システム（総合福祉システム）の標準化に関する調整等を行う。	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		271	大規模開発事前協議	・大阪市内で建築予定として都市計画局に届けだされる大型マンション等の開発に際して、開発内容を確認 ・事前に保育所等の整備について建設業者に説明し、保育施設等の整備に対する協力依頼	こども青少年局	任意			区		●		
		272	保育所等における感染症対策のための改修整備等事業	・保育所等において感染症対策のための改修整備等を行うために必要な経費に対する補助金の交付	こども青少年局	任意			区		●		
		273	保育送迎バス事業	・保育需要が高く、保育所等が不足している地域に保育送迎ステーションを設置し、当該場所で保護者から保育所等の児童利用を預かり、送迎用の自動車により保育所等に送迎する	こども青少年局	任意			区		●		
		274	風俗営業・旅館業法に関する警察からの調査への対応	・警察より、風俗営業・旅館業法に該当する施設の近隣に保育施設等がないかの照会への対応	こども青少年局	任意			区		●		
		275	実費徴収に係る補足給付を行う事業（公立分）に関する事務	・経済的な理由により教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助 ・保護者から申請書等の受付、給付金を支出 ・国庫申請、制度管理 ・申請受付、審査、決定、給付	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		276	公立保育所障がい児保育対策事業に関する事務	公立保育所における障がい児保育を推進するため、非常勤職員等を雇用することで、障がい児保育の質の向上を図る。	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		277	公立保育所設置に関する事務	・公立保育所の設置 ※近年、新設していないため、実績なし。 ・制度管理、連絡調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		278	公立保育所運営事業に関する事務	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。(公立保育所管理運営費) ・保育所で主食(ごはんやパン)を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。(幼児主食提供事業) ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。(公立保育所指導食実施事業) ・民間事業者が運営する多言語リモート通訳システムを利用できるようにする。(児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業) ・非常勤保育士の採用 ・審議会の運営、国庫申請、制度管理 ・公立保育所の運営	こども青少年局	任意			区		●		
		279	公立保育所運営事業に関する事務 【事業所】	・公立保育所での保育の実施	こども青少年局	任意			区		●		
		280	延長保育事業(公立分)に関する事務	就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対するニーズが増加しており、公立保育所において延長保育を実施。 ・子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収 ・制度管理 ・申請受付、審査、決定、賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		281	地域子育て支援拠点事業(公立分)、一時預かり事業(公立分)、病児・病後児保育事業(公立分)に関する事務	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進。 ・地域子育て支援センターにおいて、保護者同士の交流を促し、保護者向けに講習会を開催、保護者の育児相談 ・家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の実施施設において、日中一時的に預かり ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収 保育所に通所している児童が、病気の回復期にあるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合に日中一時的に預かる。 ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収 ・国庫申請、制度管理 ・申請受付、審査、決定、賦課徴収	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		282	地域子育て支援拠点事業（公立分）、一時預かり事業（公立分）、病児・病後児保育事業（公立分）に関する事務【事業所】	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進。 ・地域子育て支援センターにおいて、保護者同士の交流を促し、保護者向けに講習会を開催、保護者の育児相談 ・家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の実施施設において、日中一時的に預かり ・保育所に通所している児童が、病気の回復期にあるため通所できず、かつ保護者が家庭で育児できない場合に日中一時的に預かる。 ・保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		283	障がい児保育助成事業に関する事務	障がいのある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士や医療的ケア児に対応する看護師の人件費補助等を行い、障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。 ・国庫申請、制度管理 ・補助金の支給	こども青少年局	任意			都・区		●		
		284	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 ・制度管理 ・巡回保育士の配置	こども青少年局	任意			都・区		●		
		285	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（公立分）に関する事務	・幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度を実施	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		286	公立保育所整備に関する事務	●H25年4月に「公立保育所新再編整備計画」を策定し、円滑に民間移管を進めることを目的として、平成29年6月に計画内容を一部改訂し、令和4年3月に「公立保育所民営化推進計画」を策定した。同計画に基づき、公立保育所の民間移管を進め、令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所にすることをめざして取組を進めている。 ●直営保育所として残る35か所の公立保育所のすべてが地域の子育て支援の拠点として、担うべき機能と果たすべき役割を明確にするため、公立保育所の将来ビジョンを策定した。 【実施事業】 ➢経年劣化により老朽化が著しいなどの保育所について、安全な施設運営を図るため、建替等により施設機能を改善（公立保育所整備事業、土地区画整備事業に伴う公立保育所建替整備事業）。 ➢建替が必要な時期に、遅滞なく建替ができるよう、構造耐力、経年劣化等を調査（公立保育所建替検討事業）。 ➢各施設状況に応じ、施設機能の安全性、壮美性、機能性の回復及び適切な維持管理を図るため、経済的かつ計画的に改修工事を実施（公立保育所リフレッシュ事業、市設建築物の緊急安全対策等事業、公立保育所環境整備事業）。 ➢新型コロナウイルスの感染症対策として必要な改修等を実施（児童福祉施設等における感染症対策事業）。	こども青少年局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		287	公立保育所再編等に関する事務	●H25年4月に「公立保育所新再編整備計画」を策定し、円滑に民間移管を進めることを目的として、平成29年6月に計画内容を一部改訂し、令和4年3月に「公立保育所民営化推進計画」を策定した。同計画に基づき、公立保育所の民間移管を進め、令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所にすることをめざして取組を進めている。 ●直営保育所として残る35か所の公立保育所のすべてが地域の子育て支援の拠点として、担うべき機能と果たすべき役割を明確にするため、公立保育所の将来ビジョンを策定した。 【実施事業】 ➢移管対象保育所における土地・建物等の必要な諸条件整備を行うとともに、建替移管の場合には移管先法人に対して施設整備補助金を交付（公立保育所民営化推進事業）。	こども青少年局	任意			都・区		●		
		288	公立保育所民間委託に関する事務	●H25年4月に「公立保育所新再編整備計画」を策定し、円滑に民間移管を進めることを目的として、平成29年6月に計画内容を一部改訂し、令和4年3月に「公立保育所民営化推進計画」を策定した。同計画に基づき、公立保育所の民間移管を進め、令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所にすることをめざして取組を進めている。 ●直営保育所として残る35か所の公立保育所のすべてが地域の子育て支援の拠点として、担うべき機能と果たすべき役割を明確にするため、公立保育所の将来ビジョンを策定した。 【実施事業】 ➢多様化する保育ニーズに対応するため、民間活力の活用により公立保育所の効率的な運営等を実施（公立保育所運営委託事業、特別支援保育物品購入助成事業、クラウド環境等を活用した保育施設等に関する業務効率化事業、児童福祉施設等における外国につながる児童及び保護者への通訳支援事業）。 ➢保育・子育て支援施策について、民間保育所等と同様に公設置民営保育所においても実施（地域子育て相談機関の運営事業、実費徴収に係る補足給付事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、児童福祉施設等における感染症対策事業、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業）。 ➢保育士等の確保施策について、民間保育所等と同様に公設置民営保育所においても実施（保育士宿舎借り上げ事業、保育補助者雇上げ強化事業、保育体制強化事業、保育士定着支援事業）。	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		289	保育・幼児教育センターに関する事務	大阪市全体の乳幼児期の教育保育の質の向上をめざし、幼児教育・保育に関する調査研究や市内の幼児教育・保育施設の職員を対象にした研修の企画立案等に関する事務 ・保育・幼児教育センター調査研究研修事業 （就学前教育カリキュラム、合同研修研究、保幼こ小連携・接続推進事業） ・大阪市幼稚園等振興事業 ・大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業 ・大阪市保育士等キャリアアップ研修事業 大阪市保育・幼児教育センター管理運営事務 ・保育・幼児教育センターの管理運営に係る事業等 クラウド環境を活用した保育施設等に関する業務効率化事業	こども青少年局	任意			都・区		●		
		290	認可外保育施設教育費給付にかかる審査等	・認可外保育施設教育費給付審査部会における審査等事務 ※幼保企画課幼保利用G事務の一部	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		291	施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費の支給、国庫負担金等の受入・返納事務（無償化関連）	・総合福祉システムの出力データを確認（毎月） ・各施設に施設型給付費、地域型保育給付費、委託費を支給（毎月） ・各種加算（減額）認定（施設ごと、加算の種類ごとに年１回） ・支給した施設型給付費、地域型保育給付費及び委託費に係る国庫負担金、府費負担金、府補助金の受入・返納 ・他都市公立施設利用に係る委託費の支払い ・精算事務に伴う施設への戻入事務および未収金管理 ・国庫府費申請、制度管理 ・制度改正、単価改定に伴う総福システムの改修 ・給付費の支給	こども青少年局	任意	一般市		都・区		●		
30	保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業等）	292	保育人材確保事業（潜在保育士就職支援事業）	保育所等に新たに勤務を開始する潜在保育士に対して就職準備金の貸付	こども青少年局	要綱等	政令市		都	●			
		293	保育人材確保事業（保育料一部貸付）	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	こども青少年局	要綱等	政令市		都	●			
		294	保育人材確保事業（未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援）	早朝等の勤務により、保育士の子どもの預け先がない場合があることからベビーシッター等の利用料金の半額を貸付	こども青少年局	要綱等	政令市		都	●			
		295	保育人材確保事業（保育補助者雇上げ支援）	保育士の負担軽減のため保育補助者の雇上げ費用を保育所等に貸付	こども青少年局	要綱等	政令市		都	●			
31	保育人材確保事業（保育士・保育所支援センター運営事業等）	296	保育人材確保事業（保育士・保育所等支援センター）	保育士等の就職支援及び保育所の求人支援を行う	こども青少年局	要綱等	中核市		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		297	保育人材確保事業（保育士宿舎借上げ支援）	民間保育所等が保育士のために行う宿舎借上げに対する補助	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		298	保育人材確保事業（保育所等におけるICT化の推進）	児童の登退園記録などをICTを活用して管理し、保育士の事務負担を軽減	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		299	保育人材確保事業（保育補助者雇上げ強化）	保育士の負担軽減のための保育補助者雇上げ費用を保育所等に補助	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		300	保育人材確保事業（保育体制強化）	保育士の負担軽減のため清掃業務や給食配膳などの周辺業務を行う者の配置経費補助 園外活動等において、集団で移動する際の安全確保を図るのための経費補助 登降園時やプール活動時など人手が必要な時間帯に園児を見守る者の配置経費補助	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		301	保育人材確保事業（保育士等の子どもの優先入所）	市内の保育所等に常勤で勤務する場合、利用調整において最優先で入所決定	こども青少年局	任意			区		●		
		302	保育人材確保事業（保育士働き方改革推進）	保育士の働き方改革を推進するため、保育士等を加配する施設に対する人件費補助 保育士の完全週休二日制を実現するため、保育士等を加配する施設に対する人件費補助	こども青少年局	任意			区		●		
		303	保育人材確保事業（保育士定着支援事業）	大阪市内の保育施設等に勤務する1～7年目、10年目、15年目、20年目、25年目の常勤・常勤並み保育士に対し、一律20万円（短時間勤務保育士は一律10万円）を支給する。	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
32	公立の児童福祉施設の運営	304	弘済みらい園（児童養護施設）の指定管理に関する事務	・弘済みらい園（児童養護施設）の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意			都		●		
		305	児童院（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	・児童院（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務 【所在地】西区	こども青少年局	任意			都		●		
		306	弘済のぞみ園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	・弘済のぞみ園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意			都		●		
		307	指定管理施設（児童養護施設等）の整備・改修に関する事務	・指定管理者制度を導入している児童福祉施設の改修について、協定で定めた負担区分により施設整備	こども青少年局	任意			都		●		
		308	長谷川羽曳野学園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	児童福祉法第43条の2の児童心理治療施設として、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。 【所在地】長谷川羽曳野学園（柏原市）	こども青少年局	任意			都		●		
		309	もと東さくら園に関する事務	・もと東さくら園の跡地管理に関する事務	こども青少年局	任意			区		●		
		310	清心寮に関する事務	・清心寮の土地管理に関する事務 民間児童養護施設：清心寮（管轄は堺市）の運営のため、堺市に所有する土地を社会福祉法人に貸し付けている。	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		311	児童自立支援施設（阿武山学園）の管理運営	児童福祉法第44条の児童自立支援施設として、児童相談所の入所措置に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援。 【所在地】阿武山学園（高槻市）	こども青少年局	法令	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
33	スクールカウンセラー事業等	312	こども相談センター　スクールカウンセラー事業に関する事務	・いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のため、地域におけるカウンセリング機能が一層充実するよう、中学校や小学校等にスクールカウンセラーを配置	こども青少年局	要綱等	政令市		都	●			
		313	こども相談センター「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	・不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話相談により受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言 ・平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託し、子どもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備	こども青少年局	要綱等	政令市		都	●			
34	教育相談	314	こども相談センター　教育相談事業にかかる事務（教育相談）	・不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話・メールによる相談 ・不登校で、集団参加に課題を抱える子ども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援	こども青少年局	任意			都・区		●		
		315	こども相談センター「不登校児童通所事業」にかかる事務	・こども相談センター、市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供（不登校児童通所事業）	こども青少年局	要綱等	その他	指定都市・児童相談所設置市	都・区	○	●		
		316	こども相談センター　特別支援教育相談にかかる事務	・障がいがある児童、特別な支援が必要となる児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談 ・相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント（見立て）を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導について助言	こども青少年局	任意			都・区		●		
35	内部事務	317	局庶務事務	・文書、公印管理関係 ・市会関係 ・秘書関係 ・OA関係 ・庁舎管理 ・寄付収受 ・広聴広報 ・人事、給与、福利厚生関係　　など	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		318	自治体システム標準化推進に関する事務(総合福祉システム)総務課	業務システム(総合福祉システム)の標準化に関する調整等	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		319	DX推進に関する事務	局内のDX推進	こども青少年局	任意			区		●		
		320	局経理・調達に関する事務	・局経理(予算・決算)、調達関係	こども青少年局	任意			区		●		
		321	普通財産等の管理・売却・維持管理に関する事務及び管財業務	・普通財産等の整備・日常管理 ・管財事務 ・市有地の売却	こども青少年局	任意			都・区		●		
		322	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、施設の長寿命化等に関する事務及び管財業務	・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務	こども青少年局	任意			都・区		●		
		323	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、施設の長寿命化等に関する事務及び管財業務(専門職分野)	・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務 ※専門職(建築、機械、電気)が担っている事務	こども青少年局	任意			都・区		●		
		324	国庫支出金等(こども青少年局局所管事務全般)の還付に関する事務	前年度以前に受け入れた国庫支出金等(児童手当交付金等の国庫補助金、保育料過年度分、児童福祉施設徴収金、給食費過年度分、国民健康保険診療報酬返納金)について、変更交付決定により受入超過となった場合に還付を行う。	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		325	連絡・企画調整、基金管理、区長会議に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、西成特区構想（こども青少年局関連部分）、国家予算要望、区長会議、少子化対策とりまとめ、連絡・企画調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意			都		●		
		326	庶務・経理業務（青少年課）	・放課後事業グループ所管事業にかかる共通事務	こども青少年局	任意			区		●		
		327	庶務・経理業務（管理課）	・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係 ・臨時職員、アルバイト等の雇用　　など	こども青少年局	任意			区		●		
		328	庶務・経理業務（管理課児童支援G）	・児童支援対策グループ所管事業にかかる共通事務	こども青少年局	任意			区		●		
		329	庶務・経理業務（こども家庭課）	・庶務関係 ・総合福祉システム関係 ・研修関係　　など	こども青少年局	任意			区		●		
		330	幼保企画課分室庶務業務、庁舎管理など	・分室庶務業務 ・分室庁舎管理　　など	こども青少年局	任意			区		●		
		331	庶務・経理業務（幼保企画課）	・各事務事業の実施に伴う役務費・印刷費・消耗品費・使用料等必要経費の支出　　など	こども青少年局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		332	庶務・経理業務（幼稚園企画）	・公立幼稚園及び私立幼稚園等に係るその他の事務	こども青少年局	任意			区		●		

≪9. 保健・医療≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	保健事業・健康増進等	1	歯科口腔保健の推進に関する事務（口腔保健支援センターの設置）	歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的な歯科検診の受診勧奨、歯科疾患の予防等の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等を行う機関として、都道府県、保健所設置市及び特別区は口腔保健支援センターを設けることができる。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		2	健康増進事業（歯科口腔保健の推進）に関する事務	事業に関する予算要求、決算、企画調整、委託契約、実績集計等	健康局	法令	地方公共団体		区		●		
		3	健康増進に関するプロモーション事業	民間企業と連携して広く情報発信することにより、健康増進に関する取組の認知度を向上、健康増進の機運を醸成するとともに、市民の具体的な行動変容を促し、日々の健康増進活動につなげることで、市民の健康寿命の延伸をめざす。	健康局	任意			区		●		
		4	がん患者支援事業	・在宅におけるターミナルケアの支援として、在宅介護サービスにかかる利用料等の助成を実施。 ・がん治療に伴う副作用による脱毛や乳房の喪失といった外見の変化へのケア（アピアランスケア）に対する支援を実施。	健康局	任意			区		●		
		5	地域職域連携事業	企業、団体がそれぞれ健康づくりに取り組むことができるよう環境整備等を支援し、働く世代を中心とした健康水準の向上と健康寿命延伸をめざす。	健康局	任意			区		●		
		6	献血等の推進に関する事務	・献血思想、移植医療、ハンセン病問題に係る正しい知識の普及啓発 ・採血事業者による円滑な献血受入のための各区取り組みのとりまとめ ・大阪府への献血実施実績の報告業務	健康局	法令	地方公共団体		区		●		
		7	献血等の推進に関する事務〔区〕	献血思想、移植医療の普及啓発、採血事業者による円滑な献血受入のための取り組み	健康局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		8	健康増進事業（健康増進計画の策定等）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・健康増進計画の策定、推進、進捗管理等	健康局	法令	一般市		区		●		
		9	健康増進事業（健康増進計画の策定等）に関する事務〔区〕	・健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」の推進 ・市民団体等の参画を得ながら、「健康展」等を実施し、市民の主体的な健康づくりを支援	健康局	法令	一般市		区		●		
		10	健康増進事業（企画調整等）に関する事務	事業に関する予算要求、決算、企画調整、交付決定等に伴う事務処理、実績集計等	健康局	法令	一般市		区		●		
		11	健康増進事業（企画調整等）に関する事務〔区〕	・健康の保持・増進に必要な事項を記載するための手帳交付 ・生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する啓発、地域に出向いた健康講座や人材育成を目的とした講座などの集団健康教育、喫煙者を対象とした個別健康教育 ・保健師等が訪問して、健康に関する必要な保健指導 ・各区の保健福祉センターや地域の集会所等に健康相談窓口を開設し、市民の健康に関する相談	健康局	法令	一般市		区		●		
		12	健康づくり推進に関する事務	・地域で活動する健康づくり推進団体等と相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通し、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。 ・各区健康づくりを推進する団体等を担当している保健師の技術支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意			区		●		
		13	健康づくり推進に関する事務〔区〕	・地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意			区		●		
		14	健康なまちづくりに向けた保健師活動DX推進事業に関する事務	保健師活動業務のBPRとデジタル技術を活用した業務効率化を図ることにより、保健師が家庭訪問や保健指導などの本来業務に注力できる環境づくりをめざす。また、保健師の地域活動におけるデータを収集し、地域特性に応じた保健活動を発展させることで市民サービスの更なる充実を図ることを目的としている。 新たなシステムを段階的に構築・リリースし、令和8年4月に一次リリース、令和10年4月に二次、令和11年4月に三次リリースを行うための調整、検討を進めていくもの。	健康局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		15	受動喫煙防止対策事業	改正健康増進法が令和2年に全面施行され、大阪府受動喫煙防止条例が令和7年4月に全面施行された。条例の全面施行後は、現状経過措置となっている飲食店のうち、客席面積が30㎡を超える飲食店は原則屋内禁煙となる。（改正健康増進法により、現在の経過措置の適用は100㎡以下） 引き続き、受動喫煙による健康影響や飲食店を含む多くの人が利用する施設は原則屋内禁煙であることを市民等に周知するとともに、必要に応じて飲食店等への指導等を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		16	たばこ対策促進事業	大阪市健康増進計画「すこやか21（第3次）」の目標達成（20歳未満の喫煙防止・妊娠中の喫煙防止・たばこをやめたい人の禁煙、受動喫煙防止に向けた環境の整備）のため、喫煙による健康影響や禁煙の啓発を実施。	健康局	法令	一般市		区		●		
		17	保健衛生システムの運用に関する事務	市内の診療所及び薬局等の施設情報や環境・食品衛生施設、飼い犬情報などをデータベース化し、許可証発行業務や監視指導業務等に活用。	健康局	任意			区		●		
		18	保健衛生システムの運用に関する事務（標準準拠：健康管理システム）	・がん検診等の受診結果や難病に関する医療費公費負担業務、各種予防接種事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用 ・令和8年3月23日に保健衛生システムから国が定めた標準仕様に準拠したシステム（健康管理システム）へ移行 ・なお、標準化対象は「成人保健」、「予防接種」、「母子保健（養育医療）」の3業務	健康局	法令	地方公共団体		区		●		
		19	大阪市保健福祉センター等学生実習	専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの実習生受け入れに係る日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意			区		●		
		20	医療計画に関する事務	大阪府医療計画に基づく大阪市二次医療圏内における保健医療施策（地域医療構想、医療等各分野）及びそれに関連する福祉施策について、保健医療関係者等が協議検討するとともに、地域医療計画について審議を行い、大阪府医療計画大阪市域版を作成。	健康局	任意			区		●		
		21	大阪市保健福祉センター等学生実習 〔区役所で実施〕	地域保健に必要な専門職の養成に寄与する、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		22	栄養（食環境づくり推進、地区研修会等）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした研修会の開催	健康局	任意			区		●		
		23	国民健康・栄養調査、特定給食施設指導等に関する事務〔区〕	・国民健康・栄養調査 厚生労働省により指定された調査世帯（1歳以上の世帯員）に対して調査を実施。 ・特定給食施設の設置者に対する栄養管理上の指導並びに助言 区内の施設設置者等からの来所や電話での相談に対する助言、指導を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		24	栄養（食育の推進）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・食育推進計画の策定、推進、進捗状況管理等	健康局	法令	一般市		区		●		
		25	栄養（栄養相談・講習会）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・栄養士業務の総括	健康局	法令	一般市		区		●		
		26	栄養（食育の推進）に関する事務〔区〕	・食育推進リーダーを養成し地域に密着した食育の推進を図る。 ・食育推進ボランティアの養成講座修了者組織である「各区食生活改善推進員協議会」に対して会員の資質の向上と組織の強化のための助言・指導を実施。また協議会と共催で食生活に関する講座を開催し地域の食育の推進のため普及啓発を行う。 ・各区栄養士がコーディネーターとなり地域の食育関係施設・団体等と食育推進ネットワーク会議を開催し、地域に密着した食育の推進が図れるよう「食育推進ネットワークの強化」に取り組む。 ・前項の食育推進ネットワーク会議参加施設・団体等と連携・協働で食育に特化したイベントを区役所・区民センターや地域のスーパーマーケット、大学等で開催し、広く地域住民に食育の普及啓発を行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		27	地域保健（保健所及び保健センターの設置等）に関する事務	保健所及び保健（福祉）センターを設置し、必要な職員を配置の上、地域住民の健康の保持及び増進を図るために企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を実施 ・保健所の業務を行うために必要な設備施設を整備し、業務に係る使用料等の設定又は変更を行い、保健所運営協議会の設置や事業成績等を厚生労働大臣へ報告する ・保健福祉センター等がPDCAサイクルに基づき保健衛生にかかる施策事業の企画立案・評価等を効果的・効率的に推進できるよう、担当職員に対して必要な保健衛生情報（データ）、専門的知識・技術の提供等を行う	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		28	地域保健（保健所及び保健センターの設置等）に関する事務 〔区役所で実施〕	地域保健対策が地域において総合的に推進されることを確保し、地域住民の健康の保持増進に寄与するため、保健福祉センターにおいて地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要な事業を実施する	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		29	地域保健（健康相談、保健指導等の企画調整）に関する事務	各区における妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		30	国民健康・栄養調査、特定給食施設指導等に関する事務	・各教室や相談会における専門的な栄養指導 ・国民健康・栄養調査実施に関する事務 ・特定給食施設に対する栄養管理上の指導並びに助言 ・特別用途食品許可申請の受付・進達事務 ・特別用途食品等の検査及び収去	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		31	地域保健（健康相談、保健指導等の企画調整）に関する事務 〔区役所で実施〕	妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		32	がん検診読影システム運用管理事務	・マンモグラフィとは乳房専用のエックス線撮影装置(又は撮影方法)であり、検診にあたっては撮影されたエックス線フィルムを専門医師が読影することにより判定を行うものである。 ・本システムは、大阪市乳がん検診（マンモグラフィ）において、本市が雇い上げた専門医師が「読影結果・所見」等を、受診者や撮影を行った医療機関に統一の仕様で返送(通知)するために使用している。 ・また大阪市胃がん検診（胃部エックス線検査）では、医療機関において撮影した胃部エックス線写真を大阪市が契約する外部読影専門機関で二次読影を実施しており、その際、本システムを使用している。	健康局	任意			区		●		
		33	公衆衛生活動事業補助金に関する事務	市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、医師による三次予防の普及啓発を図るための事業に対し、その経費の一部を補助することにより公衆衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			区		●		
		34	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する事務	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為を防止させるため、警察官からの通報の受理及び当該通報にかかる者に対して、医師の診察を受けるように勧める。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		35	地方教育行政の組織及び運営に関する事務	教育委員会による健康診断等学校における保健に関し、協力の要請を受ける。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		36	栄養（栄養相談・講習会）に関する事務 〔区〕	市民が健康的な食生活を実践できるよう支援するため、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた適正な食生活についての講習会や個別栄養相談・食生活相談を実施。	健康局	法令	一般市		区		●		
		37	食品表示に関する事務（保健所設置市・特別区権限）	栄養表示基準並びに虚偽誇大広告に関する助言・指導	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		38	がん予防の推進に関する事務（子宮頸がん予防ワクチンの接種）	小学校6年生から高校1年生の年齢相当の女性市民を対象に、子宮頸がん発症の原因であるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防するワクチン接種を委託医療機関で実施。	健康局	法令	一般市		区		●		
		39	がん検診の推進に関する事務	・健康診査事業（がん検診等）を実施。 ・検診の評価検討、効果的な実施方法などを検討し、健康診査事業が円滑かつ効果的に推進するよう大阪市生活習慣病検診会議等、各種会議の開催。 ・各区、関係先との調整業務。 ・受診率向上のためのイベントの企画や実施。	健康局	法令	一般市		区		●		
		40	がん検診の推進に関する事務 〔区〕	・区役所でのがん検診等の実施 ・がん検診受診勧奨、啓発活動 ・がん検診等の予約受付 ・要精密検査者への結果説明 ・検診日程の調整、周知	健康局	法令	一般市		区		●		
2	母子保健	41	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（母子保健法）	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関の確保、調査分析	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		42	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（母子保健法）（区）	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関との連携、相談の実施	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		43	子ども・子育て見守り推進事業に関する事務	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、子ども・子育て見守り推進事業を実施するとともに、未受診者連絡会を開催するなど児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。 ・制度管理、各区からの報告取りまとめ	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		44	子ども・子育て見守り推進事業に関する事務（区）	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、子ども・子育て見守り推進事業を実施するとともに、未受診者連絡会を開催するなど児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。 ・未受診者の把握、民生委員との調整、局への報告	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		45	妊産婦等指導事業に関する事務	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に行い、すこやかな児を産み育て母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。 また、地域における妊産婦をはじめとした養育者の交流を行い、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を図る。 ・医師・医療機関の確保、調査分析	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		46	妊産婦等指導事業に関する事務（区）	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に行い、すこやかな児を産み育て母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。 また、地域における妊産婦をはじめとした養育者の交流を行い、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を図る。 ・医師・医療機関との連携、相談の実施	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		47	母子保健衛生一般事務	母子健康手帳等の交付と交付時の個別保健指導、母子管理票による妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理、健康の保持増進のため副読本を用いた保健指導、母子保健システムによる健康診査・要フォロー対象の把握。 ・母子手帳の購入、予算・決算、会議への出席等	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		48	母子保健衛生一般事務（区）	母子健康手帳等の交付と交付時の個別保健指導、母子管理票による妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理、健康の保持増進のため副読本を用いた保健指導、母子保健システムによる健康診査・要フォロー対象の把握。 ・届出の受理、手帳の交付、保健指導	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		49	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（発達障害者支援法）	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関の確保、調査分析	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		50	4・5歳児発達障がい相談事業に関する事務（発達障害者支援法）（区）	3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障害の個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援。 ・医師・医療機関との連携、相談の実施	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		51	地域ふれあい子育て教室事業に関する事務	保健福祉センターや地域の会館等に出向いて、養育者とこども同士の交流を進める場作り、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを図る。 ・傷害保険の加入等	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		52	地域ふれあい子育て教室事業に関する事務（区）	保健福祉センターや地域の会館等に出向いて、養育者とこども同士の交流を進める場作り、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを図る。 ・計画の策定、広報・窓口、保健師の参加	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		53	妊婦健康診査・乳児一般健康診査に関する事務	母子保健法に基づき、妊婦及び乳児の健康管理・保持増進のため、妊婦については妊娠全期間を通じて14回、産後2回、乳児については新生児聴覚検査および、生後1か月と9～11か月に医療機関等における健康診査を公費負担で実施。 【局】契約事務、制度管理、国庫申請、支払い事務	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		54	健全母性育成事業に関する事務	・思春期特有の性に関する不安や悩みを解消するため、性と生殖の専門家である助産師が中学校に出向き（ティーンズヘルスセミナー）、生命の尊さや子育てに対する自覚、性への理解を促す思春期健康教育を実施。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		55	妊婦健康診査・乳児一般健康診査に関する事務（区）	母子保健法に基づき、妊婦及び乳児の健康管理・保持増進のため、妊婦については妊娠全期間を通じて14回、産後2回、乳児については新生児聴覚検査および、生後1か月と9～11か月に医療機関等における健康診査を公費負担で実施。 【区】健康診査受診手帳の交付・説明、受診票の償還払いの受付事務	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		56	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業に関する事務	各区保健福祉センターにおいて、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施、必要に応じた精密健康診査・療育指導診査紹介、1歳6か月児及び3歳児健康診査時幼児歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ化物塗布の実施。 ・制度管理、医師会等との調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		57	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業に関する事務（区）	各区保健福祉センターにおいて、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施、必要に応じた精密健康診査・療育指導診査紹介、1歳6か月児及び3歳児健康診査時幼児歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ化物塗布の実施。 ・日程調整、検診の実施	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		58	母子訪問指導事業に関する業務	育児不安が最も高い出産直後の新生児期から3か月児健康診査までのできるだけ早期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援。 ・制度管理・委託契約	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		59	母子訪問指導事業に関する業務(区)	育児不安が最も高い出産直後の新生児期から3か月児健康診査までのできるだけ早期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援。 ・対象家庭の把握、事業者との連絡調整、実施状況の集約	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		60	性と健康の相談センター事業に関する事務	・不妊・不育専門相談（個別相談、面接相談、カウンセリング、グループ相談） ・プレコンセプションケア相談（チャットによる個別相談） ・グリーフケア（個別相談、グループ相談） ・啓発・研修（不妊・不育、プレコンセプションケア、グリーフケア） ・不妊症・不育症支援ネットワーク会議の開催 ・ホームページ、X、Instagramによる情報発信 ・不妊関連情報コーナーの設置、社会資源情報ファイルの整備大阪府へ事務委託中	こども青少年局	要綱等	中核市		都	○	●		
		61	プレパパ・ママの育児セミナー事業に関する事務	「プレパパ・ママの育児セミナー」を、利用料を無料とし実施する。 内容については、多様な手法と媒体を用いて父親の育児参加を促すもの。 また、個別相談の実施や参加者同士が交流し、不安や悩みの解消及び仲間づくりができるもの。	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		62	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に関する事務	妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用の一部を助成 【局】審査・支払・予算執行など区以外の業務	こども青少年局	要綱等	一般市		都・区		●		
		63	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に関する事務（区）	妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用の一部を助成 【区】申請受付・課税状況の確認	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		64	5歳児健診	5歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がいが認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期であると言われている。令和10年度の健診実施に向けて実施体制や、就学に向けて地域でのフォローアップ体制を構築する 【局】実施体制の検討、フォローアップ体制の検討	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		65	母体保護法施行令に基づく申請・届出受理に関する事務	・受胎調節実地指導員の指定証、標識交付申請受付交付 ・受胎調節実地指導員の変更届・再交付等受付	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		66	母体保護法施行令に基づく申請・届出受理に関する事務 〔区〕	・受胎調節実地指導員の指定証、標識交付申請受付交付 ・受胎調節実地指導員の変更届・再交付等受付	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		67	こども家庭センター業務(母子保健機能)に関する事務	母子保健機能と児童福祉機能の意義や機能を維持しながら、一体的な運営を通じて妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援や全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。 母子保健及び児童福祉それぞれの専門性を活かすことで、妊産婦、こどもやその過程の課題やニーズを深く把握する。 【局】統計報告、研修等企画調整	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		68	こども家庭センター業務（母子保健機能）に関する事務（区）	母子保健機能と児童福祉機能の意義や機能を維持しながら、一体的な運営を通じて妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援や全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。 母子保健及び児童福祉それぞれの専門性を活かすことで、妊産婦、こどもやその過程の課題やニーズを深く把握する。 【区】対象者の把握、相談支援、合同ケース会議の参加、地域資源の開拓	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		69	こどもホスピス支援に向けたLTCのこどもの実態調査等事業	LTCのこどもとその家族に対する包括的な支援を推進するため、市内におけるLTCのこどもとその家族の生活実態や支援ニーズの把握を目的とした実態調査等を実施する。 ※LTC：(Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態)にあるこども。	健康局	要綱等	中核市		区	○	●		
		70	専門的家庭訪問支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する事務	・出産後間もない養育者に保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施。妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても対象に実施。(専門的家庭訪問支援事業) ・子育ての孤立化を防ぐために、助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児(新生児及び未熟児を除く)のいるすべての家庭を訪問。その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。(乳児家庭全戸訪問事業) 【局】国庫申請、仕様書の作成、委託業者との契約	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		71	専門的家庭訪問支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する事務(区)	・出産後間もない養育者に保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施。妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても対象に実施。(専門的家庭訪問支援事業) ・子育ての孤立化を防ぐために、助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児(新生児及び未熟児を除く)のいるすべての家庭を訪問。その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ。(乳児家庭全戸訪問事業) 【区】対象家庭の把握、事業者との調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		72	産後ケア事業に関する事務	産後ケアを必要とされる方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ(宿泊型)やデイケア(通所型)、または対象者の居宅で行うアウトリーチの利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・国庫申請、制度管理、仕様書の作成、事業者の決定	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		73	産後ケア事業に関する事務(区)	産後ケアを必要とされる方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ(宿泊型)やデイケア(通所型)、または対象者の居宅で行うアウトリーチの利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・相談窓口、受付、審査、利用者調整	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		74	妊婦のための支援給付事務	妊婦であることを認定した後に5万円、胎児1人に付き5万円を支給し伴走型相談支援と一体的に妊婦等の経済的支援を実施する。 【局】認定事務、給付金支給事務	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		75	妊婦のための支援給付事務（区）	妊婦であることを認定した後に5万円、胎児１人に付き5万円を支給し伴走型相談支援と一体的に妊婦等の経済的支援を実施する。 【区】妊婦等包括相談支援事業時に制度案内（チラシの配布等）	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		76	不妊治療費等助成事業に関する事務	【不妊検査】 将来的に子どもを授かることを希望する夫婦（事実婚関係を含む）への支援策として、夫婦そろって早期に不妊検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊検査に要する費用の一部を助成 【不妊治療】 令和4年度から保険適用となった体外受精や顕微授精などの特定不妊治療に併せて行われる、先進医療に要する費用の一部を助成	こども青少年局	任意			都		●		
		77	不育症治療支援事業に関する事務	国の制度に準じて、不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成。	こども青少年局	要綱等	中核市		都	○	●		
		78	妊婦等包括相談支援事業に関する事務	妊婦等包括相談支援事業は、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、妊婦のための支援給付事業と効果的に組み合わせて切れ目なく実施することとし、次の各号で定める出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することを通じて、必要な支援につなぐものとする。 ①妊娠の届出時の面接等 ②妊娠8か月頃の面談等 ③出生後の面談等 【局】業務委託事務、帳票印刷、制度管理、国庫補助	こども青少年局	法令	一般市		都・区		●		
		79	妊婦等包括相談支援事業に関する事務（区）	妊婦等包括相談支援事業は、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、妊婦のための支援給付事業と効果的に組み合わせて切れ目なく実施することとし、次の各号で定める出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することを通じて、必要な支援につなぐものとする。 ①妊娠の届出時の面接等 ②妊娠8か月頃の面談等 ③出生後の面談等 【区】対象者の把握、相談支援	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
3	感染症対策	80	予防接種に関する事務（保健所設置市及び特別区）	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）、2種混合（ジフテリア、破傷風）、結核、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎 妊婦：RSウイルス 高齢者：インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、新型コロナ、帯状疱疹 ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務 ・予防接種事務のデジタル化に係る調整	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		81	予防接種に関する事務（保健所設置市及び特別区）（区）	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）、2種混合（ジフテリア、破傷風）、結核、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎 妊婦：RSウイルス 高齢者：インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、新型コロナ、帯状疱疹 ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の請求書受付 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する申請書類の受付	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		82	予防接種システム運用管理事務	住民基本台帳と連携させ、個人の予防接種履歴を登録することにより、未接種者を把握し、未接種者に対する接種勧奨を行うことで接種率向上を図り、感染症の蔓延を防止する。 また、委託医療機関からの請求を受け、各被接種者が接種対象年齢であるか等のチェックを行い、支払の事務処理を行うとともに各種統計資料の作成を行う。	健康局	任意			区		●		
		83	予防接種に関する事務	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）、2種混合（ジフテリア、破傷風）、結核、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎 妊婦：RSウイルス 高齢者：インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、新型コロナ、帯状疱疹 ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務 ・予防接種事務のデジタル化に係る調整	健康局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		84	予防接種に関する事務（区）	○予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）、2種混合（ジフテリア、破傷風）、結核、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎 妊婦：RSウイルス 高齢者：インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、新型コロナ、帯状疱疹 ○主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の請求書受付 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する申請書類の受付	健康局	法令	一般市		区		●		
		85	結核予防接種事業	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		86	結核予防接種事業〔区〕	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・未接種者への接種勧奨通知の送付 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・委託医療機関への接種委託料の請求書受付 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		87	感染症対策事業	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・保健所が検査に必要な医薬材料を購入し各区に配付。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		88	風しん抗体検査事務	先天性風しん症候群を予防するための対策として、妊娠を希望する女性、その配偶者・同居者（妊婦の配偶者・同居者を含む）を対象に、感染症法に基づき風しん抗体検査を実施する。 ・検査を実施するための関係機関との調整等 ・委託医療機関への検査委託料の支払	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		89	風しんワクチン接種費用助成事務	風しんの抗体を有していない又は抗体価が低い妊娠を希望する女性等に対して風しんワクチン予防接種に係る経費を助成することにより、先天性風しん症候群を予防し、もって市民の健康を守る。	健康局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		90	結核予防接種事業（保健所設置市及び特別区）	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		91	結核予防接種事業（保健所設置市及び特別区）〔区〕	結核の発生および蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、結核の予防接種（BCG）を実施する。 ・BCG予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		92	結核登録者情報システム運用管理事務	・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・結核患者及び接触者の状況登録。 ・住民基本台帳と連携させ、入院勧告、就業制限の実施。	健康局	任意			区		●		
		93	動物由来感染症予防体制整備に関する事務	蚊媒介感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るために平常時、国内発生時、市内発生時等段階に応じて必要な措置を講じる。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		94	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元 ・接触者健診（勤務先・学校等の集団）の実施 ・入院勧告、就業制限の実施 ・感染症診査協議会の開催 ・結核医療費の公費負担など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		95	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核〕〔区〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元 ・接触者健診（患者の家族・友人）の実施 ・感染症診査協議会の開催前の事前準備業務 ・結核医療費の公費負担の受付など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		96	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・定期健診、結核登録者検査等〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核のリスクグループ健康診断の実施 ・病院管理者等からの届出の管理 ・結核登録者に対する精密検査の実施 ・結核登録者に対する保健指導やDOTSの実施など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		97	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・定期健診、結核登録者検査等〕〔区〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核の定期健康診断の実施。 ・病院管理者等からの届出の管理。 ・結核登録者に対する精密検査の実施。 ・結核登録者に対する保健指導やDOTSの実施など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		98	感染症のまん延の防止等に関する事務	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る ・感染症の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・区が実施する疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒等まん延防止措置を支援。 ・接触者検便等による病原体の行政検査。 ・感染症診査協議会の開催。 ・入院医療費の公費負担。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた防護服等の備蓄。 ・エイズ等感染症のまん延防止のための無料匿名検査、専門相談、普及啓発など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		99	感染症のまん延の防止等に関する事務〔区〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒等まん延防止措置の実施。 ・接触者検便等による病原体の行政検査。 ・感染症診査協議会の開催。 ・入院医療費の公費負担。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた防護服等の備蓄。 ・エイズ等感染症のまん延防止のための無料匿名検査、専門相談、普及啓発など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		100	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消しにかかる取りまとめ。 ・結核指定医療機関講習会の実施など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		101	新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザ等発生時に感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護する。 ・実施体制（行動計画及びマニュアル・ガイドラインの整備、市対策本部の運営） ・サーベイランス・情報収集（新型インフルエンザに関する情報の収集） ・情報提供・共有（発生状況、感染拡大防止策の提供、対策などのコールセンター機能の設置） ・予防・まん延防止（感染症法に基づく患者対応、特定接種、住民接種、府が講じる緊急事態措置への連携・協力など） ・医療（医療資器材の備蓄、国・府と連携した帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来による診療などの医療体制の整備など） ・市民生活及び市民経済の安定の確保（本市が緊急事態宣言区域指定時の要援護者への生活支援）	健康局	法令	一般市		区		●		
		102	検疫に関する事務	国内に常在しない感染症の病原体（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9に限る）、マラリア）が船舶等を介して国内に侵入することを防止し、船舶等に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講じる。 ・検疫所長からの通知、通報の受理 ・通報を受けた船舶等に対する検査、消毒その他検疫感染症予防上必要な措置など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		103	検疫に関する事務〔区〕	国内に常在しない感染症の病原体（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1に限る）、マラリア）が船舶等を介して国内に侵入することを防止し、船舶等に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講じる。 ・検疫所長からの通知、通報の受理	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		104	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕（中核市権限）	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消しにかかる取りまとめ。 ・結核指定医療機関講習会の実施など	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		105	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕（中核市権限）〔区〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消し等の申請書の受付など	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		106	感染症のまん延の防止等に関する事務〔結核・結核指定医療機関の指定等〕〔区〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上・増進を図る。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消し等の申請書の受付など	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		107	造血細胞移植等後の任意予防接種費用助成事務	造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）や化学療法の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、感染症発生及びまん延防止のため、再接種費用を助成する。	健康局	任意			区		●		
4	難病等医療費助成等	108	小児慢性特定疾病児等療養相談事業	長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療育を確保するために、その疾病及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた医師等による適切な相談指導を行い、日常生活における問題や障がいの軽減並びに健康の保持増進及び福祉の向上を図る。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		109	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施。 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等 ・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修を実施。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		110	未熟児養育医療給付事業	未熟児養育医療給付事業は、市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		111	未熟児養育医療給付事業〔区〕	未熟児養育医療給付事業は、市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 ・申請書の受付 ・療育券の受付	健康局	法令	一般市		区		●		
		112	指定養育医療機関の指定事務（未熟児養育医療給付事業）	未熟児養育医療給付事業は、市町村が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。都道府県知事（指定都市・中核市含む）は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関の指定を行う。	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		113	医療機関オンライン化支援事業補助金業務	小児慢性特定疾病・指定難病データベースのオンライン化に伴い、医療機関から医療意見書・臨床調査個人票のデータベースへのオンライン登録を行うにあたり、当該データベースに接続するための環境整備にかかる経費を支援する。	健康局	要綱等	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		114	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病患者に対する社会一般の理解を深め、地域での支援が得られるよう、普及・啓発を充実し、患者及び家族の精神的負担や療養生活上の困難をとり除き、安心して治療に専念できる社会体制の整備を図る。	健康局	任意			都・区		●		
		115	難病患者面接・訪問相談事業	・難病患者の疾患及び療養生活状況、災害への備え等を把握し、難病患者とその家族が抱える日常生活や社会参加に関わる悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定及びQOLの向上を図る。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		116	難病患者面接・訪問相談事業 〔区〕	・難病患者の疾患及び療養生活状況、災害への備え等を把握し、難病患者とその家族が抱える日常生活や社会参加に関わる悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定及びQOLの向上を図る。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		117	在宅人工呼吸器使用患者支援事業	人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。	健康局	要綱等	政令市		都	●			
		118	こども難病医療費助成事業	・小児慢性特定疾病医療支援事業やこども医療費助成制度等の対象とならない、完治困難な慢性疾病にかかっており長期の療養を必要とする児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。	健康局	任意			該当なし		●		
		119	こども難病医療費助成事業 〔区〕	・小児慢性特定疾病医療支援事業やこども医療費助成制度等の対象とならない、完治困難な慢性疾病にかかっており長期の療養を必要とする児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		120	児童福祉に関する事務(①小児慢性特定疾病対策事業、②結核児童療育給付事業)	①悪性新生物などの慢性疾病に罹っていることによって、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図る。 ② 結核の療育を行う児童に対して医療の給付・日用品・学校用品の支給を行うことにより児童の健全な発育を推進する。	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		121	児童福祉に関する事務(①小児慢性特定疾病対策事業、②結核児童療育給付事業) 〔区〕	① ・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。 ② ・結核の療育を行う児童に対して医療の給付・日用品・学校用品の支給を行うことにより児童の健全な発育を推進する。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		122	自立支援医療(育成医療)	身体上の障がいを有するか、疾患を放置することにより将来に障がいを残すと認められる児童で確実な効果が期待できる場合に医療の給付を行う。 ・審査 ・支給認定通知書の発行 ・受給者証の発行 ・医療費の助成	健康局	法令	一般市		区		●		
		123	自立支援医療(育成医療) 〔区〕	身体上の障がいを有するか、疾患を放置することにより将来に障がいを残すと認められる児童で確実な効果が期待できる場合に医療の給付を行う。 ・申請書の受付 ・支給認定通知書の交付 ・受給者証の交付 ・申請書の受理 ・保健所への進達	健康局	法令	一般市		区		●		
		124	児童福祉に関する事務(長期療養児療育指導)	・小児慢性特定疾病等の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童(以下「長期療養児」)についてその疾病及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた適切な相談療育指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障がいの軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的として、療育についての指導・相談・助言を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		125	児童福祉に関する事務（長期療養児療育指導）〔区〕	・小児慢性特定疾病等の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」）について、その疾病及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた適切な相談指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障がいの軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的として、療育についての指導・相談・助言を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		126	特定疾患医療費援助事業	（難病） いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 （肝炎） 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意			区		●		
		127	特定疾患医療費援助事業〔区〕	（難病） いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 （肝炎） 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意			区		●		
		128	特定医療費（指定難病）助成事業	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する。 ・医療費の一部もしくは全部を公費で負担。 ・難病医療費助成の支給認定に係る事務の実施主体については、都道府県に加え、平成30年4月1日から、新たに指定都市も実施主体となる。 ・保健所では、区から進達された申請書類を審査し、受給者証の交付を行う。 ・また、保健所において当該医療費支払い事務及び償還払い事務、指定医師・指定医療機関指定業務及び指定難病の患者に対して「指定難病登録者証」を交付業務を行う。	健康局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		129	特定医療費（指定難病）助成事業 〔区〕	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する。 ・医療費の一部もしくは全部を公費で負担。 ・難病医療費助成の支給認定に係る事務の実施主体については、都道府県に加え、平成30年4月1日から、新たに指定都市も実施主体となる。 ・各区役所では、受理した申請書類を確認点検し、健康局保健所へ進達を行う。	健康局	法令	政令市		都		●	
5	難病等対策（政令市）	130	難病・小慢患者災害支援	・難病患者・小児慢性特定疾病児やその支援者に対し、災害時の備えに関する支援や啓発を行い、自助力・共助力の向上を図る。 ・難病患者・小児慢性特定疾病児のうち特に生命の維持に電源の必要な患者に対し、必要とする区へ電動車両を配置し、災害時の非常用電源の確保充実をめざす。 ・区避難行動要支援者数をとりまとめ、大阪府へ報告する。	健康局	任意			都		●	
		131	難病・小慢患者災害支援 〔区〕	・難病患者・小児慢性特定疾病児やその支援者に対し、災害時の備えに関する支援や啓発を行い、自助力・共助力の向上を図る。 ・避難行動要支援者を中心に、難病患者・小児慢性特定疾病児やその支援者に対し、平常時の療養支援と合わせて災害時に備えた個別支援を実施する。 ・難病患者・小児慢性特定疾病児のうち特に生命の維持に電源の必要な患者に対し、電動車両を配置し、災害時の非常用電源の確保充実をめざす。	健康局	任意			区		●	
		132	新生児マススクリーニング検査に関する実証事業	国の調査研究事業と連携・協力（必要な検査データや情報提供）を行うとともに、新生児について、血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって、重篤な障がいを予防することにより、新生児の健全な発育に寄与することを目的とする。	健康局	要綱等	政令市		都	●		
		133	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する。	健康局	要綱等	政令市		都	●		
		134	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障がいなどの症状を来たすため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって重篤な障害を予防することを目的とする。	健康局	任意			都	●		
6	精神保健（手帳交付・相談等）	135	大阪府への派遣事務	・大阪府への派遣事務（依存症対策センターの開設に向けた準備のための派遣）	健康局	任意			都・区	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		136	依存症対策支援に関する事務 （広域）	・依存症対策センター開設に関する事務	健康局	要綱等	政令市		都・区	●			
		137	依存症対策支援に関する事務 （基礎）	・依存症に係る相談、啓発事業、家族支援事業 （精神保健福祉センターにおいて実施するものを除く）	健康局	要綱等	政令市		都・区		●		
		138	福祉措置にかかる事務（無料乗車証の交付）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・地下鉄等乗車料金福祉措置事業	健康局	任意			区		●		
		139	福祉措置にかかる事務（無料乗車証の交付） 〔区〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・地下鉄等乗車料金福祉措置事業	健康局	任意			区		●		
		140	自立支援医療費（精神通院医療）に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき精神障がい者の通院医療について、医療費の一部を公費負担する。	健康局	法令	政令市		都	●			
		141	自立支援医療費（精神通院医療）に関する事務 〔区〕	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき精神障がい者の通院医療について、医療費の一部を公費負担する。	健康局	法令	一般市		区		●		
		142	総合福祉システム運用管理事務（ICT報告外）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意			都		●		
		143	措置入院患者等退院後支援に関する事務	・支援計画作成に関する、本人との面接および関係機関との会議の実施 ・計画に基づく支援（訪問、電話相談、関係機関との連携等）	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	都		●		
		144	地域生活支援事業に関する事務（指定都市）	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与。 ・地域生活支援広域調整会議等事業 ・地域移行・地域生活支援事業	健康局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		145	地域生活支援事業に関する事務	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与。 ・地域生活支援広域調整会議等事業 ・地域移行・地域生活支援事業	健康局	法令	一般市		区		●		
		146	地域生活支援事業に関する事務 〔区〕	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与。 ・地域移行・地域生活支援事業	健康局	法令	一般市		区		●		
		147	総合福祉システム運用管理事務（健康局分）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意			都		●		
		148	精神保健医療に関する事務（医療観察法）	心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、積極的な医療の確保や、再発の防止、社会復帰を促進する。 ・社会復帰支援 ・各区の技術支援 ・処遇計画の継続実施のため、関係機関との連携	健康局	法令	一般市		区		●		
		149	精神保健医療に関する事務（医療観察法） 〔区〕	心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、積極的な医療の確保や、再発の防止、社会復帰を促進する。 ・社会復帰のため、地域の社会資源の調整及び対象者への訪問・面接、ケア会議に出席し生活環境の調整	健康局	法令	一般市		区		●		
		150	精神保健に係る相談、指導に関する事務	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・適切な医療施設の紹介	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		151	精神保健に係る相談、指導に関する事務 〔区〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・適切な医療施設の紹介	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		152	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務	精神障がい者保健福祉手帳を交付に関する事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の更新・等級変更・返還・再交付審査請求に関する事務	健康局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		153	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務 〔区〕	精神障がい者保健福祉手帳を交付に関する事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に係る申請受理等	健康局	法令	政令市		都		●		
		154	精神保健医療に関する事務 （自殺対策基本法）	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるための事務を実施 ・自殺防止対策（人材養成・電話相談支援等）	健康局	法令	一般市		区		●		
		155	精神保健医療に関する事務 （自殺対策基本法） 〔区〕	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるための事業を実施 ・自殺防止対策 ・自殺未遂者相談支援事業	健康局	法令	一般市		区		●		
		156	精神保健医療に関する事務 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・普及啓発及び市民等の活動の支援 ・調査、研究、教育研修、相談及び指導 ・社会復帰の促進	健康局	法令	一般市		区		●		
		157	精神保健医療に関する事務 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） 〔区〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・普及啓発及び市民等の活動の支援 ・調査、研究、教育研修、相談及び指導 ・社会復帰の促進	健康局	法令	一般市		区		●		
7	精神保健（精神保健福祉センター等）	158	保護及び措置入院等に関する事務	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者に関する診察及び保護に関すること ・警察官、検察官等からの通報の受理 ・措置入院・移送に関すること ・応急入院指定病院の指定・取消し	健康局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		159	保護及び措置入院等に関する事務（区）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神障がい者に関する診察及び保護に関すること ・警察官からの通報の受理	健康局	法令	政令市		都		●		
		160	精神保健福祉センターに関する事務	精神保健福祉センターを設置し、その業務を実施 ・市民や精神障がい者からの様々な相談に対応する各区保健福祉センターに対する技術的支援・援助 ・職員を対象とした各種研修の実施 ・精神障がい者にかかる正しい知識の普及啓発 ・関係団体育成	健康局	法令	政令市		都	●			
		161	精神保健医療に関する事務	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・精神保健福祉審議会に関すること ・精神医療審査会に関すること ・精神保健指定医に関すること ・精神科病院の指定及び取消に関すること ・精神科救急医療体制の確保	健康局	法令	政令市		都	●			
8	救急医療体制	162	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		163	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務 （区）	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	その他	保健所設置市	区		●		
		164	休日・夜間の診療体制に関すること	市民が安心・安全に生活できるよう、医療機関が通常診療を実施していない時間帯（平日夜間及び休日）における、急病診療体制を確保する。 ・中央急病診療所（夜間・365日：内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科）及び市内6ヶ所の休日急病診療所（日曜・祝日、年末年始：内科、小児科）を整備し、関係団体等の協力のもと（公財）大阪市救急医療事業団へ事業委託し救急医療体制を確保している。入院や手術が必要な重症患者に対応する二次救急医療機関に対して、救急医療の確保に必要な支援を行う。	健康局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		165	救急医療事業団への派遣事務	・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・大阪市から受託した急病診療事業の実施の総括 ・大阪府医師会等関係団体及び大阪市健康局との連絡調整	健康局	任意			該当なし		●		
9	救急医療体制（広域拠点）	166	夜間歯科診療に関する事務	市民が安心・安全に生活できるよう、歯科医療機関が通常診療を実施していない時間帯(夜間)の急な歯痛、転倒等による歯牙や顎部の外傷等の口腔疾患に対応する診療体制を確保 ・平成16年6月1日より本市及び大阪府の助成のもとで大阪府歯科医師会が主体的に実施しており、府域で唯一の夜間歯科診療を行っている。	健康局	任意			区		●		
		167	周産期緊急医療体制整備事業	周産期（妊産婦・新生児）緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備に対し助成を行う大阪府・堺市との共同で実施。（事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して行う。）	健康局	任意			都	●			
10	医療・薬事の許可・指導等	168	各種医務関係免許申請に係る経由事務	医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証 業務従事者届の受理等の事務 【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士	健康局	任意			区		●		
		169	各種医務関係免許申請に係る経由事務 〔区〕	医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証 業務従事者届の受理等の事務 【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士	健康局	任意			区		●		
		170	死体解剖保存法に基づく許可に関する事務	死体の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学の教育又は研究に資することを目的とする ・医事に関する事項として行う業務・死体解剖の許可を与えること ・解剖室以外の場所での許可を与えること ・死体保存許可を与えること	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		171	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築 ・区職員に対する実務者研修会の実施 ・在宅医療・介護連携相談支援室（在宅医療・介護連携支援コーディネーターの配置）の設置運営 ・在宅医療・介護連携支援コーディネーター連絡会及び研修会の実施 ・大阪市在宅医療・介護連携推進会議の開催	健康局	法令	一般市		区		●		
		172	在宅医療連携拠点事業	地域住民が病気や障がいにかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の医療機関や介護支援事業所、障がい福祉サービス事業所等に対する連携調整や情報提供を実施し、連携による24時間体制構築等を行うための拠点を設置 ・区職員に対する実務者研修会の実施 ・連携の拠点（在宅医療連携拠点コーディネーターの配置）の設置運営 ・コーディネーター連絡会及び研修会の実施 ・大阪市在宅医療携推進会議の開催	健康局	任意			区		●		
		173	在宅医療連携拠点事業 〔区役所で実施〕	地域住民が病気や障がいにかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の医療機関や介護支援事業所、障がい福祉サービス事業所等に対する連携調整や情報提供を実施し、連携による24時間体制構築等を行うための拠点を設置 ・医療、介護、福祉サービスの所在や機能等を把握 ・多職種研修等による人材育成 ・・区民への普及啓発（講演会の開催、パンフレット等の作成）	健康局	任意			区		●		
		174	在宅医療・介護連携推進事業 〔区役所で実施〕	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築 ・医療・介護の資源把握（マップの作成等） ・在宅医療・介護連携推進のための会議の開催 ・医療・介護関係者による多職種研修 ・区民への普及啓発（講演会の開催、パンフレット等の作成）	健康局	法令	一般市		区		●		
		175	柔道整復師法に係る施術所に関する事務	柔道整復師施術所に係る事務を実施 ・業務に関する必要な指示 ・施術所の開設・休止又は廃止の届出受理 ・報告徴収、立入調査 ・使用の制限、若しくは禁止	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		176	柔道整復師法に係る施術所に関する事務 〔区〕	柔道整復師施術所に係る事務を実施 ・業務に関する必要な指示 ・施術所の開設・休止又は廃止の届出受理 ・報告徴収、立入調査 ・使用の制限、若しくは禁止	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		177	衛生検査所に関する事務	・衛生検査所開設の登録 ・衛生検査所の登録事項変更等の受理 ・衛生検査所開設者に対する報告命令、又は立入検査 ・衛生検査所開設者に対する構造設備又は管理組織の変更等の指示 ・衛生検査所の登録取り消し又は停止命令 ・衛生検査所の登録証明書書換 ・衛生検査所の登録証明書再交付	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		178	衛生検査所に関する事務（区）	・衛生検査所開設の登録 ・衛生検査所の登録事項変更等の受理 ・衛生検査所開設者に対する報告命令、又は立入検査 ・衛生検査所開設者に対する構造設備又は管理組織の変更等の指示 ・衛生検査所の登録取り消し又は停止命令 ・衛生検査所の登録証明書書換 ・衛生検査所の登録証明書再交付	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		179	診療所への病床設置の許可等に関する事務（広域）	有床診療所の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内での診療所の病床設置等の許可、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出 （診療所への病床設置の許可等に関する事務（基礎）以外の事務）	健康局	法令	政令市		都	●			
		180	診療所への病床設置の許可等に関する事務（基礎）	有床診療所の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内での診療所の病床設置等の許可、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出 （大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により大阪府から中核市に権限移譲がなされているものに限る）	健康局	法令	政令市		都		●		
		181	診療所への病床設置の許可等に関する事務〔区〕	有床診療所の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内での診療所の病床設置等の許可、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道府県が定める医療計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出	健康局	法令	政令市		都		●		
		182	病院の開設許可・取消し等に関する事務（広域）	病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内において運営されている病院に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等 （病院の開設許可・取消し等に関する事務（基礎）以外の事務）	健康局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		183	病院の開設許可・取消し等に関する事務（基礎）	病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内において運営されている病院に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等 （大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により大阪府から中核市に権限移譲がなされている事務に限る）	健康局	法令	政令市		都		●		
		184	病院の開設許可・取消し等に関する事務 〔区〕	病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・大阪市内において運営されている病院に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等	健康局	法令	政令市		都		●		
		185	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	在宅で療養する重症心身障がい児者が、円滑に適切な医療を受けられるよう医療提供の適正化を図るための事務を実施 ・重症心身障がい児者の基礎疾患等情報の登録及び管理 ・連携医療機関等の医療従事者への研修の開催 ・重症心身障がい児者の急病時における相談、応急的医療処置及び連携医療機関への受入調整 ・症状にあった医療機関を受診できるよう地域のかかりつけ医の確保及び紹介	健康局	任意			都		●		
		186	医療指導に関する事務	医療を受ける者の利益の保護及び良かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・診療所の各種許可・届出及び指導監督事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		187	医療指導に関する事務 〔区〕	医療を受ける者の利益の保護及び良かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための事務を実施 ・診療所の各種許可・届出及び指導監督事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		188	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する事務	・出張施術や滞在施術を行うあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の指導監督 ・施術者に対する必要な業務の指示 ・施術所の開設・変更・休止又は廃止の届出受理 ・出張専門の施術者からの業務開始・休止又は廃止の届出受理 ・滞在施術者からの業務の開始届受理 ・報告徴収、立入検査 ・使用制限し、若しくは禁止	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		189	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する事務 〔区〕	・出張施術や滞在施術を行うあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の指導監督 ・施術者に対する必要な業務の指示 ・施術所の開設・変更・休止又は廃止の届出受理 ・出張専門の施術者からの業務開始・休止又は廃止の届出受理 ・滞在施術者からの業務の開始届受理 ・報告徴収、立入調査 ・使用制限し、若しくは禁止 ・上記業務の受付及び現地調査。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		190	毒物及び劇物の販売業の登録等に関する事務	「毒物及び劇物取締法」に基づく販売業の登録等の実施により、市民の公衆衛生の向上を図るための事務 ・毒物劇物販売業者及び業務上取扱者に対する登録や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		191	特定毒物研究者の許可等に関する事務	「毒物及び劇物取締法」に基づく許可等の実施により、市民の公衆衛生の向上を図るための事務 ・特定毒物研究者に対する許可や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	政令市		都	●			
		192	薬事に関する事務	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく許可等の実施により、市民の公衆衛生の向上を図るための事務 ・薬局（薬局製造販売医薬品の製造業、製造販売業を含む）、店舗販売業者、医療機器販売業に対する許可や届出受理及び監視指導を実施	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		193	大阪府外来医療計画にかかる意向書に関する事務	大阪府外来医療計画に基づき、医科診療所の開設者に対して地域医療への協力並びに医療機器の共同利用の協力に関する意向確認を行い、当該意向を記載した意向書を集約して大阪府へ報告する。	健康局	任意			都		●		
		194	大阪府外来医療計画にかかる意向書に関する事務 （区役所で実施）	大阪府外来医療計画に基づき、医科診療所の開設者に対して地域医療への協力並びに医療機器の共同利用の協力に関する意向確認を行い、当該意向を記載した意向書を保健所へ報告する。	健康局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		195	医療安全相談窓口に関する事務	・医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等を行い医療の安全を確保するための事務を実施 ・市民等の医療内容に関する悩みや相談等に対応するため、専任の相談員（保健師または看護師（准看護師））による医療安全相談窓口（患者ほっとライン）を設置	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		196	歯科技工所に関する事務	・歯科技工所の開設・変更・廃止の届出受理 ・歯科技工所の開設者に対し、構造設備の改善命令 ・歯科技工所の開設者に対し、技工所の使用制限し、若しくは禁止 ・歯科技工所開設者若しくは管理者に対する報告の命令、又は立入検査の実施	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		197	歯科技工所に関する事務（区）	・歯科技工所の開設・変更・廃止の届出受理 ・歯科技工所の開設者に対し、構造設備の改善命令 ・歯科技工所の開設者に対し、技工所の使用制限し、若しくは禁止 ・歯科技工所開設者若しくは管理者に対する報告命令、又は立入検査の実施 ・上記事業の受付及び現地調査	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
11	医療法人の設立認可等	198	医療法人の設立認可等に関する事務	医療法人の規制の基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図ることを目的とする。 ・大阪市域のみで診療所等を運営している医療法人に対する医療法上の監督、指導、許認可及び届出受理事務	健康局	法令	都道府県		都	●			
12	食品衛生の許可・指導等	199	食品表示法に関する事務〔保健所で実施〕	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		200	と畜場に関する事務	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・と畜場の衛生指導	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		201	食品表示法に関する事務〔区〕	・食品の表示に関して市民等からの相談に対応	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		202	食品表示法に関する事務〔保健所生活衛生監視事務所で実施〕	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		203	食品表示法に関する事務〔食品衛生検査所・食肉衛生検査所で実施〕	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		204	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥処理施設における確認規程の承認（認定小規模食鳥処理施設） ・認定小規模食鳥施設の確認状況報告書の受理 ・報告の徴収及び立入調査 ・生鳥検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査及び精密検査（病理検査、細菌検査、理化学検査）の実施 ・残留動物用医薬品のモニタリング検査の実施	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		205	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務〔保健所で実施〕	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥処理施設における確認規程の承認（認定小規模食鳥処理施設） ・認定小規模食鳥施設の確認状況報告書の受理 ・報告の徴収及び立入調査	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		206	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務〔食肉衛生検査所で実施〕	・生鳥検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査及び精密検査（病理検査、細菌検査、理化学検査）の実施 ・残留動物用医薬品のモニタリング検査の実施	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		207	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務〔区〕	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥処理施設における確認規程の承認（認定小規模食鳥処理施設） ・認定小規模食鳥施設の確認状況報告書の受理 ・報告の徴収及び立入調査	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		208	牛海綿状脳症対策特別措置に関する事務〔食肉衛生検査所で実施〕	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の検査(BSE検査) ・牛海綿状脳症スクリーニング検査のホームページ上での公表	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		209	と畜場に関する事務〔食肉衛生検査所で実施〕	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・と畜場の衛生指導	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		210	牛海綿状脳症対策特別措置に関する事務	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査 ・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の検査(BSE検査) ・牛海綿状脳症スクリーニング検査のホームページ上での公表	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		211	食品表示法に関する事務	・製造施設及び販売店等に立入し、流通する食品の表示について、食品衛生法と関連し適正かどうか確認し、違反等が発見された際には必要な措置を講ずる。 ・食品表示法違反により、指示又は命令を行った場合は公表を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		212	食品衛生法に関する事務〔食品衛生検査所・食肉衛生検査所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		213	食品衛生法に関する事務〔保健所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		214	食品衛生法に関する事務〔区〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、身近な食品等に関する相談への対応や食品等の苦情への対応を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		215	食品衛生法に関する事務	・食品衛生法の規定に基づき大阪市食品衛生監視指導計画の策定等の食品衛生施策の企画立案を行うとともに、保健所や庁内関係部局、厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等と連携を図る。 ・食中毒に係る行政処分を行うとともに、食品衛生法違反者の名称等の公表を行う。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		216	食品衛生法に関する事務〔保健所生活衛生監視事務所で実施〕	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		217	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔食品衛生検査所・食肉衛生検査所で実施〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置等を行う。	健康局	法令	中核市		都		●		
		218	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔保健所で実施〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置等を行う。	健康局	法令	中核市		都		●		
		219	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔区〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置等を行う。	健康局	法令	中核市		都		●		
		220	食品衛生法に関する事務(中核市権限)	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置、営業の管理運営基準の設定等を行う。	健康局	法令	中核市		都		●		
		221	食品衛生法に関する事務(中核市権限)〔保健所生活衛生監視事務所で実施〕	・規格が定められた食品、添加物等の検査命令、検査施設の設置、営業の管理運営基準の設定等を行う。	健康局	法令	中核市		都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		222	輸出促進法に係る業務	・事業者に対し農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行う。 ・輸出証明書の発行 適合区域の指定及び認定に関する手続	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		223	輸出促進法に係る業務〔区〕	・事業者に対し農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行う。 ・輸出証明書の発行 適合区域の指定及び認定に関する手続	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		224	輸出促進法に係る業務〔保健所で実施〕	・事業者に対し農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行う。 ・輸出証明書の発行 適合区域の指定及び認定に関する手続	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		225	輸出促進法に係る業務〔食肉衛生検査所で実施〕	・事業者に対し農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行う。 ・輸出証明書の発行 適合区域の指定及び認定に関する手続	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		226	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等	・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			区		●		
		227	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等〔保健所で実施〕	・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			区		●		
		228	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等〔区〕	・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
13	環境衛生の許可・指導等	229	住宅宿泊事業法に関する事務	・法令等の規定に基づく相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		230	住宅宿泊事業法に関する事務〔保健所で実施〕	・法令等の規定に基づく相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		231	住宅宿泊事業法に関する事務〔区〕	・法令等の規定に基づく相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		232	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事務〔保健所で実施〕	・法令等の規定に基づく民泊施設に対する監視指導及び認定事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		233	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事務〔区〕	・法令等の規定に基づく相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		234	大阪府アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ対策業務〔動物管理センターで実施〕	大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、市民の生活環境被害等の原因となっているアライグマの駆除を進めることで、アライグマによる生活環境被害等の軽減を図る。	健康局	任意			都・区		●		
		235	大阪府アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ対策業務〔保健所で実施〕	大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、市民の生活環境被害等の原因となっているアライグマの駆除を進めることで、アライグマによる生活環境被害等の軽減を図る。	健康局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		236	公衆浴場に関する事務	公衆浴場に係る公衆衛生水準の確保に係る事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		237	安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導DX推進事業	アナログ対応で行っている生活衛生や医事衛生の許認可業務について、申請から許認可までの一連の手続きや監視指導業務をデジタル化することで、業務全体の効率化を図る	健康局	任意			区		●		
		238	興行場に関する事務	興行場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		239	興行場に関する事務〔区〕	興行場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		240	興行場に関する事務〔保健所で実施〕	興行場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		241	特設水道の布設工事の設計の確認等	○「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 ○設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府健康医療部	任意				●			
		242	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する事務	・法令等の規定に基づく民泊施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		243	旅館業に関する事務	旅館に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		244	旅館業に関する事務 〔保健所で実施〕	旅館に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		245	旅館業に関する事務 〔区〕	旅館に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		246	大阪府アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ対策業務〔区〕	大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、市民の生活環境被害等の原因となっているアライグマの駆除を進めることで、アライグマによる生活環境被害等の軽減を図る。	健康局	任意			都・区		●		
		247	クリーニング業に関する事務	クリーニング所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		248	化製場等に関する事務	化製場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		249	化製場等に関する事務 〔保健所で実施〕	化製場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		250	化製場等に関する事務〔区〕	化製場に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		251	クリーニング業に関する事務〔保健所で実施〕	クリーニング所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		252	クリーニング業法に基づくクリーニング師免許の申請等〔保健所で実施〕	クリーニング師試験の受験申込受理、免許申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		都・区	●			
		253	クリーニング業に関する事務〔区〕	クリーニング所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		254	水道（専用水道）に関する事務	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		255	水道（専用水道）に関する事務〔保健所で実施〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		256	クリーニング業法に基づくクリーニング師免許の申請等	クリーニング師試験の受験申込受理、免許申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		都・区	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		257	温泉に関する事務	温泉に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		258	温泉に関する事務 〔保健所で実施〕	温泉に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		259	公衆浴場に対する助成に関する事務	・市内の一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			区		●		
		260	公衆浴場に関する事務 〔保健所で実施〕	公衆浴場に係る公衆衛生水準の確保に係る事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		261	公衆浴場に関する事務 〔区〕	公衆浴場に係る公衆衛生水準の確保に係る事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		262	温泉法に関する大阪府衛生行政事務処理特例事務	・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	都道府県		都	○	●		
		263	温泉法に関する大阪府衛生行政事務処理特例事務 〔保健所で実施〕	・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	都道府県		都	○	●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		264	美容所に関する事務	美容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		265	美容所に関する事務 〔保健所で実施〕	美容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		266	美容所に関する事務 〔区〕	美容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		267	理容所に関する事務	理容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		268	理容所に関する事務 〔保健所で実施〕	理容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		269	理容所に関する事務 〔区〕	理容所に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		270	水道（専用水道）に関する事務 〔区〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		271	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等 〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意			区		●		
		272	墓地・納骨堂・火葬場に関する業務	墓地、納骨堂又は火葬場について、法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		273	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意			区		●		
		274	一般廃棄物処理施設に関する事務	一般廃棄物処理施設に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	中核市		都	●			
		275	墓地・納骨堂・火葬場に関する業務 〔保健所で実施〕	墓地、納骨堂又は火葬場について、法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		276	ねずみ・衛生害虫防除指導業務 〔区〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			区		●		
		277	大阪府アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ対策業務	大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、市民の生活環境被害等の原因となっているアライグマの駆除を進めることで、アライグマによる生活環境被害等の軽減を図る。	健康局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		278	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			区		●		
		279	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・市民ニーズの高い講習メニューを作成し、ホームページにより募集	健康局	任意			区		●		
		280	生活衛生学習会〔区〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣する。	健康局	任意			区		●		
		281	建築物における衛生的環境の確保に関する事務	特定建築物に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	都・区		●		
		282	建築物における衛生的環境の確保に関する事務〔保健所で実施〕	特定建築物に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	都・区		●		
		283	建築物における衛生的環境の確保に関する事務〔区〕	特定建築物に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	都・区		●		
		284	水道(簡易専用水道)に関する事務	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		285	水道(簡易専用水道)に関する事務 〔保健所で実施〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	一般市		区		●		
		286	水道(簡易専用水道)に関する事務 〔区〕	専用水道・簡易専用水道に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	一般市		区		●		
		287	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務 〔保健所で実施〕	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。 ＜試買検査、回収命令等＞	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		288	浄化槽に関する事務	浄化槽に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		289	浄化槽に関する事務 〔保健所で実施〕	浄化槽に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		290	浄化槽に関する事務 〔区〕	浄化槽に係る公衆衛生水準の確保に関する事務 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		
		291	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。 ＜企画調整業務＞	健康局	法令	その他	保健所設置市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		292	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録等	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		都	●			
		293	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録等 〔保健所で実施〕	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理等に関する事務≪経由事務≫	健康局	法令	都道府県		都	●			
14	狂犬病予防・動物愛護	294	野生鳥獣関係業務 〔保健所で実施〕	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理に特例に関する条例第36条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		都		●		
		295	野生鳥獣関係業務 〔区〕	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理に特例に関する条例第36条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		都		●		
		296	野生鳥獣関係業務	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理に特例に関する条例第36条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		都		●		
		297	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔区〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			都・区		●		
		298	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔動物管理センターで実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		299	野生鳥獣関係業務〔動物管理センター分室で実施〕	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理に特例に関する条例第36条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		都		●		
		300	多頭飼育崩壊防止のための不妊去勢手術助成事業に関する業務	・猫の多頭飼育崩壊による飼い主の生活状況、飼い猫の状態及び周辺の生活環境の悪化を予防するため、条件に適合する飼い主が飼養する原則メス猫の不妊手術を助成し、適正飼養を推進する。	健康局	任意			都・区		●		
		301	多頭飼育崩壊防止のための不妊去勢手術助成事業に関する業務〔保健所で実施〕	・猫の多頭飼育崩壊による飼い主の生活状況、飼い猫の状態及び周辺の生活環境の悪化を予防するため、条件に適合する飼い主が飼養する原則メス猫の不妊手術を助成し、適正飼養を推進する。	健康局	任意			都・区		●		
		302	所有者不明猫適正管理推進事業に関する業務（動物管理センター分室で実施）	・所有者不明猫（いわゆる野良猫）の捕獲、不妊去勢手術、元いた場所への返還及び適正飼養により、所有者不明猫を原因とする生活環境被害等の解決を目指す。	健康局	任意			区		●		
		303	所有者不明猫適正管理推進事業に関する業務	・所有者不明猫（いわゆる野良猫）の捕獲、不妊去勢手術、元いた場所への返還及び適正飼養により、所有者不明猫を原因とする生活環境被害等の解決を目指す。	健康局	任意			区		●		
		304	所有者不明猫適正管理推進事業に関する業務〔区〕	・所有者不明猫（いわゆる野良猫）の捕獲、不妊去勢手術、元いた場所への返還及び適正飼養により、所有者不明猫を原因とする生活環境被害等の解決を目指す。	健康局	任意			区		●		
		305	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		306	犬及び猫の引取りに関する事務 〔動物管理センター分室で実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		307	犬及び猫の引取りに関する事務 〔動物管理センターで実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養等の指導 ・収容動物の返還、譲渡、殺処分	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		308	犬及び猫の引取りに関する事務 〔区〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		309	犬及び猫の引取りに関する事務	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		310	犬及び猫の引取りに関する事務 〔保健所で実施〕	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫に関する引き取り等 ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		都	○	●		
		311	狂犬病予防に関する事務	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・未登録犬の捕獲・抑留・公示・処分 ・狂犬病発生時の措置	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		312	狂犬病予防規制業務 〔区〕	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・飼い犬の登録（鑑札の交付、飼い犬台帳管理） ・狂犬病予防注射接種推進、狂犬病予防注射済票の交付 ・適正飼養の指導	健康局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		313	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			都・区		●		
		314	狂犬病予防規制業務	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・飼い犬の登録（鑑札の交付、飼い犬台帳管理） ・狂犬病予防注射接種推進、狂犬病予防注射済票の交付 ・適正飼養の指導	健康局	法令	一般市		区		●		
		315	狂犬病予防に関する事務〔保健所で実施〕	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る ・未登録犬の捕獲・抑留・公示・処分 ・狂犬病発生時の措置	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		316	野犬等捕獲・処分業務〔動物管理センターで実施〕	犬の登録及び狂犬病予防注射事業の推進及び広報等による適正飼養の普及啓発 ・野犬等の捕獲及び収容犬の処分業務 ・法律等に基づく野犬等の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発	健康局	法令	その他	保健所設置市	都		●		
		317	多頭飼育崩壊防止のための不妊去勢手術助成事業に関する業務〔区〕	・猫の多頭飼育崩壊による飼い主の生活状況、飼い猫の状態及び周辺の生活環境の悪化を予防するため、条件に適合する飼い主が飼養する原則メス猫の不妊手術を助成し、適正飼養を推進する。	健康局	任意			都・区		●		
		318	多頭飼育崩壊防止のための不妊去勢手術助成事業に関する業務〔動物管理センターで実施〕	・猫の多頭飼育崩壊による飼い主の生活状況、飼い猫の状態及び周辺の生活環境の悪化を予防するため、条件に適合する飼い主が飼養する原則メス猫の不妊手術を助成し、適正飼養を推進する。	健康局	任意			都・区		●		
		319	多頭飼育崩壊防止のための不妊去勢手術助成事業に関する業務〔動物管理センター分室で実施〕	・猫の多頭飼育崩壊による飼い主の生活状況、飼い猫の状態及び周辺の生活環境の悪化を予防するため、条件に適合する飼い主が飼養する原則メス猫の不妊手術を助成し、適正飼養を推進する。	健康局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
15	動物診療施設の許可・指導等	320	動物取扱事業者登録等に関する事務	「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、動物取扱業の規制、特定動物(危険動物)の飼養施設の規制を行う ・動物取扱業者の登録申請時の監視および登録後の監視・指導を実施し、飼養保管動物の適正管理を遵守させる。 ・環境省令で定める特定動物の飼養許可申請時の施設監視及び許可後の監視・指導を実施し、逸走等事故を未然に防止する。	健康局	法令	政令市		都	●			
		321	事業者登録等に関する事務〔動物管理センター分室で実施〕	「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、動物取扱業の規制、特定動物(危険動物)の飼養施設の規制を行う ・第一種動物取扱業者の登録、第二種動物取扱業者の届出を通じ事業内容を把握するとともに監視・指導を実施し、飼養保管動物の適正管理を遵守させる。 ・環境省令で定める特定動物の飼養許可申請時の施設監視及び許可後の監視・指導を実施し、逸走等事故を未然に防止する。	健康局	法令	政令市		都	●			
		322	飼育動物診療施設開設届等の受理	適切な獣医療の確保 ・開設届出の受理 ・施設の使用制限等 ・報告の徴収及び立入検査	健康局	法令	都道府県		都	●			
		323	飼育動物診療施設開設届等の受理〔動物管理センター分室で実施〕	適切な獣医療の確保 ・開設届出の受理 ・施設の使用制限等 ・報告の徴収及び立入検査	健康局	法令	都道府県		都	●			
16	公害健康被害補償等	324	被爆者援護法関係事務	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受け付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。 ・大阪府から委託金(定額)を受領。	健康局	任意			都		●		
		325	被爆者援護法関係事務〔区〕	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受け付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意			都		●		
		326	公害健康被害補償システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、公害健康被害の補償等に関する事務に活用している。住民基本台帳システムと連携を行っている。	健康局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		327	カネミ油症患者に関する事務	食品を介した特殊な健康被害であるカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する総合的な支援を推進する ・大阪府が実施する検診の実施通知、結果通知など	健康局	法令	地方公共団体		区		●		
		328	公害健康被害の補償等に関する事務 〔区〕	著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定者に対する補償および健康の回復・保持・増進並びに健康被害予防 【被認定者に対する内容】 ・認定更新等の申請受付及び交付業務 ・リハビリテーション、転地療養等の各種事業 ・保健師による面接・訪問相談及び関係機関との連携により必要な支援を行っている。 【地域住民に対する内容】 ・健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業 ・保健師による事業の勧奨や指導等必要な支援を行う。	健康局	法令	その他	政令で定められた市	区		●		
		329	石綿健康被害の救済に関する事務 〔区〕	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務(区) ・受付後、局(保健所管理課審査・給付グループ)へ送付	健康局	任意			区		●		
		330	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し(独)環境再生保全機構へ送付	健康局	任意			区		●		
		331	公害健康被害の補償等に関する事務	著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定者に対する補償および健康の回復・保持・増進並びに健康被害予防 【被認定者に対する内容】 ・認定更新等の申請受付及び審査業務 ・療養の給付及び療養費の給付業務 ・障害補償費、療養手当の給付業務 ・遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の給付業務 ・リハビリテーション、転地療養等の各種事業 【地域住民に対する内容】 ・健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業 ・公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器を整備し地域医療の水準の向上を図る。 ・環境保健サーベイランス調査	健康局	法令	その他	政令で定められた市	区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		332	石綿読影の精度に係る調査委託業務	石綿健康相談の実施を見据えた調査・検討を行うとともに健康被害の早期発見及び適切な受診を促すこと ・要精密検査者(胸部CT検査)	健康局	任意			該当なし		●		
17	環境科学研究	333	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への派遣事務	・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への派遣事務	健康局	任意			該当なし	●			
		334	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の支援等	・法人が達成すべき業務運営に関する中期目標の制定 ・運営費交付金など業務に必要な経費の措置 ・大阪健康安全基盤研究所の業務実績評価等を行う大阪健康安全基盤研究所評価委員会の運営	健康局	法令	地方公共団体		都	●			
		335	研究・検査業務、管理業務	大気質、水質、底質及び土壌の調査、分析及び環境汚染防止。各種用水の試験、検査及び調査。下水、排水等の処理技術、廃棄物等の処理技術及び資源循環の再生使用に係る技術の研究。生物の生態及び生息環境の調査に関すること。	健康局	要綱等	政令市		都	●			
18	病院機構支援	336	大阪健康長寿医科学センター(小児科・産婦人科外来)開設関連業務	・住吉市民病院跡地に整備する大阪健康長寿医科学センターの付属棟の整備(R7.11月竣工)や備品の購入に必要な経費を本市が公立大学法人大阪へ交付することにより、小児科・産婦人科外来の機能を確保するもの。	健康局	任意			該当なし		●		
		337	地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	・地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	健康局	任意			該当なし	●			
		338	地方独立行政法人大阪市民病院機構の支援等	・法人が達成すべき業務運営に関する中期目標の制定 ・運営費交付金など業務に必要な経費の措置 ・大阪市民病院機構の業務実績評価を行うための大阪市民病院機構評価委員会の運営	健康局	法令	地方公共団体		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
19	内部事務	339	地域保健に関する事務(日額会計年度)	各区における妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		340	地域保健に関する事務(時間額会計年度)	各区における妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		341	地域保健に関する事務(月額会計年度)	各区における妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。 また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		区		●		
		342	桃山跡地健康づくりゾーン用地等管理	桃山病院・桃山市民病院が、長年、公共の医療機関として市民の健康保持に貢献してきた経過を踏まえ、その跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備した。 現行の主な事務内容は、土地所有者としての土地管理事務であり、具体的には、賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整などである。	健康局	任意			該当なし		●		
		343	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、他に属しない業務	健康局	任意			都・区		●		

≪10. 教育≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	教育委員会の基本的な計画・施策等	1	教育委員会会議に関する事務	・教育委員会会議に関する業務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		2	総合教育会議に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	・総合教育会議に関する業務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		3	教育の事務の点検及び評価に関する事務	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		4	教育振興基本計画にかかる事務	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定にかかる業務。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		5	分権型教育行政の推進	市長と教育委員の協議により基本的な方針や重要な施策の検討・調整を行うとともに、全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。 ・校園長の裁量拡大 ・区担当教育次長への分権 ・区担当教育次長の所掌事務等に係る連絡調整の仕組みとして、「区担当教育次長会」及び「区教育担当課長会」を開催 ・区が把握した課題に対する取組等の支援・連絡調整　など	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		6	分権型教育行政の推進（区教育政策課）	全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。 ・平成27年４月から24区に兼務職員を配置。 ・保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるための仕組みとして、区ごとに「保護者・地域住民等の参画のための会議」及び「教育行政連絡会」を運営。 ・平成28年度からは、校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）により、区が把握した課題に対する取組等を実施。 ・区担当教育次長による、区内の学校長の人事に係る意見書の作成に関する事務、学校施策評価の実施	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
2	小・中・義務教育学校の教職員の人事（指定都市権限）	7	（小中）教職員の人事に関する事務	教職員の給与制度等の決定、採用における関係事務、人事服務管理事務（懲戒・分限処分の発令）、職務免除の承認・兼業等に関する許可を行う。	教育委員会事務局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
		8	（小中）教職員の人事＜主幹教諭等の休業許可（大学院の課程等の履修に伴う休業）＞に関する事務	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可、取り消し等	教育委員会事務局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
3	小・中・義務教育学校の教職員の人事	9	（小中）教職員（市費）の人事に関する事務（地方公務員法）	小中学校における教職員（市費）の初任給決定、人事管理、争訟に関する事務の承認を行う。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		10	(小中)教職員の人事に関する事務(地方公務員法)【服務】	地方公務員法の各規定に基づき、教職員の服務規律の確保を図るための指導や、諸願の承認・許可業務を行うとともに、教職員の服務規律違反等に対する道義的責任を問う懲戒処分などを行う。 (懲戒処分・分限処分にかかる事実調査及び関係書類作成業務、職務免除の承認・兼業許可、各校園を巡回しての服務監察指導、服務研修企画運営及び講師手配等、服務ハンドブック等作成業務、人事監察委員委嘱、人事監察委員会の運営等、懲戒処分等にかかる苦情対応)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		11	(小中)教職員の人事に関する事務	小中学校の教職員(市費)にかかる人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、習熟度別少人数授業・専科指導の人員配置、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用・配置、ワークライフバランス支援員の採用・配置、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		12	(小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	管理職をフォローするOB校長の勤怠管理等の業務を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		13	(小中)教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証(ICカード)をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 (職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応)	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		14	(小中)教職員の人事評価に関する事務	「地方公務員法」第23条の2第1項及び職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		15	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(職員団体・給与・勤務条件関係:地方公務員法)	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・国や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整(職員団体関係)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		16	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(給与制度:地方自治法)	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・国や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		17	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		18	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		19	(小中)教職員情報システム運用管理事務	・人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 ・システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 ・現行システムのサポート終了時期が迫ってきているため、システムの再構築を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		20	(小中)教職員の健康診断に関する事務(学校保健安全法)	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務(小中学校) ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		21	(小中)教職員の公務災害に関する事務(地方公務員災害補償法)	公務災害に関する業務(学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		22	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務(地方公務員法)	教職員(府費)福利厚生事業(教職員の福利厚生事業企画立案)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		23	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員(市費)の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康づくりサポート事業 ③啓発・啓蒙(健康教育等) ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整(教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務) ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務(公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等)	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		24	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		25	(小中)校務支援システム(教職員健康管理機能)運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		26	共同学校事務室の運営	これまで、おもに教員等が担ってきた事務(教科用図書無償給与事務、特別支援教育就学奨励事務等)を、事務職員が担うことで、教員の長時間勤務解消の一助を図る。また、兼務発令を活用しグループで業務を遂行することでOJTの推進を図る。個々の事務職員で学校経営への参画を図るだけでなく、集団(組織)として学校長を補佐していくことで安定的かつ持続性のある学校運営につなげ、学校(校長)のマネジメント機能の強化を図る。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		27	会計年度任用職員(スクールサポートスタッフ)の事務	小中学校にスクールサポートスタッフの配置。採用、給与決定、人事管理関する事務を行う。	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
4	教員免許法認定講習	28	(小中)教育職員免許法認定講習に関する事務	教育職員免許法施行規則の規定により担任している校種・教科について二種免許状を有する教職員及び実習助手に対して、資質の向上を図るとともに一種免許状を取得するために必要な単位を修得させるための講習を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		都				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
5	小・中・義務教育学校の教職員の研修（中核市権限）	29	（小中）教職員の研修（教員）に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	【年次研修】 新任教員研修（１年目、２年目）、５年次教員研修、中堅教員研修（10年目） 【専門力向上研修】 教科等指導力向上研修、教育課程に関わる研修、校園内研修支援に関わる研修、特別支援教育研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		30	（小中）教職員の研修（教員）に関する事務（教育公務員特例法）	【年次研修】 新任教員研修（１年目、２年目）、５年次教員研修、中堅教員研修（10年目） 【専門力向上研修】 教科等指導力向上研修、教育課程に関わる研修、校園内研修支援に関わる研修、、特別支援教育研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会事務局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		31	（小中）教職員の研修（教員）＜新任教員内定者研修＞に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	教育センターで実施している研修のうち、下記研修の実施。（研修は教育センターで実施） ・新任教員内定者研修の実施 教員採用試験合格者に対し、採用後すぐに学校現場において教員としての力量を発揮できるように研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		32	（小中）教職員の研修（教員）＜指導が不適切である教員に対する研修＞に関する事務（教育公務員特例法）	・指導が不適切である教員に対する研修の実施 教育公務員特例法第25条に基づき、様々な理由から、教員としての職責を遂行できない「指導が不適切である教員」に対して、対応方策を決定し、指導力等の向上を図るとともに、研修を実施する。研修成果があがらない場合、人事上の必要な措置を講ずる。 ・争訟事務 指導改善研修の受講命令を受けた者や、分限免職処分を受けた者と争訟関連事務。	教育委員会事務局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
		33	（小中義）教職員の研修（事務職員）に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	・学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する校長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		都				法定協議会協議中
6	小・中・義務教育学校の教員の研修・専門的事項の指導	34	（小中）教職員の研修に関する事務	本市の教員・講師内定者のうち、主に初めて教壇に立つ者を会計年度任用職員として雇用し、授業準備や校内機器の操作等、年度当初から安心して教育活動を行うことが出来るよう、研修を実施する。 また、学校教育に携わる公務員としての自覚を促し、服務規律の保持に努めるため、コンプライアンス研修を実施する。 教職員間のハラスメントの未然防止及び再発防止を目的として、専門的及び第三者的な事業者に、ハラスメント相談窓口を外部委託により設置し、相談事業を実施する。 また、学校園における内部相談窓口である管理監督者に対し、相談時の適切な対応ができるよう知識向上のための研修（外部委託）を実施する。	教育委員会事務局	任意			都				法定協議会協議中
		35	（小中）教職員の研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意			都				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		36	(小中)LMS(学習管理システム)運用管理事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	・各種研修の申込・集約業務を軽減し、研修受講履歴を蓄積するための学習管理システムを運用する。	教育委員会事務局	任意			都				法定協議会協議中
		37	(小中)LMS(学習管理システム)運用管理事務(教育公務員特例法)	・各種研修の申込・集約業務を軽減し、研修受講履歴を蓄積するための学習管理システムを運用する。	教育委員会事務局	任意			都				法定協議会協議中
		38	(小中)専門的事項の指導等に関する事務	管理職研修、首席・指導教諭研修、人権教育研修、集団づくり、子ども理解、児童・生徒指導等に関する研修、校園内研修支援に関わる研修、外部連携研修、主任・主事等研修、養護教員研修、栄養教職員研修、常勤講師研修、特別企画研修、教職員地域研修、ティーチング・エンパワメント事業、非認知能力調査モデル事業、シナジースクエアの運用、OENの運営、理系科目に関する特別授業、大阪教育大学との共同研究、大学院生派遣、科目等履修生派遣	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		39	シンクタンク統括室の設置	・学習者用端末が導入されたことによりデータが蓄積されるようになったことで、学校単位でのデータ分析から子ども一人一人の学習記録や学校生活データを分析対象として分析を高度化させ、大阪市教育振興基本計画に掲げる最重要目標達成に資する調査分析を教育施策や教員研修・実践と緊密につなげるハブ機能を果たす。 ・教育データを活用した本市における教育課題の解決や効果的・効率的な教育施策の企画立案を行う。 ・「学力向上に資する施策」や「安全・安心な教育環境の実現に資する施策」などの調査分析を行い、効果的・効率的な施策の提言を行う。 ・各種学力調査【「全国学力・学習状況調査」・「小学生すくすくウォッチ」・「中学生チャレンジテスト」・「小学校学力経年調査」】結果の分析・公表。 ・学力の伸び悩む児童への支援等の研究や不登校児童生徒の実態把握の研究の実施。 ・他部署からの分析依頼に対応。	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		40	(小中)学校教育ICT活用事業に関する事務	・ICT推進体制・組織及び予算等の企画・総括 教育DX人材育成の企画及び推進 ・ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができる子ども、多様な他者との協働により、自己の考えを広げ深められるよう学びを進めることができる子どもの育成をめざす ・全小中学校で学習者用端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・教員へのICT支援体制の拡充により ICT活用指導力の向上をめざす ・ ICT機器の活用が円滑に進むよう、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築 ・学校への採点支援システム導入・管理にかかる事務。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		41	(小中)学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・ICT推進体制・組織及び予算等の企画・総括 教育DX人材育成の企画及び推進 ・ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができる子ども、多様な他者との協働により、自己の考えを広げ深められるよう学びを進めることができる子どもの育成をめざす ・全小中学校で学習者用端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・教員へのICT支援体制の拡充により ICT活用指導力の向上をめざす ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		42	(小中)学校活性化推進事業(がんばる先生支援事業)	・教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①グループ研究Aコース ②グループ研究Bコース ・小学校・中学校の教育研究会と連携をしながら、研究・研修活動の充実・発展に向けた活動を支援し、全市にその研究成果を発信する。 ・総合的な言語活動を通して読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成する。 ・本市が抱える多様な教育課題の解決を図るため、大学等の専門機関との密な連携を通して協働して課題を解決する。研究成果は、教育施策等に還元するとともに、全市に発信し、各校における質の高い教育につなげる。	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
7	小・中・義務教育学校の職員の研修・指導	43	(小中)教職員の研修に関する事務(地方公務員法)	学校現業職員(管理作業員・給食調理員)の資質向上を図るため、集合研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		44	(小中義)指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中・義務教育学校(約420校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
8	小・中・義務教育学校の教職員の給与等の支給及び退職手当の請求	45	府費負担教職員(※)にかかる給料その他給与及び旅費、並びに児童手当の支給に関する事務	府費負担教職員の児童手当及び給与等の支給事務 府費負担教職員の住民税、所得税関係事務 府費負担教職員の旅費事務 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【会計年度任用職員雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 会計年度任用職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会事務局	法令	政令市		都	●			
		46	(小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務(市費) 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【会計年度任用職員雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理 会計年度任用職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		47	(小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		48	(小中)退職手当の支給(府費)(※)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		49	教職員人件費(定数内:義務教育費国庫負担金対象)	法律に基づく定数内教職員	教育委員会事務局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		50	教職員人件費（定数外：義務教育費国庫負担金対象外）	法律に基づく教員定数に加えて、市独自の施策として実施する習熟度別少人数授業や専科指導等を担う教員	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
10	小・中・義務教育学校の施設整備	51	（小中）施設整備に関する事務(学校教育法）	学級数の増加等に伴う校舎の増築 老朽や狭あい等の講堂兼体育館を改築 老朽化の進んだ校舎を計画的に改築 学校規模適正化のための校舎整備 学級数の増加等に伴う既存教室の改造 児童生徒数の増加等に伴う学習用机・椅子等の整備 工事に伴う内部設備整備事業 養護用机椅子の更新整備	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		52	（小中）施設整備に関する事務(学校保健安全法）	校舎等の補修整備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		53	（小中）施設整備に関する事務（地方自治法）	・学校用地の取得 ・教育財産の不動産管理（隣地地権者との境界確定協議・廃道処理、借地料支払いなど）	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		54	（小中）施設整備に関する事務	・目的外使用許可	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		55	(小中）施設整備に関する事務（理科教育振興法）	理科教育用設備機器等の整備	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		56	（小中）施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 学校の機械警備 小学校１～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検 電子教材活用環境整備事業	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		57	（小中）施設整備に関する事務	国産木材を活用した小中学校における机・椅子整備事業（R1～）	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		58	（小中）施設整備に関する事務(壁面緑化・芝生化）	全小・中学校の壁面緑化 学校運動場の芝生化維持管理事業	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		59	（小中）国庫補助金申請に関する事務	補助制度や起債許可要件等の精査・調整	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
11	小・中・義務教育学校に関する事務（学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等）	60	（小中）学校評価に関する事務(学校教育法、学校教育法施行規則）	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		61	(小中)学校協議会に関する事務(1)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務）	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		62	(小中)学校協議会に関する事務(2)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務）	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		63	(小中)学事に関する事務【就学】(学校教育法)	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・区長に事務委任している市立小中学校の通学区域の設定並びに変更に関する支援。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知。 ・各学校の沿革の管理。 ・外国籍の子どもの就学状況に関するアンケートの実施	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		64	(小中)学事に関する事務【就学】(学校教育法)	・区内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための事務 ・区内における大阪市立小中学校の通学区域の設定並びに変更	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		65	(小中)学事に関する事務【学校選択制】(学校教育法)	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		66	(小中)学事に関する事務【学校選択制】(学校教育法)	・学校選択制に係る方針案の作成	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		67	(小中)学事に関する事務【学校適正配置】(学校教育法)	・大阪市立学校活性化条例等に基づき、児童生徒の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図るため、小学校及び中学校の配置の適正化を進める。 ・学校適正配置を進めるにあたり必要な情報（児童生徒数、校舎情報、過去の実例等）を区へ提供する。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		68	(小中)学事に関する事務【学校適正配置】(学校教育法)	・大阪市立学校活性化条例等に基づき、児童生徒の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図るため、小学校及び中学校の配置の適正化を進める。 ・適正化対象校の再編に関する計画の立案及び保護者住民その他関係者との協議にかかる連絡調整に関する業務。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		69	(小中)学事に関する事務(義務標準法)	各学校による児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 学級編制について、大阪府教育委員会への届出を行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		70	(小中)学事に関する事務(統計法)	文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査を各関係機関と連携して行っている。	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		
		71	(小中)学事に関する事務(府による統計調査等)	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		72	(小中)学事に関する事務(無料乗車証の交付事務)	・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		73	(小中義)教科書無償給与に関する事務(教科書の発行に関する臨時措置法)	教科書無償給与の需要数報告 ・小・中・義務教育学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		
		74	(小中義)教科書無償給与に関する事務(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令)	教科書(教科用図書)の受領報告 ・小・中・義務教育学校が教科用図書の発行者から受領した教科用図書の冊数等をとりまとめ、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		
		75	(小中)児童生徒就学援助補助金に関する事務(対象児童生徒:本市立小学校又は中学校に在学する者及び大阪府立咲くやこの花中学校又は大阪府立水都国際中学校に在学する者)	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		76	(中)児童生徒就学援助補助金に関する事務(対象生徒:府内中学校夜間学級に在籍する本市居住者)	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、生徒の保護者等に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費等の援助を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		77	(小中)学校維持運営費等に関する事務(学校教育法)	①小学校及び中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る学校執行・局内執行する予算・決算及び各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務、学校での雑収(工事等による私用光熱水費)の歳入に関する事務 ②小学校及び中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための事業経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ③上記以外に局関係担当から配付を受けた小学校及び中学校に係る各種事業予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務(但し、局関係担当からの配付を受けて行う事務であるため、事業費は記載していない。)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		78	(小中)学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		79	(小中)学校徴収金に関する事務	・小・中学校に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		80	(小中)学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・学校給食費未納の保護者に対して督促状の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して催告書の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して法的措置(支払督促申立・差押請求申立)の実施	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		81	(小中)学校給食費に関する事務	・小・中学校に係る学校給食費について、収納事務のうち振替口座の登録及び、徴収にかかるシステム処理等を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		82	(小中)児童生徒の養護、保健衛生に関する事務(学校保健安全法)	・学校保健に関する事務 学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) 感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校で治療の指示をした者のうち、要保護、準要保護者に対してその疾病の治療に要する費用のについて、自己負担相当額を援助する。 ・就学時健康診断 翌年度4月から就学(小学校)する者の健康状態をあらかじめ把握するため実施。 ・児童生徒保健対策事業 児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		83	(小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務(独立行政法人日本スポーツ振興センター法)	独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		84	学校給食に関する事務	事業の概要 ・学校調理方式による学校給食の実施 事業目的 ・児童生徒の心身の健全な発達および食に関する正しい理解と適切な判断力を養うこと 事業対象(令和8年度) ・市立小学校(284校)に在籍する児童(約109,000人)及び市立中学校(127校)に在籍する生徒(約51,000人)※義務教育学校を含む 事務の概要 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給 ・給食調理業務の委託等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		85	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務(特別支援教育就学奨励費)	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資する。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		86	学校部活動に関する事務	・部活動指導員活用事業 部活動指導体制の充実及び教員の長時間勤務の解消を図るため「部活動指導員」を任用し、配置する。 ・部活動の地域展開事業 休日の部活動において、多様な子どもたちが活躍する場を確保するために地域と子どもが一層つながることを目指し、学校と地域が協働・融合しながら段階的な地域展開を進める。	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		87	学校体育に関する事務	・部活動指導者技術講習会事業 中学校の運動部活動の指導者に対して、専門的な指導ができるよう技術講習会を実施する。 ・子どもの体力向上支援事業費 子どもの体力向上推進委員会を設置し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を分析するとともに、子どもの体力向上に係る施策の改善や学校における体育・健康に関する指導の改善を図る。 ・総合体育大会 中学校は春季・秋季に水泳競技大会及び総合体育大会を実施し、スポーツ技術の向上と各学校間の交流を図る。 ・体育部活動育成等 中学校の運動部活動指導体制の充実を図るため、種目別に講習会を兼ねた合同練習会等を計画し実施する。 近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施する。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		88	(小中)校園ネットワークシステム運用管理及び教育情報ネットワーク統合・利活用に関する事務	・学校運営支援センター・本庁等とデータセンターのオンプレミスシステムを結ぶ校園ネットワークシステムの運用管理を行う。 ・学校園、本庁、学校運営支援センター、総合教育センター、データセンター、クラウドサービス等を結ぶ情報通信ネットワークを運用保守する。(H29～) ・令和9年10月をめどに、校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合した次期教育情報ネットワークを構築する。 ・学習系システムの運用管理 ・学校の増改築等におけるネットワーク環境整備	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		89	(小中)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	・学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務 ・次期校園ネットワーク業務システムの構築を計画的に行うため、学校園システム再編成の取り組みを進める	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		90	(小中)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境の整備、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などを担う校務支援システムなどの校務支援サービスなどにより校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務 ・令和9年9月より、次期統合型校務支援システムを構築する。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		91	就学事務システム運用管理事務	・就学事務システムにかかる運用管理	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		92	児童生徒就学費補助金に関する事務に係る標準準拠就学援助システムの構築	令和3年の標準化法施行に伴い、No.89に記載の校園ネットワーク業務システムから就学援助機能を分離し、令和13年1月までに新たに標準準拠のシステムを構築する。	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		93	システム標準化に関する事務	・令和3年9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国の定める標準化の対象となる20業務に含まれる「就学」にかかる業務システムである就学事務システム、就学援助システムについて、国の標準仕様に準拠した標準準拠システムへの移行を行う。 ・国のシステム標準化に伴い、教育情報ネットワークとガバメントクラウドを連携させる教育共通基盤の整備・運用を行う。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
12	小・中・義務教育学校の学校教育活動	94	(小)学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開 ・ブロック化による学校支援事業 ・保護者と学校との双方向連絡手段のICT化(欠席連絡等アプリの導入) ・学習動画コンテンツ配信モデル事業	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		95	(中)学校教育活動に関する事務(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領)(1)	・中学校区における地域の学校支援体制(学校元気アップ地域本部)の構築 ・学校の課題解消に向けた、家庭や地域の教育力を活かした学校支援の実施 (上記事務における国・府の補助金に係る集約事務及び制度管理)	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		96	(中)学校教育活動に関する事務(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領)(2)	・中学校区における地域の学校支援体制(学校元気アップ地域本部)の構築 ・学校の課題解消に向けた、家庭や地域の教育力を活かした学校支援の実施 (上記事務における国・府の補助金に係る集約事務及び制度管理以外)	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		97	(小)学校教育活動に関する事務(理科観察実験支援事業実施要項)	・小学校の理科授業の支援を行う理科補助員の配置 ・事務局配置のコーディネーターが理科補助員の配置に係る連絡調整を実施	教育委員会事務局	要綱等	一般市		都・区		●		
		98	(中)学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施(R6終了) ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究 ・ブロック化による学校支援事業 ・保護者と学校との双方向連絡手段のICT化(欠席連絡等アプリの導入) ・学習動画コンテンツ配信モデル事業	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		99	(小中)学校教育活動に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	・教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する指導・助言	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		100	(小中)学校教育活動に関する事務(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律)	・小中学校の教科用図書採択事務	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		
		101	(小中)学校教育活動に関する事務(学校教育法施行令)	・就学相談に関する指導・助言 ・大阪市教育支援会議の企画・運営 ・学校指定関係事務	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		102	(小中)学校教育活動に関する事務(1)	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務のうち、下記の事務 ・国際理解教育の推進 ・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・大阪市版スクールロイヤー事業 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業 ・英語教育推進事業(C-NET除く) ・小中一貫校、義務教育学校の統括 ・国際バカロレア(IB)教育の導入に向けた取組	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		103	(小中)学校教育活動に関する事務(2) 校長経営戦略支援予算 基本・加算配付	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務のうち、下記の事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 (校長経営支援戦略予算)	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		104	(小中)学校教育活動に関する事務(3) 校長経営戦略支援予算 区担当教育次長枠	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務のうち、下記の事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 (校長経営支援戦略予算 区担当教育次長枠)	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		105	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業))	・帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力者を学校現場に派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援。	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		106	(小中)学校教育活動に関する事務(人権教育推進事業)	・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的研究の実施 ・学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実に向けた実践的研究の実施	教育委員会事務局	要綱等	政令市		都	●			
		107	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(いじめ・不登校等))(1)	・登校支援室「なごみ」等の機能強化 ・大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置) ・ヤングケアラー支援推進事業(スクールソーシャルワーカー) ・課題解決支援員(スクールソーシャルワーカー)の配置 ・SNSの活用による児童生徒相談事業 ・教育支援センターの運営 ・いじめ・不登校・児童虐待等防止対策 ・校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置 ・教育支援センター(メタバース)のモデル設置事業 (上記事務における国の補助金に係る集約事務)	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		108	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(いじめ・不登校等))(2)	・登校支援室「なごみ」等の機能強化 ・大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置) ・ヤングケアラー支援推進事業(スクールソーシャルワーカー) ・課題解決支援員(スクールソーシャルワーカー)の配置 ・SNSの活用による児童生徒相談事業 ・教育支援センターの運営 ・いじめ・不登校・児童虐待等防止対策 ・校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置 ・教育支援センター(メタバース)のモデル設置事業 (上記事務における国・府の補助金に係る集約事務以外)	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		109	(小中)学校教育活動に関する事務(国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業)	・主体的・協働的な学びの推進モデル校事業の実施	教育委員会事務局	要綱等	政令市		都	●			
		110	(小中)学校教育活動に関する事務(全国学力・学習状況調査に関する実施要領)	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	要綱等	一般市		都・区		●		
		111	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱)	英語教育推進事業 ・英語ネイティブ・スピーカー(C-NET)の配置	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		112	第三者委員会運営業務及びこども安心支援チーム業務に関する事務(総務課)	◎第三者委員会運営業務 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会を設置し、いじめ防止対策推進法第二十八条に基づく重大事態調査を遂行する。 ◎こども安心支援チーム業務 被害児童生徒・保護者の側に立ち、被害児童等のニーズを把握しながら寄り添った支援を行うことで、いじめ等の深刻化の未然防止及び事案対応の円滑化を図る。	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		113	(小中)学校教育活動に関する事務	ブロック化による学校推進事業	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
13	幼稚園の教員の研修(指定都市権限)	114	(幼)教員の研修<幼稚園等新規採用教員研修>に関する事務(教育公務員特例法)	・幼稚園等新規採用教員に対する研修の実施 教育公務員特例法により、当分の間、初任者研修が適用除外となっている幼稚園及び特別支援学校幼稚部の教諭等の初任者に対して同法附則第4条第1項の規定により保育の実践指導及び研修会を実施する。	教育委員会事務局	法令	政令市		都				法定協議会協議中
14	幼稚園	115	(幼)教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教職員の表彰、人事服務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		116	(幼)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		117	(幼)教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証(ICカード)をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 (職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応)	教育委員会事務局	任意			区		●		
		118	(幼)教職員の人事評価に関する事務	「地方公務員法」第23条の2第1項及び職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		119	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(職員団体・給与・勤務条件関係:地方公務員法)	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・国や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整(職員団体関係)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		120	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(給与制度:地方自治法)	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・国や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		121	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			区		●		
		122	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			区		●		
		123	(幼)教職員情報システム運用管理事務	・ 人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 ・現行システムのサポート終了時期が迫ってきているため、システムの再構築を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		124	(幼)教職員の公務災害に関する事務(地方公務員災害補償法)	公務災害に関する業務(学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		125	(幼)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康づくりサポート事業 ③啓発・啓蒙(健康教育等) ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整(教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務) ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務(公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等)	教育委員会事務局	任意			区		●		
		126	(幼)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			区		●		
		127	(幼)校務支援システム(教職員健康管理機能)運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		128	(幼)教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、本市の教員・講師内定者のうち、主に初めて教壇に立つ者を会計年度任用職員として雇用し、授業準備や校内機器の操作等、年度当初から安心して教育活動を行うことが出来るよう、研修を実施する。 また、学校教育に携わる公務員としての自覚を促し、服務規律の保持に努めるため、コンプライアンス研修を実施する。 教職員間のハラスメントの未然防止及び再発防止を目的として、専門的及び第三者的な事業者に、ハラスメント相談窓口を外部委託により設置し、相談事業を実施する。 また、学校園における内部相談窓口である管理監督者に対し、相談時の適切な対応ができるよう知識向上のための研修(外部委託)を実施する。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		129	(幼)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務(市費) 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払業務。など 【会計年度任用職員雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理 会計年度任用職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		130	(幼)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		131	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務(1)	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 (上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務)	教育委員会事務局	任意			区		●		
		132	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務(2)	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務 (上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務)	教育委員会事務局	任意			区		●		
		133	(幼)校園ネットワークシステム運用管理及び教育情報ネットワーク統合・利活用に関する事務	・学校運営支援センター・本庁等とデータセンターのオンプレミスシステムを結ぶ校園ネットワークシステムの運用管理を行う。 ・学校園、本庁、学校運営支援センター、総合教育センター、データセンター、クラウドサービス等を結ぶ情報通信ネットワークを運用保守する。(H29～) ・令和9年10月をめどに、校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合した次期教育情報ネットワークを構築する。 ・学習系システムの運用管理 ・学校の増改築等におけるネットワーク環境整備	教育委員会事務局	任意			区		●		
		134	(幼)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		135	(幼)学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が日常の教育活動や幼稚園管理のために使用する消耗品等を購入する経費や光熱水費等の経常的な経費を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ配当し、その執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		136	(幼)学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		137	(幼)学校徴収金に関する事務	・幼稚園に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		138	(幼)学校教育活動に関する事務	・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握 ・幼稚園施策に関する調整 ・子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意			区		●		
		139	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務(法令)	・就園時健康診断 ・学校環境衛生基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持 ・尿検査業務委託費の支出 ・飲料水検査にかかる消耗品費の支出	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		140	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務(任意)	・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・歯みがき指導 ・消耗品費(ガス検知管カートリッジ)の支出 ・AED借入経費の支出	こども青少年局	任意			区		●		
		141	公立幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型)に関する事務	・利用料の収入事務、支払督促、予算決算(国庫含む) ・事業の必要経費の予算決算 ・事業指導員の採解、勤怠処理、賃金等の支払	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		142	市立幼稚園運営に関する事務	市立幼稚園(認定こども園含む)における幼児教育・保育の実施等	こども青少年局	任意			区		●		
		143	市立認定こども園に関する事務	・給食、指導食 ・施設整備	こども青少年局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		144	管理運営及び施設の維持管理に関する事務	・市立幼稚園の園児募集等 ・全国国公立園長会及び大阪府国公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出 ・国庫申請 ・教育にかかる需要費等の支出 ・幼児用机・椅子・山土にかかる整備にかかる費用の支出 ・教科用図書購入にかかる経費の支出 ・建物の修繕にかかる経費の支出 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出 ・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出 ・施設の維持管理運営 ・保育補助管理システムにかかる契約、経費の支出 ・ネットワーク環境の整備にかかる契約、経費の支出 ・介助サポーターにかかる経費の支出 ・医療ケア児対応看護師にかかる経費の支出 ・職員補充対策、高齢者部分休業代替講師にかかる経費の支出 ・学校指定寄附金にかかる経費の支出 ・幼稚園における電話応答装置及び通話録音装置の導入にかかる契約、経費の支出	こども青少年局	任意			区		●		
		145	市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付	・実費徴収に係る補足給付	こども青少年局	要綱等	一般市		区		●		
		146	市立幼稚園における一時預かり事業	・一時預かり事業	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		147	市立幼稚園における多言語対応に関する事務	・翻訳機導入 ・通訳支援	こども青少年局	任意			区		●		
		148	市立幼稚園における医療的ケア事業	・医療的ケア事業	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		149	市立幼稚園の民営化に関する事務	・市立幼稚園の民営化に向けた整理 ・大阪市全域にわたる計画策定・進捗管理 ・区域における計画策定・進捗管理	こども青少年局	任意			区		●		
		150	私立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ）に関する事務	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園および認定こども園（1号認定の定員を有する園に限る）において教育時間の前後等に教育活動。 国の基準を満たし一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対し、費用負担の軽減。 ・対象となる各施設へ補助金の交付 ・国庫申請、制度管理 ・申請受付、審査、認定、賦課徴収 ・監査 ・事業者の募集、審査	こども青少年局	法令	一般市		区		●		
		151	幼児教育の充実に関する事務	・私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行関係 ・要支援児の受入促進指定園関係 ・大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金・補助金 ・認定こども園特別支援教育・保育経費補助金（1号認定） ・大阪市私立幼稚園等特別支援施設整備補助金	こども青少年局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
15	私立幼稚園の設置認可	152	私立幼稚園の設置認可	・私立幼稚園の設置廃止等は、知事の認可を受けなければならない。また、私立幼稚園の設置者は、その設置する幼稚園について、目的、名称、位置又は園則等を変更しようとするときは知事に届け出なければならない。 ・知事は、これら申請に対する認可や届出の受理を行う。	府教育庁	法令	都道府県		都	●			
17	旧特別支援学校	153	(旧特)学校教育活動に関する事務	旧市立特別支援学校等に関わる大阪市としてのサービス継続事業 ・在宅重度障がい児集団指導事業 ・大阪市キャリア教育支援センター事業運営 ・就労相談担当指導員により就職・職業支援 ・通学タクシー等運行業務	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
18	大学	154	公立大学法人大阪関係業務	・公立大学法人大阪の支援 ・公立大学法人大阪評価委員会の運営 ・公立大学法人大阪との連絡調整	副首都推進局	任意			都	●			
		155	公立大学法人大阪への職員派遣事務	公立大学法人大阪の運営を本市の施策に沿って当局と緊密に連携しながら実施する必要があるため、当該団体からの職員派遣要請に基づき、本市から職員1名を派遣している。	都市整備局	任意			都	●			
		156	公立大学法人大阪への交流研修(派遣)	公立大学法人大阪への交流研修(派遣)	副首都推進局	任意			都	●			
		157	公立大学法人大阪への派遣	公立大学法人大阪への派遣	副首都推進局	任意			都	●			
19	長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小分校	158	(長谷川小中)教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の初任給決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、教育職員免許法認定講習、習熟度別少人数授業・専科指導の人員配置、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		159	(長谷川小中)教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証(ICカード)をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 (職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応)	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		160	(長谷川小中)教職員の人事評価に関する事務	府費負担教職員については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第44条に基づいて定める評価・育成システムの実施に関する大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教職員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		161	(弘済小中)教職員の人事に関する事務	弘済小中学校にかかる教職員の初任給決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、、教育職員免許法認定講習、習熟度別少人数授業・専科指導の人員配置、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		162	(弘済小中)教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証(ICカード)をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 (職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応)	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		163	(弘済小中)教職員の人事評価に関する事務	「地方公務員法」第23条の2第1項及び職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		164	(長谷川小中)教職員情報システム運用管理事務	・人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 ・現行システムのサポート終了時期が迫ってきているため、システムの再構築を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		165	(弘済小中)教職員情報システム運用管理事務	・人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 ・現行システムのサポート終了時期が迫ってきているため、システムの再構築を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区				法定協議会協議中
		166	(長谷川小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		167	(弘済小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		168	(長谷川小中)教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員(管理作業員・給食調理員)の資質向上を図るための集合研修を実施する。 また、学校教育に携わる公務員としての自覚を促し、服務規律の保持に努めるため、コンプライアンス研修を実施する。 教職員間のハラスメントの未然防止及び再発防止を目的として、専門的及び第三者的な事業者に、ハラスメント相談窓口を外部委託により設置し、相談事業を実施する。 また、学校園における内部相談窓口である管理監督者に対し、相談時の適切な対応ができるよう知識向上のための研修(外部委託)を実施する。	教育委員会事務局	任意			都		●		
		169	(弘済小中)教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修を実施する。 また、学校教育に携わる公務員としての自覚を促し、服務規律の保持に努めるため、コンプライアンス研修を実施する。 教職員間のハラスメントの未然防止及び再発防止を目的として、専門的及び第三者的な事業者に、ハラスメント相談窓口を外部委託により設置し、相談事業を実施する。 また、学校園における内部相談窓口である管理監督者に対し、相談時の適切な対応ができるよう知識向上のための研修(外部委託)を実施する。	教育委員会事務局	任意			都		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		170	(長谷川小中)学校教育ICT活用事業に関する事務	・ICT推進体制・組織及び予算等の企画・総括 教育DX人材育成の企画及び推進 ・ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができる子ども、多様な他者との協働により、自己の考えを広げ深められるよう学びを進めることができる子どもの育成をめざす ・全小中学校で学習者用端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・教員へのICT支援体制の拡充により ICT活用指導力の向上をめざす ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		171	(弘済小中)学校教育ICT活用事業に関する事務	・ICT推進体制・組織及び予算等の企画・総括 教育DX人材育成の企画及び推進 ・ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができる子ども、多様な他者との協働により、自己の考えを広げ深められるよう学びを進めることができる子どもの育成をめざす ・全小中学校で学習者用端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・教員へのICT支援体制の拡充により ICT活用指導力の向上をめざす ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		172	(長谷川小中)学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・ICT推進体制・組織及び予算等の企画・総括 教育DX人材育成の企画及び推進 ・ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができる子ども、多様な他者との協働により、自己の考えを広げ深められるよう学びを進めることができる子どもの育成をめざす ・全小中学校で学習者用端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・教員へのICT支援体制の拡充により ICT活用指導力の向上をめざす ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		173	(弘済小中)学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・ICT推進体制・組織及び予算等の企画・総括 教育DX人材育成の企画及び推進 ・ICTツール等を活用しながら、興味・関心や能力・特性に応じて自己調整し、発達段階に応じて自律的・探究的に学ぶことができる子ども、多様な他者との協働により、自己の考えを広げ深められるよう学びを進めることができる子どもの育成をめざす ・全小中学校で学習者用端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・教員へのICT支援体制の拡充により ICT活用指導力の向上をめざす ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		174	(長谷川小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		175	(弘済小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		176	(長谷川小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		177	(長谷川小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		178	(長谷川小中)退職手当の支給(府費)(※)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		179	(弘済小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		180	(弘済小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		181	(弘済小中)退職手当の支給(府費)(※)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		182	(長谷川小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場の整備 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館をを計画的に改築 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 理科教育用設備機器等の整備 市立学校の校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務 用地整備、教育財産の適正管理 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		183	(弘済小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場の整備 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館をを計画的に改築 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 理科教育用設備機器等の整備 市立学校の校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務 用地整備、教育財産の適正管理 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		184	(長谷川小中)学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		185	(弘済小中)学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		186	(弘済小中)学事に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			区		●		
		187	(長谷川小中)学事に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			区		●		
		188	明治小学校分校に関する事務	・情緒障害児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるための小学校であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			都		●		
		189	(長谷川小中)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 教科書(教科用図書)の受領報告 ・長谷川小・中学校が教科用図書の発行者から受領した教科用図書の冊数等をとりまとめ、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		190	(弘済小中)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 教科書無償給与の受領報告 ・弘済小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		
		191	(長谷川小中)校園ネットワークシステム運用管理及び教育情報ネットワーク統合・利活用に関する事務	・学校運営支援センター・本庁等とデータセンターのオンプレミスシステムを結ぶ校園ネットワークシステムの運用管理を行う。 ・学校園、本庁、学校運営支援センター、総合教育センター、データセンター、クラウドサービス等を結ぶ情報通信ネットワークを運用保守する。(H29～) ・令和9年10月をめどに、校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合した次期教育情報ネットワークを構築する。 ・学習系システムの運用管理 ・学校の増改築等におけるネットワーク環境整備	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		192	(長谷川小中)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			区		●		
		193	(弘済小中)校園ネットワークシステム運用管理及び教育情報ネットワーク統合・利活用に関する事務	・学校運営支援センター・本庁等とデータセンターのオンプレミスシステムを結ぶ校園ネットワークシステムの運用管理を行う。 ・学校園、本庁、学校運営支援センター、総合教育センター、データセンター、クラウドサービス等を結ぶ情報通信ネットワークを運用保守する。(H29～) ・令和9年10月をめどに、校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合した次期教育情報ネットワークを構築する。 ・学習系システムの運用管理 ・学校の増改築等におけるネットワーク環境整備	教育委員会事務局	任意			区		●		
		194	(弘済小中)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			区		●		
		195	(長谷川小中)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			区		●		
		196	(弘済小中)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			区		●		
		197	(長谷川小中)学校維持運営費等に関する事務	①長谷川小・中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ③長谷川小・中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		198	(弘済小中)学校維持運営費等に関する事務	①弘済小・中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ③弘済小・中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			区		●		
		199	(長谷川小)学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		200	(長谷川中)学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 ・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 ・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		201	(長谷川小中)学校教育活動に関する事務	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 ・国際理解教育の推進　・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		202	(弘済小)学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		203	(弘済中)学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 ・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 ・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		204	(弘済小中)学校教育活動に関する事務	・学校教育活動全般(学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等)に関する事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 ・国際理解教育の推進　・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		205	(長谷川小中)学校教育活動に関する事務(全国学力・学習状況調査に関する実施要領)	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	要綱等	一般市		都・区		●		
		206	(弘済小中)学校教育活動に関する事務(全国学力・学習状況調査に関する実施要領)	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	要綱等	一般市		都・区		●		
20	中学校夜間学級	207	中学校夜間学級(天満、天王寺、東生野、文の里中学校)に関する事務	・義務教育未修了の学齢超過者で就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		208	(中)学校教育活動に関する事務(「中学校夜間学級の設置促進事業」委託要項)	・中学校夜間学級における学習指導、生徒指導のあり方などに係る調査研究	教育委員会事務局	要綱等	一般市		区		●		
21	天王寺中学校通信教育部	209	天王寺中学校通信教育部に関する事務	・働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部の運営。	教育委員会事務局	任意			都		●		
23	デザイン教育研究所	210	(デザイン教育研究所)教職員の人事に関する事務	デザイン教育研究所にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、教育職員免許法認定講習、生徒及び教職員の表彰、人事服務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			都	●			
		211	教職員人件費(咲くやこの花中、高等学校再任用派遣含む)	デザイン教育研究所や府立学校に勤務する教職員	教育委員会事務局	任意			都	●			
		212	(デザイン教育研究所)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			都	●			
		213	学校教育活動に関する事務	・社会人講師招聘 ・デザイン教育研究所の運営 ・本市在住の高校生を対象とした教育活動全般(学習活動支援、生活指導、環境充実等)に関する事務 ・高校生海外教育活動その他教育振興を図る事業	教育委員会事務局	任意			都	●			
		214	(デザイン教育研究所)学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		215	授業料・入学料・検定料の徴収及び未納対策に関する事務	デザイン教育研究所に係る授業料・入学料・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・デザイン教育研究所授業料、納入通知書等の発行に関すること ・デザイン教育研究所授業料等の免除に関すること ・検定料・入学料等 （デザイン教育研究所、中央高等学校聴講生を含む）に関すること 高等学校に係る授業料の督促及び法的措置に関する事務 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者（連帯保証人）に対して督促状の送付 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者（連帯保証人）に対して催告書の送付 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者（連帯保証人）に対して法的措置(支払督促申立・差押請求申し立て)の実施	教育委員会事務局	任意			都	●			
		216	（高）教職員情報システム運用管理事務	・人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払等を行う。 ・現行システムのサポート終了時期が迫ってきているため、システムの再構築を行う。 デザイン教育研究所	教育委員会事務局	任意			都	●			
		217	（高）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	校務支援ICT活用事業に関する業務教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			都	●			
		218	校園ネットワーク業務システム運行管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			都	●			
		219	校園ネットワークシステム運用管理及び教育情報ネットワーク統合・利活用に関する事務	・学校運営支援センター・本庁等とデータセンターのオンプレミスシステムを結ぶ校園ネットワークシステムの運用管理を行う。 ・学校園、本庁、学校運営支援センター、総合教育センター、データセンター、クラウドサービス等を結ぶ情報通信ネットワークを運用保守する。（H29～） ・令和9年10月をめどに、校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合した次期教育情報ネットワークを構築する。 ・学習系システムの運用管理 ・学校の増改築等におけるネットワーク環境整備	教育委員会事務局	任意			都	●			
25	奨学費	220	奨学費に関する事務	経済的な理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く）の修学が困難な生徒に対し、奨学費を支給する。 【対象者】 1　大阪市の区域内に住所を有する生徒。 2　市民税非課税世帯に属する生徒（生活保護法における高等学校等就学費の給付を受けている者を除く）、又は児童養護施設に入所している生徒、里親に委託されている生徒であり、学業等が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒 【支給内容】 ・第1学年に属する生徒（入学年度に限る）　年額107，000円 ・上記以外の生徒は年額72，000円	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		221	奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守に係る事務。 ※特に、当該システムにより税情報を活用することで、保護者が住民票や課税証明書を取りに行く手間を省き、本市内部においては同証明書の発行事務等の軽減を図っている。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		222	進路選択支援事業	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援している。 ・奨学金制度説明会、相談会の開催 ・教員OB（会計年度任用職員）を配置して、電話相談・窓口相談を実施 ・奨学金に関する冊子を作成し、保護者・生徒等に制度を周知	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		223	進路選択支援事業（区担当教育次長所管）	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援している。 ・高校進学24区説明会の開催	教育委員会事務局	任意			区		●		
26	高等学校等奨学金	224	高等学校等奨学金返還金回収事業	・地対財特法に基づく、高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、平成22年度に制定された条例等に基づき、借受者への説明・徴収等の債権管理を行う。 ・正当な理由もなく支払い等に応じない者に対しては、法的措置を実施する。 ・あわせて、返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	政令市		区	○	●		
27	大学奨学金	225	大学奨学金返還金債権回収事業	・地対財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、平成22年度に制定された条例に基づき借受者への説明を始め、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。	福祉局	要綱等	政令市		都	○	●		
28	大阪府育英会貸付金	226	財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付に関する事務	・公益財団法人大阪府育英会へ事業資金の貸付を行う	教育委員会事務局	任意			都		●		
29	重要文化財、埋蔵文化財等	227	文化財の保護に関する事務【指定都市】	・重要文化財等の管理・修理・復旧についての技術的指導 ・史跡名勝天然記念物の仮指定	教育委員会事務局	法令	政令市		都	○	●		
		228	文化財の保護に関する事務【都道府県】	・重要文化財等の管理に関する指揮監督	教育委員会事務局	法令	都道府県		都	○	●		
		229	文化財の保護に関する事務【中核市】	・重要文化財の現状変更等の許可等	教育委員会事務局	法令	中核市		都	○	●		
		230	文化財の保護に関する事務【一般市】	・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	教育委員会事務局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		231	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する。 ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認　　など	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		232	重要文化財の管理に関する事務	市内に所在する重要文化財の ・現状変更等の許可 ・公開の許可及び取消並びに停止命令 ・保存のための調査	教育委員会事務局	法令	中核市		都	○	●		
		233	埋蔵文化財の発掘調査に関する事務【指定都市】	市内における ・民間の土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 ・民間の遺跡の発見に関する届出。停止命令	教育委員会事務局	法令	政令市		都	○	●		
		234	埋蔵文化財の発掘調査に関する事務【中核市】	出土遺物の認定と受領	教育委員会事務局	法令	中核市		都	○	●		
		235	指定、登録及び埋蔵文化財等の普及・活用・保存・修理・助成に関する事務	文化財保護法施行令により大阪府が行うこととされている事務にかかる通知事務等 市内に所在する重要文化財等の ・補助金を交付する管理について等の指揮監督にかかる通知事務 ・現状変更等の許可等にかかる通知事務 ・公開の許可及び取消並びに停止命令にかかる通知事務 ・市内埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理 ・国の機関が行う発掘に関する通知事務　　など	教育委員会事務局	法令	都道府県		都	○	●		
30	博物館の登録	236	博物館の登録	・博物館を登録し、博物館登録原簿に登載する ・博物館に相当する施設を指定する ①新規登録・指定 ②登録・指定事項等の変更 ③登録・指定の取り消し ④登録・指定の廃止	教育委員会事務局	法令	政令市		都	●			
31	社会教育・生涯学習	237	社会教育に関する事務（社会教育法）	・社会教育委員の委嘱 ・社会教育委員会議・同小委員会の開催 ・社会教育に関する諸計画の企画立案 ・社会教育に関する研究調査 ・教育委員会に対する意見具申	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		都・区		●		
		238	社会教育・生涯学習に関する事務	・庶務業務 ・「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議 ・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・PTA育成 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務 ・将棋大会の開催	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		239	後援名義使用承認に関する事務	○目的 国、地方公共団体、民間企業又は、民間団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用のみを承認することによって支援する。 ○概要 事業の主催者から大阪市教育委員会の後援名義の使用について申請を受け付け、承認を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		240	生涯学習センターの管理運営	○目的（大阪市立生涯学習センター条例より） センターは、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的とする。 ○主な事業内容 ・各種講座、講演会等の開催その他市民の生涯学習の機会の提供 ・生涯学習に関する情報の収集及び提供 ・生涯学習に関する相談、調査・研究 ・生涯学習に関する人材育成・研修 ・関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備 ・生涯学習センターの管理・運営、貸室業務等 【所在地】 総合生涯学習センター（北区） 難波市民学習センター（浪速区） 阿倍野市民学習センター（阿倍野区）	教育委員会事務局	任意			区		●		
		241	大阪城音楽堂の管理運営	大阪城音楽堂の管理・運営にかかる事務 ・音楽堂を含めた大阪城公園を一体的に管理する指定管理者を指定。 ・大阪城公園の観光拠点化に向けて、新たな魅力ある施設の整備や既存の未利用施設の活用を実施する　大阪城パークマネジメント事業の一環。 【所在地】中央区	教育委員会事務局	任意			都	●			
		242	人権啓発普及事業に関する事務	○目的 市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される社会を実現するとともに市民による自主的な学習活動の推進に資する。 ○事業内容 1．講演会・研修会 区におけるPTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業の企画支援事業として、PTA・社会教育関係団体をはじめとする団体を対象に人権が尊重されるまちづくりを目指して活動ができるよう、講演会・研修会を実施するとともに、新たな学習手法を用いるなど、地域における学習活動の推進に資する。 2．啓発資料作成 研修会や学習活動の充実に向け、人権について考えるための啓発教材より一層活用できる幅を広げるため、これまでに作成した人権絵本を基に、大型絵本や電子書籍を作成する。 また、気軽に市民がインターネットで人権学習に取り組めるよう、人権学習eラーニングを立ち上げ、市民に活用を周知する。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		243	識字推進事業（施策の推進・識字日本語教室の開設）	○目的 「大阪市識字・日本語教育基本方針」にもとづき、外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々を対象に、多様な日本語習得レベルやニーズなどに対応できる体制や学習機会の充実等、識字・日本語教育の推進をはかる。 ○主な事業内容 1）識字・日本語学習の機会や場の充実 ①基礎レベルの日本語教室 ②社会教育施設モデル教室 ※生涯学習センター事業（指定管理） 2）識字・日本語教育の充実にむけた人材養成と教室運営支援（別掲） 3）識字・日本語学習から広がる共生社会づくり ①拡大交流会（ボランティアを対象とした情報交換等） ②周知・啓発（市民向けにパネル展等） 4）識字・日本語教育の推進に向けた体制の整備 多文化共生推進本部「識字・日本語教育施策推進部会」の開催、文部科学省補助事業「総合調整会議」の開催	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		244	識字推進事業（識字・日本語指導者養成事業）	○目的 「大阪市識字・日本語教育基本方針」にもとづき、外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々を対象に、多様な日本語習得レベルやニーズなどに対応できる体制や学習機会の充実等、識字・日本語教育の推進をはかる。学習の場の提供とともに、教室を担う人材育成を行う。 ○主な事業内容 1）識字・日本語学習の機会や場の充実（別掲） 2）識字・日本語教育の充実にむけた人材養成と教室運営支援 ①識字・日本語教室コーディネーターの資質向上 ②識字・日本語学習支援者への助言・指導、学習会等 ③識字・日本語指導者養成　※生涯学習センター事業（指定管理） 3）識字・日本語学習から広がる共生社会づくり（別掲） 4）識字・日本語教育の推進に向けた体制の整備（別掲）	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		245	障がい者成人教育に関する事務	○目的 聴覚障がいおよび視覚障がいのある人の学習機会の保障と社会参加の促進を図るため、一般教養、技術、時事解説ならびに文化・生活等にかかわる学習活動を実施する。また、知的障がいなどのある成人が、社会生活に必要な知識・教養・技術を習得するとともに、体育・レクリエーション及び余暇活動をとおして、仲間づくりをすすめることにより、自主性の涵養・社会参加促進を図る。 ○事業内容 ＜聴覚障がい者成人学校＞聴覚障がい者の社会参加にむけ、必要な知識や現代的・社会的課題をテーマとした学習活動及びコミュニケーション能力の促進、文章読解、正しい日本語の使い方などをテーマとした学習活動を実施する。 ＜視覚障がい者成人学校＞視覚障がい者の社会参加にむけ、必要な知識や現代的・社会的課題をテーマとした学習活動及び音パソコン等の普及に伴う普通文字によるコミュニケーションの促進、必要な文字の習得などをテーマとした学習活動を実施する。 ＜障がい者交流学習事業＞心身に障がいのある市民を対象に、仲間づくりをしながら、日常生活に必要な知識・技術の　習得と、集団生活を通じた自立性と社会性の涵養を促進することを目的とした講座を開催する。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		246	家庭教育充実促進事業に関する事務	○目的 保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、保護者としての学びや育ちを支援することを目的とする。 ○事業内容 市民や関係職員等対象の講座、講演会、交流会を実施するとともに、「親力アップサイト」を教育委員会ホームページ上に作成し、気軽に読める家庭教育コラム・相談窓口の紹介・講座のダイジェスト紹介、自宅等で学べるe-ラーニングなど、家庭教育に関するさまざまな情報発信を行っている。また、家庭教育に関する国の動向や、先進事例などを調査し、関係職員等に情報提供したり、今後の事業のあり方を考える際の参考にしたりしている。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		247	たそがれコンサート	たそがれコンサート実施にかかる事務 ・音楽を通じて市民の情操を豊かにし音楽文化の醸成を目的とし、7、8月の金曜日の夕方に大阪城音楽堂において、吹奏楽のコンサートを実施する。 ・複数の大阪市の中学校、高等学校、及び公設の専門吹奏楽団等が出演することにより構成し、質の高い吹奏楽の鑑賞機会を市民に提供する。 ・中学校・高等学校については複数校で合同演奏を組み、生徒や顧問教諭にとっては、演奏法、楽曲、楽器、クラブ運営方法等における情報交換を行えるようにする。 ・市内の多くの中・高等学校の生徒が多く参加することにより、学校教育の一環として取り組まれている吹奏楽活動の振興に寄与し、生徒の吹奏楽に対する興味・関心を高める。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		248	生涯学習情報提供システムに関する事務	○目的 ・総合的な情報提供システムを構築・運用し、インターネットを通じて迅速かつ的確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。 ○事業概要 ①情報提供サービス ②施設予約（空室照会）サービス ③事業申込サービス ④業務支援機能（学習相談対応、講師情報検索、統計分析業務など） ⑤インターネットを活用した各種サービスの実施 （メールマガジンの配信、視聴覚ライブラリー検索・学習教材閲覧など）	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		249	識字推進事業(識字・日本語教室の開設)	○目的 「大阪市識字・日本語教育基本方針」にもとづき、外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々を対象に、多様な日本語習得レベルやニーズなどに対応できる体制や学習機会の充実等、識字・日本語教育の推進をはかる。 ○主な事業内容 1)識字・日本語学習の機会や場の充実 識字・日本語教室および地域識字・日本語教室の開設　※区担当教育次長専決事項 ①識字・日本語教室(8区・20教室) 様々な理由により、読み書きや日本語の会話等に不自由している人々の実生活に即した多様な基礎的学習ニーズ(日本の生活習慣や文化、生活情報、漢字の習得や文書・帳票作成、生活に必要な各種制度、それに伴う申請方法、生活に必要な社会技能など)に応える開かれた成人基礎教育の場として実施する。 ②地域識字・日本語交流教室(14区・15教室) 地域住民相互の国際理解や交流を図ることを目的に、生涯学習ルーム事業の一環として実施することにより、外国籍の保護者や家族等の日本語学習・地域交流を促す。	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		250	各区PTA地域教育活動研修会	○目的 単位PTA役員および実行委員のPTA指導者に対して、今後、活動を行う上で理解しておくことが必要である基礎知識や現状認識、区の状況や課題などに関する学習(研修)の機会を提供し、資質向上を図る。 ○事業内容 ・各区において、年間1回以上実施。 ・区域における子どもにかかわる課題解決や、区PTA活動にかかる課題解決に向けた内容、もしくは区域の家庭・学校・社会における教育の振興につながる内容について学習する。 ・学習した内容について、参加者が校区をこえて研究討議・意見交換できる場を設ける。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		251	「小学校区教育協議会-はぐくみネット-」事業	○目的 地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進する。 ○事業概要・役割分担 (1)小学校区／地域諸団体・諸機関、学校関係者などで小学校区協議会(はぐくみネット)等を組織。学校教育支援や教育コミュニティづくりに資する行事実施・情報共有・情報発信、契約・事業報告などの事務処理を行う。 (2)区／各校区と連絡調整し、契約・学校目的外使用承認申請・事業報告等事務処理、会議・研修会等の開催。はぐくみネットコーディネーターを推薦。 (3)教委／区課長・係長会議の実施、府教育コミュニティづくり担当・学校元気アップ地域本部事業担当・総合生涯学習センターと調整しコーディネーター研修・実践報告会の実施、学校目的外使用承認手続き、「事業報告書」の作成、はぐくみネットコーディネーターの委嘱等 ※区CMで実施するのはコーディネーター委嘱にかかる委嘱状発行のみ。	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		252	生涯学習ルーム事業	○目的 市内小学校の特別教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動の場を提供するとともに、身近な講習・講座の開催を通じて学習機会の提供を行い、地域における生涯学習活動の拠点としての役割を果たし、生涯学習の推進及びコミュニティづくりに寄与することを目的とする。 ○事業内容 (1)小学校区／地域諸団体・諸機関、学校関係者などで生涯学習ルーム事業運営委員会等を組織。主催事業・地域連携支援事業・自主運営の学習活動、契約・事業報告などの事務処理を行う。 (2)区／各校区と連絡調整し、契約・学校目的外使用承認申請・事業報告等事務処理、会議・研修会等の開催。生涯学習推進員養成講座受講者を推薦。 (3)教委／区課長・係長会議の実施、総合生涯学習センターと調整し生涯学習推進員養成講座・3年次研修わんすてっぷフォーラムの実施、学校目的外使用承認手続き、「事業報告書」の作成、生涯学習推進員の委嘱、生涯学習推進員協議会の支援等 ※区CMで実施するのは生涯学習推進員委嘱にかかる委嘱状・推進員証・徽章の発行のみ。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		253	新今宮文庫運営委託	○目的 あいりん地域の社会的に不利な立場や、人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、図書の閲覧及び貸出を行う文庫を開設することにより、地域住民に文化的機会や学習機会を提供し、自己実現に寄与することを目的とする。 ※西成区教育担当次長専決事項 ○主な事業内容 「新今宮文庫」の開設 図書の閲覧および貸し出し 【所在地】西成区	教育委員会事務局	任意			該当なし		●		
		254	外国につながる児童生徒の保護者を対象とした日本語学習支援事業	○目的 外国につながる児童生徒が保護者の日本語力不足や日本の学校文化の理解不足により、学校生活で困難を抱えることがないよう、保護者を対象とした学校文化の理解につながる初期日本語学習機会を提供する。 ○主な事業内容 市立小中学校の外国につながる児童生徒の保護者を対象とした学校文化等の理解につながる日本語学習プログラムの開発およびプログラムを活用した日本語教室の実施	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		都・区		●		
		255	子どもたちへの吹奏楽普及事業	○目的 ・吹奏楽講習会を通じて、市内中学校の吹奏楽部に対してプロの吹奏楽演奏者が演奏指導を行う。また、同様に指導者層にも指導・助言を行い、演奏活動や指導に活かす機会を設けることにより生涯学習の推進を図る。 ・市内小、幼、保育所の児童・園児等を対象に吹奏楽合同鑑賞会を専門の音楽ホール等で実施することにより、吹奏楽を通じて子どもたちの情操を豊かにし、生涯学習の推進を図る。 ○事業内容 ・市内中学校吹奏楽部に対するプロによる高度な技術指導の実施 ・吹奏楽講習会に、指導者等が参加することによる演奏指導の啓発 ・市内小、幼、保育所の子どもが参加する専門の音楽ホール等での吹奏楽合同鑑賞会の実施	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
32	クラフトパーク	256	クラフトパークに関する事務	○目的 ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。 ○事業概要 （1）教室事業 ①創作教室（各分野の技能を習得できる場として開講） ②自由創作教室（多種多様な工芸を選択し学べる教室として開講） ③体験教室事業（日・祝日を中心に、簡単な作品作りを体験できる） （2）工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 （3）展示事業 （4）その他の事業 【所在地】平野区	教育委員会事務局	任意			該当なし		●	
33	キッズプラザ大阪	257	キッズプラザ大阪に関する事務	・キッズプラザ大阪は、こどものための遊体験型学習施設として、「こどもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とする「こどものための博物館」である。 ・自然・科学・文化・社会等多様なジャンルのハンズオン展示（五感を使って触れることのできる参加型の展示物）やワークショップ、イベント・企画展等の実施のほか、市民によるボランティアと協働して施設を運営している。 【所在地】北区	教育委員会事務局	任意			該当なし		●	
34	大阪国際平和センター	258	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター（ピースおおさか）は、大阪空襲の犠牲者を追悼し、平和を祈念するとともに、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示等を通じて、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界の平和に貢献することを目的に、大阪府・大阪市の共同出資により設立。 ・本市の外郭団体として位置づけられていることから、適切に運営されるよう、監理を行う。 【所在地】中央区	教育委員会事務局	任意			都	●		
35	大阪市立図書館	259	大阪市立図書館の運営に関する事務（大阪市史編纂に関する事務含む）	大阪市民及び市内在勤、在学者が心豊かに文化的な生活を送れるよう、学習・文化、並びに社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、地域の情報拠点として生活上のさまざまな課題や地域課題の解決のため、図書資料の充実を図るとともに、中央図書館を中枢とした情報・物流ネットワークのもと、スケールメリットを活かし市内全域に自動車文庫の巡回も含め効率的な図書館サービスを提供する。 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、各区の実情に応じて地域・学校と連携した子ども読書活動推進のための企画・立案・実施を行うなど、子どもの読書相談支援センターとしての機能を果たす。 各市立図書館は、魅力ある学校図書館づくりの推進を図るため小中学校図書館整備を支援するとともに、調べ学習、一斉読書など学校教育での図書館活用の充実を図り、主体的な子どもの学びを支援する。 ・大阪市史編纂のため、市域にかかわる史料の調査・収集・整理・保存を行い、市域の歴史の解明に寄与する。 ・収集した史料を活用し、「新修大阪市史 史料編」等を刊行するとともに、市民・研究者等の調査相談や史料調査に応じる。また、講演や展示等を通じて、市民に情報を還元し、市域の歴史の普及を行う。	教育委員会事務局	任意			都・区		●	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		260	大阪市立図書館の運営に関する事務（地域図書館のみ）	地域図書館運営費	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		261	図書館情報ネットワークシステム事業	市民が必要な情報をいつでもどこでも入手できるように市立図書館全館のオンラインシステムを整備・拡充し、他都市の図書館システムとの連携、並びにインターネット技術を活用し、情報提供サービスの拡充を図る。	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
		262	学校図書館活用推進事業にかかる学校図書館に配置する学校図書館補助員の配置計画の作成に関する事務	学校図書館活用推進事業においては、中央図書館学校図書館支援グループのもと、学校司書（会計年度任用職員）の採解、配置、研修、業務支援等を行っている。 本事務事業は、その業務の一部である学校司書の当年度配置計画（どの曜日のどの時間帯に配置するか）の作成に関して、区担当教育次長専決事項として、各校と調整のうえ策定している。（教育委員会事務局等専決規程 第2条の3（10）により、区担当教育次長専決事項）	教育委員会事務局	任意			都・区		●		
36	内部事務	263	庶務業務に関する事務（総務課）	秘書、庁舎管理、OA（庁内パソコンを含む）、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付収受、公正職務、報道、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟など	教育委員会事務局	任意			区		●		
		264	庶務業務に関する事務（施設整備課）	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会事務局	任意			区		●		
		265	施設整備業務管理システム運用管理事務	予算、決算、調達、関係職員及び開発業者等との連絡調整	教育委員会事務局	任意			区		●		
		266	未利用地等の活用に関する事務	用地整備、財産の適正管理、未利用地処分	教育委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		267	庶務業務に関する事務（学事担当）	・課運営に必要な一般事務（文書、予算決算、市会、調達等）	教育委員会事務局	任意			区		●		
		268	庶務業務に関する事務（教育政策課）	予算決算、調達、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積、監査、調査照会、庶務・秘書、文書、子どもの貧困対策推進本部との連絡調整など	教育委員会事務局	任意			区		●		
		269	校園事業所に関する事務	校園営繕園芸事務所においては、校園からあらかじめ出された要望に基づき、校園に出向き営繕作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校園及び校園間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。（搬送は民間事業者に業務委託している。） それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		270	庶務業務に関する事務（教職員人事担当）	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		271	庶務業務に関する事務(学校保健担当)、AEDの整備事業、歯科保健事業、ヘルスサポート事業	・庶務業務 文書管理、市会対応、予算決算業務等 ・AEDの整備事業 全校2台づつ配置しているAEDの維持管理 ・歯科保健事業 歯科事業に係る歯科衛生士の派遣、表彰など ・ヘルスサポート事業 各区の学校保健協議会の事業実施に向けた業務委託契約に伴う経費の支出など	教育委員会事務局	任意			区		●		
		272	庶務業務に関する事務(指導部)	・文書・公印管理関係業務、後援名義関係事務、諸団体関係事務 ・市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務 ・人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務 ・照会・回答、行財政改革・企画関係業務。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		273	庶務業務に関する事務(学校運営支援センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員の服務、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、学校事務職員の研修、文書・公印審査、調査・回答 等	教育委員会事務局	任意			区		●		
		274	学校運営支援センター運営費に関する事務	学校経営管理センターの運営等に係る予算・決算、予算管理・執行に関する事務	教育委員会事務局	任意			区		●		
		275	学校園の物品調達・管理に関する事務	学校園の物品等の調達に関する事務 ・学校園で使用する物品等の調達について、校園長専決額を超える案件の調達・契約を行う。 ・学校園で使用する物品の内、集約することでスケールメリットがある物品を、使用頻度に応じた回数で調達・契約する。 (年1回‥帳票類、年3回‥備品類、年4回‥文房具類、毎月‥紙類、等) 学校の備品の出納管理に関する事務 ・校園ネットワーク業務システムに全学校の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・学校の備品の出納に関し、受入・処分・保管換等に係る事務を行う。	教育委員会事務局	任意			区		●		
		276	庶務業務に関する事務(学務担当)	学務担当の(小・中・幼)運営に必要な一般事務 ・職員の勤怠 ・給与・福利厚生 ・各種の照会・回答 ・文書管理　　など	教育委員会事務局	任意			区		●		
		277	庶務業務に関する事務(教育センター)	一般事務、関係諸機関との連携、市会関係事務、文書管理関係事務、計理・予算決算事務、調達事務、物品・備品の管理事務、防災・消防関係事務、、施設維持管理事務、事務局の調査・照会対応等	教育委員会事務局	任意			区				法定協議会協議中
		278	庶務業務に関する事務(教育デジタル推進課)	・課運営に必要な一般事務(文書、予算決算、市会、調達等)	教育委員会事務局	任意			区		●		

≪11.住民サービス≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	特定非営利活動の促進	1	特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務＜認定事務以外（認証事務など）＞	大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）の設立・定款変更の認証、事業報告等各種届出の事務を行う。また上記法人が法令違反等を行った場合に、報告の督促や過料事件通知及び取消し関係業務の実施等の管理監督業務を行う。 特定非営利活動促進法の大阪市における施行細則の改正を行う。 施行細則の改正に伴い、手引・ホームページの修正を行う。	市民局	法令	政令市		都	●			
2	特定非営利活動の促進（認定事務）	2	特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務＜認定事務以外（認証事務など）＞に係る基準条例制定事務	特定非営利活動促進法の大阪市における施行条例の改正を行う。 条例の改正に伴い、手引・ホームページの修正を行う。	市民局	法令	政令市		都	●			
		3	特定非営利活動法人（NPO法人）に関する事務＜認定事務に関すること＞	大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定・仮認定の事務を行う。	市民局	法令	政令市		都	●			
3	不当景品類及び不当表示防止法にかかる監視規制業務等	4	不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への指導等に関する事務	景表法に基づく事務のうち、大阪市の区域に係る下記の事務を行う。 ・違反する行為等がある場合、事業者に対し、その行為の差止め再発防止のため必要な事項の命令 ・優良誤認にあたるかどうか判断するため、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出命令 ・上記事務を行った場合、消費者長官への報告	市民局	法令	都道府県		都	●			
		5	食品表示法に基づく事業者への指導等（品質事項）に関する事務	食品表示法に基づく事務のうち、大阪市の区域に係る下記の事務を行う。 ⇒指定都市に委任の範囲 〇内閣総理大臣所管の食品（酒類を除く）の品質事項（名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組み換え及び原産地など）に対する、 ・調査の結果、違反事実が確認された事業者に対する指示等 ・事業者が指示等に従わない場合の措置命令等 ・違反の疑いのある事業者等に対する報告徴収、立入検査等 ・食品表示の不備の公表 〇農林水産大臣所管の食品（酒類を除く）の品質事項（名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組み換え及び原産地など）に対する、 ・調査の結果、違反事実が確認された事業者に対する指示等 ・違反の疑いのある事業者等に対する報告徴収、立入検査等 ・食品表示の不備の公表	市民局	法令	政令市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
4	安全なまちづくりの推進	6	地域安全防犯対策の推進に関する事務（一般事務費）	No.7～No.27のうち、事務の名称末尾に（区）とあるものを除く事務の庶務関係事務。	市民局	任意			区		●		
		7	青色防犯パトロール車両の受贈に関する事務	大阪府から寄贈される青色防犯パトロール車両を区役所（地域活動協議会等の団体）に対し、受贈希望が照会を行い、取りまとめを行う事務。	市民局	任意			区		●		
		8	青色防犯パトロール車両の受贈に関する事務（区）	地域活動協会等の団体との調整。 【受贈した区】 ・寄附収受の手続き ・譲与先の公募手続き ・譲与契約 ・活動報告の確認	市民局	任意			区		●		
		9	ミナミ活性化推進協議会に関する事務	大阪市、大阪府、大阪府警察本部、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会、大阪商工会議所、関西経済同友会で構成する「ミナミ活性化協議会」の事務局的な役割を担い、各種会議に係る事務（平成17年に設立）。	市民局	任意			区		●		
		10	ミナミ活性化推進事業に関する事務（区）	【中央区のみ】 ミナミ歓楽街の合同パトロールへの参加 各種会議に係る事務局の補助	市民局	任意			区		●		
		11	客引き行為等適正化対策に関する事務	「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づき、客引き行為等適正化指導員を配置し、客引き行為者や事業者への指導・処分を行う。 業務委託による、繁華街対策員を配置し、客引き行為者に口頭注意を行い、来街者への啓発活動を行う。 上記業務に係る条例の運用（解釈など制度管理）・禁止区域の指定等、巡回指導員の雇用・配置や業務委託に関する事務。 「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づく過料処分に係る滞納整理事務。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		12	大阪府交通安全対策会議への職員参画等に係る事務	下記の内容を検討する会議へ指定都市の長又はその指名する職員が参画（副市長）。 ・交通安全計画の作成・実施 ・陸上交通の安全に関する総合的な施策・企画の審議と施策の実施 ・陸上交通の安全に関し毎年構ずべき施策に関する計画（交通安全実施計画）の作成 ・府・地方行政機関・市町相互の連絡調整 上記により作成された大阪府交通安全計画に基づき、大阪市交通安全計画を作成等を行う事務。	市民局	法令	政令市		区	○	●		
		13	子どものための「見守りカメラ」事業に関する事務	平成28～30年度にかけて市長の重点施策として、子どもが多く利用する施設周辺や通学路等を中心に設置した1,000台の防犯カメラが、正常に動作し続けるための維持管理を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		14	子どものための「見守りカメラ」事業に関する事務（区）	見守りカメラ等の運用管理に関すること。 捜査機関等に対する画像の提供に関すること。	市民局	任意			区		●		
		15	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員2人1組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施するため、予算措置、区への配置、委託業者の選定、委託費の支出等を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		16	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務(区）	パトロール経路の調整。	市民局	任意			区		●		
		17	地域防犯対策事業の推進に関する事務	各区の青色防犯パトロール活動を支援することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、青色防犯パトロール活動に必要な物品を支給を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		18	地域防犯対策事業の推進に関する事務（区）	青色防犯パトロール活動を行っている団体からの申請受付。 支給物品の引き渡し。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		19	防犯・暴力追放運動の支援に関する事務	市保護司会連絡協議会、防犯協会への補助金の交付等を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		20	犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進に関する事務	「大阪市安全なまちづくり条例」及び「大阪市安全なまちづくり基本計画」に基づき、市民・事業者・行政で構成する「大阪市安全なまちづくり推進協議会」の開催や、市民への防犯知識の普及・啓発活動の推進等を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		21	犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進に関する事務（区）	地元警察署や地域活動協議会等との連携。 防犯対策関係に係る啓発（地元警察署と連携した防犯教室等の開催）。	市民局	任意			区		●		
		22	自転車安全利用促進・交通安全運動事業に関する事務	地元警察署や地域活動協議会等との連携。 各季交通安全運動期間に合わせた啓発。 自転車安全利用促進に係る啓発（地元警察署と連携した交通安全教室等の開催）。	市民局	任意			区		●		
		23	自転車安全利用促進・交通安全運動事業に関する事務（区）	各季交通安全運動期間に合わせた啓発活動及び自転車安全教育の拡充に向けた安全教育人材の養成 を目的とする指導員養成講習の開催や民間事業者と連携した広報・啓発を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		24	防犯ボランティア活動団体登録制度に関する事務	青色防犯パトロールなどの防犯パトロール活動や、子ども見守り活動などの登下校の小学校周辺及び通学路等のパトロール・監視等の活動を行う防犯ボランティア団体に対して、大阪市市民活動保険が適用されるなど安心して活動が行われるよう、団体登録制度も設け、登録を行う事務（平成22年に施行）。	市民局	任意			区		●		
		25	防犯ボランティア活動団体登録制度に関する事務（区）	窓口での相談・申請受付。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		26	特殊詐欺対策機器普及促進事業に関する事務	主に高齢者世帯を対象とした自動通話録音機の貸与事業を実施することにより、特殊詐欺被害を防止するため、当該機器の購入、決定通知書の交付等を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		27	特殊詐欺対策機器普及促進事業に関する事務（区）	機器の保管・管理。 警察署への機器引渡し。 窓口での機器貸与・取付。 警察署との各種連携。 広報啓発。	市民局	任意			区		●		
5	地域活動の支援等	28	地域振興に関する事務（全市的事項）	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①大規模災害時の義援金の受付に関すること ②日本赤十字社との連絡調整に関すること ③叙勲、褒章、知事表彰等の国・府と区との調整に関すること ④市地域振興会との意見交換等に関すること ⑤飯山市との市民交流都市に関すること ⑥大阪市歌の管理運営に関すること ⑦ワンルームマンション建設時の事前協議に関すること ⑧大規模建築物建設時の事前協議に関すること ⑨区間の情報共有及び局との連携促進を目的とした「市民協働課長会議」の事務局業務 ⑩情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業	市民局	任意			区		●		
		29	地域振興に関する事務（地域的事項）	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市民活動の場の提供のあり方の整理に関すること ②区役所職員と団体とのつきあい方の整理に関すること ③町内会・自治会の加入促進への支援に関すること ④コミュニティ活性化のためのワーキングの事務局	市民局	任意			区		●		
		30	地縁団体の認可等に関する事務	地方自治法に基づく、地縁団体の認可申請等の事務に関して、国又は各区との連絡調整を行う。	市民局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		31	地縁団体の認可等に関する事務（区）	地方自治法に基づき区役所が行う地縁団体の認可申請等を行おうとする団体に対し認可等を行う。 認可を受けた地縁団体の代表者の印鑑登録申請に対し印鑑登録するとともに、印鑑登録証明書を交付する。	市民局	法令	一般市		区		●		
		32	区役所附設会館指定管理者選定にかかる事務	区役所附設会館の指定管理者選定にかかり、外部有識者で構成する選定委員会の開催を行ったり、指定管理者から提出される事業報告に基づき、毎年外部有識者からの意見を踏まえ管理運営状況に関する評価を行う事務。	市民局	任意			区		●		
		33	区役所附設会館等予約システム運用管理事務	区役所附設会館においては、市民活動の場としてホールや集会室などがあり、利用者から利用料金を徴収して貸館業務を行っている。これら施設の予約管理・許可証の発行及び空室状況の公開等の業務を行うことを目的として、区役所附設会館等予約システムを運用している。	市民局	任意			区		●		
		34	大阪市市民活動推進審議会の運営事務	大阪市市民活動推進条例に基づき、本市の市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行う大阪市市民活動推進審議会の庶務を担う。	市民局	任意			区		●		
		35	CB/SB、社会的ビジネス化の支援	CB・SB（コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス）の促進に向けて、具体的な事例の紹介に取り組む。	市民局	任意			区		●		
		36	職員づくり・体制づくり（区役所職員を対象とした研修）	区役所職員に対し、市民協働に関する理念や専門的ノウハウに関する研修を行う。 市民協働職員研修。	市民局	任意			区		●		
		37	新たな地域コミュニティ支援事業にかかる支援	中間支援組織（各区まちづくりセンター）の活用について、各区共通事業や区間連携に関することを担当。 ①区事業実施に対する全般的支援 ②各区間の情報共有の場としての連絡調整会議の開催 ③中間支援組織のあり方検討に関する支援	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		38	地域活動協議会による地域運営の支援	地域活動の推進に関する情報の共有化、区における地域活動支援業務が円滑に進むよう支援を行う。 ①「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」の所管部署として、各区が地域活動協議会補助金を適切に運用できるよう支援 ②区間の情報共有	市民局	任意			都		●		
		39	コミュニティビジネス等促進事業	市民活動団体が地域（社会）課題解決に向けた活動を持続的に行うことができる力を養うため、コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）の促進にむけて、起業・資金調達・事業プランニング・経営などの相談窓口や具体的な事例の紹介などに取り組む。	市民局	任意			区		●		
		40	市民活動総合支援事業	様々な活動主体がお互いに協働し、またはこれらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップの推進に向けて、市民活動に役立つ資源情報や交流の場に関する情報等の収集を行い、活動主体間の連携に向けた支援を行う。 ①資源情報の発掘・収集・発信 ②活動主体の支援、活動主体間の連携協働の創出・発掘 ③大阪市民活動総合ポータルサイトの活用促進、利用者増加等の取組	市民局	任意			区		●		
		41	地域公共人材活用促進事業	大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、多様な協働（マルチパートナーシップ）の促進及び市民活動団体など公益的な活動をしている団体が持続的に自律した活動ができるよう、まちづくり活動に関する専門的知識・ノウハウの提供や第三者的な立場でのファシリテーション、コーディネートを行い、団体の取組みを支援する。 ①地域公共人材バンク登録者募集（年1回） ②地域公共人材バンク運営（リーダー会議等年6回程度） ③地域公共人材の派遣調整及び派遣受付　④派遣に伴う計理事務	市民局	任意			区		●		
		42	地域資源の循環に向けた事務	各区におけるCB/SB（コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス）化・社会的ビジネス化への支援・取組の検証事例集やe-ラーニングの作成等。 CB/SBに関する情報提供、各区の取組実績の把握と共有など。	市民局	任意			区		●		
		43	区政推進基金に関する事務	大阪市区政推進基金の管理。	市民局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		44	市民活動推進助成事業	市民活動を促進する環境づくりの一環として、市民・企業等からの寄附金を活用し、市民活動団体の公益性の高い事業に対し助成を行う。 ①市民・企業からの寄附募集・基金積立て（クリック募金等）（随時） ②助成事業の募集・選考等 ③助成事業運営に関する第3者会議の開催・運営（年3回程度） ④補助金の交付、広報支援、事業報告会の開催（年2回）など	市民局	任意			区		●		
		45	大阪市市民活動総合ポータルサイト（地域活動協議会補助金申請システムを含む）運用管理事務	様々な活動主体がお互いに協働し、またはこれらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップの推進に向けて、活動主体が発信しているボランティア募集やイベント開催など、市民活動に関する様々な情報を一元的に発信する「①ポータルサイト部分」と、地域活動協議会を対象とし、地活協補助金申請にかかる事務負担軽減を目的とした「地域活動協議会補助金申請システム」から構成される「大阪市民活動総合ポータルサイト」の運用管理等を行う。	市民局	任意			区		●		
		46	市民活動保険事業	本市関連事業にボランティア参加される市民の方向けに「ボランティア保険」に加入、市民の皆さんに安心して市民活動に参画できる環境を整える。 市民局において、本市の登録事業を募集（R8：約1,050件）し、一括して加入（市民が個別施策で加入手続き不要）。	市民局	任意			区		●		
		47	地域集会施設の整備関係事務（制度管理）	校区等地域における、地域活動や地域運営の拠点として地域住民団体が行う地域集会施設の解体撤去・設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ⇒本事務は、上記事務を実施するにあたっての補助基準の作成等制度管理業務。	市民局	任意			区		●		
		48	地域集会施設の整備関係事務（補助審査）	校区等地域における、地域活動や地域運営の拠点として地域住民団体が行う地域集会施設の解体撤去・設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ⇒本事務は、上記事務を実施するにあたっての補助審査・補助金の交付業務。	市民局	任意			区		●		
6	窓口サービスに関する事務	49	住民基本台帳事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民基本台帳に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		50	住民基本台帳事務（区）	住民基本台帳の整備、届出の受付、住民票の写し等住民票に関する証明書の交付等住民基本台帳法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		51	マイナンバーカード等交付業務	マイナンバー関連のカード交付等に係る予算・各区支援を行う。	市民局	法令	一般市		区		●		
		52	マイナンバーカード等交付業務（区）	市民に対しマイナンバー関連のカード交付等を行う。	市民局	法令	一般市		区		●		
		53	マイナンバーカード等交付業務【会計年度職員の雇用】	区役所でのマイナンバー関連のカード交付等を行う、任期付職員の雇用に関する事務。	市民局	任意			区		●		
		54	中長期在留者の在留管理事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う中長期在留者の在留管理に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		55	中長期在留者の在留管理事務（区）	中長期在留者の住居地に関する届出の受理等入管法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		56	特別永住者の在留管理事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う特別永住者の在留管理に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		57	特別永住者の在留管理事務（区）	特別永住者の特別永住許可の申請の受理、住居地に関する届出の受理、特別永住者証明書の交付等入管特例法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		58	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う印鑑登録証明に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		59	印鑑登録証明事務（区）	印鑑登録原票の整備、登録申請の受付、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づく事務を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		60	住居表示事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住居表示に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		61	住居表示事務（区）	住居表示台帳の整備、建物等新築届の受付、住居表示変更証明書の交付等住居表示に関する法律及び住居表示条例に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		62	公的個人認証サービス事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う公的個人認証サービス事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		63	公的個人認証サービス事務（区）	電子証明書の発行申請の受理、電子証明書の失効申請の受理、利用者符号の漏えい等があった旨の届出の受理等に公的個人認証法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		64	戸籍事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う戸籍に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		65	戸籍事務（区）	戸籍の編製、届出の受付、戸籍謄本等戸籍に関する証明書の交付等戸籍法に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		66	死産の届出に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う死産の届出に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		67	死産の届出に関する事務（区）	死産の届出の受理など「死産の届出に関する規程」に基づく事務を実施。	市民局	法令	一般市		区		●		
		68	埋火葬・改葬の許可に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う埋火葬・改葬の許可に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		69	埋火葬・改葬の許可に関する事務（区）	埋火葬・改葬の許可等墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		70	人口動態調査票の作成・提出に関する事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う人口動態調査票の作成・提出に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		71	人口動態調査に関する事務（区）	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を把握するため、人口動態調査令に基づき、調査票を作成し報告する。	市民局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		72	民刑事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う民刑事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		73	民刑事務（区）	民刑事項に関する各名簿の調製、同名簿に基づく照会回答等の事務を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		74	住民情報に関する行政証明事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民情報に関する行政証明事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		75	住民情報に関する行政証明事務（区）	戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務（戸籍廃棄証明、独身証明、不在住証明等）を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		76	町区域新設等の告示に関する事務（制度管理）	町区域の新設等について市会議決があった場合に当該処分を告示する事務である。 （制度管理や各区間の調整業務）	市民局	法令	一般市		区		●		
		77	町区域新設等の告示に関する事務（告示事務）	町区域の新設等について市会議決があった場合に当該処分を告示する事務である。	市民局	法令	一般市		区		●		
		78	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		79	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務（区）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意			区		●		
		80	自動車臨時運行許可事務	自動車臨時運行許可制度の運用に係る管理（法改正等に伴う制度周知、事務手引き改定、手数料改定、問合せ対応等）。 各区役所の臨時運行許可件数・番号票失効件数等の集約、陸運局への報告。	市民局	法令	一般市		区		●		
		81	自動車臨時運行許可事務（区）	道路上において運行の用に供してはならない自動車（未登録自動車、検査証の有効期限満了者）を運行する必要がある場合に、道路運送車両法に定められた特定の場合に限り、臨時運行の許可を行う。	市民局	法令	一般市		区		●		
		82	住民情報グループにおける庶務関係事務	戸籍事務・住民基本台帳事務等で共通で使用する統一請求用紙や書籍等の購入等。	市民局	任意			区		●		
		83	住民情報サービスグループにおける庶務関係事務	住民情報サービスグループ（郵送事務処理C・証明発行C・SC）に関する庶務関係事務。	市民局	任意			区		●		
		84	郵送事務処理センターに係る事務	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、郵送事務処理センターにおける、住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書、行政証明書等の交付等。	市民局	法令	一般市		区		●		
		85	本庁舎及び区役所における専門相談窓口に関する事務	市民生活上の問題で、法律その他専門的な知識を要するものについて、本庁舎及び各区役所において、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、大阪弁護士会等への業務委託契約などにより専門相談体制を構築。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		86	住民基本台帳関係事務及び印鑑登録証明事務にかかるシステム運用管理事務	住民基本台帳関係事務及び印鑑登録証明事務について、台帳・原票等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		87	外国人の在留管理事務にかかるシステム運用管理事務	外国人（中長期在留者・特別永住者）の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など在留管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			区		●		
		88	公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務	個人認証サービス事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証サービス事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			区		●		
		89	戸籍関係事務にかかるシステム運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		90	民刑事務にかかるシステム運用管理事務	民刑事務について、民刑事項に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			区		●		
		91	住基ネットワークシステム運用管理事務	住基ネットとは、地方公共団体の共同システムとして居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、「基本4情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と個人番号等により全国共通の本人確認を可能とするシステムであり電子行政の基盤となるものである。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
7	市区町村との連絡調整	92	住民基本台帳事務（広域調整機能分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民基本台帳に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		都	●			
		93	中長期在留者の在留管理事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う中長期在留者の在留管理に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		都	●			
		94	特別永住者の在留管理事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う特別永住者の在留管理に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		都	●			
		95	印鑑登録証明事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う印鑑登録証明に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	任意			都	●			
		96	住居表示事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住居表示に関する事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、 （3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		都	●			
		97	公的個人認証サービス事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う公的個人認証サービス事務について、 （1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、 （2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
9	サービスカウンター(SC)における住民サービス事務	98	住民基本台帳関係事務(SC)	サービスカウンターにおける、住民票の写し等の交付。	市民局	法令	一般市		区		●		
		99	戸籍関係事務(SC)	サービスカウンターにおける、戸籍の謄本等の交付。	市民局	法令	一般市		区		●		
		100	印鑑登録証明事務(SC)	サービスカウンターにおける、印鑑登録証明書の交付。	市民局	任意			区		●		
		101	住民情報に関する行政証明事務(SC)	サービスカウンターにおける、行政証明書の交付等。	市民局	任意			区		●		
		102	マイナンバー関係事務(SC)	サービスカウンターにおけるマイナンバーカード(新規発行・電子証明書更新等)に関する事務。	市民局	法令	一般市		区		●		
		103	市政案内事務(SC等)	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に関する事務。	市民局	任意			区		●		
10	他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	104	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づく震災避難者情報について、 (1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、 (2)各区にて受け付けた震災避難者情報の集約・管理・避難元自治体への提供等 を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		区		●		
		105	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務(区)	総務省通知に基づく震災避難者情報について、震災避難者情報の提供受付を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		106	原発避難住民情報の管理に関する事務	原発避難者特例法に基づく避難住民情報について、 （1）避難元自治体から提供される避難住民情報の収受・管理、 （2）特例事務（避難住民に提供される行政サービス）を所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	法令	一般市		区		●		
		107	被仮放免者情報の管理に関する事務	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、 （1）法務省から提供される被仮放免者情報の収受・管理、 （2）被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等 を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		区		●		
		108	自衛官募集事務	自衛官募集に係る自衛隊との連絡調整。 （会議出席、募集相談員の連名委嘱、募集広報（区広報紙への記事掲載、地下鉄構内へのポスター掲示）など）	市民局	法令	一般市		区		●		
		109	自衛官募集事務（区）	自衛官募集に係る広報（区役所庁舎におけるリーフレット配架、のぼり設置など）。	市民局	法令	一般市		区		●		
11	区庁舎等の整備・改修	110	区庁舎の整備関係事務	区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るための改修を行う。	市民局	任意			区		●		
		111	区庁舎の整備関係事務（区役所庁舎建替）	市内24区役所のうち、建替えの必要性が高まっている10区庁舎について、区庁舎建替えの具体化に向けて必要となる調査や支援業務を行う。	市民局	任意			区		●		
		112	区役所附設会館改修・整備に関する事務	区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に良好な状態を保つため各種工事を実施する業務。 コミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として、各区の特徴・利用者ニーズを踏まえ効果的、効率的な区民センター整備を進める業務。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		113	未利用地・もと施設にかかる維持管理・商品化等に関する事務	大阪市未利用地活用方針に基づき、所管する未利用地や区役所等跡地の売却処分又は資産の有効活用を行うため、転活用や売却処分等に向けた条件整備を進める。 市民交流センター閉館後の施設（1館）において、安全性を確保するとともに、良好に維持管理を行う。 もと男女共同参画センター北部館の今後の有効活用策の検討を進めながら暫定的に施設を維持管理していく。	市民局	任意			都・区		●		
12	男女共同参画事務	114	男女共同参画の推進に関する事務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画－第4次大阪市男女きらめき計画－」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全庁的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開する。 男女共同参画施策の総合的な推進に関する事務（男女共同参画審議会の運営等）。 男女共同参画基本計画の策定、年次報告。 男女共同参画苦情処理制度の運用。	市民局	任意			区		●		
		115	男女共同参画の推進に向けた普及啓発事務	男女共同参画社会の推進に向けた普及啓発業務を、プロポーザル方式で委託業者を選定し、 ・各区におけるパネル展示や動画放映 ・クレオ大阪と連携した講演会・ワークショップの開催・男性の意識啓発事業 ・その他、男女共同参画週間（6月23～29日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）での啓発	市民局	任意			区		●		
		116	女性の活躍促進事業	「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」に則り、女性をはじめ誰もが働きやすい環境の整備に取り組む。 取組が進んでいない中小企業等の環境整備を促進するための企業への働きかけ、仕事と家庭の両立支援、地域における女性の活躍推進、各種情報発信等について、関係機関・団体と連携しながら実施。 女性の登用や働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業を、一定の基準に基づき認証する「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業を実施。	市民局	任意			都・区		●		
		117	男女共同参画センター管理運営	男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センターを設置、運営するもので、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務（情報提供、啓発、セミナー、ネットワーク支援、女性のチャレンジ支援、調査研究、相談、施設管理など）についての調整・指導を行う。 H27年度　北部館を北区に移転し、子育て活動支援館として多機能化。 H28年度　西部館にこども文化センターを移転し複合化。 男女共同参画センターの改修、補修工事業務を実施。 【施設名等】クレオ大阪中央館（天王寺区）、子育て活動支援館（北区）、西部館（此花区）、南部館（平野区）、東部館（城東区）	市民局	任意			区		●		
		118	男女共同参画センター情報提供システム運用管理事務	男女共同参画センターにおいては男女共同参画施策にかかる情報提供コーナーを設置しており、関連図書等の貸出・蔵書管理業務を行っている。 これら関連図書等の貸出・蔵書管理及び公開等書の業務を行うことを目的として、クレオ大阪情報提供システムを運用している。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		119	区役所附設会館等予約システム運用管理事務	男女共同参画センターにおいてはホールや会議室などがあり、利用者から利用料金を徴収して貸館業務を行っている。 また、男女共同参画施策にかかるセミナー等を実施しており、参加希望者の予約受付業務を行っている。 これら施設の予約管理・空室状況及び講座予約管理の公開等の業務を行うことを目的として、区役所附設会館等予約システムを運用している。	市民局	任意			区		●		
		120	困難な問題を抱える女性支援推進等事業	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などの多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。 【事務内容】 困難な問題を抱える女性への支援に要する事務 ・女性相談支援員の雇用 ・女性相談支援員の相談支援業務 ・専門法律相談等の契約事務 ・広報啓発	市民局	任意			区		●		
		121	ドメスティック・バイオレンス等対策事業（配偶者暴力相談支援センター運営事務）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者やストーカー被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う。 【事務内容】 配偶者暴力相談支援センター運営事務 ・配偶者暴力相談支援センターの運営 ・DV被害者の移送時や保護命令申請等の裁判所への同行対応を行う安全管理員として非常勤嘱託員１名を雇用　等 ・広報啓発	市民局	任意			区		●		
13	男女共同参画事務（一時保護）	122	困難な問題を抱える女性支援推進等事業（一時保護等施設入所者への支援等）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などの多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。 【事務内容】 困難な問題を抱える女性への支援に要する事務 ・一時保護等施設入所者へのケースワーク、カウンセラーの派遣 ・ステップハウス事業（市営住宅を活用した居住支援）・運用管理　等	市民局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		123	ドメスティック・バイオレンス等対策事業（DV被害者の一時保護等）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者やストーカー被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う。 【事務内容】 ①DV被害者の一時保護等 ・DV被害者が加害者からの暴力等で身体・生命の危険がある場合に、市社会福祉施設を活用して一時保護等（2週間以内）しており、その施設の運営委託料を支出 ②一時保護等施設に保護された被害者等に対する支援 ・一時保護等施設入所者へのケースワーク、カウンセラーの派遣　等	市民局	任意			都	●			
14	緊急母子一時保護事業（DV対策に係る一時保護所の確保）	124	緊急母子一時保護事業に関する事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・保護施設への委託	こども青少年局	任意			都	●			
15	緊急母子一時保護事業（DV対策に係る相談窓口）	125	緊急母子一時保護事業に関する事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・入所相談・決定・支援	こども青少年局	任意			都・区		●		
16	消費者の安心安全の確保	126	国民生活安定緊急措置に関する事務	国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等を図るため、政令で指定された指定物資の小売業を行うものが、標準価格を見やすく表示していない、又、販売価格が法の規定する基準を上回っていると認めたときに、是正指示、立入検査等に関する事務を行う。 （過去の指定物資の例：灯油、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等）	市民局	法令	政令市		都	●			
		127	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する事務	国民経済上重要な物資（特定物資）の生産・輸入・販売の事業を行うものが買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるとき、事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきこと等の指示に関する事務を行う。 （過去の特定物資の例：灯油、合成洗剤、トイレットペーパー等）	市民局	法令	政令市		都	●			
		128	消費者の安心安全の確保に関する事務（相談、あっせん、情報収集）	複雑高度化する消費者問題に迅速かつ効果的に対応し、消費力の育成や消費生活の安定向上を図るなど、消費者の安心安全を確保するために消費者センターを設置し、下記の事業を実施している。 ・消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供 ・被害拡大の恐れのある消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知等	市民局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		129	消費者の安心安全の確保に関する事務（事業者指導、勧告等）	大阪市消費者保護条例に基づいて各種基準等を定め、事業者に対して遵守等の指導や啓発を行うことにより、商品の表示や包装の適正化を図る事務を行う。 ・単位価格表示、過大包装基準、商品の品質表示基準 ・不当な取引行為の禁止	市民局	任意			都・区		●		
		130	消費者の安心安全の確保に関する事務（立入り調査）	消費者安全法の施行に必要な限度において、事業者に対し、生命身体事案・財産被害事案に係る報告徴収・立入調査を行う。※消費者庁長官からの意向調査への同意により、権限の委任を受ける。	市民局	任意			都		●		
		131	消費者の安心安全の確保に関する事務（家庭用品品質表示法）	消費者が通常生活の用に供する品目について、販売事業者等が表示の標準を守らない場合における指示、報告徴収、店舗への立入検査を行う。 消費者からの申出の受理及び調査を行う。	市民局	法令	一般市		都・区		●		
		132	消費者の安心安全の確保に関する事務（消費生活用製品安全法）	「特定製品」「特定保守製品」の表示義務・説明義務違反等に対する報告徴収、立入検査等を行う。	市民局	法令	一般市		都・区		●		
		133	消費者の安心安全の確保に関する事務（ガス事業法）	事故発生のおそれが多いと指定されたガス用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対して立入検査をおこないガス事業法の適合を示す「PSTGマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		都・区		●		
		134	消費者の安心安全の確保に関する事務（電気用品安全法）	事故発生のおそれが多いと指定された電気用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対して立入検査をおこない電安法の適合を示す「PSEマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		区		●		
		135	消費者の安心安全の確保に関する事務（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）	液化石油ガス器具等については、技術基準適合マーク表示のないものを販売することはできないことから、販売事業者に対し立入検査をおこない、液石法の適合を示す「PSLPGマーク」の確認等を行う。	市民局	法令	一般市		都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		136	PIO－NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した 相談情報の収集・管理	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムを利用し、本市の消費者相談内容を入力して情報提供するとともに、全国の消費者相談情報を本市の相談業務に活用する。	市民局	任意			区		●		
17	雇用施策の推進（一時相談等以外の事務）	137	大阪労働局・大阪府との連絡調整事務（雇用対策会議等）	大阪働き方改革推進会議等への参画など、大阪労働局や府等と連携した雇用施策の検討・実施に関すること。	市民局	任意			都	●			
18	雇用施策の推進（一時相談や地域の福祉施策と一体で実施することで効果発揮できる事務など）	138	就業支援事業に対する補助事務	就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体が、会員等の協力のもと実施する就業支援事業に対する補助金の交付に関する事務。	市民局	任意			都・区		●		
		139	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務	勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進に関すること。 本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかわる諸課題について幅広く意見を聴取するため設置された懇話会運営に関する事務。 （雇用施策の各種制度や相談、啓発等の企画業務） ・労働・職業に関する情報の収集・整理。	市民局	任意			都		●		
		140	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務（対外調整等制度管理事務）	「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西・マザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 ⇒上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			都・区		●		
		141	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務（運用事務）	「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西・マザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 【施設名】しごと情報ひろば天下茶屋（西成区）、西淀川（西淀川区）、平野（平野区）、クレオ大阪西・マザーズ（此花区）	市民局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		142	地域就労支援事業に関する事務（対外調整等制度管理事務）	働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者（就職困難者）を対象に、大阪市地域就労支援センター（浪速区）及び一部の区役所において就労相談を実施。 大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。 ⇒上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			都・区		●		
		143	地域就労支援事業に関する事務（運用事務）	働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者（就職困難者）を対象に、大阪市地域就労支援センター（浪速区）及び一部の区役所において就労相談を実施。 大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。	市民局	任意			都・区		●		
19	人権施策の推進	144	人権施策の総合的な推進に関する事務	①人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること 【人権施策推進審議会の運営】 【人権行政推進計画の市民・職員への周知・浸透】 ②同和問題の解決に向けた施策の統括及び連絡調整に関すること	市民局	任意			区		●		
		145	各種人権課題にかかる事務	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務。 北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に関する事務。	市民局	任意			区		●		
		146	犯罪被害者等支援に関する事務	大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例に基づき、「大阪市犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設け、専任の職員による相談対応、並びに、見舞金支給・助成金交付などによる支援を実施している。 また、本市支援施策を含め、犯罪被害者等への理解増進を図るために広報啓発についても行っている。	市民局	任意			都・区		●		
		147	多文化共生施策の推進に関する事務［企画立案等］	「大阪市多文化共生指針」に基づき、大阪市全体での多文化共生施策の総合的な企画・調整、進捗管理、並びに区横断的な課題に対する支援を行う。 ① 多文化共生施策推進本部会議の実施 ② HPによる情報発信 ③ 多文化共生にかかる実務担当者研修 ④ 多文化共生施策にかかる専門家等への意見聴取 ⑤ 多文化共生施策の推進体制の整備	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		148	多文化共生施策の推進に関する事務［普及啓発］	区の特性に応じた多文化共生のまちづくりに向けた多様な取組みを進めていけるよう、区の状況に応じた支援を行っている。 ① 多様な視点での多文化共生に関するセミナー等 ② 市民活動ポータルサイト、フェイスブック、HPによる情報発信	市民局	任意			区		●		
		149	ヘイトスピーチへの対処に関すること	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づく措置等、適切かつ円滑な制度運用を通じて、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る。 ・条例に基づく申出等の受付 ・申出等に基づく諮問 ・ヘイトスピーチ審査会の運営 ・答申を踏まえた措置及び公表の実施 ・広報啓発（条例の周知や国と連携したポスター掲示など）	市民局	任意			都・区		●		
		150	人権擁護委員の推薦事務	人権擁護委員の推薦。 人権擁護委員法第6条第3項に基づき、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者等から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦する。	市民局	法令	一般市		区		●		
		151	人権啓発・相談センターの運営及び研修事務	人権啓発・相談センターの運営（庶務事務）。 すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行できるような職員啓発。	市民局	要綱等	一般市		区		●		
		152	人権相談に関する事務	区役所や専門相談機関との連携強化を図り、広範な人権侵害に対して真に救済につなげる人権相談事業＜相談部分は公募型プロポーザルにより選定、委託して相談員を配置＞。	市民局	任意			区		●		
		153	地域密着型市民啓発事業	地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の資質向上のために研修等を委託して実施。	市民局	任意			区		●		
		154	市民啓発広報事業	さまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただく人権啓発広報事業。 ・人権啓発映像ソフトの購入（センターで貸し出し） ・人権だより「KOKOROねっと」の発行（年4回） ・人権啓発広報用動画制作	市民局	要綱等	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		155	参加・参画型啓発事業	市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型の啓発事業を実施。 ・人権に関する作品募集の募集 ・法務省からの受託による「人権の花運動」による球根等の配布 ・Jリーグセレッソと連携した啓発事業（委託）	市民局	要綱等	一般市		区		●		
		156	企業啓発推進事業	企業・事業者等における人権啓発や人権研修を支援する各種研修会及び経営者層として身につけておく人権意識醸成の研修等を委託して実施。	市民局	任意			都		●		
		157	インターネット上での誹謗中傷等による被害者支援事業	インターネットにおける誹謗中傷などの人権侵害について、弁護士相談を実施し適切に対応することにより、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。	市民局	任意			区		●		
		158	人権啓発事業効果検証	人権啓発・相談センターにおける実施事業について、外部有識者等からの意見聴取を通じて効果検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図る。	市民局	任意			区		●		
20	北方領土返還運動	159	団体助成事業（北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金）	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する。 北方領土返還運動推進大阪府民会議に参画し、活動を通じて、北方領土問題の正しい認識の啓発と世論高揚に努める。	総務局	任意			区		●		
21	国際交流	160	国際交流企画費	国際交流事業の推進にかかる事務を円滑に推進する。	経済戦略局	任意			区		●		
		161	国際化施策推進にかかる外国語対応体制の充実・強化	姉妹都市市長及び各国総領事・大使等による本市への表敬などの外賓等の接遇対応やこれらの機会を捉えたトッププロモーション・行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳にかかる支援を行う。	経済戦略局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		162	関西領事団等との連携	総領事館等との良好なパートナーシップを構築し、大阪に関する情報の提供と意見交換を行うことにより、より効果的に大阪のプロモーションを行い、大阪への投資および観光客の誘致、国際化施策の推進を図る。	経済戦略局	任意			都	●			
		163	姉妹都市交流推進事業補助	姉妹都市交流について広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流を促進することを目的に、国際交流団体・NPO・市民ボランティア団体等が実施する姉妹都市交流事業に対して、補助金を交付する。	経済戦略局	任意			区	●			
		164	姉妹都市ネットワークを活用した都市間交流の推進	現在本市が世界8都市と結んでいる姉妹都市提携は、大阪の強みを広く 海外に発信し、海外との人・もの・情報の交流を推進する上で重要なネットワークであることから、それらを最大限活用するとともに、ビジネス機会のさらなる創出・拡充などが期待できる新たな地域との連携強化を図り、ビジネス機会のさらなる創出・拡充につなげる。	経済戦略局	任意			区	●			
		165	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して、「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」を委嘱 ・「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う	経済戦略局	任意			該当なし		●		
		166	大阪国際交流センターにおける国際交流・協力事業	・大阪市の国際交流の拠点として設置された大阪国際交流センターの施設管理及びセンターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」「国際化の担い手育成」に係る各種事業などを実施することにより、大阪市の国際化の推進を図る ・上記事業を実施する（公財）大阪国際交流センターの監理事務を実施	経済戦略局	任意			区		●		
		167	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校（北区）の運営支援を行う。	経済戦略局	任意			都・区		●		
		168	ウクライナ支援事業	令和4年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴い、ウクライナでは多くの方が周辺国への避難を余儀なくされた。大阪市民を頼ってウクライナから市内へ避難される方々、また、国からの受入依頼によって本市に避難される方々を支援し、大阪での生活をサポートする。 ・ ウクライナ避難民に対する支援金 ・ ウクライナ避難民一時滞在施設の提供	経済戦略局	任意			都・区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		169	JICA関西への派遣	JICA関西からの本市職員の派遣要請に基づき、令和2年度より、市民局総務部担当係長（総務担当）として当該職員の派遣を実施。	市民局	任意			区		●		
22	旅券交付事務	170	旅券発給事務	旅券は、日本国政府が渡航者の国籍・身分を公に証明し、あわせて安全な旅行のために必要があれば外国政府に保護・扶助を要請する公文書。 都道府県知事は、旅券法に基づき、国の法定受託事務として、旅券の申請受付、交付事務を実施（発行権限は外務大臣）。 なお、電子申請（電子申請時のオンライン納付含む）への対応については市町村の判断による。	府・府民文化部	法令	都道府県		都	○	●		
23	地域の競技施設の運営・補修等（地域スポーツセンター、地域プール、体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設）	171	屋内プール管理運営に関する事務	屋内プール（此花・西淀川・住之江）の管理運営に関する事務。	環境局	任意			該当なし		●		
		172	局所管施設の維持管理業務【スポーツセンター・プール等】	局所管施設の主な建築物について、個別施設計画に基づく長寿命化への対応、年間を通して適正な維持にかかる業務を実施。 （主な対象施設：スポーツセンター・プール（1区1館施設））	経済戦略局	任意			区		●		
		173	競技施設の運営事業【南港中央野球場・南港中央庭球場】	南港中央野球場・南港中央庭球場（住之江区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			区		●		
		174	スポーツセンター運営事業	1区1館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			区		●		
		175	プール運営事業【大阪プールを除く】	1区1館で設置された屋内プールを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		176	体育館の運営事業【中央体育館除く】	千島体育館（大正区）、東淀川体育館(東淀川区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			区		●		
		177	スポーツ施設の補修【千島体育館・東淀川体育館・南港中央野球場・南港中央庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・東淀川体育館（東淀川区）、千島体育館（大正区） ・南港中央野球場、南港中央庭球場（住之江区）	経済戦略局	任意			区		●		
		178	スポーツ施設の補修【スポーツセンター、プール】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・1区1館のスポーツセンター、プール	経済戦略局	任意			区		●		
		179	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム運用管理事務	スポーツ施設運営に係るオーパススポーツ施設情報システムの運営・管理を行う。	経済戦略局	任意			区		●		
		180	スポーツ施設（プール）における監視システムのモデル導入事業	スポーツ施設（プール）において、プール監視員による監視に加えてより一層の安全向上に繋げるため、プール監視システムをモデル導入する。	経済戦略局	任意			区		●		
24	大阪市中央体育館、大阪プール及び靱テニスセンターの運営等	181	局所管施設の維持管理業務【大阪プール・中央体育館・靱テニスセンター・靱庭球場等】	局所管施設の主な建築物について、個別施設計画に基づく長寿命化への対応、年間を通して適正な維持にかかる業務を実施。 （主な対象施設：中央体育館、靱テニスセンター（西区）、大阪プール（港区）等）	経済戦略局	任意			都	●			
		182	競技施設の運営事業【靱テニスセンター・靱庭球場】	靱テニスセンター・靱庭球場（西区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		183	競技施設の運営事業【舞洲体育館等】	舞洲体育館（此花区）等を賃貸借契約により運営。	経済戦略局	任意			都	●			
		184	大阪プールの運営事業	大阪プール（港区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			都	●			
		185	大阪市中央体育館の運営事業	大阪市中央体育館（港区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			都	●			
		186	スポーツ施設の補修【大阪プール・中央体育館・靱テニスセンター・靱庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・大阪プール（港区） ・中央体育館（港区） ・靱テニスセンター・靱庭球場（西区）	経済戦略局	任意			都	●			
25	地域の施設の運営管理	187	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に地元要望を踏まえ工場の一部用地を「老人憩いの家」福祉会館用地として、北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産の使用を許可している。	環境局	任意			該当なし		●		
		188	さざんか会館管理運営に関する業務	複合施設「住之江総合会館」内にある住之江スポーツセンター（経済戦略局）及び住之江屋内プールとともに併設された地域の福祉の増進に貢献するなどの目的で地元集会等に使用する集会室の貸付を行う施設である「さざんか会館」の管理運営を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
		189	工場付帯施設に関する事務	東淀工場付帯施設（通称：エコホール江口）の普通財産の貸し付けにかかる事務及び施設維持に関する業務を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
		190	桜島地区集会所の管理に関する事務	桜島地区集会所の普通財産の貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			該当なし		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		191	リフレうりわりの管理に関する事務	「リフレうりわり」（平野区）の利活用実施までの間の警備業務委託ほか施設維持に最低限必要な業務委託の実施及び施設保全に関する業務。また、公募貸し付け時には契約関係等の事務を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
		192	此花会館の管理に関する事務	此花会館（此花区）の普通財産貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			該当なし		●		
26	内部事務	193	市民局における庶務関係事務	市民局における庶務関係業務（文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など）。	市民局	任意			区		●		
		194	区政支援に関する業務（区予算、区CM等）	区政運営・区長の政策形成の支援。 区長会議の事務局に関すること。 区長会議各部会の支援に関すること。	市民局	任意			区		●		
		195	区政支援に関する事務（指定都市区長会議等の連絡調整）	区政支援に関する事務。 （内容） ・指定都市区長会議、区総務担当課長会、区政概要、その他各種連絡調整	市民局	任意			区		●		
		196	区政支援に関する事務（窓口改善関係）	区政支援に関する事務のうち、各区窓口業務の改善に関するもの。 窓口サービス格付け。	市民局	任意			区		●		
		197	区政支援に関する業務（窓口サービス、区役所DX等）	区長会議の事務局に関すること。 区長会議各部会の支援に関すること。	市民局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		198	区役所住民情報業務等民間委託事務	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的として、制度企画を実施。 ・委託契約の発注・運用をめぐる「標準モデル」の作成 ・「窓口業務の民間活用にかかる全市的な事項」に関する各区や事業者との連絡調整 ・事業者の選定事務にかかる庶務代行	市民局	任意			区		●		
		199	区役所DXの推進に関する業務	区役所におけるDX推進の取組支援。 区役所DXプロジェクトチームの事務局に関すること。 各プロジェクトチームの支援に関すること。	市民局	任意			区		●		
		200	区役所業務集約化等に関する事務	区役所業務集約化等に関すること。	市民局	任意			区		●		
		201	区役所窓口用封筒提供事業者募集事業	住民票の写し等の証明書を発行する際、市民の方々に証明書を持ち帰りいただくための広告を掲載した封筒を24区役所、5出張所及び大阪市サービスカウンター、市税事務所等に設置する。この封筒は広告事業者が募集する広告料収入により、当該公広告事業者から無償で提供を受けている。	市民局	任意			区		●		

≪12.自治体運営≫

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
1	地方公務員災害補償基金	1	地方公務員災害補償事務	職員の公務上の災害、通勤途上の災害について、地方公務員災害補償法等に基づき認定並びに補償を行う。また、公務災害を未然に防ぐ防止事業についても実施。	総務局	法令	政令市		都	●			
2	職員の人事・給与・勤務条件等	2	職員共済組合関係事務	・短期給付（公的医療保険制度） ・長期給付（公的年金制度） ・福祉事業　等	総務局	法令	政令市		都		●		
		3	職員の人事関係事務（地方公務員法）	・地公法に基づく任免、分限、懲戒、勤務条件制度など本市職員の人事全般の業務を行っている。 ・市政の執行に要する人員について、簡素で効率的な行政運営に向け、適正な職員配置を進めている。 ・職員の士気の高揚と本市事務事業の効果的な執行に向け、積極的な人事異動、公正・公平な人事評価を進めている。	総務局	法令	その他	任命権者	区		●		
		4	職員の人事関係事務（地方自治法）	地方自治法に基づく副市長の設置及び他の地方公共団体への職員派遣等を行っている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		5	地方公務員制度実態調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等をとりまとめ、報告している。	総務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		6	職員の勤務条件事務（地方公務員法）	職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		7	職員の勤務条件事務（地方公営企業等の労働関係に関する法律）	職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		8	職員の勤務条件事務（労働基準法）	非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		9	勤務条件に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度やその実績等をとりまとめ、報告している。	総務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		10	人事制度の企画、調査等事務	職員の人事制度に関する企画、調査等を行っている。	総務局	法令	その他	任命権者	区		●		
		11	職制及び定数事務	職制及び定数管理に関すること。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		12	地方公共団体定員管理調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門別、職種別の職員数を報告している。	総務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		13	職員児童手当事務	職員の児童手当についての制度管理、予算・決算に関する事務。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		14	職員福利厚生事業（地公法）	地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復に関する事業を実施する。 ・職員相談事業 ・福利厚生事業にかかる互助会との連絡事務	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		15	地方公務員の福利厚生・健康状況・勤務条件等に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、福利厚生事業、職員の健康状況、安全衛生等について調査し、報告している。	総務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		16	職員福利厚生事業（財形）	職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。	総務局	任意			区		●		
		17	職員疾病対策事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断等を実施する。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		18	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断の事後措置の実施、職場安全衛生管理体制構築のための資格等取得支援、職場安全衛生委員会の活性化、産業医の有効活用する。	総務局	任意			区		●		
		19	職員被服貸与事業	作業服の貸与を実施する。	総務局	任意			区		●		
		20	職員の勤務条件（給与）関係事務（地方自治法）	報酬及び給与制度の制定・改廃等	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		21	職員の勤務条件（給与）関係事務（講師謝礼）	講師謝礼金取扱基準の改廃等	総務局	任意			区		●		
		22	職員の人件費管理事務	職員の人件費管理事務（予算算定、執行管理等）	総務局	任意			区		●		
		23	地方公務員給与実態調査（基幹統計）	基幹統計にかかる調査、集計	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		24	地方公務員給与実態調査（附帯調査、補充調査）	附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	総務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		25	退隠料・遺族扶助料関係事務	・退隠料及び遺族扶助料（以下「退隠料等」という。）の受給権の裁定処理に関する事務 ・退隠料等の額の改定処理に関する事務 ・退隠料等の支給停止処理に関する事務　など	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		26	総務事務センターの運営管理及び人事・福利厚生受付等の集中処理に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	・職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し、包括民間委託方式により運営・管理を行っている。 ・職員証・各種証明書の発行や勤怠情報の管理、共済掛金にかかる納付書発行、財形貯蓄や育児休業に関する申請書受付等を行っている。 【所在地】阿倍野区	総務局	任意			区		●		
		27	職員の給与・報酬の支給に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	給与・報酬の支給、各種手当に関する申請書の受付・認定・システムへの登録・通知、年末調整、所得税・住民税の納付、昇給・昇格、臨時職員等に関する社会保険・雇用保険届出書類の作成等を行っている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		28	職員の児童手当支給に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	児童手当の申請書の受付・認定・システムへの登録・通知・支給・台帳の管理等を行っている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		29	地方公務員災害補償基金負担金の支払いに関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	地方公務員災害補償基金負担金のシステムへの登録、支払い等を行っている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		30	職員研修事業	・職員研修事業 ・自己啓発支援事業	総務局	法令	その他	任命権者	区		●		
		31	民間企業との人事交流研修に係る派遣事務	「民間企業との人事交流研修実施要綱」に基づく民間企業への派遣	総務局	任意			区		●		
3	人事委員会	32	人事委員会の設置（総務関係事務）	・指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。 ・委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 （人事委員会・公平委員会共通部分）	行政委員会事務局	法令	政令市		区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
		33	人事委員会の設置(任用関係事務・地方公務員法）	競争試験及び選考 　職員の採用及び昇任は、地方公務員法及び規則の定めるところにより各種の競争試験及び選考により実施している。 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	法令	政令市		区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		34	人事委員会の設置(任用関係事務・任期付法)	競争試験及び選考 　職員の採用及び昇任は、地方公務員法及び規則の定めるところにより各種の競争試験及び選考により実施している。 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	法令	政令市		区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
		35	任用システム運用管理事務	システム運用管理業務 職員採用試験に係るシステム運営管理業務。 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	任意			区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		36	人事委員会の設置(調査関係事務・地方公務員法)	公平審査・苦情相談 職員の退職管理にかかる人事委員会への報告等 職員団体の登録等 （人事委員会・公平委員会共通部分）	行政委員会事務局	法令	政令市		区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
		37	人事委員会の設置(調査関係事務・地方公務員法)	人事委員会規則の制定改廃 退職手当の返納処分等にかかる人事委員会への諮問に対する答申 労働基準監督事務 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	法令	政令市		区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
		38	人事委員会の設置(調査関係事務・法人格付与法)	法人格付与に係る職員団体の規約の認証等 （人事委員会・公平委員会共通部分）	行政委員会事務局	法令	政令市		区		●		◆人事行政に関する第三者機関として公平委員会を、各特別区に設置。 ◆各地方公共団体において実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
4	財政運営	39	財務業務	・予算の編成、配当及び執行並びに決算説明書の調製など本市財政運営に関する事務 ・中期収支概算改訂など本市財政計画に関する事務 ・財政事情の公表に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		区		●		
		40	予算編成システム構築・運用管理業務	・予算編成システムの構築及び運用保守に関する事務	財政局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		41	財政調査業務	・大都市財政の実態に即応する税財政制度の確立を実現するための財政に関する企画・調査・研究 ・健全化判断比率の算定に関する事務 ・総務省の統一的基準に基づく財務書類などの財務情報の開示	財政局	法令	地方公共団体		区		●		
		42	起債業務	・市債の発行・借入及び元利金の償還等に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		区		●		
		43	起債管理システム運用管理事務	・起債管理システムの運用及び管理	財政局	任意			区		●		
		44	資金及び蓄積基金管理業務	・全会計(交通・水道・病院所管会計を除く)の資金計画及び資金管理(一時借入及び運用)・蓄積基金の管理・運用 ・出資財産の管理	財政局	法令	地方公共団体		区		●		
		45	債券管理システム運用管理事務	・債券管理システムの運用及び管理	財政局	任意			区		●		
		46	税制企画業務(除く法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	・大都市財政の実態に即応する税財政制度の確立を実現するための税制に関する企画、調査、研究並びに税制改正等要望活動	財政局	任意			区		●		
		47	税制企画業務(法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	・大都市財政の実態に即応する税財政制度の確立を実現するための税制に関する企画、調査、研究並びに税制改正等要望活動	財政局	任意			都	●			
		48	市税等予算決算業務(除く法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係)	・市税及び市税外収入(譲与税・交付金)の予算及び決算に関する事務	財政局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		49	市税等予算決算業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税及び市税外収入（譲与税・交付金）の予算及び決算に関する事務	財政局	法令	一般市		都	●			
		50	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	財政局	任意			区		●		
5	財政運営（交付税・公債費）	51	交付税業務	・地方交付税について、算定及び国への意見提出に関する事務	財政局	法令	一般市		都	●			
		52	（参考）一般会計公債費（広域）	・市債の発行・借入及び元利金の償還等に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		都	●			
		53	（参考）一般会計公債費（基礎）	・市債の発行・借入及び元利金の償還等に関する事務	財政局	法令	地方公共団体		区		●		
6	税務	54	市税等の賦課徴収業務に係る庶務業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			区		●		
		55	市税等の賦課徴収業務に係る庶務業務（市税事務所）（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、たばこ税及び入湯税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			区		●		
		56	市税等の賦課徴収に関する調査及び企画業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・市税の賦課徴収等に関する調査及び企画業務等	財政局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		57	市税等の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・市税の不服申立てに関する事務 ・市税条例や規則に係る改廃に関する事務 ・税務事務についての監査に関する事務	財政局	法令	一般市		区		●		
		58	市税等に関する賦課徴収業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税に関する賦課徴収業務等	財政局	法令	一般市		区		●		
		59	市税等の収入管理業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る収納管理事務	財政局	法令	一般市		区		●		
		60	市税等に関する各種証明書発行、申告受付、税務相談業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・市税等に関する各種証明書発行業務、申告受付業務、税務相談事務（市税事務所）、納税貯蓄組合設立届等の受付事務等	財政局	法令	一般市		区		●		
		61	税務事務システムの運用管理業務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意			区		●		
		62	区役所において行う市税等に関する各種証明書の発行、収納に関する業務（区：個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・区役所において行う市税等に関する各種証明書の発行、収納に関する事務	財政局	法令	一般市		区		●		
		63	未収金対策推進・未収債権滞納整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じて、各所属での取り組みに対する総括的な指導や進捗管理 ・各所属で対応が困難となっている高額事案などの未収債権に対して、税の徴収ノウハウを活かした徴収及び滞納整理	財政局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		64	市税等の滞納整理事務（個人住民税、森林環境税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る滞納整理事務	財政局	法令	一般市		区		●		
		65	市民税・府民税税額シミュレーション運用管理事務	・市民税・府民税税額シミュレーションシステムの運用保守に関する事務	財政局	任意			区		●		
		66	大阪府域地方税徴収機構への派遣事務	・大阪府域地方税徴収機構への派遣事務（滞納整理等）	財政局	任意			該当なし		●		
7	税務（固定資産税等）	67	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			都	●			
		68	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（市税事務所）（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			都	●			
		69	市税の賦課徴収に関する調査及び企画業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税の賦課徴収等に関する調査及び企画業務等	財政局	法令	一般市		都	●			
		70	市税の賦課徴収業務にかかる審査、監察及び条例等の整備業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税）	・市税の不服申立てに関する事務 ・固定資産評価審査委員会事務局に関する事務 ・市税条例や規則に係る改廃に関する事務 ・税務事務についての監査に関する事務	財政局	法令	一般市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		71	市税に関する賦課徴収業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税に関する賦課徴収業務等	財政局	法令	一般市		都	●			
		72	市税の収入管理業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る収納管理事務	財政局	法令	一般市		都	●			
		73	市税に関する各種証明書発行、申告受付、税務相談業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・市税に関する各種証明書発行業務、申告受付業務、税務相談事務（市税事務所）、納税貯蓄組合設立届等の受付事務等	財政局	法令	一般市		都	●			
		74	税務事務システムの運用管理業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意			都	●			
		75	区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する業務（区：法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・区役所において行う市税に関する各種証明書の発行、収納に関する事務	財政局	法令	一般市		都	●			
		76	市税の滞納整理事務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・地方税法に基づく徴収金に係る滞納整理事務	財政局	法令	一般市		都	●			
		77	国有資産等所在市町村交付金の請求関係業務	・国有資産等所在市町村交付金の請求、国有資産台帳価格等に係る国・地方公共団体からの照会回答、価格等の修正申出に係る業務	財政局	法令	一般市		都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		78	特命による固定資産の評価に関する業務	・土地及び家屋の評価企画事務 ・路線価付設等に係る評価事務 ・登記床面積が10,000㎡を超えるもの等の特命資産（大規模家屋）に係る評価事務	財政局	法令	一般市		都	●			
		79	総務省（固定資産税関係業務）への派遣事務	・総務省（自治税務局固定資産税課企画係）への派遣事務	財政局	任意			都	●			
		80	福島県浪江町（固定資産税関係業務）への派遣事務	・浪江町（住民課税務管理係）への派遣事務	財政局	任意			該当なし	●			
8	会計・資金管理等	81	財務会計システムの管理及び運営業務	○全庁的な基幹業務システムである財務会計システムの安定した運用を確保するため、制度変更や業務改善に伴うシステム改修及び外部からの不正アクセス防御に向けたシステム環境の最新化などの維持管理を行っている。	会計室	任意			区		●		
		82	会計実地調査及び指導、研修業務	○各所属に出向き、実地において帳簿や出納証拠書類、事務処理の実情を調査し、より適切な事務処理を指導するために出納員、区会計管理者及び会計事務担当者等に対する会計実地調査を行い、結果を支出命令の審査業務や研修に反映させる。 ○新任の出納員、区会計管理者等を対象とした「審査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務担当者研修」を毎年度実施する。	会計室	任意			区		●		
		83	統括用品及び物品関係業務	○各所属が共通して使用する物品（統括用品）を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、各所属の請求に応じて払い出しを行い、購入価格を安価に抑えているとともに、封筒類への広告掲載を行い、歳入の確保に努めている。。 ○各所属における物品の出納・管理等が適正に行われるよう指導、通知等を行っている。	会計室	任意			区		●		
		84	小口支払基金関係業務	○小口の物品購入その他小額の経費の支払を円滑に行うため小口支払基金が設置されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ○小口支払基金の管理者は会計室長であり、小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求めるなど、基金の適正な管理を行っている。	会計室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		85	現金及び有価証券の出納及び保管業務	○市の歳入歳出予算の執行等に伴う現金及び有価証券の出納及び保管を行う。	会計室	法令	地方公共団体		区		●		
		86	現金及び財産の記録管理及び決算の調製業務	○毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書と併せて、財政局長を経て市長に提出する。 ○財産区に係る収支計算書及び決算書類の検査を行う。	会計室	法令	地方公共団体		区		●		
		87	支出負担行為の確認事務	○公金支出にあたっては、支出命令情報に基づき、局等の出納員及び区会計管理者が支出負担行為の確認を行うが、支出命令金額が40万円を超える支出命令情報について、適正な公金の支出を確保するため、出納員及び区会計管理者が行った支出負担行為の確認に誤りがないか、支出命令情報及び添付書類の記載内容に誤りがないか再審査を行う。	会計室	法令	地方公共団体		区		●		
		88	債権者登録事務	○公金の口座支払を円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤り等を防止する。	会計室	任意			区		●		
		89	金融機関関係業務	○指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関を指定して、市の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる(指定金融機関は議会の議決を経て指定)。 ○指定金融機関等に対し、定期等に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査する。 ○指定金融機関等から公金担保を徴する。 ○指定金融機関等に対し、公金の収納件数等に応じて取扱手数料を支払う。	会計室	法令	一般市		区		●		
		90	資金管理関係業務	○財政局と調整の上、日々の支払額を照査し、必要な支払準備金を確保する。また、当日資金の収支状況を指定金融機関から報告を受け、翌日以降の資金管理に反映させる。 ○現金の運用及び基金運用所属の依頼に基づく基金の預託(預金)を行う。 ○公金の適正な保管を図るために「現金収納保管事務マニュアル」に基づき指導を行う。 ○監査委員が実施する例月出納検査に必要な書類を監査委員に提出する。	会計室	法令	地方公共団体		区		●		
		91	公金の保護対策関係業務	○ペイオフ解禁に伴い、これまで以上に安全かつ効率的に公金の保管を行うため、安全な金融機関を選択して預託を行うこと等の対応策を行う。 ○各金融機関が公表するディスクロージャー誌の財務指標表及び格付けの市場データをもとに金融機関の経営状況を把握する。 ○ペイオフ制度に対して適切な管理に資することを目的とする「公金管理調整会議」を運営し、必要な調整を行う。	会計室	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		92	新公会計制度関係業務	○正確な財務諸表の作成に向けた日々の質問対応や月次業務を行うとともに、年次決算において所属別財務諸表の作成支援と会計別財務諸表の作成、公表を行う。 ○制度所管として、財務会計システムにおける各種マスタ情報の管理や他システム連携データの管理を行う。 ○各所属が財務諸表を事業マネジメント等に自律的に活用できるよう支援を行う。 ○正確な財務諸表の作成、活用に向けた人材育成、情報発信を行う。	会計室	任意			区		●		
9	契約	93	工事請負に関する入札契約業務	・各所属長に委任された権限を除く工事その他請負契約（測量・建設コンサルタント等業務を含む）の締結に関する事務 ・入札参加資格審査に関する事務	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		
		94	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する業務	・公共工事の入札及び契約の過程に関する事項等の公表を行う ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは公正取引委員会にその事実を通知する。 ・建設業法の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは主務大臣等にその事実を通知する。	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		
		95	公共工事の品質確保の促進に関する業務	公共工事の品質の確保と不良不適格業者の排除に向けた入札参加者の技術的能力の審査に関する業務である。 通常の入札契約案件と大きく異なる点は、次のとおりである。 ・業者の技術力、技術的要件に関する、評価項目、評価基準の設定が必要となる。 ・総合評価落札方式で入札を実施する案件について、低入札価格調査制度を適用する	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		
		96	委託・物品契約業務	・各所属長に委任された権限を除く業務委託、工事以外の請負及び不動産を除く物件の買入れ・売払い、借入れ契約の締結に関する事務 ・入札参加資格審査に関する事務	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		
		97	指定管理者制度に係る企画、調査及び連絡調整に関する事務	・本市の指定管理者制度の運用ルールの企画、調査、関係所属との連絡調整	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		98	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る。 ・著しい低価格入札（ダンピング）や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下、安全対策の不徹底などを防止するため、競争性の確保や調達コストの縮減を図りつつ、対策を実施する。 ・大阪府警と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施する。	契約管財局	任意			区		●		
		99	電子調達システム（調達・契約システム）運用管理事務	・電子調達システムは、発注予定・入札結果等の情報や事業者の入札に係る手続きをインターネットを介することで、透明性を確保しつつ事業者との接触を極力排し入札執行のより一層の公正性と競争性を確保、更には本市及び事業者の業務効率化を図るものであり、このシステムの円滑な運用を行うもの。 ・当該システムの再構築を行い、令和８年７月より調達・契約システムとして運用予定。	契約管財局	任意			区		●		
10	管財	100	管財事務	・公有財産台帳の管理に関すること ・普通財産の管理、転用及び処分に関すること ・不動産の交換及び寄附収受に関すること（ただし、他の所管に属するものを除く。） ・公有財産（有価証券及び出資による権利を除く。）の調査及び管理、処分等に係る連絡調整に関すること	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		
		101	公有財産台帳管理システム運用管理事務	公有財産台帳管理システムは、財産条例に基づき市の財産について台帳を作成することにより公有財産にかかる情報を一元的に管理するものである。また、同時に公会計制度における固定資産台帳としての機能を有しており、会計情報を保有し財務会計システムに連携している。	契約管財局	任意			区		●		
		102	賃貸台帳管理システム運用管理事務	賃貸台帳管理システムは、賃貸地の貸付物件情報、土地賃貸借契約情報、土地賃貸料等収納情報の一連の情報を管理しているシステムである。主な業務は、次のとおりである。 ・賃貸台帳の照会・更新 ・口座振替 ・納入通知書・督促状・納付書の発行 ・収納管理（調定、財務会計システムとの収納データ連携） ・統計資料作成	契約管財局	任意			区		●		
		103	市有不動産の管理・処分にかかる測量業務	・市有地（一部所管を除く）の適正管理・売却等に伴う境界確定測量を行う。 ・土地所有者等の申出に基づく市有地境界確定協議等を行う。	建設局	法令	地方公共団体		区		●		
		104	行政区域境界（市域境界）証明事務	隣接地が他の市町村に属する土地の分筆又は地積更正の登記申請を行う際に、法務局の登記官が申請人に対して、行政区域境界（市域境界）証明書類の添付を求めることがあり、その場合に限り、申請者からの申請を受けて、本市の隣接地が属する市と協議の上、同証明書類を発行する。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		105	大阪市役所庁舎管理事務	庁舎内及び周辺の警備、庁舎内清掃業務や各種設備機器の点検、修理業務を行うとともに、玄関ホールを活用したイベント実施や、行政財産の目的外使用許可や広告事業による収入確保を行っている。	総務局	任意			区		●		
11	用地取得・補償	106	補償審査業務（基礎）	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した土地価格及び補償金について、職員が審査を行うとともに外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意			区		●		
		107	土地収用業務（基礎）	任意契約による取得ができない場合に、一定の要件に基づいて土地収用法の手続きをとることにより、土地所有者や関係人に正当な補償を行ったうえで、土地を取得する。	契約管財局	法令	地方公共団体		区		●		
		108	用地取得及び補償業務（基礎）	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意			区		●		
		109	物件調査業務（基礎）	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査及び補償金の算定を行う。	契約管財局	任意			区		●		
		110	補償審査業務（広域）	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した土地価格及び補償金について、職員が審査を行うとともに外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意			都	●			
		111	土地収用業務（広域）	任意契約による取得ができない場合に、一定の要件に基づいて土地収用法の手続きをとることにより、土地所有者や関係人に正当な補償を行ったうえで、土地を取得する。	契約管財局	法令	地方公共団体		都	●			
		112	用地取得及び補償業務（広域）	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意			都	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		113	物件調査業務（広域）	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査及び補償金の算定を行う。	契約管財局	任意			都	●			
13	市設建築物管理	114	市設建築物の工事及び工事監理・設計業務委託に係る検査	地方自治法、大阪市契約規則、工事請負契約書及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、局で発注する市設建築物に係る各種検査を実施するとともに、工事成績評定の通知、公表を行う。また工事監理及び設計業務委託の検査も同様に実施する。	都市整備局	法令	地方公共団体		区		●		
		115	市設建築物建設整備事業	本事業は、各局からの依頼を受けて、市設建築物の建設・整備等に関して、設計及び施工等の業務を行うものである。 業務実施にあたっては、整備コストの縮減を図るなど効率的に推進するとともに、耐震化等による防災性の向上やユニバーサルデザインへの対応、地球環境への配慮、地域景観を先導する良好なデザインの導入といった公共建築物にふさわしい性能の確保を図っている。 本市における建築技術の取りまとめ部門として建築情報の収集・管理を行い、要綱・要領、指針やマニュアル、仕様書等を作成するとともに、各局に対する技術的指導を行っている。 また、市設建築物の整備が円滑に図られるよう、今後、施設所管所属が行うPPP/PFI方式等の多様な契約手法による市設建築物の整備の検討に対して、技術的な支援を行っている。	都市整備局	任意			区		●		
		116	市設建築物図面管理システム運用管理事務	本市が施行する市設建築物建設整備事業に係る図面管理のシステム運用管理。 システム開発・改修の企画及び実施。	都市整備局	任意			該当なし		●		
		117	市設建築物整備保全事業	市設建築物については、「大阪市公共施設マネジメント基本方針（第2期計画）」のもと、日常的に利用する市民の利便性や安全性を確保するため改修業務を適切かつ確実に実施していく必要がある。 本事務は、施設所管局からの依頼を受け、小中学校施設や区庁舎、市民利用施設など多岐にわたる膨大な数の市設建築物の改修業務を行うものである。 本事務の実施にあたっては、公募により選定した民間事業者を活用し、相談、概算費用の算定、設計、発注、監理、検査、支払い、精算までの一連の業務を行っている。 保守点検に関する業務については、各所属が契約主体となる「包括的業務委託」を導入し、施設整備課は制度設計や事業者募集（公募）の事務手続きを担うとともに、制度の効果的な運用の検証や各所属の技術的なサポートを行っている。	都市整備局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		118	市設建築物のファシリティマネジメントに係る事業	市設建築物の総合的な有効活用を図るファシリティマネジメントを全庁横断的な視点で推進するため、関係各局からなる「資産流動化プロジェクト施設チーム」を設置し、その技術的な分野を担っている。 総務省から地方公共団体への要請により策定した、インフラ施設を含む公共施設の総合的かつ計画的な維持管理を推進するための基本的な方針である「大阪市公共施設マネジメント基本方針（第2期計画）」（令和7年3月策定）に基づき「資産流動化プロジェクト施設チーム」など関係所属との連携体制のもとで、市設建築物における予防保全による長寿命化、施設の有効活用による再編整備や、省エネルギー化を推進している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		119	市設建築物のエネルギー管理（省エネ法関係）に係る事業	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律により、市長部局が特定事業者として指定を受けているため、全庁横断的な市設建築物の省エネルギー化推進体制を確立し、都市整備局職員がエネルギー管理企画推進者に選任され、市設建築物のエネルギー消費原単位の削減に取り組んでいる。なかでも、省エネルギー効果の高いESCO事業の導入や設備機器の運用改善等について、施設管理者に対して技術的支援を行うことにより、市設建築物の省エネルギー化を推進している。	都市整備局	法令	その他	特定事業者	区		●		
		120	市設建築物のエネルギー管理（電気事業法関係）に係る事業	電気事業法及び大阪市自家用電気工作物保安規程に基づく統括電気主任技術者として、区役所、区民センター、消防署、小中学校等の事業用（自家用）電気工作物について保安管理を行っている。	都市整備局	法令	その他	事業用電気工作物を設置する者	区		●		
14	市境界画定	121	あらたに生じた土地の確認に関する事務	・地方自治法第9条の5に基づき、市内にあらたに土地が生じたときに、議会の議決を経て、告示を行い、府等に通知を行う。	大阪港湾局	法令	都道府県		都		●		
15	統計調査	122	統計調査推進事業	国などに対して各種統計調査を取り巻く環境整備の要望を行う。 各種調査結果の公表や統計データを取りまとめてホームページで公表するなど利用しやすい情報の提供を行う。 市民、市職員、各種団体、企業、学術研究機関を対象に各種企画検討の基礎データとして、大阪市統計書を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。 「大阪市登録調査員制度」に基づき統計調査員を事前に登録・確保しその資質向上を図る。 多年にわたり統計調査員として調査に従事し、功労のあった方へ感謝の意を表するため市長感謝状の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。	計画調整局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		123	統計解析事務	各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。 各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 本市における経済活動について、各種の統計資料を用いて推計し、本市経済の実態を包括的に把握、分析する。 本市の経済構造を明らかにし、地域経済の分析を行うための唯一の手法である産業連関表の作成を行う。	計画調整局	任意			区		●		
		124	国勢調査等基幹統計調査	国勢調査令及び統計法施行令で市町村の法定受託事務とされている基幹統計調査（国勢調査、経済センサス―活動調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国家計構造調査、農林業センサス、漁業センサス、学校基本調査）を遂行することを目的に、国・大阪府・各区役所との連絡調整及び調査業務のとりまとめを行う。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		125	国勢調査等基幹統計調査（区）	国勢調査令及び統計法施行令で市町村の法定受託事務とされている基幹統計調査（国勢調査、経済センサス―活動調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国家計構造調査、農林業センサス、漁業センサス、学校基本調査）を遂行することを目的に、統計調査員等との連絡調整及び調査業務のとりまとめを行う。	計画調整局	法令	一般市		区		●		
		126	統計資料室管理用端末運用管理事務	統計資料目録の作成、管理等を行っており、統計資料室へ来客された方等からの問合せ等に対応している。 また、調査票情報等を利用した調査結果の独自集計の集計業務等を行っている。 国勢調査の実施年には、住基データを取り扱う業務が発生するため、当該業務において当端末を使用している。	計画調整局	任意			区		●		
16	副首都推進	127	副首都関係事務	・副首都にふさわしい行政体制に係る総合調整 ・府市連携による都市機能強化の推進に係る検討及び調整 ・副首都ビジョンの総合調整 ・府市連携課題に係る庁内調整	副首都推進局	任意			該当なし	●			
17	政策企画	128	総合的かつ基本的な政策の企画・調査・調整	・社会経済状況の変化を的確に捉え、かつ、市民目線に立った政策の企画立案 ・市長の方針に基づく重要施策の実現に向けた調査及び総合調整 ・全市的なふるさと納税に関する企画立案 ・「元気づくり基金」に関する寄附収受及び基金管理	政策企画室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		129	総合教育会議の運営	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した「大阪市総合教育会議」の庶務	政策企画室	法令	地方公共団体		区		●		
		130	地方創生関係業務	・人口ビジョン、総合戦略に関する業務 ・SDGsの推進に関する業務 ・国からの交付金のとりまとめ業務 ・企業版ふるさと納税に関する業務	政策企画室	任意			区		●		
		131	政策調査関係業務	・政策立案機能向上に資する特定テーマの調査研究業務 ・職員の政策形成に必要な知識・能力の向上等を目的とする「政策研究会」に関する業務	政策企画室	任意			該当なし		●		
18	広聴広報	132	市民情報プラザの運営	・行政諸活動に関する情報提供や説明の場として、ワンストップで行政情報を市民に提供することを目的とする。 ・行政情報（行政資料に関すること、各種イベント情報など）に関する問合せに回答するほか、各局等で作成・配布しているパンフレット・チラシなどを収集・提供する。 【所在地】北区（大阪市役所内）	総務局	任意			区		●		
		133	広報関係事務	・「大阪市民のみなさんへ」の企画・編集及び点字版の作成業務 ・くらしの便利帳の発行 ・XとLINEを活用した情報を発信 ・映画の告知ポスターとのタイアップによる情報発信 ・戦略的な情報発信 ・オープン市役所の運用 ・区役所等の情報発信の強化に向けた支援	政策企画室	任意			区		●		
		134	ホームページ運用管理システム管理運営事務 （システム運用事務はデジタル統括室に移管）	・大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）の導入とその運用 ※平成29年度より、ホームページ運用管理システムにかかる業務についてはICT戦略室に移管（トップページ等の運営・管理やコンテンツ構成の全体管理、各所属への指導等ホームページを活用した情報発信にかかる業務については、引き続き広報担当で所管）	政策企画室	任意			区		●		
		135	広報事務処理パソコン運用管理事務	・広報事務を行うパソコンの配置	政策企画室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		136	報道関係業務	・大阪市政記者クラブ（18社加盟）をはじめとする報道機関等への市政情報の提供	政策企画室	任意			区		●		
		137	報道事務処理パソコン運用管理事務	・市長会見の配信	政策企画室	任意			区		●		
		138	広聴関係事務	・「市民の声」の制度管理及び公表 ・パブリックコメント手続の制度管理及び公表 ・大阪市総合コールセンターの運用 ・「要望等記録制度」の制度管理及び公表 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の進捗管理 ・庁内案内の実施 ・おしえ太郎の運用	政策企画室	任意			区		●		
		139	市民の声データベースシステム運用管理事務	・市民の声データベースシステムの運用管理	政策企画室	任意			区		●		
19	秘書・褒章・表彰等	140	秘書関係業務	・市長・副市長の秘書事務 ・「大阪市表彰規則」及び「大阪市職員表彰規則」に基づく表彰事務 ・「大阪市寄附者待遇規則」に基づく、感謝状等の贈呈などの寄付者待遇業務	政策企画室	任意			区		●		
		141	勲章・褒章関係事務	・国の褒章条例、栄典事務の手引きの定めるところによる勲章・褒章の上申・伝達	政策企画室	任意			区		●		
20	ふるさと寄附金	142	ふるさと寄附金募集及び寄附金受領事務	・総務大臣によるふるさと納税に係る指定の申出 ・ポータルサイト等を利用したふるさと寄附金募集及び受領	政策企画室	任意			区		●		
21	情報公開・個人情報保護	143	情報公開関係事務	・公開請求の受付を行う。 ・公開請求に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、情報公開の徹底を図る。 ・情報公開審査会や公文書管理委員会の運営に関する事務を行う。 ・市政情報の提供及び公表について、各所属への助言・指導を行う。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		144	個人情報保護関係事務	・開示請求等の受付を行う。 ・開示請求等に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、個人情報保護の徹底を図る。 ・個人情報保護審議会の運営に関する事務を行う。 ・個人情報の取扱いについて、各所属への助言・指導を行う。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		145	市長の資産公開に関する事務	政治倫理の確立のために市長の資産等（資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書）を本庁舎で公開している。また、報告書の概要は大阪市ホームページでも公開している。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
22	文書管理	146	公文書館運営事業（歴史公文書関係）	公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料である。本市では、こういった公文書その他の記録を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として、公文書館を設置し、運営している。（歴史公文書の収集・保存・利用等に係るもの。） 【所在地】西区	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		147	公文書館運営事業	公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料である。本市では、こういった公文書その他の記録を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として、公文書館を設置し、運営している。（行政刊行物の収集・保存・利用等に係るもの。） 【所在地】西区	総務局	任意			区		●		
		148	文書管理システム運用管理事務	本市事務の基本となる文書について、作成・収受から、起案、決裁等を経て、保存・廃棄に至るまでの一連のライフサイクルを対象とし、電子的に管理するシステムを管理・運用している。	総務局	任意			区		●		
		149	文書管理事務	・市政運営に関する情報は市民の財産であるという基本的認識の下、市政運営に対する市民の信頼の確保を図るため、「大阪市公文書管理条例」を制定し、適正な公文書の管理に努めている。 ・本市で使用する各種公印の管理ルールを定め、新調・廃止に関して各所属と協議するとともに、各所属における公印管理状況を調査し、改善のために必要な指導を行っている。	総務局	任意			区		●		
		150	文書交換所事務	・本庁舎と分庁舎・区役所・事業所等の間に文書逓送車を運行し、市役所組織相互間の文書の逓送と交換を行っている。 ・大阪府庁、大阪府警との文書交換を行っている。 ・本庁舎から発送する後納郵便物の料金計算、発送を集中処理している。 ・本庁舎宛てに送付される郵便物を一括して収受し、各所属に配付している。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		151	バックオフィスDX推進事業（共通公文書管理サービス）	・公文書管理業務の最適化に向けて、バックオフィスDX実現のため導入するシステム基盤と連携して現行文書管理システムに替わる共通公文書管理サービス（汎用オンラインストレージを含む）の構築を行う。	総務局	任意			区		●		
23	訴訟	152	訴訟等事務	本市及び本市の機関を当事者とする訴訟、調停、仮処分等の事件（他の所管に属するもの除く。）について、弁護士の選任、所管局との法的検討、弁護士との間の連絡調整その他争訟事件の処理を行う。	総務局	任意			区		●		
24	法務	153	行政手続事務	・行政手続法第46条の規定に基づき、大阪市行政手続条例を制定しており、審査基準、不利益処分及び行政指導に関する情報をホームページに掲載している。 ・また、「規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針」に基づき、規則・告示等を制定・改廃する際に事前に広く市民の意見を求めるよう、各所属に対し指導を行っている。	総務局	任意			区		●		
		154	法規事務	・法令の制定改廃、新規事業の実施等に伴い、本市における行政執行の基準となる条例、規則等の各種規程を適宜整備するほか、各所管業務における法律問題に係る調査、検討を行う。 ・また、各所属の法務能力の向上のため、各種研修を実施している。	総務局	任意			区		●		
		155	例規追録発行事務	本市の条例、規則、達その他の規程及び一部の告示を収録する大阪市例規の追録を発行するほか、これをデータベース化した例規データベースをホームページを通じて市民等が容易に閲覧・検索できるようにしている。	総務局	任意			区		●		
		156	公報発行事務	大阪市公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の規程及び公表を要する告示・公告を登載する大阪市公報を発行する。	総務局	任意			区		●		
		157	リーガルサポーターズ制度関係事務	本市における業務遂行上の法的リスクを適切に管理することを目的として、本市職員が業務を遂行するにあたって必要な法律相談を、適時に弁護士から受けられる体制を整えるものである。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		158	法的リスク審査関係事務	本市の業務執行における法的リスク管理を確実に行い、法的問題に起因する損害の発生を抑制することを目的に、各所属における法的リスクの発見や解決について支援するものである。	総務局	任意			区		●		
		159	行政不服審査事務	行政不服審査法に基づく審査請求について、審理手続の適法性や裁決案の妥当性を調査審議するため、大阪市行政不服審査会の運営を行うとともに、行政不服審査制度に関する職員研修の実施をはじめとした、本市の行政不服審査体制の整備を図る。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		160	公益通報制度関係事務（法に基づくもの）	公益通報者保護法等に基づき、内部の職員等（本市職員等）から、本市における法令違反行為についての通報を受け付け、また、外部（民間事業者）の労働者から、役務提供先の法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関としての本市に対する通報を受け付け、必要に応じて事実調査を行い、調査結果に応じて措置を講じている。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		161	公益通報制度関係事務（条例に基づくもの）	職員等の違法又は不適正な職務の執行を対象として、広く通報を受け付け、通報者の保護を図りながら、外部委員からなる大阪市公正職務審査委員会の意見に基づき事実調査を行い、違法又は不適正な職務の執行の是正等の措置を講じている。	総務局	任意			区		●		
		162	コンプライアンス等関係事務	・全職員を対象としたコンプライアンス研修や不当要求行為対策等を通じて、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。 ・市長の補助機関を代表して、監査報告書の受領など、監査委員との連絡調整事務を行う。	総務局	任意			区		●		
		163	内部統制関係事務	・業務の有効性及び効率性の確保、法令等の遵守、報告の信頼性の確保並びに資産の保全の観点から想定される業務執行上のリスクを低減するプロセスである内部統制の制度について、各所属において適正かつ自律的な運用が図られるよう指導及び支援を行う。（平成29年の地方自治法の改正を受け、令和2年4月1日より本市における内部統制の取組を法定化） 地方自治法に基づく本市の内部統制の取組 (1) 内部統制の推進の取組（各所属・総務局） ・ 従前の内部統制体制をベースに、新たな内部統制推進体制を構築。当該体制の下、内部統制基本方針を策定。令和2年4月から財務に関する事務を対象に、内部統制の取組を実施。 (2) 内部統制評価報告書の作成（総務局） ・ 毎年度、内部統制の有効性について評価した「内部統制評価報告書」を作成するとともに、監査委員の審査意見を付して市会へ提出。	総務局	法令	政令市		区		●		◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
25	監査	164	監査委員の設置	・普通地方公共団体に監査委員を置く。 ・監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。	行政委員会 事務局	法令	地方公共団体		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		165	監査委員の監査に関する事務	・財務監査（定期監査及び随時監査）及び行政監査の実施 ・決算審査（一般会計等）の実施 ・例月出納検査の実施 ・住民監査請求監査の対応	行政委員会 事務局	法令	地方公共団体		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		166	監査委員の監査に関する事務（地方公営企業法）	・決算審査（公営、準公営） 市長から審査に付された決算書等について、審査し意見を提出。	行政委員会 事務局	法令	地方公共団体		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		167	監査委員の監査に関する事務（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）	・健全化判断比率の審査、資金不足比率の審査 市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類について、審査し意見を提出。	行政委員会 事務局	法令	地方公共団体		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		168	個別外部監査人の監査に関する事務（監査委員）	・個別外部監査契約の監査に関する事務（監査委員） 個別外部監査人の監査の事務の補助にかかる協議、告示 個別外部監査人の監査の事務への協力、個別外部監査人との協議（関係人の調査等） 監査の結果にかかる報告の公表、監査の結果に関する意見の提出、講じた措置の公表	行政委員会 事務局	法令	地方公共団体		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。
		169	包括外部監査人の監査に関する事務（監査委員）	・包括外部監査人の監査に関する事務（監査委員） 包括外部監査人の監査の事務の補助にかかる協議、告示 包括外部監査人の監査の事務への協力、包括外部監査人との協議（関係人の調査等） 監査の結果にかかる報告の公表、監査の結果に関する意見の提出、講じた措置の公表	行政委員会 事務局	法令	中核市		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。 ◆大阪市は中核市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
		170	個別外部監査人の監査に関する事務（市長）	・個別外部監査人の監査に関する事務（市長） 個別外部監査契約に基づく監査によることの議会議決 個別外部監査契約の締結、監査委員への意見聴取、議会議決 個別外部監査契約を締結したときの告示	行政委員会 事務局	法令	地方公共団体		区			● 共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		171	包括外部監査人の監査に関する事務(市長)	・包括外部監査人の監査に関する事務(市長) 包括外部監査契約の締結、監査委員への意見聴取、議会議決 包括外部監査契約を締結したときの告示	行政委員会事務局	法令	中核市		区			●共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。 ◆大阪市は中核市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
		172	内部統制評価報告書の審査に関する事務	・内部統制評価報告書の審査 市長から審査に付された内部統制評価報告書について、審査し意見を付与。	行政委員会事務局	法令	政令市		区			●共同	◆各地方公共団体で実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ただし、専門性や効率性の確保、特に独立性の確保が重要であることから、共同設置。 ◆大阪市は政令市権限として実施。特別区移行後は一般市権限として実施。
26	外郭団体・出資法人等の監理等(広域)	173	特定団体の再建監理等	特定調停が成立した(株)湊町開発センター(MDC)、アジア太平洋トレードセンター(株)(ATC)及びクリスタ長堀(株)の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体経営監視会議」での意見又は助言を求めながら、所管局との連絡調整及び指導を行う。	市政改革室	任意			都	●			
27	所管法人の監理	174	外郭団体等監理業務の総合的な指導・調整	外郭団体の指定及び外郭団体等の監理に関する基準・指針・手続きの整備並びに運用の統一を図るとともに、各所属が行う案件について、横断的に指導・助言及び総合調整を行い、関与状況の公表並びに外郭団体評価委員会手続きに関する事務を行う。	総務局	任意			区		●		
		175	「法人の経営状況を説明する書類」の作成及び市会報告事務	地方自治法第221条第3項に定める、地方公共団体の長の調査権が及ぶ出資法人について、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市会に提出しなければならない。	総務局	法令	地方公共団体		区		●		
		176	第三セクター等の状況に関する調査事務	総務省からの依頼に基づき調査を行い回答する。	総務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
28	審議会	177	審議会事務	行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るため、審議会等の設置及び運営の適正化を図る。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
29	市政改革	178	市政改革の推進	DXの推進、官民連携の推進、業務改革の推進、働き方改革、ニア・イズ・ベターの徹底、持続可能な行財政基盤の構築を取組方針とする 「新・市政改革プラン－未来へつなぐ市政改革－」（令和6～9年度）を策定し、所属マネジメントの支援を行うとともに、市政改革の推進に係る総合調整、進捗管理及び指導のほか、行財政改革に係る企画及び立案並びに推進を行うなど、市政改革を着実に推進する。	市政改革室	任意			区		●		
		179	大規模事業リスクの管理の総括	本市負担が一定規模以上となる大規模な公共事業を対象として、市長、副市長及び外部有識者が参加する「大阪市大規模事業リスク管理会議」において、対象事業のリスク管理状況を聴取することにより、各所属の自律的な管理に加え、統括的な財務リスクの管理強化を図っている。	市政改革室	任意			区		●		
30	システム管理運営	180	健康管理システム管理運営業務	労働安全衛生法に基づく各種健康診断の実施、各種健康診断後の事後措置の実施等に関して、総務事務システムの活用により事務の効率化を図っているが、令和10年度に向けて新システム導入等に向けた準備を検討する。	総務局	任意			区		●		
		181	総務事務システム関連事業	令和2年1月に稼働及び令和8年1月に大阪市共通クラウドへ移行した「総務事務システム」の運用保守等を行い、総務局が所管する人事給与等業務の効率化・高度化を図ることを目的とする。	総務局	任意			区		●		
		182	バックオフィスDX推進事業（総務事務システム	個々のサービスのデジタル化や部分的な業務プロセスの変革に留まることなく、全体最適の視点で徹底的な業務 内部管理業務（バックオフィス）の本市全体最適化及びDX実現に向けたグランドデザインを推進することで、の効率の追求やより快適で働きがいのある市役所、職員がコア業務に注力することによる市民サービス向上の実現を目指している。	総務局	任意			区		●		
		183	総務事務センター設備整備業務	総務事務センター運営事業に係るサーバ機器における空調設備の老朽化に伴う改修を行う。	総務局	任意			区		●		
		184	大阪市eラーニングシステム運用管理業務	大阪市eラーニングシステムの調達・運用	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		185	業務・システム最適化支援事業	基幹系システムは、システムが肥大化し、技術的な陳腐化などにより稼働停止の危惧が生じているため、業務の簡素化・標準化を行いながらシステムの再構築を行うことで、業務・システム最適化を進めており、システム所管のプロジェクトに対する支援業務を行っている。	デジタル統括室	任意			区		●		
		186	ICT適正化業務	・ICT経費の抑制や市民サービス等向上のためのDX推進に努めるとともに、情報システム導入に関する企画から導入までの支援を行う。	デジタル統括室	任意			区		●		
		187	行政手続等に係るオンライン利用状況公表事務	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき調査・公表を行う。	デジタル統括室	法令	地方公共団体		区		●		
		188	情報セキュリティ対策推進事務	・総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーにかかるガイドライン」に基づき、大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、大阪市情報セキュリティポリシーを策定している。大阪市情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ内部検査、脆弱性診断ツールの導入、標的型メール訓練など）の充実強化を図る。 ・地方自治法の改正により、サイバーセキュリティを確保するための基本方針を公開することが義務付けられ、セキュリティポリシーを基本方針と位置付け、公開している。	デジタル統括室	法令	地方公共団体		区		●		
		189	情報通信ネットワーク基盤運用経費	・本市ICT行政のインフラとなる本市情報通信ネットワーク基盤（業務系、庁内情報、LGWAN接続系ネットワーク）について、情報セキュリティ対策の最適化等によるシステムの安全性・信頼性を確保して運用するとともに、行政のデジタル化を推進し、行政運営の更なる高度化・効率化を実現するため、デジタル化社会に適応する基盤の整備に取り組む。 ・また、本基盤を活用するすべての業務システムが利用する共通機能を整備し、各業務システムの安定稼働・運用を下支えできる基盤を提供する。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		190	庁内情報利用端末管理事業	各所属における庁内情報利用パソコンの調達・管理業務（予算・契約等）の職員負担を軽減し、組織改正（部署新設・業務移管・配置転換）や急遽・一時的な事務所開設などに迅速・柔軟に対応できるよう、調達・管理業務をデジタル統括室において一括管理（集約化）することにより、庁内情報利用端末管理事業の全体最適化を目指す。 なお、既存庁内情報利用パソコン（長期リース契約）については、契約期間満了まで各所属で継続管理する。	デジタル統括室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		191	中央情報処理センター運用経費	・税務事務システムや国民健康保険等システム等のサーバ機器や、大量帳票作成・バッチ処理を行っている統合基盤システム機器等の運転に係るオペレーション業務や、外部業者とのデータ授受等の運用を行っている。 ・厳密な入退館管理を行い、中央情報処理センターへの不正侵入やデータ漏えい防止等のセキュリティ対策の強化を図っている。	デジタル統括室	任意			区		●		
		192	行政オンラインシステム運用	行政オンラインシステムの運用を令和2年8月から開始し、安定的な運用と利便性向上に繋がる機能強化を実施している。 令和7年度末で約2300の手続きのオンライン化を実施している。	デジタル統括室	任意			区		●		
		193	総合行政ネットワーク（LGWAN）運用経費	サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化するなか、国・地方を通じた特定個人情報の情報連携を行う個人番号制度及び地方自治行政に重大な影響を与えるリスクが想定されることから、総務省からの要請に基づくネットワークの3層分離により、総合行政ネットワーク（LGWAN）網へ接続するためのLGWAN接続系ネットワークを整備・運用し、情報セキュリティを確保する。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		194	住民情報系システム統合基盤運用経費（統合基盤運用管理）	・基幹系システム統合基盤は、住民情報系基幹システムにおける共通基盤機能を一括して提供することで、システム全体経費の長期的な縮減に寄与している。 ・制度改正によるシステムの改修や、利用者IDの申請受付などの統合運用管理など、システムの運用保守等を行っている。	デジタル統括室	任意			区		●		
		195	DX戦略統括事業	本市DX戦略に掲げるめざす姿の実現に向け、本市のDX戦略の全体総括、DX戦略の企画調整、進捗管理、DX推進事業の調整、及びデジタル統括室内事業の統括を実施	デジタル統括室	任意			区		●		
		196	DX戦略実行支援事業	本市DX戦略に掲げるめざす姿の実現に向け、高度な専門的知見を有する民間事業者からの支援を受けて、次の取組を実施し、DXを推進している。 ・DX戦略及び同戦略の取組計画（アクションプラン）に今後反映すべき事項や施策についての提案、助言による改定支援や情報提供、効果測定等を実施 ・DX戦略及び同戦略の取組計画（アクションプラン）の推進にかかる評価・調査を実施	デジタル統括室	任意			区		●		
		197	DX人材確保・育成事業	地方自治体として持続していくためにDXを推進していくには、職員のデジタルリテラシー向上に加え、データやデジタル技術を活用し、利用者中心のサービス変革を進められるサービスデザイン思考を持った人材が必要不可欠である。 そのことから、事業を所管する担当自らが自発的かつ積極的に行政サービスや仕事のやり方を見直し、DXの取組が推進されていくことをめざし、DXを積極的に推進またはけん引できる人材の確保・育成を行う。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		198	DX推進の役割に応じた人材育成（研修やリスキリングの実施）	全庁的なDX推進の司令塔として、室内向け研修や職員のリスキリングを支援する。また、全職員を対象に、実践で必要となるデジタル技術や業務の専門性に対応した知識の取得を支援する。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		199	デジタル活用推進経費	全庁的なデジタル活用推進にかかる事務運営	デジタル統括室	任意			区		●		
		200	データ利活用推進事業（庁内データブリッジ構築）	・データ活用の中でも本格的なEBPM推進に向けて、「大阪市のすべての組織がデータ活用を前提にエビデンスを踏まえた意思決定をしている状態」の実現に向けたステップとしてどのように取り組んでいくべきかを定めた「大阪市データ活用方針」に基づき、「データ活用環境」「人材育成」「ルール・推進体制」の3つの取組を進めることとしている。加えて、各事業のシステム間のデータ連携・利用から事業の効果測定などのデータ活用までの流れを一体で検討し、データ連携・利用のためのデータ連携ツールとして「庁内データブリッジ」を導入する。	デジタル統括室	任意			区		●		
		201	生成AIを活用した業務効率化推進事業 （生成AI活用環境に関する事務）	・生成AIの活用拡大を目指し、汎用的な業務及び専門性の高い知識を要する業務における生成AI利用環境を職員内製で構築、維持管理を行っている他、今後の生成AI利用環境の高機能化（高機能サービスの活用を含む）に関する検討を実施している。加えて、AIエージェントの段階的な庁内導入に向けたAIエージェント利用環境の開発及び一部業務での実証を実施している。	デジタル統括室	任意			区		●		
		202	DX伴走支援	各所属・部署におけるDXの着実な実行による全庁的なDX推進を図るた め、企画構想段階から導入・運用定着まで所属・部署に伴走した支援を実施するため、所属別に担当職員を定め「各所属支援窓口」として、幅広くデジタル分野に関する相談から、情報システムやDXの支援を行う。	デジタル統括室	任意			区		●		
		203	職員によるシステム内製化・BPR推進事業	・ノーコードツールの積極的な活用に向けて、デジタル統括室による各所属支援を実施、システム内製化とBPRを進める。また、ノーコードツール活用による業務改善・効率化事例を庁内向けに情報発信し、システム内製化の気運を醸成し、従来業務の進め方やシステム開発手法から脱却し、業務効率化や経費削減、スピード開発を実現する。 ・今後、ノーコードツールの活用の余地がある所属への積極的な支援、汎用的に活用できるサンプルアプリの提供等を通してさらなる利用拡大を図る。	デジタル統括室	任意			区		●		
		204	次世代行政サービス推進事業 （CXサービスデザイン推進事業）	・「大阪市CXサービスグランドデザイン」に基づき、総合サービスポータル、コンタクトセンター、AI活用環境等で構成する「CXサービス利用環境」の整備に向けた企画構想やフロント・バックヤード事務の全体最適化に向けた関係所属との企画調整を進め、次世代の行政サービスへの変革を推進する事業 ・大阪府が所管する「mydoorOSAKA」の活用に関する調査等事業	デジタル統括室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		205	バックオフィスDX推進業務	個々のサービスのデジタル化や部分的な業務プロセスの変革に留まることなく、全体最適の視点で徹底的な業務の効率の追求やより快適で働きがいのある市役所、職員がコア業務に注力することによる市民サービス向上の実現をめざし、バックオフィス（内部管理業務）の本市全体最適化及びDX実現に向けたグランドデザインを推進する事務	デジタル統括室	任意			区		●		
		206	情報発信等最適化業務	市民等が必要とする情報へアクセスしやすく、行政サービスをスムースに受けられることによる市民QoLの向上、職員の事務の負担軽減をめざし、現行の本市ホームページの改善やLINE公式アカウントの全庁的な運用見直し、大阪市情報発信等最適化施策に基づいた取組など、デジタルツールを活用した情報発信にかかる全体最適化を図るにあたっての技術的支援を行う事務	デジタル統括室	任意			区		●		
		207	大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）運用管理事務	大阪市からの情報発信の窓口として、Webコンテンツ作成に対する知識や技術の少ない職員でも簡単にWebページが作成可能な仕組みとして、Contents Management System（CMS）を提供している。 また、職員がCMSで作成したコンテンツをWebサーバで公開する仕組みや、アクセスの集中を分散するためのContent Delivery Network（CDN）などWebページ公開に必要な機能を総合的に提供することでコンテンツ作成から公開まで安定した運用を行う事務	デジタル統括室	任意			区		●		
		208	区役所DX推進事業（窓口改革）	デジタルを活用した「大阪にふさわしい新たなフロントヤード」をめざし、区役所窓口における「書かない、漏れがない、待たない窓口」を実現するため、窓口支援システムなどを活用した窓口業務の改善・自動化やフロア整備といった窓口改革の取組を推進する。	デジタル統括室	任意			区		●		
		209	マイナンバーカードを活用した書かない窓口の実現事業	・区役所窓口にマイナンバーカード券面記載事項読取印刷機器を導入し、申請書への基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）の事前印刷により、来庁者の利便性を向上させる。 ・導入場所：24区役所の4窓口（住民情報・保険年金・保健福祉・生活支援）、3出張所、3サービスカウンター、本庁証明窓口 ・機器台数：各区役所104台、サービスカウンター5台、本庁証明窓口2台、合計111台	デジタル統括室	任意			区		●		
		210	AI音声認識技術を活用した業務効率化推進事業	・入力した音声からリアルタイムでテキストを生成する専用端末を導入し、業務で会話が交わされる状況で運用する。 ・小型の携帯端末だけで文字起こしが可能な特性を活かし、窓口や庁外の現場での打ち合わせや面談記録等の作成にかかる作業負担軽減と効率化を図る。 ・蓄積した会話記録を分析し、実践的なマニュアルやFAQ作成に活用する。	デジタル統括室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		211	外国人・聴覚障がい者等を対象としたAI音声認識ツール活用による窓口サービス向上事業	聴覚障がい者支援及び多言語翻訳のための音声認識ツールを導入し、市民対応への積極的・効果的な活用を推進するとともに、当該ツールの利用ログデータについて、集約・可視化することにより、導入効果や運用課題の検証と改善を行い、市民対応の向上及び業務の効率化を図る。 ・AI音声認識ツール（専用端末型） ・AI音声認識ツール（アプリインストール型）	デジタル統括室	任意			区		●		
		212	区役所DX推進事業（広報媒体のデジタル化）	デジタルサイネージとコンテンツ配信システム（CMS）を導入してクラウド上でデジタルコンテンツの遠隔管理することで、紙のポスターやチラシの管理にかかる職員の作業負担を大幅に軽減する。また、デジタルサイネージの付近を通る人々の年齢、性別、顔の向き等を判別するセンサーを組み合わせて活用し、AIによる行動予測分析を行う。これにより、属性に合わせた効果的なコンテンツをデジタルサイネージへ配信・表示させるとともに、広報効果の測定を行う。	デジタル統括室	任意			区		●		
		213	情報通信ネットワーク基盤運用経費 ※議事録作成支援システムのみ	・議事録作成作業時間の短縮、業務効率化を目的として、議事録作成支援システム（音声データを自動で文字起こしするインターネット上のサービス）の全庁利用環境を用意	デジタル統括室	任意			区		●		
		214	情報通信ネットワーク基盤整備事業	・職員が日々業務に利用しているネットワークを含む現行デジタル基盤の今後の目指すべき姿（改修整備の方向性）について、「デジタル基盤整備方針」として整理を行っている。また、整備方針の実現のために本市が実施する事務を「デジタル基盤整備方針管理運営プロセス」として整理しており、本プロセスに基づく次の事務を行っている。 ①整備方針に基づくデジタル基盤の実現に向けた進捗管理、及び発生する技術的課題に対するデジタル基盤整備担当の検討支援 ②整備方針とデジタル基盤上の各システム・プロジェクトの整合を確保すること ③整備方針を、国の方針や技術動向、今後の実装に関する検討結果に応じて見直すこと	デジタル統括室	任意			区		●		
		215	共通クラウド・情報系共通基盤運用経費	本市の内部事務を扱う庁内情報ネットワークにおけるユーザ認証や端末管理等の機能を担う情報系共通基盤および公開系ネットワーク基盤について、技術発展や社会ニーズの変容に速やかに対応するとともに、デジタル社会にふさわしい都市の実現に向けた取組みをより強力に推進していくため、ICT基盤として提供する機能の充実を図るとともに、安定的な運用を実現させる必要があることから、情報系共通基盤の保守期限（令和5年度）にあわせて大阪市の共通的なクラウド環境「大阪市共通クラウド」を構築し、ユーザ端末管理基盤のうち情報系及び公開系にあたる部分を「情報系共通基盤」として「大阪市共通クラウド」上で再構築を行った。 各庁内情報ネットワークおよび公開系のネットワークを利用する業務システムが効率よく「大阪市共通クラウド」を活用し、リソースをオンプレミスのサーバ環境からパブリッククラウド（IaaS）環境に移行することによる運用の効率化とコスト縮減等を目指す。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		216	中央情報処理データセンター運用経費	情報通信ネットワークや住民情報系基幹システムについて、防火設備や耐震構造をはじめ自家発電や電源供給経路の二重化など、民間データセンターが提供する高度な設備を有する施設にネットワーク機器やサーバ機器等を設置して運用することにより、情報通信ネットワークや住民情報系基幹システムの災害対策・安定稼働を確保する。	デジタル統括室	任意			区		●		
		217	二要素認証システム基盤運用経費	サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化するなか、国・地方を通じた特定個人情報の情報連携を行う個人番号制度及び地方自治行政に重大な影響を与えるリスクが想定されることから、総務省からの要請に基づくネットワークの3層分離により業務系ネットワークの整備を行い、統合基盤システムサーバ上に、多要素認証として二要素認証基盤を構築・運用し、情報セキュリティを確保する。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		218	自治体情報セキュリティクラウド利用経費	サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化するなか、国・地方を通じた特定個人情報の情報連携を行う個人番号制度及び地方自治行政に重大な影響を与えるリスクが想定されることから、総務省からの要請に基づき、ネットワークの3層分離とともに、大阪版自治体情報セキュリティクラウドを利用し、インターネット接続口を集約して高度なセキュリティ対策を講じる	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		219	AIファイル検索機能を活用した業務効率化推進事業	デジタル化の進展に伴い職員が取り扱う文書データもさらに膨大化すると見込まれることから、業務効率、労働生産性を高めていくとともに均一な業務レベルを維持し続けることのできる職場環境の構築をめざし、職員の経験や記憶など属人的な要素に頼ることなく、職員業務にAI等のデジタル技術の活用を最大限進めていく。	デジタル統括室	任意			区		●		
		220	コミュニケーションツールを活用した外部機関との情報連携推進事業	コミュニケーションツールの活用により、効率的かつ質の高い組織・業務運営の実現に向け、市役所内におけるコミュニケーションツールをMicrosoft Teamsに統一し、業務最適化を図るとともに、外部委員や事業者等、市役所以外の外部機関との連携を推進する。	デジタル統括室	任意			区		●		
		221	住民情報系システム統合基盤運用経費（マイナンバ制度にかかるシステム運用管理）	マイナンバ制度における情報連携を行うための機能（中間サーバ連携機能、宛名管理機能）のシステム運用管理を行っている。	デジタル統括室	法令	一般市		区		●		
		222	情報システム標準化・共通化推進支援経費	標準化法に基づく自治体業務のシステム標準化のため、全体プロジェクト管理、標準化対象業務の移行支援、補助金とりまとめ等を行う	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		223	ガバメントクラウド運用経費（ガバメントクラウド運用管理）	国が準備するクラウド上において、本市が利用する情報システム稼働環境の維持管理を行う	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		224	ガバメントクラウド運用経費（申請管理システム運用管理）	標準化移行したシステムが共通的に利用する申請管理システムの運用管理を行う	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		225	建設生産プロセスDX推進事業	自治体DXの一環として、都市・インフラ分野におけるデジタル技術導入等による建設生産プロセスDXの推進	デジタル統括室	任意			区		●		
		226	国際都市間交流	都市間での協定等に基づく技術協力	デジタル統括室	任意			該当なし	●			
		227	スーパーシティ構想推進事務	国家戦略特別区域法に基づき、令和4年4月、政令閣議決定により、大阪市域がスーパーシティ型の国家戦略特区に区域指定された。 大阪市は、大阪府とともに、複数分野の先端的サービスの提供と大胆な規制改革などによって、世界に先駆けて未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想の推進に取り組んでいる。	デジタル統括室	法令	地方公共団体		該当なし	●			
		228	大阪市オープンデータポータルサイトの運用に関する業務	オープンデータの取得・検索、情報提供、活用事例の紹介を行うポータルサイトの運用 ・掲載データの定期更新作業	デジタル統括室	任意			区		●		
		229	DX推進に係る情報発信・機運醸成	全職員が、DXは「身近で実践できるもの」であることを実感することで、DXに取り組む意識変革を促進し、DXを自分事として捉え業務変革につなげるために、全庁的にDXの情報発信を行うとともに、先進事例や各所属のDX事例を体験・共有する取組みを推進する。	デジタル統括室	要綱等	地方公共団体		区		●		
		230	データ利活用推進に関する事務	全庁的なデータ利活用推進に向けた各種取組（企画、人材育成等）の実施	デジタル統括室	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		231	生成AIを活用した業務効率化 推進事業（生成AI活用推進及びAIガバナンス構築に関する事務）	生成AI活用推進及びAIガバナンス構築に関する事務	デジタル統括室	任意			区		●		
		232	コンビニ交付サービス運用管理	コンビニ交付サービスは本市住民がマイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明、戸籍附票等の証明書をコンビニエンスストアに設置されたキオスク端末から取得可能なサービスであり、証明書を発行するための本市内システムの運用保守およびサーバ等機器の管理を行う。	デジタル統括室	任意			区		●		
		233	技術分野におけるDX人材育成事業	実務レベルで都市・インフラ分野におけるDXを推進するための企画・検討ができる職員を育成することをめざし、デジタル分野における新技術に関する実践的な座学や、実業務を想定したデジタル化推進の企画等を体験する研修を実施する。	デジタル統括室	任意			区		●		
		234	大阪スマートシティ戦略会議の運営等経費	「大阪スマートシティ戦略」に基づき、住民のQoL（生活の質）の向上という目的に向かって、府市それぞれの役割や責務に基づき、スマートシティやスーパーシティの取組を推進することで、大阪のスマートシティ化を加速させ、大阪全体の発展につなげていく。	デジタル統括室	任意			都	●			
31	市長会等・地方自治制度	235	地方自治制度関係事務	・地方制度に関する国等の動向の把握、資料の収集・調査研究を行う。 ・地方分権を推進するため、国等に要望活動を行う。	政策企画室	任意			区		●		
		236	市長会・隣接都市関係事務	・全国市長会や近畿市長会・大阪府市長会等を通じて、全国の各市等と緊密な連携を図る。 ・昭和36年4月に締結した協定に基づき、八尾市との間で行政協力の具体化について協議を進める。 ・大阪市隣接都市協議会の活動を通じて、相互に連絡調整を図る。	政策企画室	任意			区		●		
32	選挙管理委員会	237	選挙管理委員会の設置	・普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 ・選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		238	選挙管理委員会関係事務	市において、選挙の管理執行、選挙啓発等選挙管理委員会の権限に属する事項について審議するため、毎月1回以上、定例及び臨時の選挙管理委員会議を開催。 また、定例的に市区選挙管理委員長会議を開催。その資料作成・事前打合せ等を行う。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		239	選挙管理委員会関係事務（区）	区において、選挙人名簿の登録、選挙の事務執行、選挙啓発等区選挙管理委員会の権限に属する事項について審議するため、毎月1回以上、定例及び臨時の選挙管理委員会議を開催。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		240	常時啓発事務	各種啓発事業の計画・策定及び実施 ・選挙出前講義の案内、周知 ・ポスターコンクールの周知及び審査	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		241	常時啓発事務（区）	各種啓発事業の計画・策定及び実施 ・選挙出前講義の実施 ・ポスターコンクール作品の集約及び関係機関との調整事務	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		242	選挙管理執行事務	各種選挙の管理執行・区への指導	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		243	選挙管理執行事務（区）	各種選挙の投開票事務等	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		244	最高裁判所裁判官国民審査管理執行関係事務	最高裁判所裁判官国民審査の管理執行・区への指導	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		245	最高裁判所裁判官国民審査管理執行関係事務（区）	最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務等	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		246	選挙人名簿調製事務	選挙人名簿（投票区ごと）及び在外選挙人名簿への登録、登録の抹消等に係る集約及び指導等	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		247	選挙人名簿調製事務（区）	選挙人名簿（投票区ごと）、在外選挙人名簿の登録、登録の抹消等	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		248	国民投票法関係事務	国民投票の管理執行・区への指導	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		249	国民投票法関係事務（区）	国民投票の投開票事務等	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		250	選挙に係る任意事務	公職選挙法を中心に法令研究、スキルアップのための研修会・講習会の開催、選挙事務テキスト・選挙関係例規集・選挙関係告示例の修正、指定都市連合会関係事務、証票交付関係事務、公職選挙法その他選挙事務関係の書籍の購入・24区への配付、各種選挙投開票、直接請求に係る統計調査等	行政委員会事務局	任意			区		●		
		251	直接請求事務	議会の解散及び議員等の解職等の請求における請求の受理、署名簿の審査及び投開票事務等に係る区への指導。	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		252	直接請求事務（区）	直接請求時における署名簿の審査及び投開票事務	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		253	裁判員候補者予定者名簿調製事務	裁判員候補者予定者名簿の調製に関する指導	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		254	裁判員候補者予定者名簿調製事務（区）	裁判員候補者予定者名簿の調製及び市選管を通じて大阪地方裁判所へ提出	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		255	検察審査員候補者予定者名簿調製事務	検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する指導	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		256	検察審査員候補者予定者名簿調製事務（区）	検察審査員候補者予定者名簿の調製及び市選管を通じて大阪検察審査会事務局への提出	行政委員会事務局	法令	一般市		区		●		
		257	投票管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			区		●		
		258	期日前投票システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		259	投開票集計システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			区		●		
		260	選挙人名簿管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	要綱等	地方公共団体		区		●		
		261	国民投票投票管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			区		●		
		262	選挙管理委員、監査委員、人事委員　人件費	選挙管理委員・監査委員・人事委員 の人件費支払い事務（各選挙実施時の人件費を除く）	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		263	選挙実施時　人件費	各種選挙実施時の人件費	行政委員会事務局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
34	市会	264	秘書・議員接遇、諸儀式及び交際等関係事務	正副議長秘書、議員控室における接遇等、本市会への表敬をはじめとする国内外賓客の接遇対応、姉妹・友好都市提携している海外都市の議長等への訪問・交流及び行政調査等の実施、議員連絡調整(議員連絡先の周知等)、議長会等都市関係諸会議等関係業務	市会事務局	任意			区		●		
		265	傍聴受付等関係業務	本会議・委員会の傍聴受付・案内、手話傍聴の手配、モニター放映にかかる事務	市会事務局	任意			区		●		
		266	議員報酬等関係事務	大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づく支給事務を行う。 議員の年末調整にかかる事務を行う。	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		267	議員年金関係事務	議員年金の届出手続きを行う。	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		268	政務活動費関係事務	地方自治法第100条及び大阪市会政務活動費の交付に関する条例に基づき、大阪市会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。議長は交付から収支報告書までの手続きや収支報告書及び領収書の写しの検査を行うとされており、事務局として議長の補佐を行っている。	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		269	本会議関係事務	本会議の運営、結果報告、意見書の送付、会議録の作成など	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		270	常任委員会及び特別委員会関係事務	議案等を審査する常任委員会及び特別委員会の運営、委員会記録の作成など	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		271	市会運営に関する諸会議関係事務	市会運営委員会の運営、記録など	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		272	請願書及び陳情書関係事務	請願・陳情の受付、付託及び結果の送付	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		273	各種の調査及び資料の収集・整備に関する事務	市会議員の政策立案等に資するため、各種資料の収集、整備、情報提供等を行う。	市会事務局	任意			区		●		
		274	市会の広報に関する事務	大阪市会の審議の様子や議決事項など、市会に関する事項を広く周知する。市民に開かれた市会をめざし、議場見学など、市民が議会と直接触れ合う機会を設ける。	市会事務局	任意			区		●		
		275	市会図書室関係業務	地方自治法の規定により送付される政府刊行物や府刊行物、市会会議録、市会刊行物、市公報、市の刊行物、その他市会に必要な図書及び資料を収集・保管し、市会関係者の利用に供する。	市会事務局	法令	地方公共団体		区		●		
		276	議員等在席表示システム運用管理事務	議員等在席表示システムにかかる機器調達・システム保守に関する事務	市会事務局	任意			区		●		
		277	市会議場システム運用管理事務（議会運営のシステム化をはじめとした議会関連業務最適化事業）	市会議場システムの導入及び音響・映像設備の更新に関する事務	市会事務局	任意			区		●		
		278	請負の状況の公表に関する事務	「大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例」第3条の規定に基づき、市に対し請負を行った議員の請負状況等報告書を公表する。 請負状況等報告書の提出を大阪市会議員に求め、当該報告書を市会事務局長が指定する場所で閲覧できるようにするとともに、インターネットで公表する。	市会事務局	任意			区		●		
35	内部事務	279	一般事務経費	・人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理関係業務、計理・予算決算業務、市会関係業務、広聴・広報関係業務、契約・管財業務、人材育成関係業務、照会回答業務など	副首都推進局	任意			該当なし	●			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		280	庶務関係業務	○人事・給与・福利厚生関係業務、○文書・公印管理関係業務、○計理・予算決算業務、○市会関係業務、○広聴・広報関係業務、○契約・管財業務、○人材育成関係業務、○法規関係業務、○服務関係業務、○危機管理関係業務、○環境管理関係業務、○照会回答業務（他所属、他都市等）他	市政改革室	任意			区		●		
		281	庶務業務	・デジタル統括室の人事、文書、計理、庁舎管理等	デジタル統括室	任意			区		●		
		282	庶務事務（分室）	・デジタル統括室分室の庶務・文書・計理業務等。	デジタル統括室	任意			該当なし		●		
		283	庁舎管理業務（分室）	・デジタル統括室分室の庁舎管理業務等。	デジタル統括室	任意			該当なし		●		
		284	マイナンバー制度連絡調整事務	大阪市としてマイナンバー制度を進めるための調整事務。 ・条例・規則等の整備 ・特定個人情報保護評価実施に向けた指導	デジタル統括室	法令	一般市		区		●		
		285	庶務業務	総務局の全体総括	総務局	任意			区		●		
		286	庶務業務	・庶務業務全般（施設維持管理業務含む） ・人材育成推進委員会　など	総務局	任意			区		●		
		287	平和関連事業等（他の主管に属さないこと）	平和関連事業、国旗掲揚状況の取りまとめ等、他の局等の主管に属しないことを行う。	総務局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		288	提案・改善事業事務	・職員提案制度 ・所属表彰事例の共有	総務局	任意			区		●		
		289	庶務業務	・室の文書、人事、予算、決算、物品、室業務の進行管理及び事務改善に関する業務	政策企画室	任意			区		●		
		290	東京事務所関連事務	・大阪府市の役割分担に応じた事務を遂行していくうえで必要な資料や情報についての、国等への情報収集・調査活動、連絡調整 ・大阪府東京事務所との密接な連携を図りながら、東京及び広く全国へ大阪の地域事情を発信	政策企画室	任意			該当なし		●		
		291	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意			区		●		
		292	市会業務	議案の提出など大阪市全体としての市会に関する事務	財政局	任意			区		●		
		293	広告業務	・広告事業に関する制度所管並びに各局で実施している広告事業の効果額のとりまとめに関する事務 ・ネーミングライツ一斉募集事業等、広告主獲得に向けた取組みに関する事務	財政局	任意			区		●		
		294	庶務関係業務	局業務の進行管理、人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理業務、市会関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算・契約業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関連業務、その他庶務業務	契約管財局	任意			区		●		

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	東京の状況	事務分担案			備考
										広域	特別区		
											各区	連携	
		295	庶務関係業務	○文書・公印管理関係業務、○市会関係業務、○秘書関係業務、○ICT関係業務、○計理・予算決算業務、○契約・管財業務、○人事・給与・福利厚生関係業務、○所属内研修関係業務、○市政改革プラン関係業務、○規則改正関係業務、○コンプライアンス関係業務、○内部統制関係業務、○危機管理関係業務、○広聴・広報関係業務○環境管理関係業務、○各種推進本部関係業務、○照会回答業務(他所属、他都市等)他	会計室	任意			区		●		
		296	局の庶務に関する事務	局の文書、人事、予算、決算及び物品等 局業務の進捗管理及び事務改善等	行政委員会 事務局	任意			区		●		
		297	庶務関係業務	公印の監守、文書、人事及び給与、福利厚生、予算・決算、物品、議場その他の警備、議会の情報公開(情報公開審査委員会の運営含む)、議員の海外出張、営繕、議会構内管理、広聴広報、情報化推進、環境保全推進、職員研修、訴訟・不服申し立て、事務局職員の公正な職務の執行、内部統制、市会ハラスメント防止、指定都市議会事務協議会、その他庶務的事項に関する事務	市会事務局	任意			区		●		

≪13.終了事務≫

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	備考
1	総合都市交通体系調査関連事務	近畿地方整備局を中心に近畿圏内の2府4県4政令市の自治体や関係機関などで構成される京阪神都市圏交通計画協議会に参画し、京阪神圏内の総合的な交通施策の推進に向け、人や物の移動状況を把握するパーソントリップ調査及び物資流動調査等を実施し、その結果について分析等を行う。	計画調整局	法令	政令市		終了
2	近畿地区幹線道路協議会に関する事務	近畿地区における道路の計画、事業の実施、運営方法等について、近畿地方整備局、関係地方公共団体等により、調査研究、総合的な調整などを行う。	計画調整局	要綱等	政令市		終了
3	関西国際空港促進協議会関係事務	地元経済界、自治体が一体となって結成している関西国際空港全体構想促進協議会の活動に参画し、関西国際空港の集客・利用促進や関西国際空港の国際拠点機能の強化が図れるよう国等に対して要望活動を実施している。	計画調整局	任意			終了
4	広域地方計画協議会に関する事務	国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進し、安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とし、国土形成計画（広域地方計画関係）の策定過程において、策定組織への参画などにより本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	計画調整局	法令	政令市		終了
5	国際都市計画交流組織（INEX）推進調査に関する事務	複雑化する都市問題に対応するため、都市計画の分野において、世界の主要都市及び国内の政令指定都市の都市計画行政上の課題やその対応策等について情報収集を行うほか、会員都市（政令指定都市）が都市計画上の共通課題の共同調査、協議会のネットワークを利用した課題解決のための情報交換・検討などを行う。また、都市計画制度改正にかかる国への働きかけなども行っている。	計画調整局	任意			終了
6	近畿圏整備計画に関する事務	近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その推進により首都圏と並ぶ国の経済・文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的とし、近畿圏整備計画の策定過程において、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	計画調整局	法令	政令市		終了
7	住宅供給公社の監理に係る事務	地方住宅供給公社法に基づき設立された大阪市住宅供給公社について、出資、理事長・監事の任命及び解任、事業計画及び資金計画の承認、監督等の業務を行う。	都市整備局	法令	その他	都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市	終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	備考
8	大阪市住宅供給公社職員派遣事務	大阪市住宅供給公社は、本市の住宅関連業務の委託先及び民間では供給困難な住宅の供給元として、当局と緊密に連携しながら本市の住宅施策に沿って業務を効率的かつ効果的に実施する必要があるため、当該団体からの職員派遣要請に基づき、本市から職員2名を派遣している。	都市整備局	任意			終了
9	ATCグリーンエコプラザでの啓発に関する事務	環境関連産業の育成に寄与するとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、事業者に対する自主環境管理の導入に必要な情報やノウハウの紹介、エコマーク商品の展示による環境配慮型商品の普及促進、環境問題に関するセミナーの開催等の事業を実施する。	環境局	任意			終了
10	環境影響評価法に関する事務（同法施行令都市関係）	大規模な事業（法の対象事業であって、環境影響を受ける範囲が一つの政令市の区域に限られるもの）を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	法令	その他	同法施行令で定める市	終了
11	貿易振興事業（ジェトロ大阪分担金）	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施する「 貿易投資相談事業」について費用分担を行い、国際商取引を促進することで、在阪中小企業の一層の国際化を支援し大阪経済の活性化につなげる。	経済戦略局	任意			終了
12	関西広域連合広域産業振興局の事務局（大阪府）への派遣	関西広域連合広域産業振興局事務局（大阪府）への派遣	経済戦略局	任意			終了
13	海外事務所の運営（本課分）	海外（ 中国上海市） に大阪府と共に事務所を構え、直接的な活動を展開することで、大阪と中国との経済交流を促進するとともに、姉妹・ 友好都市、友好協力都市、姉妹港、ビジネスパートナー都市などのネットワークを活用し、文化、観光、教育、スポーツなど様々な分野における交流を促進し、大阪に人材・ 物・ 資金を呼びこむ。	経済戦略局	任意			終了
14	自治体国際化協会分担金	地方公共団体の国際化支援および国際交流、JETプログラム、多文化共生への取組を推進するため、一般財団法人自治体国際化協会（クレア）への分担金を支出する。	経済戦略局	任意			終了
15	海外事務所の運営（事業所分）	海外（ 中国上海市） に大阪府と共に事務所を構え、直接的な活動を展開することで、大阪と中国との経済交流を促進するとともに、姉妹・ 友好都市、友好協力都市、姉妹港、ビジネスパートナー都市などのネットワークを活用し、文化、観光、教育、スポーツなど様々な分野における交流を促進し、大阪に人材・ 物・ 資金を呼びこむ。	経済戦略局	任意			終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	備考
16	近畿・中部地区母子寡婦福祉研修大会補助 「R8のみ」 【R8終了】	近畿・中部地区母子寡婦福祉を開催する（公社）大阪市ひとり親家庭福祉連合会に対して補助を実施し、ひとり親家庭支援施策の推進を図る。	こども青少年局	任意			終了
17	副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）の運営	・副首都推進本部会議の運営	副首都推進局	法令	政令市		終了
18	大阪府公安委員会委員の推薦事務	大阪府公安委員会委員のうち１人については、警察法に基づき、本市議会の同意議決を経て、大阪府に推薦を行う。	総務局	法令	政令市		終了
19	関西広域連合関係事務	府県域を越える行政課題に取り組むとともに、国からの事務・権限の移譲を目指す。	政策企画室	任意			終了
20	地方行政連絡会議に関する事務	・都道府県及び指定都市で「地方行政連絡会議」を組織し、会議は、都道府県、指定都市及び国の地方行政機関で構成する。 ・近畿地方行政連絡会議については休止中であり、事務及び費用負担は発生していない。	政策企画室	法令	政令市		終了
21	大阪府警本部との連絡調整業務	・大阪府警本部との連絡調整業務	政策企画室	任意			終了
22	指定都市関係事務	地方分権の確実な進展や国の制度の創設、改廃等を実現し、大都市行財政の円滑な運営に資するため、指定都市市長会等を通じて、他の指定都市と緊密な連携を図る。	政策企画室	任意			終了
23	関西広域連合への派遣	当該団体の運営、各構成府県市との連絡調整。	政策企画室	法令	その他	広域連合構成団体	終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	備考
24	指定都市市長会事務局への派遣	当該団体の運営、各構成市との連絡調整	政策企画室	任意			終了
25	株式会社日本宝くじシステムへの派遣事務	株式会社日本宝くじシステムへの派遣事務	財政局	任意			終了
26	当せん金付証票に関する事務	○目的＝地方財政資金の調達に資するため。 ○サービスの対象＝宝くじ購入者及び地域住民。 ○宝くじの発売主体＝都道府県及び政令指定都市。共同で発売する場合は、地方自治法に定める協議会を設置し発売。	財政局	法令	政令市		終了
27	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する入札契約業務	地方自治法施行令の特例として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」が定められており、都道府県及び政令指定都市が締結する契約において適用される。この入札契約業務は、通常の入札契約業務の手続きと、大きく異なる。 適用範囲については、物品等及びWTO政府調達協定に掲げられた役務及び建設工事の契約で、予定価格が、契約の種類に応じて総務大臣が定める額以上の額であるものとされている。	契約管財局	法令	政令市		終了
28	人事委員会の設置（調査関係事務・地方公務員法）	給与、その他の勤務条件に関する報告及び勧告 職員に関する条例の制定・改廃に対する意見の申出 給与の支払いの監理 市規則の制定・改廃に関する協議に対する回答 （人事委員会固有部分）	行政委員会 事務局	法令	政令市		終了
29	大阪市における特別区の設置にかかる住民投票	住民投票の管理執行及び区への指導	行政委員会 事務局	法令	一般市		終了
30	大阪市における特別区の設置にかかる住民投票（区）	住民投票の投開票事務等	行政委員会 事務局	法令	一般市		終了

No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	備考
31	資産等公開に関する事務	「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、大阪市会議員の資産等を公開する。 資産等報告書等の提出を大阪市会議員に求め、当該報告書等を市会事務局長が指定する場所で閲覧できるようにする。	市会事務局	法令	政令市		終了
32	関西広域連合議会に関する事務	関西広域連合議会に関する事務（議員随行・連絡調整等）	市会事務局	法令	その他	関西広域連合議会	終了